

中央区地域防災計画

(令和3年修正)

中央区防災会議

令和3年修正にあたって

中央区では、平成25年6月の災害対策基本法の改正や平成26年9月の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改訂、平成26年7月の東京都地域防災計画の修正など、国や都の動きに対応し、かつ、前回修正時以降の本区防災対策の進捗状況を反映するため、平成27年7月に地域防災計画の修正を行いました。

その後、平成28年4月に熊本地震、令和元年10月には東日本を中心に甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号などの大規模災害が発生したほか、令和2年には新型コロナウイルス感染症が全世界で大流行しています。

こうした大規模災害や感染症流行の教訓を踏まえ、前回修正時以降の本区の防災対策の進捗状況を反映するとともに、災害関係法令改正への対応及び令和元年7月に修正された東京都地域防災計画（震災編）との整合性等を図るため、このたび地域防災計画を修正しました。

区では引き続き、これまでの減災目標達成に向けて防災対策の強化・推進に取り組んでいきます。また、区民や事業所をはじめ地域との連携強化を推進し、「自助」「共助」の一層の強化を図るとともに、「公助」と一体となった総合的な防災力の向上に取り組み、「災害に強いまち中央区」を実現していきます。

なお、区では今回の修正を踏まえ、本計画の指針となる「国土強靱化地域計画」を令和3年度に策定する予定です。

主な修正項目

- 防災拠点の運営体制
- 避難所等における感染症対策
- 高層住宅の防災対策
- 要配慮者及び避難行動要支援者対策
- 帰宅困難者対策
- 水害対策
- 災害に強い安全なまちづくり
- 職員体制
- 受援体制
- 医療救護体制
- 輸送体制
- 災害廃棄物対策
- 生活再建支援体制

◎ 凡 例

本書の表中に現在日の記述がないものは、原則として令和2年4月1日現在である。

なお、できる限り新しいデータを記述するため、事務事業の性質や資料作成の基準日の相違などから各項目の現在日が統一されていない点がある。

◎ 用 語 例

防災会議条例	中央区防災会議条例（昭和38年3月中央区条例第13号）
本部条例	中央区災害対策本部条例（昭和38年3月中央区条例第14号）
本部規則	中央区災害対策本部条例施行規則（昭和38年5月中央区規則第13号）
本部運営要綱	中央区災害対策本部運営要綱
都本部	東京都災害対策本部
都各機関	東京都災害対策本部を構成する各局、室、庁等をいう。
本部	中央区災害対策本部
区各部	中央区災害対策本部を構成する各部をいう。なお、本部設置前は、本区組織条例、同規則に定める部、室、所等に読みかえる。
都防災計画	東京都地域防災計画
区防災計画	中央区地域防災計画
予防計画	災害予防計画
応急対策計画	災害応急対策計画
復旧計画	災害復旧計画
復興計画	災害復興計画
災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
指定行政機関	国の行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの（災害対策基本法第2条第3号）。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの（災害対策基本法第2条第4号）。
指定公共機関	公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの（災害対策基本法第2条第5号）。
指定地方公共機関	公益的事業を営む法人で、都道府県知事が指定するもの（災害対策基本法第2条第6号）。

目 次

第1部 総 則

第1編 計画の方針	3
第1章 計画の目的	3
第2章 計画の性格	3
第3章 計画の目標	3
第4章 計画の前提	3
第2編 計画の運用	4
第1章 計画の修正	4
第2章 他の法令に基づく計画との関係	4
第3章 計画の習熟	4
第3編 防災機関業務大綱	5
第4編 災害対策における区民及び事業所の基本的責務	11
第5編 中央区の概況	13
第1章 面積・人口等	13
第2章 地 勢	14
第6編 計画の前提	15
第1章 震 災	15
第2章 風 水 害	21
第7編 減災目標	24

第2部 災害予防計画

第1編 災害に強いまちづくり	29
第1章 災害に強いまちづくりの推進	29
第2章 高層住宅の防災対策	30
第3章 帰宅困難者対策の強化	31
第4章 再開発諸制度	33
第5章 建築物の耐震化の促進	34

第6章	道路整備計画	37
第7章	橋りょう整備計画	38
第8章	公園の防災計画	39
第9章	その他の区取組	40
第2編	交通施設防災計画	42
第1章	計画方針	42
第2章	首都高速道路防災計画	42
第3章	都営地下鉄施設防災計画	44
第4章	東京メトロ施設防災計画	46
第5章	JR東日本施設防災計画	47
第3編	ライフライン施設防災計画	49
第1章	水道施設防災計画	49
第2章	下水道施設防災計画	49
第3章	電気施設防災計画	51
第4章	ガス施設防災計画	52
第5章	通信施設防災計画	53
第4編	建造物防災計画	56
第1章	一般建築物防災計画	56
第2章	公共施設防災計画	58
第3章	高層建築物、地下街防災計画	58
第4章	大規模建築物防災計画	59
第5章	文化財防災計画	60
第5編	河川施設防災計画	62
第1章	河川防災計画	62
第2章	海岸保全施設	64
第3章	内水排除計画	65
第6編	地域防災力の向上	67
第1章	計画方針	67
第2章	区民等	68
第3章	防災区民組織	71
第4章	町会・自治会	73
第5章	防災拠点運営委員会	73
第6章	事業所	76
第7章	その他の民間団体・民間事業者	79

第8章	学校における防災体制の推進	80
第9章	災害ボランティアとの連携	80
第7編	防災訓練計画	83
第1章	計画方針	83
第2章	総合防災訓練計画	83
第3章	水防訓練計画	84
第4章	高潮、津波防ぎょ訓練計画	85
第5章	警備訓練計画	85
第6章	総合消防防災訓練計画	86
第7章	通信訓練計画	87
第8章	区の訓練計画	87
第8編	防災知識普及計画	89
第1章	計画方針	89
第2章	区の計画	89
第3章	消防署の計画	90
第9編	物資等の備蓄・整備	93
第1章	計画方針	93
第2章	備蓄計画	93
第3章	備蓄倉庫整備計画	94

第3部 災害応急対策計画

第1編	災害応急対策の活動態勢	97
第1章	災害発生時の態勢	98
第2章	災害対策本部の設置	98
第3章	職員の配備態勢	101
第4章	業務継続計画の策定	106
第2編	災害救助法の適用	115
第1章	災害救助法の適用基準	115
第2章	災害救助法の適用手続	116
第3編	公用負担	118

第4編 防災機関相互協力計画	120
第1章 防災関係各機関との協力計画	120
第2章 都との協力計画	120
第3章 特別区相互支援・協力計画	120
第4章 他区市町村協力計画	121
第5章 人的受援体制	121
第6章 物的受援体制	124
第7章 自衛隊災害派遣要請計画	126
第8章 広域活動拠点の指定	130
第5編 通信情報計画	131
第1章 通信連絡計画	131
第2章 災害情報の収集及び伝達計画	136
第3章 被害状況等の報告及び災害地調査計画	139
第6編 災害広報計画	141
第1章 計画方針	141
第2章 広報広聴実施計画	141
第7編 輸送計画	144
第1章 計画方針	144
第2章 区の輸送計画	144
第3章 災害時における交通規制	148
第8編 労務需給計画	149
第1章 基本計画	149
第2章 雇上計画	149
第3章 労務供給計画	149
第9編 水防計画	150
第1章 計画方針	150
第2章 水防態勢	150
第3章 気象状況及び洪水予報等の連絡	156
第4章 水防用資器材	168
第5章 監視及び警戒	170
第6章 水門、排水機等の操作	170
第7章 水防作業	173
第8章 風水害への対応	175

第10編 津波対策計画	178
第1章 計画方針	178
第2章 地震別津波高及び到達時間	178
第3章 津波情報の収集伝達	178
第4章 津波発生時の避難計画	181
第5章 避難誘導態勢	181
第11編 消防計画	184
第1章 消防態勢	184
第2章 災害活動	186
第12編 海上等における応急対策計画	191
第13編 流木対策計画	194
第1章 計画方針	194
第2章 応急対策	194
第14編 避難計画	195
第1章 計画方針	195
第2章 指定緊急避難場所と指定避難所	195
第3章 避難所	196
第4章 一時（いつとき）集合場所、広域避難場所	199
第5章 避難勧告、避難指示（緊急）及び誘導	200
第6章 広域避難	203
第7章 防災拠点・副拠点	205
第15編 要配慮者及び避難行動要支援者対策	217
第1章 計画方針	217
第2章 災害時地域たすけあい名簿	217
第3章 要配慮者及び避難行動要支援者の支援体制	218
第4章 福祉避難所	221
第16編 帰宅困難者対策	223
第1章 基本方針	223
第2章 想定される事態	223
第3章 帰宅困難者対策の推進	223
第17編 給水、食料・生活必需品供給計画	227
第1章 給水計画	227

第2章	食料供給計画	230
第3章	生活必需品供給計画	232
第18編	医療救護計画	234
第1章	計画方針	234
第2章	医療情報の収集及び伝達	235
第3章	医療救護態勢	236
第19編	防疫及び保健衛生計画	241
第1章	計画方針	241
第2章	活動態勢	241
第3章	防疫活動及び保健衛生活動	242
第20編	障害物除去計画	245
第1章	計画方針	245
第2章	住宅関係障害物除去計画	246
第3章	道路関係障害物除去計画	246
第4章	河川関係障害物除去計画	247
第21編	ごみ・し尿・がれき処理計画	248
第1章	計画方針	248
第2章	ごみ処理計画	249
第3章	し尿処理計画	251
第4章	がれき処理計画	254
第22編	遺体の捜索、取扱い及び火葬計画	256
第1章	計画方針	256
第2章	遺体の捜索・収容等	257
第3章	遺体の搬送	258
第4章	遺体収容所の設置等	258
第5章	検視・検案等	259
第6章	遺体安置所の設置	261
第7章	火 葬	262
第23編	住宅応急対策計画	263
第1章	計画方針	263
第2章	被災住宅の応急危険度判定	263
第3章	家屋・住家被害状況調査等	264
第4章	応急仮設住宅の設置	265

第5章	一般被災住宅の応急修理	267
第24編	警備計画	268
第1章	警備活動方針	268
第2章	警察の任務	268
第3章	警備態勢	269
第4章	警備部隊の編成	271
第25編	救助・救急計画	272
第1章	計画方針	272
第2章	事前対策	273
第26編	応急教育計画	275
第1章	計画方針	275
第2章	事前準備	275
第3章	災害時の態勢	276
第4章	学用品の調達及び支給計画	276
第5章	情報継送系統	277
第27編	応急保育計画	278
第1章	計画方針	278
第2章	事前準備	278
第3章	災害時の態勢	278
第28編	応急学童育成計画	280
第1章	計画方針	280
第2章	事前準備	280
第3章	災害時の態勢	280
第29編	公共施設等応急対策計画	282
第1章	庁舎等の応急修理	282
第2章	河川施設応急対策	282
第3章	海岸保全施設応急対策	282
第4章	道路応急対策	282
第5章	首都高速道路応急対策	283
第6章	都営地下鉄応急対策	284
第7章	東京メトロ施設応急対策	285
第8章	JR東日本施設応急対策	286

第30編	ライフライン施設等応急対策計画	289
第1章	計画方針	290
第2章	水道施設応急対策	290
第3章	下水道施設応急対策	291
第4章	電気施設応急対策	291
第5章	ガス施設応急対策	293
第6章	通信施設応急対策	294
第7章	郵便施設応急対策	295

第4部 災害復旧・復興計画

第1編	民生安定のための緊急措置計画	299
第1章	計画方針	299
第2章	被災者の生活確保	299
第2編	安否情報の提供	312
第3編	り災証明	314
第4編	被災届出受理証	316
第5編	公共施設等復旧計画	318
第1章	計画方針	318
第2章	公共土木施設	318
第3章	社会公共施設	318
第4章	鉄道施設	318
第6編	ライフライン施設復旧計画	319
第1章	計画方針	319
第2章	水道施設復旧計画	319
第3章	下水道施設復旧計画	320
第4章	電気施設復旧計画	320
第5章	ガス施設復旧計画	321
第6章	通信施設復旧計画	322
第7編	義援金品配分計画	324
第1章	義援金配分の流れ	324
第2章	中央区災害義援金配分委員会	324

第3章	義援金の募集、受付及び配分	325
第4章	義援物資の取扱い	325

第8編	災害復旧時の教育、保育及び学童育成計画	326
第1章	災害復旧時の教育態勢	326
第2章	災害復旧時の保育態勢	326
第3章	災害復旧時の学童育成態勢	327

第9編	激甚災害の指定	328
第1章	計画方針	328
第2章	激甚災害指定手続	328
第3章	激甚災害に関する被害状況等の報告	329
第4章	激甚災害指定基準	329
第5章	局地激甚災害指定基準	331
第6章	特別財政援助額の交付手続	332

第10編	災害復興計画	333
第1章	復興計画の目的	333
第2章	復興体制の構築	334
第3章	復興計画策定への取組	334

第5部 大規模事故等対策計画

第1編	総 則	337
第1章	計画の方針	337
第2章	想定される大規模事故等	338
第3章	防災危機管理センター	339

第2編	事案への共通した対応	340
第1章	平常時の備え	340
第2章	初動態勢	340
第3章	区の態勢	340
第4章	現地連絡調整所	342
第5章	情報収集、情報伝達	343
第6章	広報	343
第7章	警備、交通規制、警戒区域の設定	344
第8章	避難	344
第9章	救助、救援活動等	345

第10章 遺体の収容、検視、検案	346
第11章 その他	346

第3編 大規模事故等の個別対策	347
第1章 超高層建築物、地下街の火災、事故等	347
第2章 鉄道事故	348
第3章 道路事故	349
第4章 地下工事	350
第5章 危険物等事故	353
第6章 海上等における事故、油等流出事故	356
第7章 大規模停電	357
第8章 ガス事故	358
第9章 放射性物質対策	359

付編 警戒宣言に伴う対応措置

第1章 対策の考え方	363
第1節 策定の趣旨	363
第2節 基本的考え方	363
第3節 前提条件	364
第4節 今後の課題	364
第2章 防災機関業務大綱	366
第3章 事前の備え	371
第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業	371
第2節 広報及び教育	373
第3節 事業所に対する指導	375
第4節 防災訓練	376
第4章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	381
第5章 警戒宣言時の応急活動態勢	389
第1節 活動態勢	389
第2節 警戒宣言、地震予知情報の伝達	390
第3節 消防、水防、危険物対策	394
第4節 警備、交通対策	398
第5節 公共輸送対策	401
第6節 学校、社会福祉施設対策	404
第7節 病院、診療所対策	406
第8節 百貨店、劇場、高層ビル、地下街等対策	406

第9節	電話対策	407
第10節	電気、ガス、上下水道対策	408
第11節	生活物資対策	410
第12節	救援、救護対策	410
第6章	区民等のとるべき措置	412
第1節	区民のとるべき措置	412
第2節	防災区民組織のとるべき措置	414
第3節	事業所のとるべき措置	415

第 1 部 総 則

① 計画の方針	3
② 計画の運用	4
③ 防災機関業務大綱	5
④ 災害対策における区民及び 事業所の基本的責務	11
⑤ 中央区の概況	13
⑥ 計画の前提	15
⑦ 減災目標	24

第1編 計画の方針

第1章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、中央区防災会議が作成する計画であって、本区の地域に係る災害に関し、防災関係各機関がその有する全機能を有効に発揮して、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2章 計画の性格

この計画は、本区の地域に係る防災に関し、区、都、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務を規定する総合的かつ基本的な計画である。

第3章 計画の目標

この計画における目標は、第1部第6編「計画の前提」（15ページ）で想定する地震、風水害、その他大規模事故等の災害に対処できる態勢の樹立を図るものとする。

第4章 計画の前提

この計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災だけでなく都市の直下で発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、本区の防災対策を推進するものである。また、防災に関する政策・方針決定過程や各防災拠点における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進するとともに、子ども、高齢者、障害者等に対してもきめ細かい配慮をしていく。

第2編 計画の運用

第1章 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

修正に当たっては、各機関は、関係ある事項について修正の必要があると認めるときは、計画修正案を中央区防災会議※（事務局：総務部）に提出するものとする。

第2章 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、本区の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第42条の規定により、指定公共機関等が作成する防災業務計画又は都防災計画に抵触するものであってはならない。従って、それらの計画と抵触することが明らかであって、かつ避けることができないと認められるときは、中央区防災会議において調整を図るため、関係資料とともに当該事項に関しての意見文書を添えて中央区防災会議に提出しなければならない。

第3章 計画の習熟

各機関は災害に際し、その有する機能を十分に発揮して効果的な防災活動を行うために、平素から単独又は共同して、調査・研究・訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

※中央区防災会議条例は、別冊資料（157ページ）を参照。

※中央区防災会議運営規程は、別冊資料（159ページ）を参照。

※中央区防災会議委員等設置要綱は、別冊資料（160ページ）を参照。

※中央区防災会議委員名簿は、別冊資料（63ページ）を参照。

第3編 防災機関業務大綱

区及び本区の地域における防災関係各機関が防災に関して処理する事務又は業務は、概ね次のとおりである。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 区	
災 対 指 令 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 都本部及び関係防災機関との連絡に関する事。 2 本部の通信情報の総括に関する事。 3 被災者の収容計画に関する事。 4 災害応急物資及び災害応急食料の調達、配分に関する事。 5 帰宅困難者対策に関する事。 6 その他災害対策の連絡調整及び総括に関する事。 7 他の部に属しない事。
災 対 総 務 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡その他渉外事務に関する事。 2 本部長室及び部長会議の庶務に関する事。 3 本部職員の動員及び給与に関する事。 4 災害対策に必要な物資、資材、車両等の調達に関する事。 5 災害に際し、応急措置の業務に従事する者に関する事。 6 り災証明の交付に関する事。 7 災害対策に関する現金及び物品の出納及び保管に関する事。 8 他の部への協力に関する事。
災 対 財 政 広 報 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する広報及び広聴に関する事。 2 生活復興計画に関する事。 3 災害対策関係予算の総括に関する事。 4 情報機器の保全及び復旧並びにシステムの運用確保に関する事。
災 対 区 民 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地の調査に関する事。 2 被災者の救出、避難誘導及び避難収容に関する事。 3 災害応急物資及び災害応急食料の配送に関する事。 4 地域内輸送拠点の開設に関する事。 5 被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）の提供に関する事。
災 対 福 祉 保 健 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金品の受領及び配分に関する事。 2 被災者の生活再建の支援に関する事。 3 ボランティアの総合調整に関する事。 4 その他被災者の厚生保護に関する事。 5 医療関係機関との連絡調整に関する事。 6 福祉避難所の設置、管理及び運営に関する事。
災 対 保 健 所 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の設置、管理及び運営に関する事。 2 医療、防疫及び食品衛生に関する事。 3 遺体収容所等の設置、管理及び運営に関する事。 4 医師会等への協力に関する事。
災 対 環 境 土 木 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防関係機関等との連絡に関する事。 2 水防その他防災活動に関する事。 3 道路、橋りょう、堤防等の点検、整備及び復旧に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 災害対策に必要な労務の供給に関する事。 6 遺体の捜索、収容、搬送及び火葬に関する事。 7 災害地の清掃に関する事。 8 都が行うがれき処理への協力窓口に関する事。 9 応急給水に関する事。 10 ごみ及びし尿の処理に関する事。

第1部 総則
第3編 防災機関業務大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
災 対 都 市 整 備 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物のり災の程度の調査に関する事。 2 建物の災害復旧及び応急復旧の技術的指導に関する事。 3 被災住宅の応急措置に関する事。 4 都市復興計画に関する事。 5 応急危険度判定ボランティアの受入れに関する事。 6 応急仮設住宅の建設に関する事。 7 庁舎その他の建造物の応急整備及び修繕に関する事。 8 民間被災建築物の応急危険度判定に関する事。 9 都が行うがれき処理への協力窓口に関する事。
災 対 教 育 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の収容に関する事。 2 避難所及び収容施設の設置、管理及び運営に関する事。 3 被災児童及び生徒の応急教育に関する事。 4 学校危機管理マニュアルの策定に関する事。
2 都 関 係 機 関	
建 設 局 第 一 建 設 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、道路及び橋りょうの保全に関する事。 2 水防について、情報を連絡し、資器材及び技術的な援助を与える等その調整に関する事。 3 河川及び道路等における障害物の除去に関する事。
港 湾 局 東 京 港 建 設 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京港海岸保全施設の保全に関する事。
水 道 局 中 央 支 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の保全に関する事。 2 応急給水に関する事。
下 水 道 局 中 部 下 水 道 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関する事。
交 通 局 馬 喰 駅 務 管 理 所 新 橋 駅 務 管 理 所 大 門 駅 務 管 理 所 略 称 : 都 交 通 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
警 視 庁 第 一 方 面 本 部 中 央 警 察 署 久 松 警 察 署 築 地 警 察 署 月 島 警 察 署 東 京 湾 岸 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 緊急通行車両確認標章の交付に関する事。 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 5 行方不明者の捜索及び調査に関する事。 6 遺体の調査等及び検視に関する事。 7 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東 京 消 防 庁 第 一 消 防 方 面 本 部 京 橋 消 防 署 日 本 橋 消 防 署 臨 港 消 防 署 京 橋 消 防 団 日 本 橋 消 防 団 臨 港 消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識、技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
3 陸上自衛隊	
第1師団 第1普通科連隊	1 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。
4 指定地方行政機関	
海上保安庁 第三管区海上保安本部 東京海上保安部	1 地震、津波情報等の伝達に関すること。 2 震災に関する情報の収集に関すること。 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関すること。 4 排出油等の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関すること。 5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関すること。 6 海上における治安の維持に関すること。 7 海上緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること。 8 その他震災応急対策に必要なこと。
5 指定公共機関	
日本郵便株式会社 中央区内所在郵便局 略称：日本郵便	1 郵便業務の確保に関すること。 2 窓口業務の確保に関すること。
東日本電信電話株式会社 略称：NTT東日本	1 電信及び電話施設の建設及び保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び災害予報(気象、地象、水象等)と警報の伝達に関すること。
日本赤十字社 東京都支部	1 災害時における救護班の編成及び医療並びに助産救護の実施に関すること。 2 義援金の受領、配分及び募金に関すること。
首都高速道路株式会社	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 略称：JR東日本	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
東京ガス株式会社 中央導管事業部 略称：東京ガス	1 ガス施設等の建設及び保全に関すること。 2 ガスの供給に関すること。

第1部 総則
第3編 防災機関業務大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京電力パワーグリッド株式会社 銀 座 支 社 略 称 : 東 京 電 力	1 電力施設等の建設及び保全に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。
6 指定地方公共機関	
東京地下鉄株式会社銀座駅務管区 略 称 : 東 京 メ ト ロ	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
一般社団法人東京都トラック協会 中 央 支 部	1 災害時における救助物資等の輸送用車両の優先提供に関すること。
7 協 力 機 関	
一般財団法人中央区都市整備公社	1 災害時における災害応急活動の協力に関すること。
東 京 都 米 穀 小 売 商 業 組 合 中 央 支 部	1 災害時における米穀の優先提供に関すること。
東 京 都 麵 類 協 同 組 合 区 内 4 支 部	1 災害時における麺類の優先提供に関すること。
一般社団法人日本非常食推進機構	1 災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関すること。
防 災 拠 点 運 営 委 員 会 防 災 区 民 組 織 町 会 会 自 治 会	1 避難誘導、避難所内の世話業務の協力に関すること。 2 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に関すること。 3 防疫活動の協力に関すること。 4 その他災害対策業務全般に対する協力に関すること。
受水槽を所有する区内40事業所	1 災害時における受水槽の飲料水の供給に関すること。
東 京 都 石 油 商 業 組 合 千 代 田 ・ 中 央 支 部 隅 田 商 事 株 式 会 社	1 災害時における石油類等の優先供給に関すること。
F - L I N E 株 式 会 社 株 式 会 社 エ コ 配 佐 川 急 便 株 式 会 社 日 本 通 運 株 式 会 社 ヤ マ ト 運 輸 株 式 会 社	1 災害時における救助物資の輸送等に関すること。
日 立 自 動 車 交 通 株 式 会 社 日 の 丸 自 動 車 興 業 株 式 会 社	1 災害時におけるバス輸送の協力に関すること。
区 内 医 師 会 (中央区、日本橋医師会)	1 医療救護活動に関すること。
区 内 歯 科 医 師 会 (京橋、お江戸日本橋歯科医師会)	1 歯科医療活動に関すること。
区 内 薬 剤 師 会 (京橋、日本橋薬剤師会)	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 2 医薬品等の提供に関すること。
公益社団法人東京都柔道整復師会 千 代 田 ・ 中 央 支 部	1 柔道整復師法に規定する業務の範囲内での応急救護活動に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公益社団法人東京都獣医師会	1 災害時における動物救護活動に関すること。
株式会社スズケン アルフレッサ株式会社 東邦薬品株式会社 株式会社メディセオ	1 災害時における医薬品等の調達業務に関すること。
国立がん研究センター中央病院	1 災害時の医療救護活動に関すること。
東京都環境保全協同組合	1 災害時におけるし尿収集業務に関すること。
東京廃棄物事業協同組合 東京環境保全協会	1 災害時における廃棄物、し尿の収集運搬に関すること。
東京都中小建設業協会 東京都産業資源循環協会	1 災害時における廃棄物の処理、処分等に関すること。
株式会社京葉興業 株式会社太陽油化	1 災害時におけるし尿の処理、処分等に関すること。
中央防災協力会	1 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関すること。
一般社団法人東京都 自動車整備振興会	1 災害時における車両等障害物除去等応急対策業務に関すること。
東京都印刷工業組合 京橋・日本橋支部 東京都製本工業組合 京橋・日本橋支部	1 災害時における応急対策活動支援に関すること。
中央区災害対策建築協力会	1 災害時における応急対策業務に関すること。
晴海総合高校 東京二十三区清掃一部事務組合	1 施設の避難所利用等に関すること。
本 願 寺 築 地 警 察 署	1 災害時における救護活動及び帰宅困難者支援に関すること。
福祉避難所等となる予定施設の 運 営 事 業 者	1 福祉避難所等の開設・運営に対する協力などに関すること。
東京福祉バス株式会社 大和自動車交通ハイヤー株式会社	1 災害時における福祉避難所等への移送などに関すること。
学校法人聖路加国際大学	1 災害時における福祉避難所への生活相談員の派遣に関すること。
中央エフエム株式会社 東京ベイネットワーク株式会社	1 災害・防災情報等の放送に関すること。
中 央 区 法 曹 会 東 京 弁 護 士 会 第 一 東 京 弁 護 士 会 第 二 東 京 弁 護 士 会	1 災害時における特別法律相談に関すること。
中央区登録手話通訳者の会	1 災害時における聴覚障害者等に対する応急救護活動に関すること。

第1部 総則
 第3編 防災機関業務大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社会福祉法人中央区社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティア活動等に関する事。
帰宅困難者支援施設運営協議会	1 帰宅困難者の受入れに関する事。
特定非営利活動法人 地域の防災と町づくりを研究する会	1 災害時における清掃・仮復旧、応急救護活動に関する事。
中央区介護サービス事業者 連絡協議会	1 要介護高齢者の安否確認等に関する事。
セツカートン株式会社	1 ダンボールベッド製簡易ベッドの供給に関する事。
トヨタモビリティサービス株式会社 トヨタモビリティ東京株式会社	1 災害時における電力確保に関する事。
株式会社ゼンリン	1 災害時における地図製品等の供給等に関する事。

第4編 災害対策における区民及び事業所の基本的責務

自らの身の安全は自らが守る（自助）が防災の基本であり、区民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを自主的に心がけることが重要である。また、発災時には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、初期消火活動や近隣の負傷者や避難行動要支援者への救護活動等（共助）を行い、行政が果たす役割（公助）と連携を図りながら災害対策活動に努めることが求められる。

また、事業所においても、災害時における従業員や顧客の安全確保、地域の災害対策活動への協力、事業活動の継続など企業の果たす社会的責任を十分認識し、日頃から防災訓練の実施や防災体制の整備等地域と連携して防災活動の推進に努めるものとする。

区民及び事業者が災害対策を進めるうえで果たすべき基本的責務は、次のとおりである。

第1 区民の基本的責務（災害対策基本法第7条第3項、東京都震災対策条例第8条各項、東京都帰宅困難者対策条例）

- 1 区民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災力の向上に寄与するように努めなければならない。
- 2 区民は、震災を防止するため、自己の安全確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 3 区民は次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 家具類の転倒・落下・移動防止
 - (3) 出火の防止
 - (4) 初期消火に必要な用具の準備
 - (5) 飲料水、食料及び生活必需品の確保
 - (6) 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- 4 区民は、震災後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 5 区民は、区その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

第2 事業所の基本的責務（災害対策基本法第7条第2項、東京都震災対策条例第9条各項、東京都帰宅困難者対策条例）

- 1 事業所は、区その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災を防止するため、最大の努力を払わなければならない。
- 2 事業所は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

第1部 総則

第4編 災害対策における区民及び事業所の基本的責務

- 4 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、従業員等の一斉帰宅を抑制するため、必要な水や食料を3日分備蓄するとともに、従業員との連絡手段を確保するなど帰宅困難者の対策に努めなければならない。
- 5 事業者は、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段の確保、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認の周知に努めなければならない。
- 6 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都防災計画及び本計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。
- 7 食料、飲料水及び生活必需品を提供する事業者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料品メーカー等）や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者（医薬品メーカー、医療機関等）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めなければならない。

※東京都震災対策条例は、別冊資料（165ページ）を参照。

※東京都帰宅困難者対策条例は、別冊資料（175ページ）を参照。

第5編 中央区の概況

第1章 面積・人口等

第1 陸地面積

(令和2年4月1日現在)

京橋地区	3,241,913m ²
日本橋地区	2,703,015m ²
月島地区	2,330,930m ²
計	8,275,858m ²

第2 世帯と人口

(令和2年4月1日現在)

地域	世帯数	人口			人口密度 (人/km ²)
		総数	男	女	
京橋地域	25,137	40,377	18,970	21,407	12,454
日本橋地域	31,074	51,831	24,593	27,238	19,175
月島地域	39,460	77,421	37,255	40,166	33,214
計	95,671	169,629	80,818	88,811	20,496

第3 昼間人口及び移動人口

昼間人口	流入超過人口	流入人口			流出人口		
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者
608,603	467,419	503,866	500,589	3,277	36,447	32,801	3,646

(平成27年10月1日国勢調査による)

第4 高層住宅の居住者

マンション等の共同住宅に居住する方が世帯率で90.0% (平成27年国勢調査) となっている。

1 超高層住宅の現況

(1) 高さ60m以上の超高層住宅の棟数 (平成31年3月末日時点 データ (棟数) 出典:平成30年建築統計年報 2019年版 東京都)

ア 既存	57棟 (23,924戸)
イ 工事中	5棟 (6,747戸)
計	62棟 (30,671戸)

(2) 階層比・戸数比

ア 20階までの建物	12.9%	総戸数 50戸まで	12.9%	
イ 30階までの建物	29.0%	総戸数100戸まで	4.8%	
ウ 40階までの建物	24.2%	総戸数200戸まで	12.9%	
エ 41階以上の建物	33.9%	総戸数500戸まで	32.3%	総戸数501戸以上 37.1%

(3) 竣工年次

最も竣工年次が古いものが昭和63年で、すべて昭和56年の新耐震基準以降に建設されたものである。

第1部 総則
第5編 中央区の概況

第5 事業所

区内には、卸・小売業、百貨店、飲食店、金融業、出版印刷業等3万5千を超える事業所があり、そこで働く従業員は75万人（平成28年経済センサス活動調査報告）を超えている。

第6 交通機関

区内には、都営地下鉄3路線10駅、東京メトロ6路線14駅、JR東日本2路線3駅の計11路線27駅があるほか、都営バス、江戸バス等により交通機関が網羅されている。

第2章 地 勢

第1 位 置

本区は、東京23区のほぼ中央に位置を占め、東は隅田川を境に墨田・江東両区に、西は旧汐留川とこれに続く旧外濠に沿って千代田・港両区に、北は神田川の一部及び旧竜閑川を境に千代田・台東両区に接し、南は東京湾に臨んでいる。

第2 面 積

本区の面積は10,115km²で、都総面積の約0.46%、区部総面積の約1.61%を占めている。

第3 地 質

本区の地質は、東京低地の基盤となっている東京層とその上に不整合にのっている有楽町層からなり、東京層は第3紀に生じた岩石で、下部、中部及び上部の3層からなっている。下部層は主に青灰色の凝灰質粘土からなり、中部層は下部砂礫層と下部粘土層、上部層は灰色や褐色の砂もしくは礫の上部砂礫層からなっている。

なお、区内の地盤高をみるならば、都内東部低地帯にあつては最も恵まれた地盤をもち、しばしば問題となっている地盤沈下は量的に微小であり、江東方面とは様相を異にし、沈下によって生ずる各種の支障はない。

第4 地 形

本区の大部分は江戸時代以降の埋立てによってできたものであるため、起伏にとぼしく傾斜はすこぶる緩慢である。

(参 考)

ひろがり		最 端 位 置		土 地 高 低	
				最 高	最 低
東西	約3km	東	日本橋浜町三丁目	日本橋本石町三丁目2番 A. P. +5.8683m	日本橋浜町三丁目45番 A. P. +1.8234m
		西	銀座八丁目		
南北	約5.5km	南	晴海五丁目		
		北	日本橋馬喰町二丁目		

(注) A. P. …… 霊岸島量水標零位（荒川工事基準面）（東京都土木技術支援人材センター『水準基準測量成果表（基準日・令和2年1月1日）』より）

第6編 計画の前提

第1章 震 災

第1 前提とする被害想定

- 1 平成24年4月東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち本区での被害が最大となる地震を本区計画の前提とする。

前提条件	内 容
1 震 源	東京湾北部
2 地震の規模	マグニチュード7.3
3 区内の震度	6強 一部7
4 震源の深さ	従来想定より浅い

事 項		被害想定(冬の平日風速8m/秒)	
		12時	18時
建 物 被 害	建物全壊棟数(合計)	1,942棟※1	1,942棟※1
	ゆれによる全壊棟数 (うち木造)	1,926棟 (1,444棟)	1,926棟 (1,444棟)
	(うち非木造)	(482棟)	(482棟)
	液状化による全壊棟数	15棟	15棟
出火による被害	出火件数	20件	23件
	焼失棟数	61棟※2	101棟※2
人 的 被 害	死 者	162人	151人
	(うち建物被害)	(157人)	(146人)
	(うち災害時要援護者)	(12人)	(14人)
	負 傷 者	8,533人	7,275人
	(うち屋内収容物)	(424人)	(349人)
	避難者(1日後)	44,570人	44,773人
(うち避難所生活者)	(28,971人)	(29,103人)	
ラ イ フ ラ イ ン 支 障 率	上 水 道	68.5%	68.5%
	下 水 道	29.5%	29.5%
	ガ ス	2.6%~100.0%	2.6%~100.0%
	電 気	40.3%	40.5%
	電 話	1.8%	2.0%
帰 宅 困 難 者	309,315人		
エレベーター閉じ込め台数	585台		
自 力 脱 出 困 難 者	4,444人	3,836人	

第1部 総則
第6編 計画の前提

※1 「建物全壊棟数（合計）」は、「ゆれによる全壊棟数」と「液状化による全壊棟数」の合計値であるが、小数点以下の四捨五入により一致しない。

※2 焼失棟数は倒壊建物を含む。

2 津波被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定」においては、可能なかぎり、実際に起こりうる最大の被害像の把握に努め、過去の記録等で都内に最も大きな津波をもたらしたとされる元禄関東地震（1703年）をモデルとして検証した。

津波による浸水被害（津波高はT.P.）

事 項		被害想定	
		中央区	東京全域
東京湾北部地震	最大津波高（満潮時） 水門閉鎖の場合	1.88m	1.37～1.88m
	最大津波高（満潮時） 水門開放の場合	1.88m	1.35～1.88m
	最大津波の到達時間（東京湾）	3～7分	
	水門開放時の全壊棟数	なし	
	水門開放時の半壊棟数	なし	
	水門開放時の人的被害	なし	
元禄型関東地震	最大津波高（満潮時） 水門閉鎖の場合	2.51m	2.61m (品川区)
	最大津波高（満潮時） 水門開放の場合	2.39m	2.52m (品川区)
	最大津波の到達時間 (東京湾)	2時間20分	
	水門開放時の全壊棟数	39棟	230棟
	水門開放時の半壊棟数	467棟	2,309棟
	水門開放時の人的被害	なし ※1	
南海トラフの巨大地震 ※2	最大津波高（満潮時・水門閉鎖）	2.46m	2.48m (江東区)
	最大津波高（満潮時・水門開放）	2.28m	2.34m (品川区)
	最大津波の到達時間（中央区）	3時間23分※3	

※1 浸水エリアに滞留者がいた場合には、発生するおそれがある。

※2 平成25年5月 東京都防災会議 「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」

※3 最大津波高のうち一番大きい値の地点で最大津波高が到来する時間

(注) T.P. ……東京湾平均海面（東京都土木技術支援人材センター『水準基準測量成果表（基準日・平成26年1月1日）』より）

第2 被害想定に基づく想定される状況と区の主な応急活動

被害想定は、あくまで各想定項目ごとの最終結果の想定であり、実際の震災時に区が求められる応急活動は、時間経過とともに変わることから、時系列として被害の具体的なイメージを持つことが重要である。そこで、発災時の想定される状況と区が行うべき主な活動について、発災後1日ぐらいまで、3日目ぐらいまで、1週間ぐらいまでとおおまかに想定した。

発災後1日ぐらいまで

<p>想定される状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物倒壊等による死者が発生する。 ・建物倒壊や屋内家具の転倒により、負傷者が多数発生し病院や防災拠点へ運ばれてくる。 ・ゆれや液状化により建物の約1割が全壊し、居住するには危険な建物も多数発生する。 ・火災が同時に多数発生する。 ・倒壊家屋からの救出活動が、消防、警察、消防団や地域住民により行われる。 ・木造家屋が多い地域では、火災が発生し、初期消火活動が地域住民の協力のもとで行われる。 ・延焼火災の危険のある地域では、広域避難場所へ避難する人もいる。 ・防災拠点運営委員会により、避難所の自主開設が行われる。 ・建物内に居住できなくなった人だけでなく、余震を警戒する人、ライフライン供給停止により生活できない人などが続々と避難所に集まってくる。 ・避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援が、たすけあい名簿に基づき消防、警察、消防団や地域住民により行われる。 ・エレベーター内に閉じこめられる人が多数発生する。 ・エレベーターの停止により、高層住宅では、自宅に戻れなくなる人が発生する。 ・エレベーターの停止により、自宅から出られない人（高齢者、障害者等）が発生する。 ・ライフラインは大きなダメージを受け、電気、ガス、上下水道が使えない地域が発生する。 ・安否確認が殺到し、電話はほとんど通じない状況であり、災害伝言ダイヤルサービスが開始される。 ・防災拠点に特設公衆電話（災害時優先電話）が設置される。 ・鉄道等交通機関の運行が中止され、帰宅困難者が一時滞在施設等に集まってくる。 ・幹線道路は放置車両による大きな混乱が生じ、細街路は倒壊建物で通行できない状況となる。 ・うわさやデマなどさまざまな情報が錯綜し、情報が混乱する。
<p>区の主な 応急活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区は、関係機関と連携し、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等を行う。 ・区災害対策本部を設置する。 ・区は、防災関係機関と協力し、被害の概況調査を行う。 ・区は、応急給水拠点での応急給水等を行う。 ・必要がある場合、都及び他自治体への応援、都を経由し自衛隊の災害派遣を要請する。 ・被害状況により、避難指示（緊急）・勧告、誘導、整理等を行う。 ・関係機関と連携し、救護所を開設し負傷者の救護活動を行う。 ・避難所や区施設の応急危険度判定を行う。 ・避難所の開設状況、避難者数、必要資材等を把握する。 ・障害者向け福祉避難所の開設を行うとともに、他の福祉避難所の開設準備を

<p>区 の 主 な 応 急 活 動</p>	<p>進める。 また、特別養護老人ホーム等において緊急入所を行う。 ・防災無線、緊急告知ラジオ、スピーカー付庁有車、ホームページ、ツイッター、協定FM局等を通じて、災害情報等を区民に伝える。 ・遺体を収容する。</p>
----------------------------	---

発災後3日ぐらいまで

<p>想定される状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・余震は続き、崩壊の危険のある建物は立入禁止となる。 ・被災状況の全体が明らかになってくる。 ・要救護者の救出活動が続く。 ・医療救護活動が本格化する。 ・重傷者の移送が行われる。 ・避難者の中から帰宅する者、他地域へ疎開する人が出てくる。 ・ライフラインの応急復旧工事が始まる。 ・他の自治体等からの支援が始まる。 ・ボランティアの参集が始まる。 ・救援物資が到着し始める。 ・電話のふくそうは減り、通じるようになる。 ・交通機関が順次復旧し始め、帰宅困難者が順次減少する。 ・道路は、緊急輸送物資の輸送などで大きな混乱が続く。 ・営業を継続している一部のスーパーや小売店には、商品を求める被災者で長い行列ができる。
<p>区 の 主 な 応 急 活 動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等の取りまとめを行う。 ・避難所等に仮設トイレを設置する。 ・区は引き続き、応急給水拠点での応急給水等を行う。 ・避難所、医療救護所等で不足する、食料、資器材等の輸送を行う。 ・被災者、負傷者等の氏名等把握する。 ・他自治体職員、ボランティア等の受入れを開始する。 ・要配慮者のための福祉避難所を開設し、要配慮者を移送する。 ・救援物資の整理及び振り分けを行う。 ・重傷者を災害拠点病院等へ搬送する。 ・緊急道路障害物除去、応急復旧を行う。 ・避難所、医療機関等の開設情報、ライフラインの復旧情報、食料、水、生活必需品等の配給等について広報する。 ・遺体の検視・検案が行われる。 ・遺体を遺族に引き渡す手続き等を開始する。

発災後1週間ぐらいまで

<p>想定される状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品が不足してくる。 ・各家庭の食料等備蓄品が無くなる。 ・ライフラインが一部復旧し、避難所から帰宅する人が増える。 ・通電による火災が発生する。 ・倒壊建物、不在建物等からの窃盗が発生する。 ・区施設等の応急復旧が始まる。 ・ごみ、がれき、仮設トイレ等のし尿が大量に発生する。 ・被災した自宅の片付けを始める人が増える。 ・避難所生活者の中には、心身が不安定なものが増える。 ・在宅避難者の備蓄が不足してくるが、救援物資が全国から続々と届く。
----------------	---

想定される状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動が活発となる。 ・交通機関が復旧し、帰宅困難者がほとんどいなくなる。
区 の 主 な 応 急 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ・給水等在宅避難者への支援を開始する。 ・通電時の火災発生について、消防と連携をとって広報等実施する。 ・警察、町会等と連携して防犯活動を行う。 ・応急危険度判定をボランティアの協力により行う。 ・避難所の生活環境の改善を行う。 ・学校再開に向けた避難所の統合等の検討を行う。 ・相談所の設置及びり災証明の発行を行う。 ・ごみ、がれき、し尿等を処理する。 ・仮設住宅建設計画の検討を始める。 ・衛生監視、防疫活動及びメンタルヘルスケア活動を行う。 ・救援物資の輸送、義援物資の処理、配分を行う。

第3 地域危険度

都では、東京都震災対策条例第12条に基づき概ね5年ごとに、地震に関する地域の危険度を科学的に測定し、その結果を都民に公表するものとしている。平成30年2月に都が発表した「地震に関する地域危険度測定調査(第8回)」の概要は次のとおりである。

なお、今後新たな調査結果が公表された際には、本区においても公表し、周知を図るものとする。

1 調査の目的

- (1) 地震に強い都市づくりの指標とする。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際の参考とする。
- (3) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

2 調査結果

都内5,177の町丁目について次の危険度を測定し、あらかじめ定められた分布率により町丁目ごとに5つのランクに分けて相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を示している。

(1) 建物倒壊危険度

地震動によって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを評価したもの。

(2) 火災危険度

地震による出火の起こりやすさと、それによる延焼の危険性を測定して、火災の危険性の度合いを評価したもの。

(3) 災害時活動困難度

道路の幅員や稠密度等の整備状況により災害時における活動の易さ(困難さ)を測定したものの。

3 ランク別町丁目数

ランク(危険度)		← 危険度：低					危険度：高 →	計
		1	2	3	4	5		
都	町丁目数	2,337	1,648	820	287	85	5,177	
	比率	45.15%	31.83%	15.83%	5.55%	1.64%	100.00%	
区	町丁目数	88	8	2	0	0	98	
	比率	89.80%	8.16%	2.04%	0.00%	0.00%	100.00%	

4 区の町丁目別総合危険度

危険度		町丁目別分布
大 ↑	5	なし
	4	なし
	3	佃一丁目、佃三丁目、
	2	築地六丁目、築地七丁目、 日本橋本町四丁目、 月島一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月島四丁目、勝どき二丁目
↓ 小	1	八重洲二丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目、 銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、 銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目、 新富一丁目、新富二丁目、入船一丁目、入船二丁目、入船三丁目、 湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目、明石町、 築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、築地四丁目、築地五丁目、 浜離宮庭園、八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目、八丁堀四丁目、 新川一丁目、新川二丁目、 日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、 日本橋本石町四丁目、 日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、 日本橋室町四丁目、 日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、 日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、 日本橋堀留町一丁目、日本橋堀留町二丁目、日本橋富沢町、 日本橋人形町一丁目、日本橋人形町二丁目、日本橋人形町三丁目、 日本橋小網町、日本橋蛸殻町一丁目、日本橋蛸殻町二丁目、 日本橋箱崎町、日本橋馬喰町一丁目、日本橋馬喰町二丁目、日本橋横山町、 東日本橋一丁目、東日本橋二丁目、東日本橋三丁目、日本橋久松町、 日本橋浜町一丁目、日本橋浜町二丁目、日本橋浜町三丁目、日本橋中洲、 八重洲一丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、 日本橋茅場町一丁目、日本橋茅場町二丁目、日本橋茅場町三丁目、日本橋兜町、 佃二丁目、 勝どき一丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、 豊海町、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目

※区の町丁目別の地域危険度マップは、別冊資料（1ページ）を参照。

第2章 風 水 害

第1 計画作成のための風水害に関する前提条件

本区では、これまで、時間雨量50mm程度の降雨に対処できるよう、中小河川及び下水道施設の整備が進められており、現在では区内を流れる河川の氾濫による水害の恐れは少なくなっている。

一方で、都区部においては地面の大部分が建物やアスファルトで覆われており、集中豪雨の際、河川は氾濫しなくとも低地や地下街が浸水する都市型水害の発生が懸念されるほか、近年の異常気象等により、大規模な河川氾濫や高潮が発生するおそれがある。

この計画では、予測し難い気象変化などに伴う突発型の被害に備えるとともに、近年の風水害の実績に加え、国等が作成した以下の浸水想定（予想）区域図を基に、各機関が可能な限り有効かつ適切に対処することを前提とする。

- ・荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（平成28年5月国土交通省）
- ・東京都高潮浸水想定区域図（平成30年3月東京都）
- ・神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月都市型水害対策連絡会（神田川流域））
- ・隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（平成15年5月東京都都市型水害対策連絡会）
※平成27年5月の水防法の改正に伴い、今後改定予定。
- ・江東内部河川流域浸水予想区域図（令和2年3月都市型水害対策連絡会（江東内部河川流域））

なお、区はこれらの浸水想定（予想）区域図を踏まえ、水害発生時における避難場所や心構え等を示したハザードマップを作成・公表している。

※「中央区洪水ハザードマップ(隅田川、神田川、日本橋川版)」は、別冊資料（3ページ）を参照。

※「中央区洪水ハザードマップ(荒川版)」は、別冊資料（5ページ）を参照。

第2 近年の本区風水害被害

発 生 年 月 日	災害の原因	降 雨 量 (mm)		最大瞬間風速 (m/s)	被 害 状 況
		総 雨 量	最大1時間降雨量		
平成12年7月4日	集中豪雨	331.0	82.5	—	建物浸水 21件 道路冠水 4件 倒木 1件
平成12年7月7日	台風3号	189.0	28.5	25.4	道路冠水 3件 倒木 4件
平成14年7月10日	台風6号	60.5	18.0	27.4	道路冠水 1件 倒木 4件
平成14年10月1日	台風21号	66.5	18.5	33.2	倒木 19件
平成15年8月9日	台風10号	24.5	6.5	26.8	道路冠水 2件 倒木 24件
平成16年6月21日	台風6号	16.0	9.0	25.8	倒木 2件
平成16年8月30日	台風16号	38.5	14.5	34.9	倒木 3件
平成16年9月7日	台風19号	89.0	4.4	33.5	倒木 3件

第1部 総則
第6編 計画の前提

発 生 年 月 日	災害の原因	降 雨 量 (mm)		最大瞬間風速 (m/s)	被 害 状 況
		総 雨 量	最大1時間 降 雨 量		
平成16年10月9日	台風22号	282.5	69.5	28.0	半地下浸水 2件 道路冠水 7件 倒木 7件
平成16年10月20日	台風23号	214.5	38.0	27.8	半地下浸水 1件 道路冠水 1件 倒木 1件
平成17年5月23日	集中豪雨	37.0	34.5	—	道路冠水 5件 倒木 8件
平成18年12月26日	集中豪雨	154.5	18.0	—	道路冠水 1件
平成19年7月15日	台風4号	128.0	16.5	21.7	倒木 1件
平成19年9月6日 9月7日	台風9号	107.5	23.5	29.0	人的被害 1件 倒木 55件 建物被害 2件
平成21年10月8日	台風18号	127.0	51.0	30.2	倒木 10件
平成22年9月8日	台風9号	102.0	68.0	12.3	道路冠水 1件
平成23年8月19日	台風6号	57.0	31.5	13.9	道路冠水 3件
平成23年8月26日	台風12号	88.5	55.0	13.5	道路冠水 3件
平成23年9月21日	台風15号	124.0	28.0	36.0	倒木 144件
平成24年6月19日	台風4号	72.5	20.5	32.7	倒木 9件
平成24年9月30日	台風17号	13.0	10.5	29.6	倒木 3件
平成25年9月16日	台風18号	16.5	8.5	32.5	倒木 9件
平成25年10月15日	台風26号	69.5	14.5	11.6	道路冠水 3件
平成26年10月5日	台風18号	148.5	17.0	10.9	倒木 2件
平成26年10月13日	台風19号	49.0	15.5	19.3	倒木 1件
平成27年7月16日	台風11号	63.5	28	17.4	倒木 1件
平成28年8月22日	台風9号	106.5	24.5	22.9	倒木 9件
平成28年9月20日	台風16号	91.5	18	12.4	倒木 1件
平成29年9月17日	台風18号	52	5.5	22.5	倒木 8件
平成29年10月22日	台風21号	147.5	15	29.9	倒木 17件

発 生 年 月 日	災害の原因	降 雨 量 (mm)		最大瞬間風速 (m/s)	被 害 状 況
		総 雨 量	最大1時間 降 雨 量		
平成30年7月28日	台風12号	52	16	19.3	倒木 1件
平成30年8月8日	台風13号	41	5	14.8	倒木 1件
平成30年9月4日	台風21号	14.5	8	26.8	倒木 5件
平成30年10月1日	台風24号	18	19	39.3	倒木 69件
令和元年9月9日	台風15号	119	36.5	31.4	倒木 136件 建物被害 8件
令和元年10月12日	台風19号	209.5	27.5	41.5	倒木 38件 建物被害 15件

※降雨量、最大瞬間風速の数値は、気象庁（大手町観測所（平成26年以前分）、北の丸観測所（平成27年以降分））のデータを使用。

※令和元年台風15号及び19号による建物被害件数については、令和2年10月1日現在とする。

第7編 減災目標

区は、東京都地域防災計画との整合性を図った震災に対する減災目標を定め、それぞれの「目標を達成するための施策」に基づいて、区民、都、事業者等と協力して対策を推進する。具体的な施策の内容については、本計画の該当箇所に定めることとする。なお、減災目標の達成年次は東京都地域防災計画と同様に令和4年度とし、前提となる被害想定の数値は、第1部第6編第1章「震災」（15ページ）で定める本区での被害が最大となるケースとする。

目標1 死者を6割減少させる。

建物の倒壊や家具類の転倒、火災による死者162人を6割減少させます。

(162人 → 65人)

目標2 住宅からの避難者を4割減少させる。

建物の倒壊、火災、ライフラインの停止などによる住宅からの避難者約45,000人を4割減少させます。

(45,000人 → 27,000人)

目標3 建物の全壊棟数を6割減少させる。

死者、避難者の減災を図るため、建物の耐震化等により全壊棟数を6割減少させます。

(1,942棟 → 777棟)

目標を達成するための施策

- 1 耐震改修促進計画などによる建物の耐震化推進
 - (1) 木造住宅の耐震補強等に対する助成・融資あっせん
 - (2) マンションの耐震補強等に対する助成
 - (3) 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震補強等に対する助成
 - (4) 中央区まちづくり基本条例に基づく耐震化及び開発事業の推進
- 2 家具類の転倒・落下・移動防止、出火防止及び延焼拡大防止の推進
 - (1) 家具類の転倒・落下・移動防止の普及啓発及び器具のあっせん
 - (2) 出火防止に関する普及啓発
 - (3) 消火器等初期消火資器材のあっせん
 - (4) 防災区民組織が行う災害対策活動への支援
 - (5) 高層住宅防災対策の推進
- 3 地震発生時の身の安全確保要領の普及啓発
 - (1) 防災訓練参加者拡大の推進
 - (2) 起震車等による普及啓発

- 4 在宅避難者に対する支援体制の確立
 - (1) 支援物資の在宅避難者への提供
- 5 家庭における飲料水の備蓄推進及び飲料水の供給体制の整備
 - (1) 飲料水の備蓄に関する普及啓発、あつせん
 - (2) スタンドパイプの配備、庁有車による給水計画の策定

第2部 災害予防計画

① 災害に強いまちづくり	29
② 交通施設防災計画	42
③ ライフライン施設防災計画	49
④ 建造物防災計画	56
⑤ 河川施設防災計画	62
⑥ 地域防災力の向上	67
⑦ 防災訓練計画	83
⑧ 防災知識普及計画	89
⑨ 物質等の備蓄・整備	93

第1編 災害に強いまちづくり

第1章 災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりを実現するためには、まち全体を壊れにくい構造に変えていくハード面の整備と、防災区民組織をはじめとする区民の防災体制の充実などの地域防災力の向上を図るソフト面の支援の両方の対策をそれぞれ推進していく必要がある。ハード面の整備については、区内の住宅や事業所の建築物の耐震化を促進するとともに、都やライフライン事業者が所管する港湾、河川、電気、ガス、水道、下水道施設などの耐震化を防災関係機関と協力して行っていく必要がある。一方、ソフト面の支援については、区民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」といった防災に対する意識を高めるため区の特性を踏まえた支援を推進していく。また、災害時における地域社会の安全を確保するうえで事業者の果たす役割は重要であるため、事業者自らが対策を推進し地域と連携した活動体制づくりの支援を行っていく。

この章では災害が起こっても「安心して住み続けられる」災害に強いまちづくりの推進について基本的な方針を定めることとする。

第1 ハード面の整備の方針

住宅や事業所の建築物の耐震化を区全域で総合的に進めるとともに、都市機能を支える電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインや交通の前提である道路、橋りょう、鉄道施設等の耐震化及び安全性の向上を図るため下記を重点項目として整備する。

- 1 中央区耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進する。
- 2 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震化を促進する。
- 3 中央区まちづくり基本条例及び中央区市街地開発事業指導要綱により建築物における防災対策の充実を図る。
- 4 ライフライン設備の耐震化を促進する。
- 5 道路、橋りょう及び鉄道施設の耐震化を促進する。
- 6 防災無線、防火貯水槽、街頭消火器、災害時対応型公衆便所及び公園の太陽光照明など災害時に利用する設備を事前に整備する。

第2 ソフト面の支援の方針

共助の基本組織である防災区民組織や避難所運営を担う防災拠点運営委員会、全世帯の約9割が居住する共同住宅及び地域社会の一員である事業所などの防災対策の推進に重点をおいて、次の項目により地域の防災力を高める。

- 1 防災対策機器の設置促進
家具類転倒・落下・移動防止器具、消火器、住宅用火災警報器、緊急告知ラジオ、緊急地震速報等の有効性を周知し設置を促進する。
- 2 防災区民組織への支援
防災区民組織の自主的な活動を支援するため、結成費・運営費やAEDの購入費の助成、防災資器材の供与（救急箱、消火器、防災倉庫、軽可搬ポンプなど）、訓練の支援等を行う。
- 3 防災拠点運営委員会への支援

災害時の避難所運営の基本となる活動マニュアルの更新、防災拠点における活動を周知するための住民広報用リーフレットの作成支援など防災拠点運営委員会の活動を支援する。

4 高層住宅防災対策の推進

- (1) 災害時にも自宅での生活が継続できるよう高層住宅防災対策パンフレット配布、DVDの貸出により普及・啓発を行う。
- (2) 個別のマンションの規模や設備状況に応じた災害対策マニュアル作成支援を行う。
- (3) 防災対策推進マンションへの登録を通じて、防災情報の提供、マンション防災講習会の実施、防災アドバイザーの派遣等を行う。
- (4) 共同住宅における防災対策の一層の推進とコミュニティの醸成を図るため、ソフト面の防災対策を積極的に推進しているマンションを防災対策優良マンションとして認定し、防災活動に必要な資器材の供与等を行う。

5 事業所防災対策の推進

災害時における従業員の一斉帰宅の抑制や安否確認体制の整備、飲料水、食料等の備蓄のほか、防災区民組織の応急活動への協力を促進するため、事業所防災パンフレット（経営者向け・従業員向け）の配布、DVDの貸出、防災アドバイザーの派遣等により普及・啓発を行う。

また、東京都帰宅困難者対策条例に基づく事業者の責務が遂行されるよう普及・啓発に努め、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立する。

第2章 高層住宅の防災対策

大地震が発生した場合、高層住宅は、建物自体は耐震性に優れている一方で、長周期地震動など大きな揺れによる家具類の転倒・落下、移動等のほか、ライフラインやエレベーターの停止による日常生活への影響が懸念される。

区では、震災時においても自宅で生活を継続する「在宅避難」ができるよう、家具類転倒防止対策をはじめ、各家庭や管理組合での備蓄をより一層推進するとともに、防災組織づくりや、町会・自治会等との交流を促進していく。

また、在宅避難者に対して、生活に必要な情報を提供していくとともに、不足する物資や食料等を確実に供給していくため、管理組合等との連携を図りながら、防災拠点を中心とした情報の収集・共有及び連携体制を構築していく必要がある。

第1 中央区まちづくり基本条例及び中央区市街地開発事業指導要綱による建物の防災機能の強化

中央区まちづくり基本条例及び中央区市街地開発事業指導要綱により、防災備蓄倉庫の設置、受水槽などの感震器連動型止水弁の設置、マンホールトイレの設置、地震時対応エレベーターの設置、防火水槽の設置、避難場所の整備等の高層住宅の防災機能を強化する。

また、開発事業者は、発災時の在宅避難を前提として飲料水、保存食料、簡易トイレ等を備蓄し、管理組合等がこれを維持管理することとし、震災への備えを強化する。

第2 既存分譲マンションの防災対策工事に対する助成

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に基づき、分譲マンションの防災対策工事（受水槽・高架水槽の耐震型への取替え、地震時対応エレベーターへの変更、防災備蓄倉庫の設置等）を図るとともに、設計及び工事費用に対して助成を行う。

第3 エレベーター対策

震災時にエレベーターが停止した場合に備え、エレベーターの閉じ込め防止装置（リスタート運転機能、停電時自動着床装置、P波感知型地震時管制運転装置）の整備や、飲料水や簡易トイレ等を備えた防災キャビネットの設置のほか、早期復旧体制の構築（「1ビル1台」復旧ルールの徹底、自動診断復旧システムの採用）等の普及・啓発を推進していく。

第4 高層住宅防災対策パンフレット配布、DVDの貸出による普及・啓発

震災時において高層住宅内で継続して生活できるよう、各家庭及び管理組合の備えや高層住宅における被災時の生活想定、東日本大震災の教訓等についてまとめた、高層住宅居住者向け防災パンフレットを配布するとともに、DVDの貸出による普及・啓発を図る。

第5 高層住宅ごとの特性に応じた防災マニュアルの作成支援

それぞれのマンションの設備や居住者の年齢層、管理組合の形態など、マンションの特性に応じた防災マニュアルの作成を支援する。

また、平成23年1月に発行した「震災時活動マニュアル策定の手引き」を活用し、マニュアル作成を推進するため、防災アドバイザーの派遣を行う。

第6 防災対策推進マンションへの支援

防災対策に関心のあるマンションを「防災対策推進マンション」に登録し、防災アドバイザーの派遣を通じて、防災マニュアル作成や防災訓練の指導・助言等の支援を行う。また、マンション防災講習会の開催、地域の防災情報や本区の防災に関する情報の提供等を行うことにより、マンション防災力の向上を図る。

第7 防災対策優良マンションの認定及び支援

防災マニュアルの作成や防災訓練の実施、地域の町会等との連携等、防災対策に積極的に取り組むマンションを「防災対策優良マンション」と認定し、防災活動に必要な資器材の供与及び防災訓練経費の助成を行うことで、マンションにおける防災対策の一層の推進とコミュニティの醸成を図る。

第3章 帰宅困難者対策の強化

第1 方針等

平成23年3月11日の東日本大震災では本区は震度5弱で直接の被害は僅少であったものの、交通機関の停止により首都圏全体で515万人の帰宅困難者が発生した。また、都の新たな被害想定では東京湾北部地震で約517万人、区では約30万人の帰宅困難者が発生するとされている。

都は平成24年3月「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し自助・共助・公助の視点に立ち、事業所からの一斉帰宅の抑制と帰宅支援、安否確認と情報提供のための体制整備に向けた取組を進めている。

区では60万人を超える昼間人口を抱える地域特性から、事業所や大規模集客施設からの帰宅困難者の発生抑制や混乱防止に向けた普及啓発などを進めるほか、旅行者、買い物客等の来街者対策として、一時滞在施設（屋内）及び一時待機場所（屋外）を確保するとともに、女性や要配慮者の視点にも配慮した備蓄や感染症対策を踏まえた施設の運営に取り組んでいく。

第2 都区の取組

	都	区
一斉帰宅の抑制 ○企業等における従業員等 の一時収容対策 (従業員対策) ○大規模集客施設や駅等に における利用者の保護 (施 設利用者対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策条例による従業員等 の一斉帰宅の抑制及び飲料水・食料 の備蓄の普及・啓発 ・家族等との安否確認手段の確保の普 及・啓発 ・施設内待機及び利用者の保護の普 及・啓発 ・利用者保護ガイドラインの作成 ・一斉帰宅抑制推進モデル企業の認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所パンフレット・DVDの 作成や出前講座等による一斉帰 宅の抑制、利用者保護、飲料等 の備蓄、安否確認手段の普及・ 啓発等の促進 ・大規模集客施設や駅等との協定
一時滞在施設等の確保 ○行政と民間事業者の協力 による一時滞在施設等の 確保 (来街者等対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・都所有・管理の公的施設の確保 ・一時滞在施設の確保について、 事業所団体に対し協力要請 ・一時滞在施設ガイドラインの作 成 	<ul style="list-style-type: none"> ・再開発等で整備される一時滞在 施設等の活用 ・事業所との協定の拡充
帰宅困難者等への情報提供 ○帰宅困難者等に対する正 確な情報提供に必要な体 制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ガイドラインの作成 ・帰宅困難者向けポータルサイト等の 設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(屋外スピーカー)、ホ ームページ、メール配信、防災マッ プアプリ、一時滞在施設等への案内 マップのほかSNS、デジタルサイ ネージなど多様な情報伝達手段の 整備
駅周辺等における混乱防止	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都帰宅困難者対策フォーラムの 開催 ・帰宅困難者対策訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区帰宅困難者支援施設運営協議 会の活動支援
徒歩帰宅困難者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅支援対象道路の指定 ・災害時帰宅支援ステーションの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩帰宅の留意事項の普及・啓発の 促進
帰宅困難者の搬送体制の整 備	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、船舶、タクシー等代替搬送手 段の広域的な確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・都の対策を基に搬送体制の周知の実 施

第3 帰宅困難者一時滞在施設等の整備と運営

1 中央区帰宅困難者支援施設運営協議会

区では、帰宅困難者受入施設として再開発に際し一時滞在施設等の整備を積極的に進めており、こうした施設に来街者等の帰宅困難者を災害時に受け入れるため、民間事業者が主体となり運営にあたる「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」を平成24年10月23日に設立した。

協議会では、さらなる連携を図るため、京橋地区委員会、銀座地区委員会、日本橋駅周辺地区委員会を設置し、地区内での検討を進めている。

2 組織

協議会は、開発事業者、鉄道事業者、地域事業者、関係機関等により組織する。

3 役割

協議会は、民間事業者が主体となり帰宅困難者一時滞在施設等を運営するための母体であり、民間と行政の役割分担、施設運営上の中央区内共通ルールとして計画を定めた上、今後整備される各地域の施設の運営についても総合的に調整を行う。

4 帰宅困難者一時滞在施設等運営

(1) 協議会（民間事業者等）の役割

- ア 施設運営計画、マニュアル等の作成・改定
- イ 防災備蓄倉庫の整備と備蓄品の管理・更新
- ウ 災害発生時の受入れ、情報提供、物資提供、応援要員の派遣等

(2) 区の役割

- ア 事務局等運営（協議会の開催、一時滞在施設等の周知、参加事業所の拡充等）
- イ 地域防災無線の設置や防災マップアプリの運用による情報伝達体制の整備
- ウ 災害発生時の開設指示、情報提供等

※帰宅困難者一時滞在施設等一覧は、別冊資料(7ページ)を参照。

第4章 再開発諸制度（区・災対都市整備部）

区では、一定規模以上の開発事業に関して必要な指導・協力要請を行う「中央区市街地開発事業指導要綱」を制定し、開発の計画段階において防災対策が講じられるよう指導している。具体的には、発災直後から3日間建物内で自立した生活を可能にすることを目標にした防災計画書の提出を求めており、都市計画制度の一つである地区計画に定める「公共性の高いホテル関連施設」については、帰宅困難者の受入れ等を求めている。また、周囲への地域貢献が求められる大規模開発事業に関しては、指導要綱に加え「中央区まちづくり基本条例」の規定に基づき、地域防災備蓄倉庫や帰宅困難者のための避難場所等の整備を求めるなど、さまざまな制度を活用し、再開発等の機会を捉えて災害に強いまちづくりを推進していく。

第1 中央区まちづくり基本条例

1 対象となる開発事業

- (1) 都市開発諸制度（高度利用地区、特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、総合設計、都市再生特別地区）の活用による開発事業
- (2) 敷地面積が3,000㎡以上の開発事業

2 事業計画に反映すべき事項（防災対策に関する項目のみ）

以下の項目から2つ以上選択する。

- (1) 避難の用に供する広場
- (2) 地域防災備蓄倉庫
- (3) 帰宅困難者一時待機場所及び一時滞在施設
- (4) 災害用設備の設置
- (5) 情報発信施設
- (6) 雨水利用するための貯留施設(災害時)の設置
- (7) 雨水流出抑制用の貯留施設

第2部 災害予防計画

第1編 災害に強いまちづくり

- (8) 消防団活動施設
- (9) 防災船着場
- (10) その他これらに類する防災対策に寄与するもの

3 開発計画に関する住民協議の実施

- (1) 区と開発事業が行われる地域の区民等との協議
- (2) 開発事業者による住民説明会の開催

第2 中央区市街地開発事業指導要綱

1 整備内容

建物の用途や規模に応じて必要な防災対策を指導する。

(1) 敷地面積100㎡以上の場合

- ア 防災備蓄倉庫の設置
 - イ 受水槽及び高架水槽に対する感震器連動型止水弁の設置
 - ウ 地震時対応エレベーターの設置
 - エ 防火水槽の設置
 - オ 緊急告知ラジオを活用した緊急情報等を一斉放送できる設備の設置
- (2) 敷地面積100㎡以上で、容積率緩和を受けるホテルの場合((1)の項目に追加して整備)

- ア ホテルの施設利用者、宿泊者及び従業員用の防災備蓄倉庫の設置
- イ 帰宅困難者の受入れ等の取組

(3) 敷地面積3,000㎡以上の場合((1)の項目に追加して整備)

- ア 地域貢献のための50㎡以上の地域防災備蓄倉庫
- イ 災害用仮設トイレが設置可能な外部汚水マンホールの設置
- ウ 災害用仮設トイレの排水用雨水貯留槽の設置(150立方メートル以上)
- エ 地域住民及び帰宅困難者のための避難場所の整備

2 手続きの流れ(防災に関する項目のみ)

- (1) 事前申出書の提出(防災計画書(案)の提出)
- (2) 区と協議
- (3) 合意書の交換(防災計画書の提出)
- (4) 建築基準法に基づく建築確認申請や認定申請などの法定手続
- (5) 開発事業の実施
- (6) 履行事実の届出(防災備蓄倉庫・地域防災備蓄倉庫・避難場所設置届の提出)

3 防災備蓄倉庫の維持管理

開発事業者が防災備蓄倉庫に備蓄した飲料水、保存食料、簡易トイレ等備蓄品の維持管理については、建物の管理組合等が自主的に管理する。なお、地域防災備蓄倉庫については、区と協議を行う。

第5章 建築物の耐震化の促進(区・災対都市整備部)

区では、新耐震設計基準以前に建築された建築物の耐震性の向上を計画的かつ総合的に促進するための目標や施策を明らかにし、地震による建築物の被害を未然に防ぎ、「安全・安心な住まい・まちづ

くり」の実現を目指すため、「中央区耐震改修促進計画」を策定している。なお、現計画期間は平成28年度から令和2年度としており、現在改定に取り組んでいる。

第1 計画方針

建築物の耐震性の向上にあたっては、地域の安全性に対する影響を考慮し、建築物所有者が主体的に取り組むことが重要である。そのため、区は、建築物所有者が主体的に耐震性の向上に取り組むことができるよう、技術的・財政的な支援を行うとともに、区の特性を踏まえながら、耐震診断や耐震補強の促進を図る。

第2 耐震化率の目標

1 住宅

耐震化率95%以上を目指す。

2 民間特定建築物(一定規模以上の事務所や店舗など多数の者が利用する民間建築物等)

耐震化率95%以上を目指す。

※施設の耐震化の状況については、第2部第4編第2章「公共施設防災計画」(58ページ)を参照。

※避難所の整備については、第3部第14編第3章「避難所」(196ページ)を参照。

第3 区の実施

1 住宅・建築物の耐震化の促進

東京に大地震が発生した際に建物被害を防ぐためには、建物の耐震化をどのようにすればよいのかという区民の疑問に答え、耐震化を促進するため、一般社団法人東京都建築士事務所協会中央支部、公益社団法人東京中小建築業協会中央支部、特定非営利活動法人地域の防災と町づくりを研究する会及び区で中央区耐震促進協議会を設立し、耐震化の促進を行っている。

中央区耐震促進協議会の主な活動は下記のとおりである。

- (1) 旧耐震建築物所有者への個別訪問
- (2) 専門家による耐震化相談窓口の設置
- (3) 耐震フェアの開催

2 耐震補強等助成制度

区では、地震による建物の倒壊などの被害を未然に防ぎ、安全・安心な住まい・まちづくりを実現できるよう、旧耐震基準の建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震補強工事等への助成を行っている。

(1) 住宅の耐震性の向上に対する支援

ア 木造住宅の簡易耐震診断(無料)の実施

イ 木造住宅の耐震補強等の助成

(ア) 耐震診断・補強計画

(イ) 耐震補強工事

(ウ) 簡易補強工事

ウ 分譲マンションの耐震補強等の助成

(ア) 耐震診断

(イ) 補強設計

(ウ) 耐震補強工事

(エ) 段階的耐震補強工事

エ 賃貸マンションの耐震補強等の助成

(ア) 耐震診断

(イ) 補強設計

(ウ) 耐震補強工事

(2) 業務商業建築物等に対する支援

耐震診断の助成

(3) 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震補強等に対する助成

建築物の倒壊により道路が閉塞されると救急・消火活動や緊急物資の輸送等に支障をきたすこととなる。このため緊急輸送道路(都が定める災害時に閉塞を防ぐべき道路)沿道の建築物について耐震診断などに助成を行っている。また、緊急輸送道路から防災拠点などへの経路沿道等の建築物についても助成している。助成項目は(1)のウ及びエ並びに(2)としている。

(4) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強等に対する助成

東京都は、平成23年6月に緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路を特定緊急輸送道路として指定し、その沿道建築物について平成24年4月から耐震診断の実施を義務化し、重点的に耐震化を図っている。

区は平成23年10月から特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強等に対する助成を開始し、耐震化を支援している。

(ア) 補強設計

(イ) 耐震補強工事

(ウ) 段階的耐震補強工事

(エ) 建替え

(オ) 除却

3 耐震化アドバイザーの派遣

東京に大地震が発生した際の建物被害を防ぐための耐震化の方法等についてアドバイスするため、耐震化の専門家をアドバイザーとして無料で派遣している。

4 融資あっせん

木造住宅の耐震補強工事費用の調達が困難な場合、区が必要な資金の融資あっせんを行う。

5 耐震改修促進法の規定に基づく認定

耐震改修促進法の規定に基づき認定を行うことにより耐震化の促進を図る。

(1) 建築物の耐震改修の計画の認定

(2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定

(3) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

6 地区計画等による建替えの促進

耐震補強等の推進により既存建築物の耐震性の向上を進めるとともに、地区計画などを活用した建替えにより、地域の防災性の向上を図る。

7 超高層建築物等の長周期地震動対策支援

東日本大震災などで観測された超高層建築物等の長時間の揺れの原因となる長周期地震動の対策を進めるため、国による支援制度の活用を促進する。

8 耐震性が不足しているブロック塀への取組

大阪北部地震で発生したブロック塀倒壊の教訓を踏まえ、倒壊のおそれがあるブロック塀を撤去し緑化を図る際の助成を行っている。

第6章 道路整備計画（区・災対環境土木部、第一建設事務所）

第1 整備方針

本区の道路総延長は自動車専用道路を含め193,406m、総面積2,974,932m²で、そのうち特別区道の延長は80.3%で155,253m、面積は約56.8%で1,690,069m²である。

道路の区面積に占める割合は約26%（自動車専用道路除く）で、舗装率は100%と整備されている。

今後も沿道の状況、道路の幅員、地下埋設物及び交通量を考慮し、最も道路の損傷の著しい路線から順次体系的に整備・改修を実施する計画である。また道路にふくそうしている電線類を地中に入れ無電柱化を進め災害に強いまちづくりを推進する。

第2 整備計画

1 道路の現況

区環境土木部、第一建設事務所及び東京国道事務所が区内で管理する道路の現況は次のとおりである。

地域 種別	計		京 橋		日 本 橋		月 島	
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
計	m 181,565	m ² 2,649,094	m 75,016	m ² 1,092,905	m 75,661	m ² 1,025,770	m 30,888	m ² 530,419
国 道	5,151	163,825	2,003	57,480	3,148	106,345	0	0
都 道	21,160	795,200	9,719	355,483	6,373	236,567	5,069	203,150
区 道	155,253	1,690,069	63,294	679,942	66,140	682,858	25,819	327,269

（参考）自動車専用道路は、延長11,841m、面積325,838m²（令和元年度特別区土木関係現況調査）

2 事業計画

本区に係る都市計画道路事業は下表のとおりである。

路線名	区 間	延 長	幅 員	摘 要
放射34号線支線1	晴海四丁目	約0.3km	約50-73m	R3年度完成予定
環状第2号線	中央区晴海五丁目～ 港区虎ノ門一丁目	約3.1km	約20-50m	R4年度本線の全線 開通予定
補助線街路 第96号線	日本橋本石町二丁目～ 八重洲一丁目	約0.3km	約34-40m	R22年度完成予定
補助線街路 第314号線	晴海四丁目～ 晴海五丁目	約0.8km	約50m	R3年度完成予定
都市高速道路 第4号線	千代田区内神田二丁目～ 日本橋小網町	約0.7km	約17m	R22年度完成予定
都市高速道路 第4号線分岐線		約1.2km	約31m	

3 電線共同溝の整備

災害に強い都市基盤を整備するとともに安全かつ円滑な交通の確保と道路の景観整備を行うため電線共同溝の整備を推進する。

無電柱化の現況は下記のとおり。

種 別	無 電 柱 化 状 況
国 道	全路線無電柱化済。
都 道	東京浦安線、外濠環状線、日本橋芝浦大森線等は、上野月島線等は、無電柱化済。その他の都道についても無電柱化を推進する。
区 道	幹線道路及び昭和通り以西の地域は、概ね完了しており今後は優先性、効果性を踏まえ障害物除去路線や要望の多い路線等を順次整備し無電柱化を推進する。

第7章 橋りょう整備計画（区・災対環境土木部、第一建設事務所）

第1 整備方針

本区の橋りょうは、関東大震災の復興事業として整備されたものが多く、道路橋としての一般的耐用年限に近づき耐荷能力が低下の傾向にある。

これらについては、随時目視による点検や、定期的な健全度調査を実施するとともに、阪神・淡路大震災後の新基準（以下「新基準」という。）に基づき、落橋防止装置の設置及び橋脚補強などの耐震補強工事等を行っている。

また、平成22年3月に策定した「中央区橋梁長寿命化修繕計画」（令和2年3月第2回改定）に基づき、修繕工事や架け替えを実施している。

第2 整備計画

1 橋りょう及び横断歩道橋の現況

区、都第一建設事務所及び東京国道事務所が区内で管理する橋りょう及び横断歩道橋の現況は次のとおりである。

(1) 整備状況

ア 橋りょうの現況

種 別	地域別	計	京 橋	日 本 橋	月 島
計		67 橋(4)	25橋	24橋(1)	18橋(3)
国 道		3	0	3	0
都 道		29	9	11	9
区 道		32(3)	16	7	9(3)
その他の区道		3(1)	0	3(1)	0

※1 その他の区道とは区境にある千代田区管理橋りょう

※2 区境にある都建設局千代田工区、港工区、都市整備局の管理橋りょうを含む

※3 平成29年度の都管理橋りょう定義の見直しにより、陸橋をトンネル扱いとした

※4 () 内は、歩行者専用橋の数で内数

イ 横断歩道橋の現況

種別 \ 地域別	計	京 橋	日 本 橋	月 島
計	18 橋	7 橋	6 橋	5 橋
国 道	1	0	1	0
都 道	11	7	2	2
特別区道	6	0	3	3

※区所管及び都所管の橋りょう一覧は、別冊資料(10ページ)を参照。

2 事業計画

震災時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう橋りょうの経年による老朽などの健全度を定期的に調査する。この調査結果に基づき、耐久・耐震力の向上を図るため補修・補強あるいは架替等の整備工事を実施する。なお、災害時の緊急輸送道路を確保する観点等から、基準に基づく耐震補強（落橋防止等）が必要な橋りょうに対し、工事を実施しており、区内の橋りょうは完了している。今後も引き続き定期的な健全度調査の結果により、老朽化の著しい橋りょうについては、緊急性・重要性などを考慮して「中央区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋面舗装、塗装、床版補強など予防保全的な修繕工事や計画的な架け替えを行う。

第8章 公園の防災計画（区・災対環境土木部）

第1 計画方針

- 1 区内公園・児童遊園において、災害時にかまどを利用できるベンチや停電時にも明かりが確保できる照明灯を設置する。

	設 置 公 園
かまどベンチ (34公園)	<ul style="list-style-type: none"> ・桜川公園、新川公園、数寄屋橋公園、明石町河岸公園、越前堀児童公園、鉄砲洲児童公園、京橋公園、築地川公園、築地川銀座公園、築地川千代橋公園、あかつき公園、湊公園、桜橋南東児童遊園 ・坂本町公園、浜町公園、十思公園、堀留児童公園、蛸殻町公園、小網町児童遊園、箱崎公園、左衛門橋南東児童遊園、茅場橋北児童遊園、茅場橋南児童遊園、あやめ第二公園 ・月島第一児童公園、石川島公園、新月島公園、豊海運動公園、豊海児童公園、佃公園、月島第二児童公園、晴海第二公園、晴海臨海公園、黎明橋公園
かまどスツール (3公園)	<ul style="list-style-type: none"> ・楓川久安橋公園、水谷橋公園、明石町河岸公園
太陽光照明 (35公園)	<ul style="list-style-type: none"> ・桜川公園、新川公園、数寄屋橋公園、明石町河岸公園、越前堀児童公園、鉄砲洲児童公園、京橋公園、築地川公園、築地川銀座公園、築地川千代橋公園、あかつき公園、湊公園、楓川久安橋公園、水谷橋公園

太陽光照明 (35公園)	<ul style="list-style-type: none"> ・坂本町公園、浜町公園、十思公園、堀留児童公園、蛸殻町公園、小網町児童遊園、箱崎公園、左衛門橋南東児童遊園、中洲公園、茅場橋北児童遊園、本石町公園 ・月島第一児童公園、石川島公園、新月島公園、豊海運動公園、豊海児童公園、佃公園、月島第二児童公園、晴海第二公園、晴海臨海公園、黎明橋公園
-----------------	---

2 公園の整備をはじめ、オープンスペースの拡充を進めることを「中央区緑の基本計画」において位置づけている。

なお、オープンスペースの拡充を図る上で、防災拠点となる学校や公共施設を公園と一体化させ、双方の利便性を向上させるなど設計に配慮する。

3 災害時に給排水ができなくなった場合、床下のピットを便槽として利用できる災害時対応型公衆便所を設置する。

※災害時対応型公衆便所については、第3部第21編第3章「し尿処理計画」(251ページ)を参照。

4 徒歩帰宅者に対する公園での一時休憩を支援するため、腰掛機能を兼ね備えた公園施設や、ソーラー照明、かまどベンチの充実を図っていく。

第9章 その他の区取組

第1 建替え・改修アドバイザー制度利用助成

分譲マンションの管理組合が建替えや改修について、専門家が情報提供を行う公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの「建替え・改修アドバイザー制度」を利用する際に要する費用の助成を行う。

第2 マンション管理士の派遣

分譲マンション管理組合の総会・理事会・勉強会等にマンション管理士を派遣し、維持管理、大規模修繕、建替え等について助言・提案等の支援を行う。

第3 既存建築物等の維持管理への指導

窓ガラス・屋外広告物・外壁タイル等の落下物防止対策や既存建築物・設備・エレベーターなどの維持管理について、定期報告などのさまざまな機会を活用しながら、既存建築物所有者に対して指導を行う。

第4 「1ビル1台」ルールの普及啓発

エレベーターの保守要員は限られており、多くのマンションやビルの機能をできるだけ早期に復旧するため、1ビルにつき1台のエレベーターの復旧を原則とする「1ビル1台」ルールを都や関係団体と協力し、広く区民や事業所等に対し普及啓発を行う。

第5 家具類転倒・落下・移動防止器具の取付支援

災害時に建物内にある家具類の転倒、落下、移動等による人的被害を最小限に抑えるために防災指導の機会を活用し、家具類転倒・落下・移動防止器具設置の徹底をはかり、購入及び取付の助成を行う。

第6 住宅用火災警報器の普及

火災発生時に早期に発見し被害を拡大しないために、住宅用火災警報器の有効性を普及・啓発する。

第7 緊急地震速報の普及・啓発

地震の大きな揺れが来る前に、地震の揺れを通知する緊急地震速報の有効性を普及・啓発する。

第8 緊急告知ラジオの普及

防災行政無線の補完手段として緊急地震速報、全国瞬時警報システム（Jアラート）などの緊急情報を告知する緊急告知ラジオを普及する。

第9 防災用品のあっせん

区民や事業者が地震などの災害に備えるため、懐中電灯や簡易トイレなどの避難用品、家具類転倒・落下・移動防止器具や火災対策用品、備蓄品として長期保存が可能な水や食料など、防災用品のあっせんを行う。

第10 防災マップアプリの普及・啓発

区民及び帰宅困難者を避難所や帰宅困難者一時滞在施設に円滑に誘導するため、災害時に避難所等の開設状況や災害情報を発信する防災マップアプリを普及・啓発する。

第2編 交通施設防災計画（各機関）

第1章 計画方針

首都高速道路は、都市活動を支える重要な交通施設であるため、整備に万全を期すとともに、安全化を推進する。

鉄道事業に係る車両・施設・設備については、地震及び風水害その他災害による被害を軽減する災害予防及び応急対策を定めるとともに、地方自治体及び関係防災機関と密接な連携のもとに、総合的な防災活動を推進し、人命の安全・財産の保護と輸送の円滑を図る。

第2章 首都高速道路防災計画（首都高速道路株式会社）

第1 現 況

1 道路の現況

名 称	区内延長	入 口	出 口	非常電話	非常口
高速都心環状線 (都道首都高速1号線、 都道首都高速4号分岐 線、都道首都高速8号 線)	4.3km	〔内回り〕 江戸橋、銀座、宝町 〔外回り〕 京橋、銀座、呉服橋	〔内回り〕 呉服橋、銀座、新富町、 京橋 〔外回り〕 宝町、新富町、銀座、 江戸橋	内回り12箇所 外回り10箇所	内回り2箇所 外回り2箇所
高速1号上野線 (都道首都高速1号線)	2.0km	〔上り〕 本町	〔上り〕 本町 〔下り〕 本町	上り 1カ所 下り なし	上り なし 下り なし
高速6号向島線 (都道首都高速6号線)	3.2km	〔上り〕 箱崎(浜町) 〔下り〕 箱崎(浜町)	〔上り〕 箱崎(浜町、清洲橋) 〔下り〕 箱崎(浜町、清洲橋)	上り 8箇所 下り 7箇所	上り なし 下り 1カ所
高速9号深川線 (都道首都高速9号線)	0.4km	〔下り〕 箱崎(浜町)	〔上り〕 箱崎(浜町、清洲橋)	上り 3箇所 下り 3箇所	上り 2箇所 下り 2箇所
高速10号晴海線 (都道首都高速10号線)	0.7km	〔下り〕 晴海	〔上り〕 晴海	上り 1カ所 下り 1カ所	上り なし 下り なし
高速八重洲線 (都道首都高速4号線)	1.5km	なし	なし	南行 18箇所 北行 16箇所	南行 3箇所 北行 9箇所
計	12.1km	—	—	—	—

2 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、兵庫県南部地震規模の地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、上部工耐震補強を平成8年度から実施し、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を完了している。また、トンネル、高架橋等には、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、お客様等はこれらの非常口から脱出できるよう安全性を確保している。

3 トンネルの現況

トンネル名	路線名	延長 m	通報・警報設備					消火設備			避難誘導 設備 (高速上扉) 非常口	その他設備				
			非常電話	押ボタン式 通報装置	火災検知機	トンネル入口 警報表示板	信号機	消火器箱	泡消火栓	水噴霧設備		ラジオ再放送	監視用テレビ	換気設備	消火水槽 t	水噴霧水槽 t
汐留	高速都心環状線	286	4	12	22	2	—	12	12	—	—	有	18	有	19	—
八重洲	高速八重洲線	1,400	33	61	116	2	有	69	61	有	10	有	45	有	190	199

第2 事業計画

1 事業計画の概要

- (1) 首都高速道路は、阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上させる対策を完了している。現在は、被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を順次実施している。また、トンネルについても同様に崩壊等を生じないように、トンネルの安全性を維持する対策を実施していく。そのほか、お客様等の安全対策など、地震防災対策のより一層の向上充実を図ることとする。
- (2) 災害に備え、道路構造物等について定期点検を行う。

2 実施計画の内容

- (1) 道路構造物の安全性の向上・維持
緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を引き続き実施していく。
- (2) 道路構造物、管理施設等の定期点検
- (3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検

第3 お客様等の安全確保

お客様等の安全を確保するため、次の対策を講ずる。

- 1 お客様等への情報伝達の充実
- 2 避難・誘導施設の整備

第4 資機材の備蓄等の措置

震災時における緊急点検、応急復旧等の対策を実施するために必要な資機材及び物資の備蓄等を行う。

第5 防災広報の実施

震災時において、お客様等が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知させるため、首都高ホームページでの紹介、各種の防災関連行事でパンフレットの配付等の広報を実施する。

第6 防災訓練の実施

震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。

1 訓練項目

第2部 災害予防計画
 第2編 交通施設防災計画

- (1) 非常参集訓練
- (2) 初動対応訓練
- (3) 応急対策訓練
- (4) 避難誘導訓練

- 2 実施時期・回数
 年1回以上

第3章 都営地下鉄施設防災計画（都交通局）

第1 施設の現況

1 施設の現況

区内の都営地下鉄線の路線は、都営浅草線、都営新宿線及び都営大江戸線があり、線路延長は都営浅草線18.3km、都営新宿線23.5km、都営大江戸線は40.7kmである。

区内の線路距離は、都営浅草線約4km、都営新宿線約1km及び都営大江戸線約2km、合計約7kmが全てずい道である。

2 駅の現況

区内の都営地下鉄線の駅は、都営浅草線5駅、都営新宿線2駅、都営大江戸線3駅、合計10駅であり、それぞれ各駅に換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備、排水ポンプ設備及び非常灯、誘導灯設備等が設置されている。

駅名及び一日平均乗降人員（令和元年度）は次のとおりである。

○都営浅草線	東銀座駅	86,726人
	宝町駅	32,982人
	日本橋駅	101,779人
	人形町駅	56,210人
	東日本橋駅	84,888人
○都営新宿線	馬喰横山駅	118,024人
	浜町駅	23,188人
○都営大江戸線	月島駅	75,411人
	勝どき駅	108,147人
	築地市場駅	26,265人

3 運転現況

(1) 都営浅草線

列車編成	8両編成、一部6両編成
運転間隔	朝ラッシュ時2分30秒、日中5分～8分30秒、夕ラッシュ時2分30秒
最大運転回数	平日674回 土休日621回

(2) 都営新宿線

列車編成	8両編成、一部10両編成
運転間隔	朝ラッシュ時2分30秒～4分、日中4分30秒～10分、夕ラッシュ時3分～7分

最大運転回数	平日423回 土休日385回
(3) 都営大江戸線	
列車編成	8両編成
運転間隔	朝ラッシュ時3分、日中6分～7分、夕ラッシュ時5分
最大運転回数	平日414回 土休日360回

第2 各施設の点検整備

1 情報収集及び情報提供の連絡体制

(1) 通信設備及び放送設備

都営地下鉄線は業務に即応して、常時使用できる各種電気通信設備を有し、災害発生時に備えて情報連絡の完全確保を期するため整備を行い、また、放送設備についても異常災害発生の際、乗客に対する情報の提供及び避難、誘導に万全を期するため、定期的に点検を行っている。

(2) 監視盤

ア 列車緊急停止装置

イ 火災表示警報監視盤

ウ 汚水用、排水用ポンプ故障警報監視盤

エ エスカレーター警報監視盤

オ 浸水防止機作動表示監視盤（東日本橋3箇所、人形町1カ所に設置し、定期的に作動テストを実施する。）

2 駅構内、車両、軌道、架線等の整備点検

地下鉄の建造物は、地下線部及び地上線部とも耐震性を十分に考慮して設計している。

また、軌道及び架線についても構造物の耐震性からその変状は少なく、地震に対して十分安全性は保たれる。ずい道内構築各駅変電設備は各保守担当係員が定期的に点検整備を行っている。

各駅には、消火設備及びそれに対する監視盤を設置しており、また、駅舎及び車両の不燃化については、区内設置の駅は建築基準法に準じた不燃化を実施しており、車両は技術基準（国土交通省令）に基づいて製作されている。火気使用その他の安全規制についても、各駅務区の消防計画により定められている。

3 浸水防止、排水設備の整備点検

区内の各駅には、それぞれ排水ポンプ装置を設置しており、排水溝等の清掃を定期的に施行し、良好な排水機能の維持に努めている。

浸水防止については、各駅出入口からの浸水を防ぐため止水板を整備し、土のう等も準備している。

4 停電対策

都営地下鉄線内は、多系統から電力の供給を受けられるよう設備しているので、全系統の供給が停止するという事態以外は駅及びずい道内が長時間停電することはない。また、駅構内には、バッテリーを電源とする非常灯と避難誘導灯を設備しているほか、列車内にもバッテリーにより点灯する予備灯がある。

なお、全停電の際の駅の残置灯、駅の動力電源（消防用、排水ポンプ関係）、ずい道電灯、防災電源等を確保するため、都営浅草線では大門変電所に、都営新宿線では東大島変電所に、都営大江戸線では光が丘及び小名木川変電所に非常用発電装置を設備して定期的に点検整備を行っている。

第4章 東京メトロ施設防災計画

第1 計画方針

災害等による被害の軽減を図るため、被害想定を明確化し、防災教育訓練を行うことにより、人命の安全・施設の保護と輸送の円滑を図る。

第2 施設の現況

東京メトロの全路線延長は、195.0kmである。そのうち区内には、6路線、14駅がある。

1 線名及び線路延長（14.23km）

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 銀座線 | 2.92km（三越前～銀座） |
| (2) 丸ノ内線 | 0.68km（銀座） |
| (3) 日比谷線 | 4.38km（小伝馬町～銀座） |
| (4) 東西線 | 1.75km（茅場町～日本橋） |
| (5) 有楽町線 | 2.79km（銀座一丁目～月島） |
| (6) 半蔵門線 | 1.71km（三越前～水天宮前） |

2 駅名及び一日平均乗降人員（令和元年度）

- | | |
|------------|----------|
| (1) 三越前 | 133,564人 |
| (2) 日本橋 | 199,797人 |
| (3) 京橋 | 63,693人 |
| (4) 銀座 | 257,440人 |
| (5) 小伝馬町 | 41,132人 |
| (6) 人形町 | 80,099人 |
| (7) 茅場町 | 129,424人 |
| (8) 八丁堀 | 117,546人 |
| (9) 築地 | 71,205人 |
| (10) 東銀座 | 91,855人 |
| (11) 銀座一丁目 | 39,562人 |
| (12) 新富町 | 43,838人 |
| (13) 月島 | 77,166人 |
| (14) 水天宮前 | 84,016人 |

第3 防災体制

1 施設等に対する防災体制

トンネル、線路等施設の定期的検査を行い、安全上必要な箇所は補強している。

2 防災施設の整備

(1) 防災設備及び非常用電源

駅及びトンネルの防災設備は定期的検査を実施し、いつでも稼動するように整備している。

また、東京電力からの受電系統全てが停電した場合でも、主要駅には防災設備のための電源として非常用発電機を備えるほかバッテリー設備を備えている。

(2) 通報設備

関係行政区、気象庁、関係防災機関との緊急連絡、並びに東京メトロ内相互の情報伝達・収

集ため、必要な通信設備を整備している。

(3) 排水設備

トンネル内に排水ポンプを整備している。

(4) 車両の防火対策

国土交通省の基準に基づき、不燃性の材質で造っている。また、各車両には消火器を備え付けている。

(5) 浸水対策

ア 駅出入り口に止水板を設置している。

イ トンネル内には排水設備を設置している。

第4 防災教育

災害等に対する災害予防、応急対策、復旧対策の知識、技術の普及のため、予想される被害想定を明確にした初動措置、防災業務計画内容の徹底、復旧対策などの教育訓練を計画・実施している。

また、旅客に対しては、平素からPR紙「東京メトロニュース」等により、防災設備及び避難誘導について周知している。

第5章 JR東日本施設防災計画

第1 計画方針

鉄道事業に係る車両・施設・設備について、風水害及び地震その他災害による被害を軽減する災害予防及び応急対策を定めるとともに、地方公共団体及び関係防災機関と密接な連携のもとに、総合的な防災活動を推進し、人命安全・財産の保護と輸送の円滑を図る。

第2 施設の現況

1 線名及び線路の延長

総武本線 3.22km (東京駅～両国換気所間)

京葉線 2.8km (東京駅～越中島間)

2 駅名及び一日平均乗車人員 (令和元年度)

(1) 新日本橋 20,100人

(2) 馬喰町 26,183人

(3) 八丁堀 35,957人

第3 防災体制

1 施設等に対する防災対策

線路建造物(トンネル等)の定期的検査を行い、耐震性及び災害による被害防止等をチェックし、更に防災強度を把握しその機能が低下しているものは、補強・取替え等の計画をたてる。

2 防災業務施設及び設備の整備

気象庁・地方自治体及び関係防災機関との緊急連絡、並びに部内相互間における予報・警報の伝達・情報収集のため、必要な通信設備及び警報措置を次により整備する。

(1) JR・NTT電話の緊急連絡用電話

(2) 指令専用電話、ファクシミリ

(3) 列車無線、携帯無線機

第2部 災害予防計画
第2編 交通施設防災計画

(4) 地震、風、雨の規制ネットワーク

第4 防災教育

風水害及び地震等に対する災害予防・応急対策並びに復旧対策の知識、技術の普及を図るため次の教育を行う。

- 1 予想される災害及び初動措置
- 2 防災業務計画内容の徹底
- 3 鉄道施設の被害及び復旧対策

第5 異常気象時の警戒体制

1 風水害等対策

列車もしくは車両の運転、又は線路の保守に従事する係員は、降雨・降雪等により災害が発生するおそれのある場合、また気象通報を受領した場合は、列車・車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒を行う。

2 震災対策

- (1) 保線技術センター所長は、保安規定に基づき線路巡回を行う。
- (2) 乗務員は、運転中に地震を感知し危険と認めたときは直ちに停止し、速やかに隣接駅長と連絡をとりその指示を受ける。

3 浸水対策

- (1) 階段出入口付近に止水板の設置を行う。
- (2) トンネル内に排水設備の設置を行う。

第3編 ライフライン施設防災計画（各機関）

第1章 水道施設防災計画（水道局中央支所等）

第1 施設の現況

- 1 区内の水道供給は、利根川水系を水源として、三郷浄水場（三郷市）→芝給水所（港区）系と朝霞浄水場（朝霞市）→芝給水所（港区）→晴海給水所（中央区）系によって給水している水道供給施設としては、これらの各浄・給水所と施設間を連絡する配水管網（主要配水管現況図参照）によって構成されている。

※主要配水管現況図は、別冊資料(13ページ)を参照。

- 2 配水管の布設延長 (令和2年3月31日現在)

管種	小管（径75mm～350mm）	本管（径400mm以上）	計
铸铁管	274,890m	34,131m	309,021m
鋼管	2,586m	5,415m	8,001m
計	277,476m	39,546m	317,022m

第2 施設の耐震性強化

水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

管路については、平成22年度から従来の取替え計画を大幅に前倒しする「耐震継手化緊急10カ年事業」を実施してきたが、平成25年度からは、被害想定の見直し等を踏まえ、より効果的に断水被害を軽減できるよう、想定地震動、液状化危険度、耐震継手化の進捗などを考慮した新たな「耐震継手化10カ年事業」を推進している。これまで優先的に整備を進めている首都中枢・救急医療機関等への供給ルート耐震継手化に加え、震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅へ供給するルート等について、管路の耐震継手管への取替えを優先的に推進していくほか、給水管についても耐震化を実施していく。

第2章 下水道施設防災計画（下水道局中部下水道事務所）

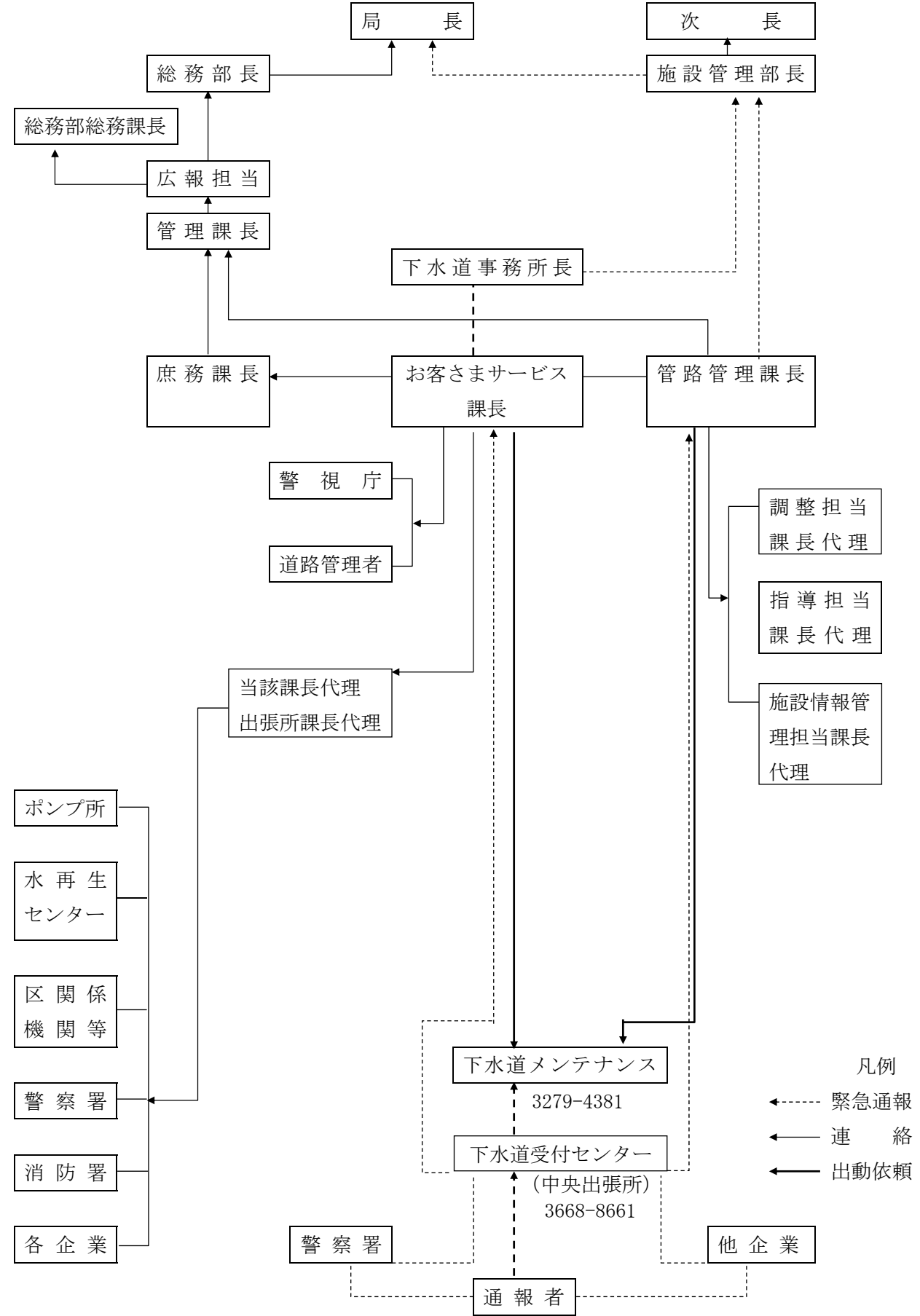
第1 現況

中央部内陸部は、芝浦排水系統に属し、月島地区及び晴海地区は砂町排水系統に属している。区内7カ所のポンプ所で雨水を吸揚し付近の河川に放流し、内陸部の汚水は芝浦水再生センターへ、月島地区及び晴海地区の汚水は砂町水再生センターへ送水し処理している。

第2 処理施設

- 1 芝浦水再生センター 港区港南1-2-28
処理能力 日量 830,000m³
- 2 砂町水再生センター 江東区新砂3-9-1
処理能力 日量 658,000m³

第2部 災害予防計画
 第3編 ライフライン施設防災計画
 第3 情報連絡態勢（下水道局）



凡例

- ← - - - 緊急通報
- ← — 連絡
- ← — 出動依頼

第4 防災対策

災害時における内水排除を重点におき、次の点検等を常時実施している。

- 1 下水道管渠及び伏越の浚渠
- 2 雨水吐及び放流扉の常時点検
- 3 ポンプ所のポンプ点検・整備
- 4 ポンプ動力の予備電源（停電時）として、ディーゼル及びガスタービン発電機の燃料、冷却水、潤滑油の確保及び点検・整備
- 5 その他、各種付属機器の点検・整備
- 6 運転要員の確保
- 7 情報連絡態勢の強化のため、東京域レーダ雨量計端末装置及び下水道光ファイバー網を利用した専用電話を設置しており、都との無線電話設備も設置している。

第3章 電気施設防災計画（東京電力パワーグリッド）

第1 計画の範囲

電力施設の災害予防については、防災業務計画に定める高潮、洪水、地震等各種対策があるが、この計画では当面、そのうち、高潮、洪水、地震及び強風対策について、かつ区地域関係施設の災害予防の範囲とした。

第2 施設の防災対策

下表防災対策のとおり

災害種別	設備名	防災対策
洪水・高潮対策	送電設備 (地中電線路)	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
	変電設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。
	配電設備	浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施する。
風害対策	変電設備	各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。
	配電設備	
地震対策	送電設備 (地中電線路)	終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。
	変電設備	機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

災害種別	設備名	防災対策
地震対策	配電設備	(架空電線路) 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
		(地中電線路) 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

第3 防災対策

1 設備の防災対策

- (1) 避難場所・避難道路の配電設備の点検実施
- (2) 柱上設置変圧器の落下防止対策の実施
- (3) 支持物・支線などの点検改修の実施

2 一般公衆に対する防災対策

災害発生時の事故防止に関して、ラジオ、テレビ、広報車等により、広報活動を行う。

第4章 ガス施設防災計画（東京ガス）

第1 施設の現況

ガスを供給する主要施設は、製造施設である工場が4カ所、ホルダーのある整圧所が12カ所と、導管〔総延長約64,000km（平成31年3月末現在）〕からなる。

第2 施設の安全化対策

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいて行っている。

施設名	内容
製造施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 2 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。
供給施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 導管網ブロック化 <p>震災時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。</p> <p>ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化)</p> <p>局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約300ブロックに分割している。</p>

施設名	内容
供給施設	<p>なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備（地区ガバナ）には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。</p> <p>さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。</p> <p>イ 中圧導管網の地域ブロック化(Kブロック化)</p> <p>中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を25ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。</p> <p>(2) 放散塔の設置</p> <p>地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備（放散塔など）を、工場・整圧所・幹線ステーション等に設置している。</p>
通信施設	<p>1 ループ化された固定無線回線の整備</p> <p>2 可搬型無線回線の整備</p>
その他の安全設備	<p>1 地震計の設置</p> <p>地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには感震（遠隔）遮断装置を設置している。</p> <p>2 安全装置付ガスメーターの設置</p> <p>建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。</p>

第3 整備計画

東京ガス地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。

1 製造施設

- (1) 重要度及び災害危険度の大きな設備の耐震性はもともと高く設計されているとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行う。
- (2) 防消火設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害の防止を図る。

2 供給設備

- (1) 導管を運用圧力別に高圧・中圧・低圧に区分し、各圧力に応じ最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- (2) ほぼ全ての地区ガバナにセンサーを設置して揺れの大きさ(SI値)を計測可能とし、ガスの圧力・流量も常時モニタリングする。この情報を解析し、被害推定を行い、必要な場合に地区ガバナを遠隔遮断し、地震被害が大きなLブロックを供給停止する防災システムを整備している。

第5章 通信施設防災計画（NTT東日本）

第1 計画方針

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、通信のそ通維持及び電気通信設備等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置を行えるよう、各設備ごとに予防措置を講じ万全の体制を期する。

第2部 災害予防計画

第3編 ライフライン施設防災計画

第2 施設の災害対策

1 建物

(1) 震災対策

過去における大震災の規模と被害状況を参考として交換機建物の設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害を防止するため、防火扉、防火シャッター、防潮扉等を設置している。

(2) 風水害対策

出入口、ドア、窓廻り等は板、ドライエリア側等はコンクリート壁と板の併用により建物内の浸水防止策を講じ、かつ点検を実施している。

2 建物内設備

(1) 震災対策

電信電話用機器の震動による倒壊及び損傷を防止するため、支持金物等による補強工事を実施している。

(2) 風水害対策

チャッキバルブ等を整備し排水設備からの逆流の防止に努め、排気口、ダクト口等に密栓を施しとう道内への浸水を防止している。

(3) 停電対策

通信電源確保のため、予備エンジンを設置し、また、バックアップとして移動電源車を配置している。

3 屋外設備

震災対策として、地下ケーブルは耐震性の高いとう道、共同溝等への収容を随時実施しているほか、とう道、共同溝の火災に備え不燃性、難燃性ケーブル等に取替えを実施している。

また、通信の途絶の場合や避難場所等との通信確保のため、携帯電話機、移動用無線機を常備している。

第3 災害予防体制

1 災害に対処するため、防災体制を確立し実施している。

2 情報収集連絡体制の整備（通報連絡系統の確立）

3 災害が発生した場合において通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、次の機器、車両を配備する。

(1) 災害対策用無線機、移動無線車

(2) 移動電源車

(3) 設備復旧のための工事用車両

(4) 防災用機器

4 応急措置計画を次の各項について策定している。

(1) 回線の切替措置

(2) 中継順路の臨時変更

(3) 災害対策用無線機、移動無線車の発動運用

(4) 移動電源車の発動運用

(5) 資材等のヘリコプター輸送

第4 防災対策事業計画

電気通信施設等の耐震性について全面的に見直しを行い、その強化を図るとともに、通信伝送路に対するシステムとしての信頼性を高めるため、市内交換機能の分散、市外伝送路・重要加入者ケーブルの2ルート化、移動無線機・移動電源車の配備等の対策を実施している。

また、これらの機器等を利用した防災演習を行い、電気通信設備の災害予防と迅速かつ的確な復旧作業の習熟に努めている。

なお、電気通信設備を確保するために次の諸施策を行う。

- 1 公共機関等、必要な通信を確保するため、ケーブルのルートと回線の分散使用を図る。
- 2 通信が途絶するような最悪の場合でも、営業所は最小限度の通信ができるよう非常用公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- 3 架空ケーブルは地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を推進する。
- 4 耐震、耐火性の強い土道及び共同溝へのケーブル収容を推進する。
- 5 営業所、設備センター相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進し、主要営業所、設備センター相互間を結ぶ地下ケーブル方式（有線）と無線方式の両用を可能にする。
- 6 交換設備、電力設備、その他屋内設備の倒壊防止のため支持金物等で補強する。
- 7 電力供給源が停止した場合の対策として、予備エンジンを設置しているが、さらに被災したときを考慮して移動電源車を増強する。
- 8 震災による孤立対策として移動無線車、携帯用無線機、非常用移動交換機装置等を主要地域に増配備する。
- 9 弱体設備管理を強化し、段階的に補強及び取替えを実施する。

第4編 建造物防災計画（区各部、消防署）

第1章 一般建築物防災計画（区・災対都市整備部、災対福祉保健部、消防署）

第1 建物の現況

区内の用途別建築物現況（消防法施行令別表第1による分類）は、表1のとおりである。

第2 予防計画

- 1 建物の位置、構造、設備は、建築基準関係法令に基づき、消防用設備等は、消防関係法令及び条例に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に維持させる。
また、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、一般都市施設の整備の促進に努める。
- 2 建物に対して、法令に基づく立入検査を実施し、防災の見地から火災予防及び応急対策の指導にあたる。また、消防用設備等については、適切な維持管理を指導するとともに、特に不特定多数の顧客を収容する施設（混在する建物を含む。）については、階段や避難器具の維持管理をはじめ、各占有・管理区分ごとの防火管理及び建物全体に係る共同防火管理体制の確立について強力に推進する。特に、一定規模以上の対象物については、防災管理体制の充実強化について指導する。
- 3 災害による危険を早期確実に発見し、地震、火災時及び風水害等における火災危険等を排除するために各種予防査察を実施する。査察の実施区分等は、査察対象物の用途、規模、出火危険、火災による人命危険、延焼拡大危険等の重要度に応じ、消防法施行令に定める防火対象物の区分及び危険物施設の区分とする。
- 4 地震時に火気使用設備から出火するのを防ぐため、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付石油燃焼機器の設置徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の離隔、固定及び火気使用設備・器具の転倒・落下・移動防止等、各種の安全対策の推進を図ってきている。これらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備・清掃について指導の徹底を図る。
- 5 火災発生時の人命危険度が高い、高層建築物、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び火災予防条例で定める火気を使用する工場作業場等に対して重点的に立入検査を実施し、地震発生時の火気使用設備・器具等の転倒・落下・移動防止対策や、当該設備・器具の点検・整備・清掃の徹底による出火防止対策、災害時における従業員等の対応要領を指導する。
- 6 防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、事業者等に耐震措置の安全対策を指導する。
特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震時にも機能するよう維持管理について指導を強化する。
- 7 震災時における同時多発火災を防止するため、家庭や事業所に対して、地震火災の多様な出火原因を周知徹底するとともに、火災が発生した場合は早期初期消火が不可欠であることから、用途に合った消火用資器材の普及を図る。
- 8 住宅用火災警報器の未設置住宅への設置促進及び適切な維持管理の促進を図る。
また、区は消防署と連携してその有効性を周知する。

- 9 帰宅困難者の発生抑制の取組を指導する。特に事業所の一斉帰宅の抑制、従業員、家族等の安否確認の手段をあらかじめ定めるよう指導する。
- 10 木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。
- 11 落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラス等について、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

表1 区内の用途別対象物数（消防法施行令別表第1の分類による）（令和2年4月現在）

		区 分		京橋消防署	日本橋消防署	臨港消防署
用 途 別 対 象 物	(1)	イ	劇場等			1
		ロ	公会堂等			
	(2)	イ	キャバレー等	2		
		ロ	遊技場等	2	1	1
		ハ	性風俗店			
	(3)	ニ	カラオケボックス	3	5	
		イ	料理店等	7	2	
	(4)	ロ	飲食店等	156	185	47
			百貨店等	94	97	8
	(5)	イ	旅館等	70	59	3
		ロ	共同住宅等	473	658	332
	(6)	イ	病院等	10	9	5
		ロ	老人福祉施設等	2	1	
		ハ	児童養護施設等	2	4	8
		ニ	幼稚園等	1	2	
	(7)		学校等	8	9	3
	(8)		図書館等	2	1	3
	(9)	イ	熱気浴場等			
		ロ	一般公衆浴場等	1	2	
	(10)		停車場等	12	20	2
(11)		神社等	13	12	4	
(12)	イ	工場等	16	12	24	
	ロ	スタジオ等				
(13)	イ	駐車場等	42	38	13	
	ロ	格納庫等				
(14)		倉庫	25	33	57	
(15)		前以外の事業所	1,037	1,528	183	
(16)	イ	特定用途の複合	1,611	1,044	174	
	ロ	非特定用途の複合	347	402	126	
(16の2)		地下街		1		
(16の3)		準地下街	2			
(17)		文化財	1	4	1	
(18)		アーケード				
計				3,939	4,129	995

第2章 公共施設防災計画

第1 計画方針

- 1 公共施設は、災害時には応急対策推進の拠点になることから、建設、消防設備及び管理等は建築基準関係法令、消防法、その他関係法令の定めるところに適合したものとし、防災対策に万全を期す。
- 2 消防法に基づく火災予防査察等により指導を受けた時は、速やかに補修等の措置を講じ、的確な維持管理を行う。
- 3 各施設の防火責任者は、職員及び利用者に対し消防用設備の使用方法等の周知徹底を図るとともに、災害予防意識の高揚に努め、災害時の人命及び財産の安全を期する。
- 4 地震発生時、区施設の窓ガラス破損による施設利用者・行人人等の生命及び身体を保護するため、窓ガラスに飛散防止の措置を行っている。
- 5 地震発生時の地震動から応急対策で必要となるパソコン本体等情報機器類及び什器類の転倒を防止するため、パソコン等機器類を固定する安全措置を講じている。
- 6 区施設は新耐震基準（昭和56年）施行以前から耐震上余裕をもたせた建物設計に配慮しているが、新耐震設計基準に伴い、それ以前の区施設に対する安全性を再確認するため、すでに改築等が予定されている1施設を除き耐震補強工事を完了している。

耐震診断実施	34施設
安全であったもの	8施設
耐震補強実施済	24施設
改築実施済	1施設

※区の施設の現況については、別冊資料(15ページ)を参照。

- 7 区施設の落下のおそれのある大規模空間の天井について、速やかに改修を行う。

第3章 高層建築物、地下街防災計画

第1 対象となる建築物

この計画の対象となる建築物等は、消防法第8条の2に規定する、高さ31メートルを超える建築物及び地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。

第2 予防計画

本編第1章「第2 予防計画」(56ページ)に準ずるほか、救助資機材の整備及び実践的な消防訓練ができる施設の整備を図るほか、関係事業所に対して次の対策を指導する。

第3 火災予防対策

- 1 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- 2 長周期地震動に対する火気使用設備・電気器具の転倒・落下・移動防止対策の推進
- 3 内装材料、家具調度品の不燃化、装飾防災物品等の普及推進
- 4 防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

第4 避難対策（混乱防止対策）

- 1 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- 2 ビル防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- 3 長周期地震動によるショーケース、看板等の転倒・落下・移動防止対策及び避難路確保の推進
- 4 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- 5 避難口及び避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- 6 エレベーターの閉じ込め防止対策
- 7 多数傷病者発生時に備えた各事業所の救命講習の推進

第5 防火管理対策

- 1 従業員に対する消防計画の周知徹底
- 2 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
- 3 ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- 4 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- 5 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- 6 実践的かつ定期的な訓練の実施

第6 消防活動対策

消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

第4章 大規模建築物防災計画

第1 対象となる建築物

この計画の対象となる建築物とは、市街地再開発事業等都市計画決定を伴う開発事業における施設建築物、3,000平方メートル以上の敷地における建築物とする。

第2 計画方針

大規模建築物の建築計画を行う場合、以下の施設など地域特性を考慮した地域防災に貢献し得る施設等の整備及び維持管理について区と協議を行う。

整備内容

- 1 ハードの整備
 - (1) 避難所等となり得るアトリウム等の屋内空間の確保
 - (2) 帰宅困難者一時滞在施設等の整備（人工地盤上の空地等を含む）
 - (3) 地域備蓄スペースの確保
 - (4) 居住者・帰宅困難者に対する食料・水等備蓄スペースの確保
 - (5) 防災区民組織の活動拠点となり得る空地の確保
 - (6) 災害時の避難、物資輸送等の基地となり得る交通拠点の整備
 - (7) 避難状況、被災状況等の情報通信設備の整備
 - (8) 仮設トイレの設置可能な排水用マンホール及び洗浄用水に利用する雨水貯留槽の整備
 - (9) ヘリサインの整備
- 2 ソフトの整備

- (1) 建物・公共空間の維持管理者設置
- (2) 帰宅困難者施設運営協議会への参画・区との連絡態勢の維持
- (3) 備蓄資材等の確保及び資材等の維持管理者設置
- (4) 建物・公共空間、防災区民組織及び備蓄資器材等についての定期報告の実施

第5章 文化財防災計画

第1 文化財の現況

1 国指定文化財・国登録有形文化財

国指定文化財			
建 造 物	国宝	0	
	重要文化財	9	
美 術 工 芸	国宝	6	
	重要文化財	31	
芸 能	重要無形文化財	4	
	内 訳	個人（人間国宝）	3
		団体	1
史 跡 ・ 名 勝 天 然 記 念 物	特別史跡名勝天然記念物	1	
	史跡名勝天然記念物	1	
国登録有形文化財			
建 造 物		8	
美 術 工 芸		1	

2 都指定文化財・中央区民文化財

都指定文化財		中央区民文化財	
有 形 文 化 財	4	有 形 文 化 財	72
無 形 文 化 財	0	無 形 文 化 財	0
有 形 民 俗 文 化 財	0	有 形 民 俗 文 化 財	20
無 形 民 俗 文 化 財	1	無 形 民 俗 文 化 財	1
史 跡	0	区 民 史 跡	7
旧 跡	11	天 然 記 念 物	0
天 然 記 念 物	0		

※文化財一覧は、別冊資料（18ページ）を参照。

第2 計画方針

- 1 文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させるため、学校教育及び社会教育を通じ、その認識と保護思想の育成を図る。

- 2 指定建築物の内外における火気、喫煙等の禁止措置及び消防上必要な設備の設置と防災組織の編成を関係機関と協力し徹底を図るものとする。
- 3 災害予防に関して、関係機関と常に密接な連絡を図るよう所有者等に指導する。
- 4 法令に基づく査察等の実施を関係機関に要請する。
- 5 毎年1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を高めさせる。

第3 文化財防災点検表の作成指導

所有者又は管理者に下記の要領で文化財防災点検表を作成するよう指導する。

- 1 文化財周辺の整備・点検
 - (1) 文化財の定期的な見回り・点検
 - (2) 文化財周辺環境の整理・整頓
- 2 防災体制の整備
 - (1) 防災計画の作成
 - (2) 巡視規則や要綱の作成
- 3 防災知識の啓発
 - (1) 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会への参加
 - (2) ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
- 4 防災設備の整備と点検
- 5 緊急時の体制整備

消防機関への円滑な通報体制の構築、隣者の応援体制、文化財防災点検表等による定期的な自主点検を行う。

第5編 河川施設防災計画（各機関）

第1章 河川防災計画（区・災対環境土木部、第一建設事務所、江東治水事務所）

第1 施設の現況

区内の河川を水系別に大別すると、荒川水系と独立水系に分けられる。また、管理体系別にみると、国土交通大臣が管理する一級河川の荒川水系と、都知事が管理する二級河川の独立水系がある。

なお、一級河川の管理は都知事に委任されており、隅田川を除く区内の河川の管理に関する一部の事務を区で処理している。

区内の河川等の概況は次のとおりである。

事項 種別	河川数	地域別	延長内訳			摘 要
			都知事管理	一部区管理	計	
一級河川	5	京橋地域	2,580m	730m	3,310m	1 都知事管理 隅田川 2 一部区管理 日本橋川 神田川 亀島川 月島川
		日本橋地域	2,180	3,270	5,450	
		月島地域	830	530	1,360	
計	5		5,590	4,530	10,120	
二級河川	2	京橋地域	0	1,650	1,650	1 一部区管理 築地川 汐留川
合計	7		5,590	6,180	11,770	

1 京橋地域

隅田川右岸の防潮堤（A.P. +6.4m）は、伊勢湾台風級の高潮から守るとともに関東大地震級の地震に耐える施設として、汐留水門、浜離宮排水機場とともに完成している。

亀島川は、日本橋水門と亀島川水門が、築地川及び汐留川は、築地川水門及び汐留川水門が完成している。

2 日本橋地域

高潮遡上等による被害防止のため、神田川及び日本橋川については、隅田川合流点から防潮堤（A.P. +5.5m）の改修を昭和43年度から着手し、区内は概ね完了している。

3 月島地域

月島地域は隅田川の河口に位置し、海あるいは川に囲まれているので水害については、特に警戒を要する地域である。このため、次の事業を実施してきた。

(1) 昭和35年度から、コンクリート護岸の嵩上げ及び水門建設

(2) 昭和37年度から、月島、晴海地区に堅固な防潮堤（A.P. +5.5m）の建設に着工、昭和40年度に完成

(3) 昭和45年度から、月島川の護岸（A.P. +3.6m）改修に着手、昭和52年度に完成。

なお、東京都水防計画（令和2年度）において、本区の水防上注意を要する箇所は12箇所ある。

水系	河川名	左右岸	位置(目標)	陸 こ う (m)	工事施工箇所		
					延長 (m)	所管事務 所	摘 要
荒川	隅田川	右	築地五丁目（旧築地市場跡地内）	50		一建	
		左	勝どき三丁目（浜前水門上流）		20	一建	
		右	築地六丁目（勝鬨橋上下流）		180	一建	
		左	新川二丁目地内（亀島川水門）		50	治水	
	日本橋川	右	日本橋茅場町一丁目（日本橋水門）		50	治水	
		左	日本橋箱崎町（豊海橋～湊橋）		310	一建	
		左	日本橋箱崎町（湊橋～茅場橋）		100	一建	
		左	日本橋小網町（湊橋～茅場橋）		170	一建	
		右	新川一丁目（湊橋～茅場橋）		40	一建	
		右	日本橋茅場町一丁目（湊橋～茅場橋）		20	一建	
		右	日本橋茅場町一丁目（湊橋～茅場橋）		30	一建	
独立	築地川	左	築地五丁目（環状第2号線築地川仮設道路）		570	一建	

*水防上注意を要する箇所

都管理の河川及び海岸で下記に該当するもの

種別	基 準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
	（解説）過去の溢水実績等をふまえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
	（解説）伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
	（解説）堤防・護岸（天然河岸を含む）が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所
陸こう	陸こうが設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所
	（解説）原則として出水期（6月～10月）に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所

第2 河川施設の地震対策(都)

- 東部低地帯における河川施設の耐震対策は、阪神淡路大震災を契機として、平成9年より堤防や水門・排水機場など、対策が必要な河川施設の整備を進め、東部低地帯を囲む隅田川、中川、旧江戸川の外郭堤防や綾瀬川、呑川、内川の堤防、水門・排水機場の耐震対策事業を実施してきた。
- また、東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策の在り方などについて、平成24年8月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言や耐震性能の照査等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。
- さらに、同年12月には、この基本方針に基づき、最大級の地震が発生した場合にも各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的とした「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し、堤防や水門・排水機場など、対策が必要な河川施設の耐震・耐水対策を推進している。
- 当該整備計画の計画期間は平成24から33年度までの10年間であり、東京都防災会議が示したM8.2の海溝型地震等、最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目標とする。

第2章 海岸保全施設(東京港建設事務所)

第1 現 況

東京湾に臨む区内外郭防潮堤は、河川区域を除き次のように築造されており、その延長は約5.0 kmである。

外郭防潮堤の維持天端高は

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| ○ 佃三丁目(相生橋下流)から
晴海一丁目(春海橋)まで | A. P. +6.30m |
| ○ 晴海二・三・四丁目 | A. P. +5.60~6.5m |
| ○ 勝どき五・六丁目 | A. P. +5.60~6.30m |
| ○ 浜離宮庭園地先 | A. P. +6.30m |

また、運河及び隅田川河口には、佃、朝潮、浜前、築地川及び汐留川の各水門が建設されており、降雨による内水排除対策として、築地川及び汐留川下流に浜離宮排水機場が昭和46年3月に完成した。その他、陸こう、逆流防止扉等の諸施設が完備している。

※中央地区(月島・晴海)陸こう・逆流防止扉位置図は、別冊資料(27ページ)を参照。

施設種類と数量（中央区内）

地区		中 央		港
保守係名		東部地区		南部地区
施設	区域	晴 海	月 島	竹 芝
水 門（カ所）		1	2	2
排水機場（カ所）		0	0	1
陸 こ う（カ所）		1	3	0
逆流防止扉（カ所）		1	4	0
外郭防潮堤（ m）		3,882	1,252	524

外郭防潮堤延長は、堤防・護岸、胸壁及び水門取付堤の延長である。

外郭防潮堤延長には、他局管理及び橋台は除く。

なお、都の海岸保全施設に関しては、平成24年12月に公表した「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき事業を推進していく。

第3章 内水排除計画（下水道局中部下水道事務所）

第1 概 況

1 本区は、中央部内陸部と月島、晴海地区とに分かれ、月島、晴海地区は中央部内陸部に比べて地盤が低いので、降雨量が多量の場合は下水道局ポンプ所にて、雨水を排除している。

中央部内陸部についても、地盤沈下や河川の埋め立てによって雨水の自然排水が不可能になった日本橋浜町、日本橋茅場町、日本橋兜町、八丁堀、新富、日本橋室町、日本橋、京橋、明石町、築地及び銀座地域は下水道局ポンプ所にて、雨水を排除している。

2 区の下水道施設は、中部下水道事務所で管理運営を行っている。（佃島ポンプ所および晴海ポンプ所は、東部第一下水道事務所運営）また、当該施設では、基本的に1時間あたり50mmの降雨に対応できるよう施設整備を行っている。

第2 施設の現況

1 管きょ施設（令和元年度）

幹線 26,984m 枝線 294,096m 計 321,080m

人孔（マンホール）7,014個 公設汚水ます 28,191個

2 ポンプ所

(令和2年末現在)

名称	所在地 電話	原 動 機		ポンプ		台数	用途	計 画 排水量 m ³ /分	計画排 水面積 ha	備考
		種 別	出 力	型式	m ³ /m					
浜町ポンプ所	日本橋浜町 3-44-13 (3660)1923	ディーゼル	3,190kw	斜流	635	2	雨水	1,431	170.45	無人
		ディーゼル	5,000ps		740					
		電 動	1,800kw		400	2				
		電 動	315kw		69	2	汚水	69.0		
		電 動	280kw		69	1				
		電 動	220kw		50	1				
箱崎ポンプ所	日本橋箱崎 町44-12	電 動	280kw	斜流	180	1			雨水	880.38
電 動	230kw	180	5							
桜橋ポンプ所	新富1-2- 6	電 動	370kw	斜流	220	6	雨水	1,259.58	117.61	無人
桜橋第二 ポンプ所	湊1-1-2 (3552)5614	電 動	310kw	斜流	225	3	雨水	1,636.98	674.57	有人 汚水しゃ集
		電 動	1,370kw		345	5				
明石町ポンプ所	築地7-18- 5	電 動	90kw	斜流	52	2	雨水	883.5	80.82	無人 汚水しゃ集
		電 動	410kw		260	4				
佃島ポンプ所	佃3-12-4 (3533)2688	電 動	500kw	斜流	310	4	雨水	899.16	126.54	無人 汚水しゃ集
晴海ポンプ所	晴海2地先	電 動	175kw	斜流	125	3	雨水	361.56	30.42	無人

(注)

ディーゼルエンジン 発 電 機	日本橋浜町	2,000kVA
	佃 島	1,900kVA
ガスタービン 発 電 機	桜 橋	2,000kVA
	桜橋第二	12,000kVA
	明 石 町	3,000kVA
	晴 海	1,750kVA
	箱 崎	2,500kVA

第6編 地域防災力の向上（各機関）

第1章 計画方針

第1 方 針

防災対策において「自助」、「共助」が大きな力を発揮することは、阪神・淡路大震災など、これまでの震災からも明らかになっている。東日本大震災等の激甚災害や、想定される首都直下地震においても発災直後からの一定期間は十分な行政体制を確保することは難しいことから、若い世代から高齢者まで区民一人ひとりの防災意識の向上や防災区民組織・消防団と連携した地域における初期消火、自力で避難することが困難な避難行動要支援者などの救出・救助体制の取組を促進していくことが重要である。

大地震により発生する被害を最小限にするため、こうした「自助」、「共助」の一層の強化を進めるとともに発災時間や曜日、季節等にも考慮し、「公助」としての各防災関係機関との連携体制の強化を図るものとする。

第2 防災意識の高揚

- 1 災害に際しては、区民及び事業所が災害に対する正しい知識と理解をもち、「自分たちのまちは自分たちで守る」という認識をもつことが必要である。このため区は、防災関係機関の協力を得て、平素から区民及び事業所に対し防災思想の普及、災害時の心得等について指導し、防災意識を高めることによって、区民及び事業所が災害応急対策業務に積極的に寄与するよう努める。
- 2 災害時緊急に連絡がとれるよう、あらかじめ防災区民組織等の代表者などを把握しておくものとする。

第3 協力業務の例示

- 1 異常現象、災害危険箇所発見等の場合の区その他防災関係機関への連絡に関すること
- 2 災害に関する予報・警報その他情報の区域内住民への伝達に関すること
- 3 災害時における広報広聴活動に関すること
- 4 災害時における出火防止及び初期消火に関すること
- 5 災害時における安否情報名簿に関すること
- 6 避難誘導及び避難所運営に関すること
- 7 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に関すること
- 8 被害状況の調査に関すること
- 9 被災区域内の秩序維持に関すること
- 10 り災証明書交付事務に関すること
- 11 その他災害応急対策業務に関すること

第4 防災関係機関の活動空白期を埋める区民、防災区民組織及び事業所の役割の増大

首都直下地震の場合、発災直後は、区・警察署・消防署等の防災関係機関自体が被災し、また交通・通信の途絶等により防災関係機関の初動活動が一時的に空白となることが想定される。しかし、この活動空白期間に十分な初期消火活動及び救出・救助活動が行われない場合、被害が拡大するため、防災関係機関に代わって被災者自身又は防災区民組織等地域の住民並びに事業所が連携した防

第2部 災害予防計画

第6編 地域防災力の向上

災活動に期待せざるをえない。このため区は、各防災区民組織が主体となって地域を守るため、結成費・運営費の助成や、必要な資器材を供与するなど育成のための支援を行うとともに、事業所に対しても自らの組織力を活用し、地域と一体となった防災対策を図るよう指導する。

また、消防署は、区民等の救出活動技術及び応急救護知識、技術の習得を強力に推進するとともに避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（要配慮者に関する地域協力体制）づくりを推進し、防災行動力の向上を図る。

第5 防災組織

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、関係機関と一体となって防災対策を推進することが期待される防災組織の育成を図るものとする。震災対策条例第34条、第35条、第36条に規定する防災組織には次のものがある。

1 防災区民組織

区民の各地域における自発的な防災組織

2 施設の防災組織

病院、百貨店及びその他多数の者が出入する施設の防災組織

3 業種別の防災組織

危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取扱う施設等の業種別の防災組織

第6 地区防災計画の策定及び推進

東日本大震災等を経て、地域における自発的な自助・共助の重要性が改めて認識されるなか、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、区市町村の一定の地区内（町会・自治会など）の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設された。

本制度は、区の判断で地区防災計画を区防災計画に位置付けることができるほか、地区居住者等が、中央区防災会議に対し、区防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組みを定めている。

区は、各防災拠点運営委員会（21委員会）による防災訓練の実施や災害時活動マニュアル作成などの取組を地区防災計画として本計画に位置付けている。

第2章 区民等

第1 区民の震災への備え

自らの身の安全は自らが守る「自助」の精神に基づき、区民は、自らの生命、身体及び財産を災害から守り、自宅での生活を継続するために次の措置をとることが必要である。

1 建築物その他工作物の耐震性及び耐火性の確保

2 家具類の転倒・移動・落下防止、窓ガラス等の落下・飛散防止及び住宅用火災警報器の設置

3 日頃からの出火防止

4 消火器等初期消火に必要な用具の準備

5 自宅での生活を維持するために必要な飲料水（一人3ℓ×最低3日分×家族人数）、食料（最低3日分×家族人数）、医薬品、携帯ラジオ、簡易照明、簡易トイレ（1人1日7～8枚×最低3日分×家族人数）等の準備

6 地震が発生した場合の家族の役割分担、連絡方法、避難経路・場所及び方法についての確認

- 7 都・区・町会などが行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 8 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制構築への協力
- 9 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

第2 区民への支援

飲料水等防災備蓄品のあっせんを行うほか、地域防災フェアにおいて防災用品等の購入補助を行っている。また、補助制度等の区民への周知を更に図っていく。

第3 要配慮者及び避難行動要支援者への支援

高齢者や障害者など災害時に特別な配慮が必要な要配慮者や、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、それぞれの身体状況等に応じた対応ができるようさまざまな取組を進め、災害時における被害の軽減や支援の充実を図る。

1 災害時地域たすけあい名簿

日頃から災害に備えるため、避難行動要支援者の情報を登録した「災害時地域たすけあい名簿」を作成し、名簿の提供に関して本人の同意が得られた場合は地域の避難支援等関係者に事前に提供している。

この名簿は、避難行動要支援者の安否確認、救助、支援等に役立てるものであり、地域の防災訓練における安否確認訓練等にも活用し、地域の防災力を高めていく。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

区は、関係機関と連携・協力し、発災時における安否確認や避難誘導、避難所や自宅残留時の生活支援等が適切に行えるよう、「災害時地域たすけあい名簿」等を活用して避難行動要支援者の支援体制を整備する。

3 地域見守り事業の促進による災害時対応の強化

支援する側と支援される側が日頃から互いに知り合うことが大切であり、地域の方々による見守り活動の拡大等を進めていき地域における支援活動が迅速かつ円滑に行われるようにする。

4 民間事業者等との災害時応援体制の整備

介護サービス事業者など関係機関と連携を図り、情報の共有をはじめ要配慮者に対する支援体制を整備する。

5 福祉避難所の開設・運営マニュアルの改訂

区施設において福祉避難所を開設し、災害の規模等に応じて円滑に運営できるよう関係機関との検討内容をふまえ運営マニュアルを随時改訂する。

6 福祉避難所備蓄品の整備

要配慮者に配慮した備蓄品を整備する。

7 家具類転倒・落下・移動防止器具の設置助成

高齢者及び障害のある方に対し、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付を推進する。

8 防災広報の徹底

区は関係機関と連携・協力し、災害時に避難勧告等必要な情報を確実に要配慮者本人やその家族等に伝達する体制の整備に努める。

また、要配慮者に対しては、日頃から災害に備えて避難場所、避難所、避難経路等の周知を図るなど、防災に関する広報を徹底する。

第4 女性や世代等に配慮した防災対策

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により地域の防災力の向上を図ることを目的として災害対策基本法の改正を平成24年に行った。さらに、男女共同参画の視点から、令和2年5月に防災・復興ガイドラインの策定及び防災基本計画の修正を行った。

都では、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していくこととしている。

区においても、女性の視点での防災対策を推進していくため、中央区防災会議の委員である防火防災女性の会代表の意見を踏まえるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上と女性への配慮を働きかけていくこととする。

また、若い世代の方の防災意識の向上を図るとともに、外国人に対しても適切な避難誘導ができるよう、情報提供の多言語化等を推進していくものとする。

1 女性の視点を踏まえた防災対策の充実

(1) 防火防災女性の会代表の意見を踏まえた取組

防災区民組織や防災拠点運営委員会のメンバーに複数の女性が参画するよう促していくとともに、防災リーダーの育成を図る。

(2) 備蓄物資については、女性の意見も踏まえて定期的に見直しを行う。

(3) 復旧・復興期には、女性センター「ブーケ21」が女性のさまざまな相談に応じていく。

また、復興計画の策定のほか、復興住宅の設計やまちづくりの場への参画など、意思決定の場への女性の参画促進を図る。

(4) 平時から地域の女性団体等の交流づくりを充実していく。

2 外国人への支援

災害時に外国人に対して適切な避難誘導等が行えるよう、情報提供に当たっては、多言語化対応を図っていくとともに、平時から本区の防災対策の普及を図っていく必要がある。

(1) 本計画の英語版を作成し、本区の防災対策の周知を図る。

(2) 本区が作成した防災対策DVD「備えて安心！マンション防災」、「わが家わがまちの地震防災」、「あなたのオフィスは大丈夫！？」では、英語字幕入りによる対応をしている。

(3) 文化国際交流のつどい等、外国人の参加する各種イベントにおいて特設ブースを設け、本区の防災対策を紹介している。

(4) 災害時には、防災マップアプリ及び安全・安心メールを活用して、多言語での災害情報を提供していく。

(5) 災害時には、都の「東京都防災（語学）ボランティア」や中央区文化・国際交流振興協会の「防災語学ボランティア」を活用し、外国人への支援を図る。

また、避難所運営においては、外国人に分かりやすい案内表示を行っていく。

(6) 災害時には、中央エフエム株式会社においてボランティア等を活用し、外国語での本区の災害情報を提供していく。

3 若い世代の防災意識の向上

防災拠点の運営委員や防災訓練等に30代から40代の働き盛りの区民の参加が少ないことから運営委員会等への参加を促していく。また、子どもや若い親子を取り込んだ新たな防災訓練の提案

をするなど、防災訓練の内容にも工夫を凝らすとともに起震車や地震体験シミュレーターのほか、VR（災害疑似体験）機能を活用するなど、より実践的・効果的な訓練を実施することにより、防災意識の向上を図っていく。

4 動物救護対策

区内協力獣医師等と、負傷動物の救護のあり方について、検討を行う。また、ペットとの同行避難について、各防災拠点運営委員会と協議・検討を進めていく。

第5 感染症対策

新型コロナウイルス感染症など国内で感染症が流行している状況下においては、災害時に多くの区民が避難所に避難することで感染拡大リスクが高くなることから、事前対策として、区内全世帯の約9割が共同住宅に居住している地域特性を踏まえ、「在宅避難」をより一層推進していく。

あわせて、避難所において必要な感染症対策を講じていくとともに、指定避難所以外の公共施設や民間宿泊施設を避難先にするなど、より多くの避難施設の確保に取り組んでいく。

第3章 防災区民組織

防災区民組織は、地域における防災活動の中核組織として重要であるため、防災区民組織の充実強化を図っていく。

第1 組織の性格

東京都震災対策条例第34条に基づき組織されたものであって、地域住民の自発的な防災組織である。

第2 育成方針

区及び関係機関は、東京都震災対策条例及び中央区防災区民組織の育成に関する要綱に基づき、防災区民組織の結成及び育成に努めるものとする。

1 組織のあり方

防災区民組織は、地域住民の意志により自発的に結成され、かつ、自主的に運営されることを基本とする。

2 組織の規模等

組織の規模（地域、人員）は、町会・自治会を母体とし、地域の実情、活動業務等に応じて自主的に編成する。

3 組織の役割

予 防 活 動	応 急 活 動
1 防災知識の普及・高揚	1 出火防止及び初期消火活動
2 出火防止の徹底	2 情報収集、伝達及び広報活動
3 初期消火、救出・救護、避難及び都市型水害対応等訓練の実施	3 応急救護に対する協力
4 防災資器材の備蓄及び保守管理	4 避難活動
5 非常食等の備蓄	5 避難行動要支援者の支援
6 危険箇所の把握と点検、住民への周知	6 行政・企業・事業所との協力
7 避難行動要支援者の把握と災害時支援体制の整備	7 秩序維持に対する協力
8 行政及び事業所との連携・協力の検討	8 炊出しに対する協力
	9 救助物資の配分

第2部 災害予防計画
第6編 地域防災力の向上

4 防災資器材の供与

下記の防災資器材を必要とする防災区民組織へ供与し、組織の装備充実を図っている。

- (1) 4型粉末消火器
- (2) D級軽可搬ポンプ
- (3) 医療救急箱
- (4) トランジスタメガホン
- (5) 防災資器材倉庫
- (6) その他大型防災資器材

※中央区防災区民組織の育成に関する要綱は、別冊資料(179ページ)を参照。

※軽可搬ポンプ取扱基準については、別冊資料(184ページ)を参照。

5 助成金の交付

防災区民組織の活動を支援するため、次の助成を行う。

- (1) 結成費助成
- (2) 運営費助成
- (3) 自動体外式除細動器（AED）購入費助成

6 防火水槽の設置

災害時、軽可搬ポンプによる初期活動に役立つよう、区内9カ所の公園・児童遊園等に防火水槽を設置している。

公園・児童遊園名	住所	容量
西八丁堀児童遊園	八丁堀3-1-4	10t
鉄砲洲児童公園	湊1-5-1	10t
はとば公園	築地6-19-24	10t
箱崎川第一公園	日本橋箱崎町2-1	10t
箱崎公園	日本橋箱崎18-18	10t
明治座敷地内緑地帯	日本橋浜町2-31先	30t
月島第二児童公園	勝どき1-9-8	10t
月島二丁目児童遊園	月島2-1-9先	10t
佃三丁目児童遊園	佃3-6-8	10t

7 初期消火訓練の助成等

防災区民組織が消防署・消防団の指導により初期消火訓練を実施する際に、消火器の薬剤詰替及び非常食等の物資提供を行っている。

※中央区初期消火訓練に対する助成要綱は、別冊資料(186ページ)を参照。

第3 地域活動の育成

防災区民組織の地域活動の強化を図るため、講習会等を開催している。

- 1 防災講演会
- 2 応急手当講習会

第4 防災区民組織相互の連携

防災区民組織は、防災拠点運営委員会の主たる母体であることから、防災拠点運営委員会の活動

を通じて連携を深める。

※防災区民組織(町会・自治会)名簿は、別冊資料(65ページ)を参照。

第4章 町会・自治会

第1 組織の性格

地域の社会生活の向上を目的として、住民の地域的な連帯感に基づき、自主的に組織されている団体である。

第2 協力体制の確立

防災区民組織が結成されていない地域における町会・自治会は、防災活動それ自体を組織目標としてはいないが、区及び関係機関は防災業務の実施につき、従来から協力体制をとって現在に至っている。今後も緊密な協力体制の維持及び確立に努め、防災体制の万全を期するものとする。

第5章 防災拠点運営委員会

発災直後、区や防災関係機関が対応できない段階での地域での助け合いを迅速かつ的確に行うとともに、避難が必要となったときに、防災区民組織、町会、自治会、事業所等が互いに連携、協力し自主的に防災拠点を運営できる体制を築くため、平成18年度までに防災拠点運営委員会(23カ所21委員会)を設置した。区は、防災拠点運営委員会が果たす役割の重要性から、今後も委員会が主体的かつ持続的に活動できる環境を整備する。

第1 運営委員会の構成(委員及びアドバイザー)

原則として次の委員及びアドバイザーにより構成される。

1 委員

防災区民組織、町会・自治会

2 アドバイザー

学校、PTA、警察、消防、消防団、民生委員、医師会、事業所、区等

第2 活動計画書の作成

防災拠点運営委員会を設立するにあたり、平常時や災害発生時に委員会がどのような活動を行うか各運営委員会で地域の特性を踏まえ「活動計画書」を作成した。活動内容の概要は本章第3(73ページ)及び第4(73ページ)のとおりである。

第3 平常時の活動

- 1 地域の防災訓練の企画、実施
- 2 災害時の活動態勢の整備
- 3 防災区民組織間の情報交換
- 4 活動計画書の見直し
- 5 活動内容のPR

第4 災害時の活動

- 1 発災初期
 - (1) 被災状況の確認

第2部 災害予防計画
第6編 地域防災力の向上

- (2) 安否確認（災害時地域たすけあい名簿による避難行動要支援者の確認等）
- (3) 救出、救護、負傷者の手当て
- (4) 初期消火

※発災初期に必要な救出、救護のための資器材を防災資器材庫から搬出できるよう、また、避難所としての受入態勢を早期に確立できるよう、運営委員会も防災拠点の鍵を保管している。

- (5) 帰宅困難者への対応

2 被災生活期（避難所開設後）

主に5つの班での活動を行う。（各班の名称については、防災拠点運営委員会により異なる。）

(1) 渉外・交渉班

- ア 地域情報のとりまとめ（被害状況、不足物資等地域のニーズ把握）
- イ 広報
- ウ 区や消防・警察等との連絡
- エ 取材・調査等への対応

(2) 活動要員班

- ア 活動可能な要員の把握
- イ 活動状況、必要人員の把握
- ウ ボランティアの受入れ、割り振り

(3) 食料・物資班

- ア 必要な食料・物資の把握、要請
- イ 食料・物資の受入れ、配分、管理

(4) 負傷者・要介護者支援班

要配慮者等の受入れ、把握、生活支援

(5) 避難所運営班

- ア 避難者の把握
- イ 避難生活ルールの作成
- ウ 避難所の環境整備

第5 運営委員会への区の支援

1 防災拠点運営委員会連絡会議の開催

他の運営委員会の運営方法、活動状況、課題等の情報を共有化し、運営委員会を活性化するため開催する。

2 運営委員会自主訓練の支援

運営委員会が主催する自主訓練については、避難行動要支援者の安否確認、帰宅困難者の対応、ペット同行避難、在宅避難者への支援など地域特性に応じた訓練の支援を行うとともに、関係機関との調整や資器材の提供のほか、防災対策に関する情報の普及・啓発も積極的に行う。

3 防災拠点倉庫

各防災拠点に整備する災害用の倉庫について、備蓄物資や資器材の出し入れを考慮して配置するとともに、十分なスペースを確保するために周辺の防災備蓄倉庫の活用を図る。

第6 活動マニュアルの整備

各運営委員会で作成した活動計画書をより発展させ、災害発生時に実際に見ながら対応できるよ

うに、行動フローや資器材の取扱方法等について具体的に記載した防災拠点活動マニュアルを整備している。

防災拠点活動マニュアルは、過去の災害や訓練で得た教訓などを踏まえるとともに、女性及び要配慮者等の視点や感染症対策など、良好な生活環境の確保に向けて見直しを行っていく。

第7 地区防災計画の策定

防災拠点運営委員会の活動における指針として、平常時や災害発生時の活動を定めた「活動計画書」、災害発生時の活動をより具体的に記載した「防災拠点活動マニュアル」が整備されている。この計画及びマニュアルから、防災拠点運営委員会の活動の基本となる事項を「地区防災計画」として本計画に定める。

1 「地区防災計画」の内容

(1) 目的

委員会の活動に係る目的

(2) 対象地区の範囲

防災拠点の対象となる町会・自治会

(3) 委員会の構成

委員会の活動の主体となる組織、委員会の活動を支援するアドバイザー及び委員会を構成する役員・班

(4) 委員会の活動

防災訓練の実施、委員会の定期的な活動内容、災害時の活動内容及び委員会開催時の検討事項

(5) 利用計画

委員会を設置する小学校（中学校）等の施設が再開する時の対応

(6) 実践と検証

防災訓練の実施と検証、防災意識の普及啓発及び計画の見直し

(7) その他

2 「地区防災計画」を定める防災拠点運営委員会

以下の21の防災拠点運営委員会について、地区防災計画を定める。

	防災拠点運営委員会名	活動拠点の場所	
1	城東小学校防災拠点運営委員会	※京橋区民館	京橋2-6-7
2	京橋プラザ防災拠点運営委員会	京橋プラザ	銀座1-25-3
3	泰明小学校防災拠点運営委員会	泰明小学校	銀座5-1-13
4	銀座中学校防災拠点運営委員会	銀座中学校	銀座8-19-15
5	中央小学校防災拠点運営委員会	中央小学校	湊1-4-1
6	明石小学校防災拠点運営委員会	明石小学校	明石町1-15
7	京橋築地小学校防災拠点運営委員会	京橋築地小学校	築地2-13-1
8	京華スクエア防災拠点運営委員会	京華スクエア	八丁堀3-17-9
9	明正小学校防災拠点運営委員会	明正小学校	新川2-13-4
10	常盤小学校防災拠点運営委員会	常盤小学校	日本橋本石町4-4-26

	防災拠点運営委員会名	活動拠点の場所	
11	十思スクエア防災拠点運営委員会	十思スクエア	日本橋小伝馬町5-1
12	日本橋小学校防災拠点運営委員会	日本橋小学校	日本橋人形町1-1-17
13	有馬小学校防災拠点運営委員会	有馬小学校	日本橋蛸殻町2-10-23
14	久松小学校防災拠点運営委員会	久松小学校	日本橋久松町7-2
15	日本橋中学校防災拠点運営委員会	日本橋中学校	日本橋東日本橋1-10-1
16	阪本小学校防災拠点運営委員会	阪本小学校	日本橋兜町15-18
17	佃島小学校・佃中学校防災拠点運営委員会	佃島小学校	佃2-3-1
		佃中学校	佃2-3-2
18	月島第一小学校防災拠点運営委員会	月島第一小学校	月島4-15-1
19	月島第二小学校防災拠点運営委員会	月島第二小学校	勝どき1-12-2
20	月島第三小学校・晴海中学校防災拠点運営委員会	月島第三小学校	晴海1-4-1
		晴海中学校	晴海1-5-3
21	豊海小学校防災拠点運営委員会	豊海小学校	豊海町3-1

※城東小学校は現在改築中のため、改築期間中は京橋区民館を活動拠点とする。

第6章 事業所

事業所で使用する火気及び危険物は一般家庭より規模が大きく、それだけ地震時における発災の危険あるいは地域に与える影響が大きく、不特定多数の者を収容する劇場、デパート等にあつては、地震時のパニック等による被害も予想される。

また、通勤、通学者、来街者等の帰宅困難者が多数発生する。

このため、東京都震災対策条例では、事業者は都知事その他行政機関の実施する震災対策事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、震災を防止するため最大の努力を払うよう義務付けているほか、東京都帰宅困難者対策条例においては、事業者は従業員等の一斉帰宅を抑制するため、3日分の食料や飲料水を備蓄するように義務付けている。

各事業所にあつては、関係法令に基づき、自ら防災施設や消防設備等を整備するとともに、自主防災組織を充実強化し、その活動能力を高め、地域住民等との共助体制を確立して地震被害の軽減・防止に努める必要がある。また、事業所の果たす社会的責任、国民経済に与える影響等を十分認識し、重要業務を継続するための事業継続計画の策定に努めることとする。

第1 施設の防災組織

1 組織の性格

東京都震災対策条例第35条に基づき組織されたものであつて、不特定多数の者が出入する建築物又は事業所等において、それぞれ自発的に組織された防災組織である。

2 育成方針

各消防署において、消防法第8条に規定する防火管理者及び同法第8条の2に規定する管理の権限を有する者を中心に、自主的に防災組織の拡充整備を図るよう指導するとともに、滞留者対策として、従業員数×3日分の飲料水、食糧等の備蓄、消防計画の中に追加するよう指導し、さ

らに事業所相互間の協力体制及び区民、防災区民組織、消防団等と連携を含め相互が保有する資器材を活用できるよう共助体制づくりを推進する。

3 組織の現況

区内の主要な大建築物又は事業所のほとんどが施設の防災組織を結成済である。

第2 業種別の防災組織

1 組織の性格

東京都震災対策条例第36条に基づき危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取扱う施設又は設備を管理する事業所等で、同業種別により自発的に組織する防災組織である。

2 育成方針

危険物施設等に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策の推進を次のように行う。

(1) 消防署では、危険物施設等の新設又は変更時に、関係法令に基づき事前相談、書類審査及び完成検査を行っているが、地震による火災及び流出事故の防止を主眼とした指導を行う。

(2) 消防法第16条の5に基づき随時立入検査を実施し、危険物の品名・数量並びに貯蔵取扱いの確認を行う。

(3) 危険物施設等の予防規程に基づき震災を想定した訓練を定期的実施するよう指導する。

第3 事業所の役割

1 重要業務継続のための事業継続計画の策定

2 社屋内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備

3 防災資器材や飲料水、食料等の非常用品の備蓄等従業員や顧客の安全確保対策、家族等の安否確認体制の整備等一斉帰宅の抑制に関する対策の整備

4 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域と連携した防災体制の確立

第4 事業所防災体制の充実（消防署）

1 事業所防災計画の作成指導

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭より規模が大きく、また、火気使用設備器具も多種類であり、それだけ、地震時における発災の危険性も無視できない。このため、すべての事業所に対する事業所防災計画の作成指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実強化、事業所相互間の協力体制の強化、防災住民組織等との連携強化、保有資機（器）材の整備、地域との共助体制づくりの推進、応急救護講習の促進と応急救護資器材の充実を図る。

2 事業所防災計画等作成上の留意事項

(1) 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災対策の充実強化を図る。

ア 防火管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。

(ア) 地震に備えての計画

(イ) 震災時の活動計画

(ウ) 施設再開までの復旧計画

イ 防災管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前アの事項について、事業所の実態に応じて、必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるよう指導する。

ウ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない小規模事業所に対して、事業所防災計画の資料として「事業所防災計画表」を公表し、作成指導する。

エ 防災対策上重要な施設の事業所計画

都市ガス、電気、鉄道、軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

- (2) 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に上級救命講習等の受講促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成を行う。
- (3) 津波災害発生時等における危険物施設、設備に対する応急措置等について、事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。

3 事業所防災訓練の指導等

(1) 実践的な防火防災訓練の指導を実施する。

ア 消防機関、災害時支援ボランティア、防災区民組織及び事業所の自衛消防組織等が協力して行う連携訓練の推進

イ 要配慮者の対応を取り入れた防火防災訓練の推進

ウ 自力避難可能な高齢者の防災行動力向上策の推進

(2) 事業所に、事前準備対策として次に掲げる事項を指導していく。

ア 初期消火、救出救護活動等に備えての従業員の教育訓練及び消火、救出・救護資器材の整備

イ 地域の防災組織等と震災時の協力についての協定の締結

ウ 自己事業所内の対応に余裕がある場合の地域の各種防災活動への協力

エ 区及び他の防災機関が実施する防災訓練への積極的な参加

オ 顧客及び従業員等の帰宅困難者人員の予測と食料等の備蓄準備

カ 帰宅困難による混乱防止のため、「あわてて帰宅しない」「3日分の備蓄」等の防災意識の啓発を図るとともに、帰宅困難者が発生した場合における支援体制を確立させるため、区や関係機関が連携した実践的な訓練を実施する。

4 地域防災体制の確立

大規模地震時には、同時火災が多発する可能性があり、また、救助事象の多発や消防活動が阻害される場合がある。このような状況においては、それぞれの地域で防災関係機関、住民、事業所等さまざまな組織の連携による活動体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。したがって、地域の防災体制を確立するため、次の対策を推進する。

(1) 事業所と防災区民組織等との連携体制

ア 消防署住宅防火防災対策推進協議会による安全対策の推進を図る。

(ア) 要配慮者を対象とするきめ細かな総合的な防火防災診断の推進

(イ) 町会・自治会・事業所等と福祉事業所団体との連携による防火防災訓練を通じた協力体制づくり

(ウ) 福祉関係者を通じた要配慮者への防火防災組織の普及・啓発

イ 自助・共助の体制づくりを推進する。

地震時には、同時多発的な火災・救助、救急事象が発生することが危惧されることから、自助の確立及び地域コミュニティの助け合いによる共助の体制づくりを推進する。

ウ 町会・自治会・事業所との災害時応援協定の締結を促進する。

エ 小規模事業所に対し、事業所防災計画の作成を推進する。

店舗併用住宅等、防火管理者の選任義務のない小規模な事業所については、事業所防災計画の作成を指導する。

オ 各業界の組合との防火管理組合に関する協定を締結し、各事業所の安全化を図る。

第5 事業所防災対策の推進（区）

地震が発生した場合、従業員等の身の安全を守り、二次災害防止のため、建物の耐震化、看板等の落下防止、オフィス家具の転倒防止などの安全対策や災害応急活動に対応できる組織体制、防災計画づくりの必要性について普及・啓発する。

1 非常用品の備蓄、防災資器材の準備

災害時の停電や断水に備え、全従業員数の3日分の飲料水、食料、毛布などを備蓄するとともに救出・救助に必要な資器材を準備するよう普及・啓発を行う。

2 事業所防災パンフレットによる普及・啓発

事業所の経営者や責任者向けに、防災対策を進めるための必要な事項や災害時の事業継続・早期回復を図るための防災マニュアルを作成する際のポイントなどをまとめた「あなたのオフィスは大丈夫!？」のほか事業所の従業員向けに、災害時の身の安全確保、家族との安否確認、一斉帰宅の抑制、帰宅方法の事前確認等の防災対策について理解できるようにまとめた「オフィスサバイバルBOOK」により普及・啓発を行う。

3 事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)の策定の推進

事業所の被害を最低限に抑えるとともに、事業活動を継続できる体制を事業所自らが事前に整備することを目指す。区は、事業所の管理者がどのように事業継続計画を策定すればよいのか参考となるよう事業所向け防災パンフレットなどにより普及・啓発を行う。

4 事業所防災対策DVDによる普及・啓発

区は、事業所の従業員等が災害時の対応や日頃の備え等についてまとめたDVDを、防災危機管理センターの窓口で貸出を行い、普及・啓発を行う。

5 防災アドバイザーの派遣による普及・啓発

事業所が取り組む防災対策を支援するため、什器類の転倒防止などの安全対策をはじめ、従業員等の一斉帰宅の抑制や帰宅困難者対策に関する助言や講座を行う防災アドバイザーを区内事業所に派遣することにより、普及・啓発を行う。

第7章 その他の民間団体・民間事業者

災害時における食料の供給（東京都米穀小売商業組合、東京都麺類協同組合）や医療救護活動（区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、東京都柔道整復師会）、輸送関連団体（一般社団法人東京都トラック協会及び物流事業者）など、従来から災害時の協力協定を締結している民間団体とは、なお一層の緊密な協力体制の維持及び確立に努める。さらに、救助活動や帰宅困難者支援、電力確保

第2部 災害予防計画
第6編 地域防災力の向上

等他の民間団体との協力体制の確立を図り、災害応急態勢の充実に努める。

※災害時における応急対策活動の協力に関する協定（本願寺）は、別冊資料(395ページ)を参照。

※災害時における応急対策活動の協力に関する協定書（一般ひな型）は、別冊資料(416ページ)を参照。

※特定非営利活動法人地域の防災と町づくりを研究する会との防災協力協定書は、別冊資料(418ページ)を参照

※災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティサービス株式会社）は、別冊資料(443ページ)を参照。

※災害時における給電車両貸与に関する協定書(トヨタモビリティ東京株式会社)は、別冊資料(438ページ)を参照。

第8章 学校における防災体制の推進

第1 学校防災体制の推進

教育委員会では初動期に適切に行動できるよう「学校危機管理マニュアル」を作成している。防災拠点運営委員会への協力や児童・生徒の引渡し体制の再整備など、地域防災計画との整合を踏まえた計画の見直しを行う。

第2 学校防災教育の推進

関係機関との協力による実践的な防災訓練を実施するとともに、発達段階に応じた防災教育を推進する。

第9章 災害ボランティアとの連携

第1 方針

直下型地震等の大規模災害では、区等の防災関係機関及び被災地住民自身の応急活動が制約を受けるため、自主的に参加する災害ボランティアや民間非営利団体（NPO）の活躍が期待される。区は、ボランティアによる救護・救援活動が円滑に行えるような条件整備を行う。

第2 都との連携

1 平常時における連携体制

都と区は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進していく。

2 ボランティア等の支援にあたっては、地域に精通した区が中心となるとともに、都は広域的な立場から区の活動を調整及び補完することを連携の基本とし、被災区と都が密接に連携を図っていく。区は、情報や資器材を提供するなど、直接的に支援するのに対して、都は東京ボランティア・市民活動センターと連携して被災地全体の情報を提供しコーディネーター等の専門的な人材を確保するなど、広域的に支援を図っていく。

第3 区の受入窓口

1 中央区災害ボランティアセンターの設置

社会福祉法人中央区社会福祉協議会は、災害が発生した場合、区と協議の上、中央区災害ボランティアセンター（以下、本編において「ボランティアセンター」という。）を設置すると

ともに、銀座ブロッサム（中央会館）をボランティアセンターの活動拠点として、災害ボランティア活動を支援する。

2 ボランティアの受入窓口

(1) 一般ボランティア

社会福祉法人中央区社会福祉協議会は、ボランティアセンターにおいて、各地から駆けつけたボランティアの受入れ、登録、コーディネート等を行い、ボランティア活動が円滑に行えるよう支援する。

災対福祉保健部は、ボランティアセンターとの連絡調整、ボランティアが不足の場合の関係機関等への要請等の総合調整を行う。

(2) 専門ボランティア

専門ボランティアについては、以下のとおり災害対策に関連する部署が受入れ等を行い、その指揮の下に活動を行うものとする。

- ア 応急危険度判定員 災対都市整備部
- イ 医療系ボランティア 災対福祉保健部
- ウ 通訳ボランティア 災対区民部

第4 ボランティア活動に対する区の支援

区はボランティアの自主性を尊重し、その活動が円滑に行えるような環境整備と財政的援助を行う。このため、ボランティア個人又は団体に対して次の援助を行う。ただし、2及び3は区が提供できる状況にある場合に行う。

- 1 被害状況、救援活動状況等の情報提供
- 2 活動拠点（中央会館、日本橋区民センター等）、宿泊所、食料等の提供
- 3 活動用資材（救援物資等）の提供
- 4 天災担保特約付ボランティア保険の保険料負担

※区では平常時、区とNPOやボランティア団体との協働・NPO等相互の情報交換の場として、十思スクエアに協働ステーション中央を開設している。

第5 企業ボランティア

区内の事業所等が有する人的・物的資源を災害時において有効に活用し、区民及び区との連携した災害活動を実施する協力態勢の確立を図る。

第6 東京消防庁災害時支援ボランティア

第3部第11編第2章「災害活動」（186ページ）を参照。

第7 災害ボランティアセンター運営マニュアルの修正

災害時等にボランティアの受入れ、活動拠点の確保、活動調整等が円滑に実施できるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアルを適宜修正する。

※災害時等におけるボランティア活動の支援等に関する協定書は、別冊資料(419ページ)を参照。

第8 ボランティア等への啓発

NPO、ボランティア団体、個人ボランティア等が活動を行う際、区は次に掲げる事項について周知するよう努める。

- 1 ボランティア本人の自発的な意思と責任により参加・行動すること。
- 2 ボランティア本人の宿泊、食事、安全や健康について自分自身で管理すること。

第2部 災害予防計画

第6編 地域防災力の向上

- 3 被災者の気持ちやプライバシーに配慮し、マナーある行動と言葉づかいを心がけること。特に女性特有のニーズや女性の安全確保に十分配慮すること。
- 4 活動中の事故やけが等に備え、ボランティア保険に加入すること。

第7編 防災訓練計画（各機関）

第1章 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害を最小限にとどめるよう、区の地域における災害活動の円滑な実施を期するため、災害対策基本法に基づき防災訓練を実施するものである。防災関係機関相互及び防災区民組織並びに区民、事業所との共助体制の確立、災害初期の段階で防災拠点運営委員会が主体的に災害活動をできる態勢の確立に重点を置く総合訓練と各応急対策計画に習熟するための個別訓練について、実施方法等必要な事項について定める。

第2章 総合防災訓練計画（各機関）

第1 方 針

災害対策基本法に基づき、防災関係機関と区民及び事業所が一体となって総合的な防災訓練を行うことにより、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立を図るとともに、本区の地域特性を踏まえ、防災区民組織や事業所等の幅広い参加のもとにまちぐるみの防災活動を実践し、地域における防災行動力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的に毎年実施する。

第2 実施要領

区と防災関係機関において「中央区総合防災訓練実施要綱」を定め、これに基づいて実施する。

1 実施要綱策定方針

防災区民組織、防災関係機関等との連携により、都心区である本区の特徴を前提とした企業（事業所）・区民・防災関係機関・区相互の連携強化を図る訓練を実施し、それぞれの防災行動力の強化・向上を図ることを策定の基本方針とする。

2 参加機関

- (1) 区
- (2) 防災関係機関
- (3) 防災区民組織
- (4) 区民
- (5) 事業所
- (6) ボランティア

3 訓練項目等

防災計画の応急対策計画に含まれる事項を中心に実施するものとし、細目はそのつど定めるものとする。

4 実施方法

被害規模を想定し「訓練進行要領」を定めて実施する。

5 防災情報連絡通信訓練

首都直下地震発生時など災害時における連絡態勢の確立と強化を図るため、毎年1月地域防災無線設置機関と防災情報連絡通信訓練を実施する。

第3章 水防訓練計画（各機関）

第1 方 針

水防法に基づく都水防計画あるいは消防計画中の水災防ぎょ計画を円滑適正に遂行することを目的として、区、都建設局、第一消防方面本部、消防署、消防団等関係機関が緊密な連携をもって、水防工法の習熟を図るとともに実践的災害活動の習熟に努めるものとする。

第2 実施要領

1 訓練項目

- (1) 水防事象並びに水防活動に必要な知識の習得
- (2) 参集及び部隊編成訓練
 - ア 参集者及び参集時間の把握
 - イ 先着参集者等による部隊の緊急編成要領
 - ウ 編成隊員の把握及び資器材等の点検要領
- (3) 情報通信訓練
 - ア 機器の取扱要領
 - イ 情報の送受信要領
 - ウ 収集した情報の整理分析要領
- (4) 本部運営訓練
 - ア 各係間の連携と任務の推進要領
 - イ 収集した情報に基づく部隊の運用要領
 - ウ 状況判断要領
 - エ 報告、指揮命令の伝達要領
- (5) 防ぎょ訓練
 - ア 各種水防工法
 - イ 救出、救助要領
 - ウ その他、水災時の活動に必要な訓練等

2 総合訓練

基本訓練により習得した各種基本技術を一定の想定のもとに総合的に実施することを主眼とし、次の事項も併せ実施する。

- (1) 状況判断及び部隊運用
- (2) 防災各機関との連絡、連携

3 実施の規模及び期間

区環境土木部、消防署及び消防団が協働して、原則として毎年台風シーズン前に実施するほか、消防署を中心として次のとおり訓練を行う。

- (1) 区及び関係防災機関は、連携、緊密化を図るため協力又は協働して、総合的な水防訓練を実施する。
- (2) 関係各機関は、各機関が定める計画に基づき風水害被害を想定した水防訓練を実施する。

第6章 総合消防防災訓練計画

第1 方針

大震火災時の総合的な防災訓練を通して、地域住民に対する防災指導を徹底し、消防と住民とが一体となった即応態勢を確立して被害の軽減を図る。

第2 実施要領

1 訓練項目等

参加機関等	訓練項目	実施時期及び場所
消 防 署	1 初動措置訓練 2 参集及び部隊編成訓練 3 情報通信訓練 4 署隊本部運営訓練 5 部隊運用訓練 6 広報訓練	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成して実施するほか、防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。
消 防 団	1 情報活動訓練 (1) 参集(情報収集)及び初動措置(災害対応)訓練 (2) 情報整理及び通信運用訓練 2 部隊編成訓練 3 火災現場活動訓練 4 救出救護訓練 5 応急救護訓練	
京橋・日本橋・臨港各消防ボランティア	1 応急救護活動 2 災害情報提供活動 3 消火及び救助・救急活動の支援 4 消防用設備等の機能確保の支援 5 危険物施設等の安全確保の支援 6 火災調査の支援	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成して実施するほか、防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。
住 民	1 出火防止訓練 5 通報連絡訓練 2 初期消火訓練 6 身体防護訓練 3 救出訓練 7 避難訓練 4 応急救護訓練 8 その他の訓練	
事 業 所	1 出火防止訓練 5 避難訓練 2 防護訓練 6 情報収集訓練 3 消火訓練 4 救出救護訓練	消防計画に基づいて訓練計画を作成し、実施する。 また、そのうち一連の訓練を総合訓練として実施する。
医 師 会	1 現場医療救護所の設置・運営訓練 2 傷病者の緊急度に応じた分類(トリアージ)及び救急処置並びに搬送訓練	防災週間における総合防災訓練にて実施するほか、火災予防運動期間中において連携した訓練を実施する。
協定締結等の民間団体	1 消火用水の搬送及び消火活動支援訓練 2 消防部隊輸送支援訓練 3 救助犬等による救助活動支援訓練 4 救急救助資器材の搬送、活用訓練	防災週間における総合防災訓練にて実施するほか、火災予防運動期間中において連携した訓練を実施する。

2 総合的な消防訓練

地震時の各種災害に対処するため、消防署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として、基本的防災訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。また、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対応するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を推進する。

- (1) 消防団、災害時支援ボランティア、区民、事業所等が一体となった総合（連携）訓練を毎年1回、9月1日を中心とする防災週間に他機関と合同で実施する。
- (2) 救助・救急訓練については、第3部第25編「救助・救急計画」（272ページ）に基づき、区内医師会等関係機関と連携して実施する。

第7章 通信訓練計画（各機関）

第1 方針

災害時において、現有通信機を最大限に活用し、災害通信の円滑なそ通を図るため、通信系統、通信要領、無線機の操作等災害時に必要な通信技術の修得を目的として実施する。

第2 実施要領

1 訓練内容

- (1) 本部災対指令部に属する職員及び警察、消防などの関係機関を対象とした地域防災無線の訓練（月2回）
- (2) 区各部と各部の出先機関との地域防災無線の訓練（月1回）
- (3) 東京都防災行政無線、東京都災害情報システム及び東京都画像定期通信訓練（月3回程度）

第8章 区の訓練計画

第1 本部運営訓練

1 目的

大規模災害発生時に速やかに初動態勢を確立し、適切な災害対策活動が行えるよう災害対策本部運営訓練を実施する。

2 主な訓練内容

管理職も含めた区各部職員及び警察、消防、自衛隊などの関係機関が参加し、付与される災害情報等を分析判断し、活動方針等の対策案を決定する意思決定訓練を図上訓練により実施する。
また、災害対策本部員が参加する本部会議訓練を合わせて実施する。

3 実施時期

毎年1月

第2 防災危機管理センター訓練

1 目的

災害・事故・事件等危機発生時の初動対応要領の向上を目的として実施する。

第2部 災害予防計画

第7編 防災訓練計画

2 主な訓練内容

防災危機管理センター内の普及啓発コーナーを防災危機管理センター連絡室に変更し、防災危機管理センター及び関係課の職員による図上訓練を実施する。

3 実施時期

随時

第3 地震警戒態勢訓練

1 目的

地震警戒態勢に指定されている職員の参集状況の把握並びに地震警戒態勢の迅速な確立を期することを目的として実施する。

2 主な訓練内容

指定されている職員に対して、次の訓練を実施する。

(1) 緊急時職員参集（メール参集）システムの操作入力訓練

(2) 参集訓練

3 実施時期

随時

第4 臨時非常配備職員訓練

1 目的

休日、夜間等職員の勤務時間外での非常事態発生時に参集が指定されている臨時非常配備職員に対して日頃から訓練を行うことで、臨時非常配備態勢の早期確立を目的とする。

2 主な訓練内容

(1) 防災拠点への参集が指定されている職員に対する訓練

(2) 緊急時職員参集（メール参集）システムの操作入力訓練

3 実施時期

随時

第5 応急救護・AED操作訓練

1 目的

職員が、来庁者のケガや発病に対し適切な対応を図れるよう応急救護講習を実施するとともに、区内各施設に設置されているAED（自動体外式除細動器）の操作方法修得のため講習会を実施する。

2 訓練内容

全職員を対象として、各消防署の協力を得て普通救命講習を受講する。

3 実施時期

随時（年6回程度）

第8編 防災知識普及計画（区各部、消防署）

第1章 計画方針

防災関係機関は、災害時における被害、混乱等を防止するため、平常時から防災知識の普及・啓発に努めるとともに、相互に緊密な連絡をとり、各種広報媒体を活用し防災についての区民等の理解と協力を深めるものとする。

第2章 区の計画

第1 区民等に対する普及計画

1 防災危機管理センター

災害時には情報の中枢を担う活動拠点として利用する防災危機管理センターは、平常時、区民に身近な防災、安全・安心の総合窓口として、普及啓発コーナーなど情報提供と相談に応じる場である。

(1) 防災資器材展示コーナー

家具類転倒・落下・移動防止器具、ガラス飛散防止フィルム、飲料水や食料等の防災用品、防災用資器材を展示し、区民と事業所に対して防災用品等に関する知識の普及を行うとともに、防災用品を安価に購入できるようあっせんを行っている。

(2) 防災危機管理総合カウンター

区民や事業所の防災及び危機管理に対する相談のための窓口の設置やパンフレットの配布を行っている。

(3) 普及・啓発用パンフレットの配布

- ア 広域避難場所や避難所等を示した中央区防災マップ
- イ 浸水範囲及び深さの予想を示した中央区洪水ハザードマップ
- ウ 区民向け「わが家わがまちの地震防災」
- エ 持ち運びに便利な「わが家わがまちの地震防災（ポケット版）」
- オ 高層住宅の防災対策を示した「備えて安心！マンション防災」
- カ 事業所経営者向け「あなたのオフィスは大丈夫！？」
- キ 事業所従業員向け「オフィスサバイバルBOOK」
- ク その他、本区防災関連事業のパンフレット
- ケ 都などの防災関係機関の発行するパンフレット

(4) 防災クイズシステム

災害情報収集用大型モニター（移動型）を使用し、防災に関するクイズや、災害に対する自宅の備えの診断、地震実験映像等により防災に関する知識の普及と意識の向上にも努めている。

(5) 映像の放映・貸出

一般住宅、町会の防災対策を示した「わが家わがまちの地震防災」、高層住宅の防災対策を示した「備えて安心！マンション防災～震災時にも住み続けられる高層住宅～」、事業所の防

第2部 災害予防計画
第8編 防災知識普及計画

災対策を示した「あなたのオフィスは大丈夫！？～迫る首都直下地震！備えと心構え～」などDVDの貸出や、耐震実験映像、緊急地震速報対応など防災教育用映像等の放映を行っている。

2 インターネットによる情報の提供

災害に対する事前の備えを喚起し被害の抑止と拡大防止を図るため、区ホームページや防災マップアプリを通じて、家具類の転倒・落下・移動防止対策、飲料水・食料の備蓄など各種防災情報の提供を行っていく。併せて本区ピンポイント予報を含む各種気象情報も区民等へ提供している。

また、総合防災訓練、防災拠点訓練の実施を広報し、広く区民の参加を呼びかけていく。

3 防災拠点運営委員会を通じての普及

防災拠点運営委員会において、被害想定及び被害想定に基づく各家庭の対策、防災拠点の活動要領等最新の防災情報を提供していく。

4 防災講演会の開催

防災意識の普及・啓発を図るため、区内事業所、防災区民組織及び一般区民を対象に防災講演会を開催しているほか、事業所等からの依頼により防災に関する講座「出前講座」を実施している。

※事業所の防災意識の啓発は、第2部第6編第6章「事業所」(76ページ)を参照。

5 地震体験車による災害疑似体験

地震防災対策の啓発及び訓練活動を効果的に推進するため、地震体験車を町会・自治会や事業所の防災訓練などで活用している。

6 津波防災意識の啓発及び教育

小中学校等において、津波等の災害の歴史など、過去からの教訓を踏まえた防災学習を実施し、津波防災意識の普及啓発を図る。

第3章 消防署の計画

第1 方針

各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進するとともに、地震体験車等の指導用資器材の整備を推進し、実践的な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを踏まえ、全住宅への設置及び維持管理を図る。

第2 住民指導

1 地震発生時の建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止対策を図る。

- (1) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- (2) ガス漏れ警報器、漏電遮断器などの出火を防ぐための安全な機器の普及
- (3) ライフラインの機能停止、復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底
- (4) 耐震安全装置付石油燃焼器の普及
- (5) 住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを踏まえ、全住宅への設置及び維持管理の促進を図る。
- (6) 防災品、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー及びその他の住宅用防災機器についてその有

効性を周知するとともに関係機関と連携した普及を図る。

(7) 地震火災を無くすために、防火防災診断、防火座談会等の実施、回覧版や広報誌を活用した情報の発信を通じて、地震火災の出火原因の周知、火気の取扱う周辺の安全化、住宅用防災機器等の普及、啓発を図る。

(8) 排水栓、スタンドパイプの活用促進を図る。

2 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

(1) 地震動に伴う室内の安全対策として、取付講習等を実施し、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

(2) 地震から身を守るため「地震その時10のポイント」、「地震から命を守る7つの問いかけ」等を活用した意識啓発を図る。

緊急地震速報時及び地震発生時には、身の安全を最優先とすること及び地震後は、地域の状況等に応じて確実に避難することを広報する。

(3) 防火防災訓練参加者（体験者）の増加を図る。

ア 住民自身による身体安全確保・出火防止・初期消火対策の普及を図るため、地域の町会・自治会・事業所等が実施する防火防災訓練の開催促進を図る。

イ 地域密着の防災リーダーである消防団員が主体となる地域コミュニティをベースとした防火・防災指導の推進を図る。

(4) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止の徹底を図る。

(5) 消防団員、災害時支援ボランティアと協働した救命講習会を実施する。

(6) 避難所における防災安全対策の指導、推進を図る。

3 風水害等に関する教育・訓練の主な指導事項

(1) 東京消防庁の都民防災教育センター等を活用した暴風雨体験訓練等の推進

(2) 災害履歴や浸水予測区域図、また洪水ハザードマップ等を参考とした地域の防災対策等について、情報を提供する。

(3) 家庭で容易に入手できる物品を利用した、簡易的な水防工法等の普及啓蒙を図る。

4 防災区民組織の育成

女性防火組織、消防少年団、自主住民組織等との連携強化、保有資機（器）材の整備、地域との共助体制づくりの推進、応急救護受講者の促進と応急救護資器材の充実を図る。

5 幼児期から社会人までの総合防災教育の実施

(1) 防災行動力を高め、災害時に自らの判断で行動できるよう各学校の実情に合わせた体系的かつ実践的総合防災教育を推進する。

(2) 幼児から社会人になるまでの段階に応じた総合防災教育の普及を図る。

(3) 家庭や地域における防災行動力を高めるため、各学校の実情に合わせた体系的かつ実践的な総合防災教育を推進する。

(4) 中学生の職場体験に合わせた防災教育を実施する。

防火防災に関する基本的な基礎知識や行動力を身に付けさせ、地域の防災の担い手となるよう育成する。

(5) 避難所となる中学校の生徒に対する防火防災訓練指導を強化する。

第2部 災害予防計画
第8編 防災知識普及計画

中学校は避難所として指定され、地域住民が多数避難してくることから、被災生活期において中学生が地域の防災力となるよう消防団、災害時支援ボランティア、地域防災協議会及び関係機関と連携した指導を実施する。

6 地域の防災行動の向上

地域の防火防災功労賞制度に基づく表彰及び防災区民組織、女性防火組織、消防少年団等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

第3 広報の方法

1 講習会等による広報

- (1) 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対し、法令に基づく講習を行い、事業所における防災意識を高揚させる。
- (2) 区民に対しては、春秋の火災予防運動、防災週間及び救急医療週間等を中心に、防災区民組織単位で開催する訓練、講習会、座談会、映画会等の集会を通じて防災思想を普及する。
- (3) 防火協会、危険物安全協会、防火管理者研究会、電気安全協会、消防少年団及び防火女性の会等の団体については、それぞれの設立趣旨に基づき、自主的な研究会、講習会を通じて防災知識及び行動力の向上を図る。

2 印刷物による広報

防災区民組織、事業所等を対象に、ポスター、回覧板、パンフレット、壁新聞、広報紙等の印刷物を定期的に作成して、防災意識及び行動力の向上を図る。

3 映画等による広報

防災映画、防災スライド、移動防災教室等（防災指導車）を活用して出火防止、初期消火、救出救護等防災上の必要な知識、技術の普及を図る。

4 報道機関による広報

各種報道機関に対して、災害から区民を守るために必要な資料を提供し、防災に関する正しい知識の普及を図る。

5 インターネットによる広報

ホームページにより、防災・応急救護等に関する情報を提供し、防災知識等の普及及び防災行動力の向上を図る。

(1) 東京消防庁ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>

(2) 京橋消防署ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kyoubasi/index.html>

(3) 日本橋消防署ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-nihonbasi/index.html>

(4) 臨港消防署ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-rinkou/index.html>

6 消防防災施設の常設展示及び、体験施設による広報

消防博物館や防災館の常設展示物や長周期地震動体験コーナー等を活用した訓練体験を通じ、防災意識の向上を図る。

第9編 物資等の備蓄・整備

第1章 計画方針

災害発生時における飲料水、食料、生活必需品等の確保については、発災直後に調達することは困難と予想されるため、発災後3日間は、区内での備蓄で対応する。また、応急対策を円滑に行うため、区及び防災関係機関は最小限必要な資器材等を備蓄し、その整備を図る。

なお、災害に強いまちづくりを推進するため、区内事業者に対しても協力を求めるよう努める。

第2章 備蓄計画

第1 飲料水

避難所生活者数の3日分（一人一日3リットル）の飲料水を確保することとし、学校等区立公共施設の受水槽等を活用するとともに、飲料水（ペットボトル）を備蓄する。また、避難生活に必要な生活用水についても確保する。

なお、防災拠点の混乱抑制のため、身の寄せどころがない観光客や買い物客等の帰宅困難者に対しても必要に応じて備蓄する。

第2 食料

「首都直下地震等による東京の被害想定」の避難所生活者数に基づき3日分を目標として備蓄する。

乳児用に必要な調製粉乳については0～2歳児を対象とし、3日分（1日5食）を目標に、調整に必要な水とともに備蓄し、アレルギーを持つ乳幼児でも摂取できる調製粉乳も併せて備蓄する。

乳幼児、高齢者等が摂取しやすいお粥等についても備蓄する。

なお、備蓄の全体量については、区内居住人口の増加等に対応していく。

また、賞味期限の近づいた食料については、防災意識の普及・啓発及び食品ロスの削減の観点から、地域の防災訓練や区のイベント等における配布、NPO法人等への提供など、有効活用を図る。

※災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する覚書（一般社団法人日本非常食推進機構）は、別冊資料(277ページ)を参照

区分		主な品目
食料	主食	バランス栄養食、クラッカー、ライスクッキー、缶入りソフトパン、サバイバルフーズ、アルファ化米、お粥（主に乳幼児、高齢者用）
	副食	缶詰、レトルトカレー
	乳幼児用	調製粉乳（アレルギー用含む）

※上記以外に、都よりアルファ化米及びショートブレッドが寄託されている。

※東京都寄託物資（都福祉保健局）は、別冊資料(68ページ)を参照

第3 生活必需品

避難所において必要な生活必需品を備蓄することとし、妊産婦や乳幼児、障害者、高齢者等の要配慮者や女性の視点に対する配慮、感染症対策上の衛生物資の確保など、良好な生活環境の確保に向けて品目の充実を図っていく。

なお、使用期限が定められていない生活必需品については適切な更新基準を定め、更新時には必要としている団体等へ提供するなど有効活用を図っていく。

区分	主な品目
生活必需品	毛布、ござ、簡易エアマット、肌着、タオル、歯ブラシ、簡易トイレ、哺乳びん、紙おむつ、生理用品

※上記以外に、都より毛布、カーペット、簡易トイレが寄託されている。

※東京都寄託物資（都福祉保健局）は、別冊資料(68ページ)を参照

第4 応急対策用資器材

災害時に必要な資器材等については、備蓄目標を立て、年次計画をもって拡充を図る。

なお、資器材等の管理は適正に行い、緊急時に常に活用できる態勢にしておかなければならないことから、区は、総合的な点検を定期的実施する。

※防災用備蓄品現在高調などは、別冊資料(32ページ)を参照。

※佃備蓄倉庫内医薬品及び器具一覧は、別冊資料(62ページ)を参照。

第3章 備蓄倉庫整備計画

災害時における食料等緊急物資や災害復旧用資器材の保管場所としての備蓄倉庫の整備拡充を図ってきたが、備蓄物の多様化、分散化及び被災想定人口の増加に対応するため、今後も区の実施する公共施設等の建設事業に際し、併設等の方法によりスペースの確保に努める。

※倉庫一覧は、別冊資料(28ページ)を参照。

第1 区保有備蓄倉庫

区で備蓄するものは、発災直後区が被災者のために流通経路で大量、迅速に調達することが困難な物や災害時に備えて各家庭で備蓄することが困難な物を中心とし、区内に分散して配備している。

第2 民間協力による備蓄倉庫の設置

地域における防災体制を充実・強化するため、中央区まちづくり基本条例、総合設計制度、特定街区制度及び地区計画制度によるビル建設事業に係る計画策定にあたり、区が災害対策用に備蓄・管理する食料、資器材等の保管スペースの設置及び帰宅困難者一時滞在施設等の運営に必要な資器材等の保管スペースに協力を求める。

第3部 災害応急対策計画

① 災害応急対策の活動態勢 ……………	97	⑩ 津波対策計画 ……………	178
② 災害救助法の適用 ……………	115	⑪ 消防計画 ……………	184
③ 公用負担 ……………	118	⑫ 海上等における応急対策計画 ………	191
④ 防災機関相互協力計画 ……………	120	⑬ 流木対策計画 ……………	194
⑤ 通信情報計画 ……………	131	⑭ 避難計画 ……………	195
⑥ 災害広報計画 ……………	141	⑮ 要配慮者及び避難行動要支援者対策…	217
⑦ 輸送計画 ……………	144	⑯ 帰宅困難者対策 ……………	223
⑧ 労務需給計画 ……………	149	⑰ 給水、食料・生活必需品供給計画 ……	227
⑨ 水防計画 ……………	150	⑱ 医療救護計画 ……………	234
		⑲ 防疫及び保健衛生計画 ……………	241
		⑳ 障害物除去計画 ……………	245
		㉑ ごみ・し尿・がれき処理計画 ………	248
		㉒ 遺体の搜索、取扱い及び火葬計画 ……	256
		㉓ 住宅応急対策計画 ……………	263
		㉔ 警備計画 ……………	268
		㉕ 救助・救急計画 ……………	272
		㉖ 応急教育計画 ……………	275
		㉗ 応急保育計画 ……………	278
		㉘ 応急学童育成計画 ……………	280
		㉙ 公共施設等応急対策計画 ……………	282
		㉚ ライフライン施設等応急対策計画 ……	289

第1編 災害応急対策の活動態勢（区）

区は、第一次的防災機関として、区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、都防災計画及び区防災計画の定めるところにより、他の区市町村、都及び防災関係各機関並びに区内の公共的団体、中央区議会災害対策本部、防災区民組織及び防災拠点運営委員会等の協力を得て、その有する全機能を発揮し、職員の安全確保に十分配慮の上、災害応急対策に努めるものとする。

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	復旧対応期
本部	【職員の勤務時間内】 ○本部の設置 ○非常配備態勢の発令 ○非常配備態勢の確立 ○防災拠点の開設準備、避難者の受入れ等 （臨時非常配備職員の派遣） ○帰宅困難者への対応			
	【職員の勤務時間外】 ○本部の設置 ○非常配備態勢の発令 ○職員の参集 → ○非常配備態勢の確立 ○臨時非常配備の実施 ○指定職員の参集 → ○臨時非常配備態勢の確立 ○参集途上の区内被害状況を報告 ○被災者の救助・救出 ○防災拠点の開設準備、避難者の受入れ等 ○帰宅困難者への対応 ○臨時非常配備態勢の終了			

第1章 災害発生時の態勢

第1 防災危機管理センター

平常時には区役所本庁舎1階に、平常時、区民に身近な防災、安全・安心の総合窓口として、普及啓発コーナーなど情報提供と相談に応じるスペースとしての防災危機管理センターを設置している。

災害、大規模事故等の事案が発生した時にはコーナーの展示物を移動し、情報収集・連絡の結節点として防災危機管理センターを設置する。開庁時間帯においては防災危機管理室が、休日、夜間においては警戒勤務の管理職員及び災害応急指令員が防災危機管理センターの態勢を立ち上げる。

なお、災害等による被害が拡大し本部を設置した場合も災対指令部として本部の機能を担うものである。

第2 災害対策本部設置に至らない災害等の態勢

被害状況や区民生活への影響度に応じたレベル1からレベル3の態勢により対応を行う。

第5部第2編第3章「区の態勢」(340ページ)を参照。

第3 災害対策本部への移行

災害対策基本法第2条第1号に定める災害で災害救助法施行令第1条に定める程度のものとなった場合には、本部を設置し対応する。

第4 関係法令等

1 災害対策基本法第2条第1号

災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

2 災害対策基本法施行令第1条

災害対策基本法第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

3 災害救助法施行令第1条

第3部第2編第1章「第1 災害救助法の適用基準」(115ページ)を参照。

第2章 災害対策本部の設置

本部の組織及び運営は、中央区災害対策本部条例(昭和38年3月条例第14号)、同条例施行規則(昭和38年5月規則第13号)及び中央区災害対策本部運営要綱に定めるところによる。

※中央区災害対策本部条例は、別冊資料(187ページ)を参照。

※中央区災害対策本部条例施行規則は、別冊資料(188ページ)を参照。

※中央区災害対策本部運営要綱は、別冊資料(195ページ)を参照。

第1 本部の組織

図1 本部組織図(107ページ)を参照。

第2 本部の運営

1 本部の設置

(1) 区長は、区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、非常配備態勢を発

令する必要があるとき、本部を設置する。

地震における本部設置は以下のとおりとする。

- ・区内で震度5強以上の地震が発生した場合は、本部を設置する。なお、震度に関わらず、被害状況等に応じて本部を設置する。

(2) 本部の部長の職に充てられている者（以下「部長」という。）は、本部を設置する必要があると認められるときは、防災危機管理室長に本部の設置を要請することができる。

(3) 防災危機管理室長は、上記(2)の申請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、本部員の職に充てられている者に協議して本部の設置を区長に要請する。

2 本部の設置場所

本部は、区役所本庁舎3階庁議室に設置する。

災害対策各部を本庁舎8階大会議室に設置する。

なお、本庁舎に設置することが困難な場合には、日本橋特別出張所、月島特別出張所等に設置することとする。

3 本部設置の通知

防災危機管理室長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に本部の設置を通知しなければならない。

- (1) 部長
- (2) 都知事

部長は、上記の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

4 本部の廃止

区長（本部長）は、区の地域において災害が発生するおそれなくなったと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

5 区長が不在のときの本部長の代行者の指名順位は以下のとおりとする。

- (1) 副区長（2名）

（副区長の順位は、区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則による。）

- (2) 教育長

6 各災害対策部部長の職務代理は以下のとおりとする。

- (1) 当該部の庶務担当課長
- (2) 当該災害対策部の管理職で組織順

7 各災害対策部課長の職務代理は以下のとおりとする。

- (1) 当該課の庶務担当係長
- (2) 当該課の係長で組織順

第3 本部長室の所掌事務

- 1 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 3 避難の勧告又は指示に関すること。
- 4 他の区市町村との相互応援に関すること。

第3部 災害応急対策計画

第1編 災害応急対策の活動態勢

- 5 部長に対する事務委任に関すること。
- 6 都本部との連絡に関すること。
- 7 都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- 8 公用令書による公用負担に関すること。
- 9 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 10 部長会議の招集に関すること。

第4 災害対策各部の所掌事務

表1 災害対策本部長室及び各部の所掌事務(108ページ)を参照。

第3章 職員の配備態勢

第1 非常配備態勢

災害時における本部の非常配備態勢は、以下のとおりとする。

本態勢は、職員の勤務時間内外を問わず、本部の決定により適用されるものであり、職員は各態勢の配備基準に従って参集する。

なお、職員の活動態勢を長期間維持する必要がある場合には、本部は適宜職員態勢を検証し、区各部の非常時優先業務が継続して行うことができるよう職員の確保を図る。

態 勢 名	時 期	態 勢	配 備 基 準
第1 非常配備態勢	概ね24時間後に災害が発生するおそれがあるとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。	水防その他災害の発生を防ぐための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする。	通信情報活動に必要な人員
第2 非常配備態勢	概ね12時間後に災害が発生するおそれがあるとき、もしくは局地災害が発生したとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。	本部職員の約3分の1をもってこれに当たり、第1 非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢とする。	本部職員の約3分の1
第3 非常配備態勢	事態が切迫し、相当の地域について災害が発生すると予想される時、もしくは発生したとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。	本部職員の半数以上をもってこれに当たり、相当地域の災害に直ちに対処できる態勢とする。	本部職員の約2分の1
第4 非常配備態勢	災害が拡大し、第3 非常配備態勢では対処できないとき、又はその他の状況により、本部長がこの指令を発したとき。	本部の全力をもって当たる態勢とする。	本部の全力

※休日、夜間等の職員の勤務時間外に震度6弱以上の地震が東京に発生した場合は、第4 非常配備態勢が指令されたものとみなし、あらかじめ指定された場所に参集する。(本部運営要綱 第7)

※非常配備態勢別動員集計表は、別冊資料(69ページ)を参照。

第2 休日・夜間の態勢

1 警戒勤務

休日、夜間等に職員の連絡体制を確保するとともに、勤務時間外に発生する災害等の非常事態に対応するため、警戒勤務者(管理職)が輪番制により待機している。また、警戒勤務者を補佐し、情報収集及び情報の整理を行うため、応急指令員(会計年度任用職員)を配置している。

※中央区職員の警戒勤務に関する規程は、別冊資料(201ページ)を参照。

※中央区災害応急指令員勤務要領は、別冊資料(204ページ)を参照。

2 災害等発生時の態勢

休日・夜間に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときの臨時的な職員態勢は以下のとおりとする。

なお、本部の非常配備態勢が確立された場合は、非常配備態勢に移行する。

態 勢	設 置 基 準	指 定 職 員	参 集 場 所
情報収集態勢	区内で震度4の地震が発生したとき	防災危機管理室職員	防災危機管理センター
地震警戒態勢	区内で震度4かつ東京23区内で震度5弱以上の地震が発生したとき	特別職、管理職、職務上参集が求められる係長(主査)、区内・隣接区(千代田区、港区、台東区、墨田区及び江東区)に居住する係長(主査)、防災危機管理室職員	防災危機管理センター
臨時非常配備態勢	区内で震度5弱以上の地震が発生したとき	特別職、管理職、区内・隣接区に居住する係長(主査)、職務上参集が求められる係長(主査)、区内・隣接区に居住する職員のうちあらかじめ区長が指定した者、防災危機管理室職員	防災拠点 指定された職場 防災危機管理センター

※休日、夜間等の職員の勤務時間外に震度6弱以上の地震が東京に発生した場合は、本部の設置を待たず、第4非常配備態勢が指令されたものとみなし、あらかじめ指定された場所に参集する。

(本部運営要綱 第7)

※本表に定める設置基準は地震における基準であり、その他の災害においても必要に応じてそれぞれの態勢を敷く。

(1) 情報収集態勢

休日、夜間等の職員の勤務時間外に災害等が発生した場合に、区内の被害等の情報を収集する態勢である。

ア 設置基準

区内で震度4の地震が発生したとき、又は、その他の災害において設置の必要があるとき。

イ 指定職員

防災危機管理室職員とする。

ウ 参集職員

防災危機管理室の管理職、係長及び係員各1名程度が参集する。

なお、参集職員以外の指定職員は、常時連絡がとれる状態を保ち自宅等で待機する。

エ 参集場所

防災危機管理センター

オ 職務内容

区施設及び区内の被害等の情報を収集する。

(2) 地震警戒態勢

休日、夜間等の職員の勤務時間外に、臨時非常配備に準ずる災害等が発生し、区内でなんらかの被害が発生するおそれがある場合に対応する態勢である。

ア 設置基準

区内で震度4かつ東京23区内で震度5弱以上の地震が発生したとき、又は、その他の災害において設置の必要があるとき。

イ 指定職員

特別職、管理職、職務上参集が求められる係長（主査）、区内・隣接区に居住する係長（主査）及び防災危機管理室職員とする。

ウ 参集職員

指定職員のうち、特別職、各部局長、区内・隣接区に居住する課長、職務上参集が求められる課長、係長（主査）及び防災危機管理室職員が参集する。

参集職員は、緊急時職員参集システムにより、参集の所要時間等を本部へ連絡するほか、参集途上の区内被害状況等を所定のアドレスに適宜報告するとともに、参集時に防災危機管理センターに報告する。

なお、参集職員以外の指定職員は、常時連絡がとれる状態を保ち自宅等で待機する。

令和2年4月1日時点の指定職員は177人、参集職員66人である。

エ 参集場所

防災危機管理センター

オ 職務内容

(ア) 本部班

- ・各班において収集した情報の整理・分析と対応策の検討
- ・区長等への報告
- ・現地確認班との連絡
- ・情報の記録と管理

(イ) 情報連絡班

- ・庁内及び区内の連絡・指示
- ・都、消防、警察、交通機関、ライフライン事業者等からの情報収集

(ウ) 現地確認班

- ・庁有車等による区内パトロール（建物・道路被害等の確認）
- ・被災情報のあった現場への職員の派遣
- ・区施設の被害状況（人的被害を含む）の把握

(エ) 広報班

- ・災害情報の広報（スピーカー付き庁有車、防災行政無線等）
- ・マスコミ対応等
- ・区民からの問合せ対応

(3) 臨時非常配備態勢

休日、夜間等の職員の勤務時間外に地震災害等非常事態が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、本部の非常配備態勢が確立するまでの間、非常事態に即応するため、臨時的に職員を配備する態勢である。

ア 設置基準

区内で震度5弱以上の地震が発生したとき、又は、その他の災害において設置の必要があるとき。

イ 指定職員

特別職、管理職、職務上参集が求められる係長（主査）、区内・隣接区に居住する係長（主査）、区内・隣接区に居住する職員のうちあらかじめ指定された者及び防災危機管理室職員とする。

ウ 参集職員

指定職員のうち、地震発生時における参集職員は、下表のとおりとする。

参集職員は、緊急時職員参集システムにより、参集の所要時間等を本部へ連絡するほか、参集途上の区内被害状況等を所定のアドレスに適宜報告するとともに、参集時に防災危機管理センターに報告する。

なお、参集職員以外の指定職員は、常時連絡がとれる状態を保ち自宅等で待機する。

令和2年4月1日時点の指定職員は、461人である。

区内震度	参集職員
震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職 ・各部局長 ・区内・隣接区に居住する課長 ・職務上参集が求められる課長、係長（主査） ・防災拠点に参集する職員のうちあらかじめ指定された者 ・防災危機管理室職員
震度5強以上	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職 ・各部局長 ・区内・隣接区に居住する課長 ・職務上参集が求められる課長、係長（主査） ・区内・隣接区に居住する職員のうちあらかじめ指定された者 ・防災危機管理室職員

※本表に定める参集基準は地震における基準であり、その他の災害においても必要に応じてそれぞれの態勢を敷く。

エ 参集場所

(7) 防災拠点

防災拠点を参集場所に指定された職員、学校に勤務する指定職員

※防災拠点については、第3部「第14編 避難計画」(195ページ)を参照。

※平日の日中に発災した場合であっても、原則として防災拠点を参集場所に指定された臨時非常配備職員を最初に派遣する。

※女性視点での避難所運営を推進していくため、女性職員を一定数指定している。

(イ) 出張所、保健所・保健センター及び情報システム課

日本橋特別出張所、月島特別出張所、中央区保健所、日本橋保健センター、月島保健センター及び情報システム課に勤務する指定職員

(ロ) 福祉センター、子ども発達支援センター

福祉センター、子ども発達支援センターに勤務する指定職員

(エ) 防災危機管理センター

上記以外の指定職員

オ 職務内容

防災危機管理センターにおける主な任務は、次のとおりとする。

- ・防災危機管理センターの設置及び災害対策本部の開設準備
- ・庁内放送及び来庁者の確認・保護
- ・防災行政無線等による緊急情報の発信
- ・参集職員の集計及び名簿の作成
- ・都及び防災関係機関との連絡・報告等
- ・住民等からの問合せ対応
- ・住民等への災害情報の広報
- ・災害情報及び区内の被害情報の収集
- ・区施設等の被害確認
- ・防災拠点及び福祉避難所の状況確認、開設準備等
- ・帰宅困難者一時滞在施設の状況確認
- ・区長等への報告

カ 臨時非常配備態勢の終了

指定職員は、本部の非常配備態勢が整い区各部から派遣された職員と交代するまで指定された任務を行う。本部の指示により交代した場合は、各自の所属する区各部の指示に従う。

※中央区職員の臨時非常配備に関する規定は、別冊資料(223ページ)を参照。

第3 緊急時職員参集システム

区では、一定の条件の災害が発生した場合、指定された職員に災害情報と安否・参集確認のメールを配信し、安否・参集可否のメールを返信してもらう緊急時職員参集システムを導入している。利用者登録は、メールが利用でき、ホームページへのアクセスが行える携帯端末から登録用ホームページへアクセスして行い、職員からの安否・参集可否情報を防災危機管理センターで把握する。

全職員を登録対象とし、地震発生時にはそれぞれの参集(待機)条件に該当する災害が発生した場合、自動でメールを配信する。また、水防本部を含め、手動でのメール配信により、状況に応じ、柔軟な参集態勢を築くことができる。その他、全登録者に気象警報を配信する。

第4章 業務継続計画の策定

大規模地震が発生した場合に備えて非常時優先業務をあらかじめ選定し、必要な対策を実施することにより、区政の早期復旧を図り、区民の生命、生活及び財産を災害から保護する必要がある。

本区では業務継続計画（地震編）を平成23年度作成したが、毎年度業務継続マネジメント（BCM）を推進し、PDCAサイクル（PLAN、DO、CHECK、ACT）を通じて本計画を持続的に改善していく。

また、区では災害発生時の迅速かつ的確な初動態勢を確立するため「災害時職員行動マニュアル」の中で、具体的な運用手順を定めている。

図1 本部組織図（令和3年3月15日現在）



表1 災害対策本部長室及び各部の所掌事務

部 名	課 名	課 の 分 掌 事 務
本 部 長 室		<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 避難の勧告又は指示に関すること。 4 他の区市町村との相互応援に関すること。 5 部長に対する事務委任に関すること。 6 都本部との連絡に関すること。 7 都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。 8 公用令書による公用負担に関すること。 9 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 10 部長会議の招集に関すること。 11 その他重要な災害対策に関すること。
災 対 指 令 部 部長 防災危機管理室長 補佐 監査事務局長	総 合 調 整 課 課長 危機管理課長 補佐 防 災 課 長 同 副 参 事 (総合調整・特命担当) 同 副 参 事 (生活安全・特命担当) 同 商工観光課長 同 副 参 事 (産業振興・特命担当) 同 危機管理担当係長 同 防災担当係長 同 防災調整担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総合調整に関すること。 2 東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関すること。 3 災害救助法の適用の要請に関すること。 4 被災者の収容計画に関すること。 5 災害応急物資及び災害応急食料の調達、配分に関すること。 6 帰宅困難者対策に関すること。 7 他の部に属しないこと。
	指 令 通 信 課 課長 地域振興課長 補佐 選挙管理委員会事務局長 同 防災担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部所属職員の出勤状況の把握に関すること。 2 本部長室の指令の伝達に関すること。 3 災害対策活動の記録に関すること。 4 本部長室における情報収集に関すること。 5 災害情報の総括に関すること。 6 情報及び報告の受理並びに本部長室への伝達に関すること。 7 防災行政無線による情報の伝達に関すること。 8 地域防災無線の受発信に関すること。 9 東京都防災行政無線の受発信に関すること。 10 日本赤十字社東京都支部との連絡調整に関すること。 11 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関すること。 12 部内他の課への協力に関すること。 13 部内他の課に属しないこと。

部 名	課 名	課 の 分 掌 事 務
災 対 総 務 部 部長 総務部長 補佐 会計管理者 同 議会局長 同 参事 (連絡調整・特命担当)	総 務 課 課長 総務課長 補佐 秘書室長 同 議会局次長 同 組織・本庁舎整備等 担当課長 同 法務担当課長 同 副参事 (業務改善・特命担当) 同 副参事 (特命担当)	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事 3 本部長室及び部長会議の庶務に関する事 4 議会との連絡その他渉外事務に関する事 5 来庁者の救護及び避難誘導に関する事 6 庁内放送に関する事 7 車両の配車及び運転に関する事 8 災害対策関係文書事務に関する事 9 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事 10 部内他の課に属しないこと。
	職 員 課 課長 職員課長	1 本部職員の動員及び適正配置に関する事 2 本部職員の給与及び被服に関する事 3 本部職員の給食及び宿泊施設の確保に関する事 4 本部職員の医療救護及び公務災害に関する事 5 部内他の課及び他の部への協力に関する事。
	経 理 課 課長 経理課長	1 災害対策に必要な物資及び資材の調達に関する事 2 災害応急対策に必要な車両、舟艇等の調達に関する事 3 災害に際し応急措置の業務に従事する者に関する事 4 区が管理する財産の被害調査の総括に関する事 5 部内他の課及び他の部への協力に関する事。
	出 納 課 課長 会計室長	1 災害対策に関する現金の出納及び保管に関する事 2 災害対策に関する決算調製に関する事 3 災害対策に必要な物品の出納及び保管に関する事 4 部内他の課及び他の部への協力に関する事。
	協 力 課 課長 税務課長	1 災証明の交付に関する事 2 避難所及び収容施設の設置、管理及び運営の協力に関する事 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事。
災 対 財 政 広 報 部 部長 企画部長 補佐 参事 (オリンピック・パラ リンピック調整・特 命担当)	財 政 広 報 課 課長 政策企画課長 補佐 財政課長 同 広報課長 同 オリンピック・パラ リンピック調整担当課長 同 副参事 (計画・特命担当)	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事 3 報道機関との連絡に関する事 4 災害に関する総合的な調査及び記録に関する事 5 災害時用ホームページ等による広報及び広聴に関する事 6 災害対策関係予算事務の総括に関する事 7 生活復興計画に関する事 8 部内他の課及び他の部への協力に関する事 9 部内他の課に属しないこと。

第3部 災害応急対策計画
第1編 災害応急対策の活動態勢

部 名	課 名	課 の 分 掌 事 務
	情 報 シ ス テ ム 課 課長 情報システム課長	1 情報機器の保全及び復旧並びに情報処理システムの運用確保に関する事 2 新富分庁舎の管理及び保全に関する事 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事
災 対 区 民 部 部長 区民部長 補佐 同	区 民 第 一 課 課長 区民生活課長 補佐 文化・生涯学習課長 同 スポーツ課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事 3 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事 4 区内の災害状況の調査及び報告に関する事 5 災害応急物資及び災害応急食料の配送に関する事 6 地域内輸送拠点の開設に関する事 7 区役所管内を中心とする災害状況の調査及び報告に関する事 8 区役所管内を中心とする被災者の救出、避難誘導、避難収容及び避難状況の調査に関する事 9 外国人の対応に関する事 10 安否情報の提供に関する事 11 通訳ボランティアの受入れに関する事 12 区民第二課及び区民第三課への協力に関する事
	区 民 第 二 課 課長 日本橋特別出張所長	1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事 2 日本橋特別出張所管内の災害状況の調査及び報告に関する事 3 日本橋特別出張所管内の被災者の救出、避難誘導、避難収容及び避難状況の調査に関する事 4 安否情報の提供に関する事
	区 民 第 三 課 課長 月島特別出張所長	1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事 2 月島特別出張所管内の災害状況の調査及び報告に関する事 3 月島特別出張所管内の被災者の救出、避難誘導、避難収容及び避難状況の調査に関する事 4 安否情報の提供に関する事
災 対 福 祉 保 健 部 部長 福祉保健部長 補佐 福祉事務所長 同 高齢者施策推進室長 同 参事 (連絡調整・特命担当)	管 理 課 課長 管理課長 補佐 保険年金課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事 4 応急仮設住宅の入居者の支援に関する事 5 義援金品の受領及び配分に関する事 6 被災者の生活再建の支援に関する事 7 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事 8 一般ボランティアの総合調整に関する事 9 医療ボランティアの受入れに関する事 10 医療機関との調整に関する事 11 医薬品及び医療資器材の調達に関する事 12 部内他の課に属しないこと

部 名	課 名	課 の 分 掌 事 務
	子 育 て 支 援 課 課長 子育て支援課長 補佐 保 育 課 長 同 副 参 事 (保育指導・特命担当)	1 所管施設の防災並びに利用児童の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事 2 応急保育に関する事 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事
	子ども家庭支援センター 課長 子ども家庭支援センター 所長	1 所管施設の防災並びに利用者の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事 2 応急学童に関する事 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事
	生 活 支 援 課 課長 生活支援課長	1 身元不明者の調査に関する事 2 被災被保護世帯の援護相談に関する事 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事
	障 害 者 福 祉 課 課長 障害者福祉課長	1 福祉避難所の設置、管理及び運営に関する事 2 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事
	福 祉 セ ン タ ー 課長 福祉センター所長 補佐 子ども発達支援センター 所長	1 福祉避難所の設置、管理及び運営に関する事 2 所管施設の防災並びに利用者の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事 3 部内他の課及び他の部への協力に関する事
	高 齢 者 福 祉 課 課長 高齢者福祉課長 補佐 介護保険課長	1 福祉避難所の設置、管理及び運営に関する事 2 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事 3 避難行動要支援者の安否の確認に関する事 4 部内他の課及び他の部への協力に関する事
(災対社会福祉協議会)	ボ ラ ン テ ィ ア 課	1 中央区災害ボランティアセンターの設置に関する事
災 対 保 健 所 部 部長 中央区保健所長 補佐 保健衛生担当部長	生 活 衛 生 課 課長 生活衛生課長 補佐 受動喫煙対策担当課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事 3 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事 4 医療救護所の開設に関する事 5 食品衛生検査に関する事 6 被災地等での環境衛生及び飲食による危害防止に関する事 7 区役所管内を中心とする被災地等での消毒に関する事 8 遺体収容所等の設置、管理及び運営に関する事 9 動物の保護に関する事 10 明石町分庁舎の管理及び保全に関する事 11 部内他の課への協力に関する事 12 部内他の課に属しないこと

第3部 災害応急対策計画
第1編 災害応急対策の活動態勢

部 名	課 名	課 の 分 掌 事 務
	救 護 防 疫 第 一 課 課長 健康推進課長 補佐 ワクチン接種等担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 区役所管内を中心とする医療救護所の設置、管理及び運営に関する事。 2 医療救護に関する事。 3 医師会等への協力に関する事。 4 災害拠点病院等への連絡に関する事。 5 区役所管内を中心とする被災地等での感染症、防疫及び健康管理に関する事。
	救 護 防 疫 第 二 課 課長 日本橋保健センター所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 2 日本橋特別出張所管内医療救護所の設置、管理及び運営に関する事。 3 日本橋特別出張所管内被災地等での消毒、感染症、防疫及び健康管理に関する事。 4 医療救護に関する事。 5 医師会等への協力に関する事。
	救 護 防 疫 第 三 課 課長 月島保健センター所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 2 月島特別出張所管内医療救護所の設置、管理及び運営に関する事。 3 月島特別出張所管内被災地等での消毒、感染症、防疫及び健康管理に関する事。 4 医療救護に関する事。 5 医師会等への協力に関する事。
災 対 環 境 土 木 部 部長 環境土木部長	管 理 課 課長 環境政策課長 補佐 環境推進課長 同 副 参 事 (交通安全対策・特命担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室及び他の部との連絡に関する事。 2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 3 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 4 応急給水に関する事。 5 被災地等の環境整備に関する事。 6 応急土木資材の調達及び運用に関する事。 7 水防関係機関等との連絡に関する事。 8 気象、水位及び流量に関する情報資料の収集及び伝達に関する事。 9 災対総務部への協力に関する事。 10 部内他の課に属しない事。
	土 木 課 課長 道路課長 補佐 水とみどりの課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう、河川、堤防、公園等の点検、整備及び復旧に関する事。 2 公衆便所及び街路灯の被害状況調査及び復旧に関する事。 3 道路管理者等との連絡調整に関する事。 4 工事現場等の防護措置等の技術的指導に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 被災地等の清掃に関する事。 7 遺体の捜索、収容、搬送及び火葬に関する事。 8 河川の水防及び復旧に関する事。 9 排水対策に関する事。 10 都が行うがれき処理への協力窓口に関する事。 11 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。 12 災対総務部への協力に関する事。

部 名	課 名	課 の 分 掌 事 務
	清 掃 課 課長 中央清掃事務所長	1 ごみ及びし尿の処理に関すること。 2 部内他の課及び他の部への協力に関すること。
災 対 都 市 整 備 部 部長 都市整備部長	整 備 計 画 課 課長 都市計画課長 補佐 地域整備課長 同 住 宅 課 長 同 都市計画事業担当課長 同 副 参 事 (まちづくり事業・ 特命担当) 同 副 参 事 (本庁舎等施設再編整備・ 特命担当)	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 部所属職員の出勤状況の把握に関すること。 3 被災住宅の応急措置に関すること。 4 都市復興計画に関すること。 5 住宅の防災性能の強化に関すること。 6 災対総務部への協力に関すること。 7 部内他の課に属しないこと。
	建 築 課 課長 建 築 課 長	1 建物のり災の程度の調査に関すること。 2 応急建築資材の調達及び運用に関すること。 3 建物の災害復旧及び応急復旧の技術的指導に関すること。 4 民間被災建築物の応急危険度判定に関すること。 5 応急危険度判定ボランティアの受入れに関する こと。 6 都が行うがれき処理への協力窓口に関すること。 7 部内他の課及び他の部への協力に関すること。
	営 繕 課 課長 営 繕 課 長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 庁舎その他の建造物の応急整備及び修繕に関する こと。 3 部内他の課及び他の部への協力に関すること。
	(災 対 公 社 課) まちづくり事業部長	1 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する こと。 2 部内他の課及び他の部への協力に関すること。
災 対 教 育 部 部長 教育委員会 事務局次長	庶 務 課 課長 庶 務 課 長 補佐 学校開設準備担当課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 部所属職員の出勤状況の把握に関すること。 3 応急教育資材の調達に関すること。 4 東京都教育庁との連絡に関すること。 5 部内他の課に属しないこと。

第3部 災害応急対策計画

第1編 災害応急対策の活動態勢

部 名	課 名	課 の 分 掌 事 務
	<p>教 育 課</p> <p>課長 学 務 課 長 補佐 学校施設課長 同 指 導 室 長 同 教育支援担当課長 同 図書文化財課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管教育施設、教具設備等の維持及び管理並びに防災に関すること。 2 所管教育施設の幼児及び生徒の避難誘導及び保護者への引渡しに関すること。 3 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関すること。 4 被災者の収容に関すること。 5 避難所及び収容施設の設置、管理及び運営に関すること。 6 被災児童及び生徒の調査に関すること。 7 応急教育資材の配分に関すること。 8 被災学校の保健衛生及び給食指導に関すること。 9 応急教育実施の指導に関すること。 10 応急教育実施者の確保に関すること。 11 文化財の被害状況の調査及び保全に関すること。 12 部内他の課及び他の部への協力に関すること。

第2編 災害救助法の適用（区・都）

災害により本区内に大きな被害が発生したときは、区長は、都知事に災害救助法の適用を申請（被害の報告）し、応急的な救助により被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1章 災害救助法の適用基準

第1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本区における具体的な適用基準（平成27年10月1日国勢調査時点）は、次のいずれかに該当する場合である。

- 1 区の区域内の住家の滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- 2 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、うち区の区域内の住家の滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- 3 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合であって、区の区域内の被災世帯数が多数であること。
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、関係法令で定める基準に該当するとき。

第2 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

第3 住家の滅失等の認定

1 住家の滅失等の認定

(1) 住家全壊（全焼・全流失）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(2) 住家半壊（半焼）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

<参考>

「大規模半壊」（被災者生活再建支援法の区分）

半壊のうち、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

「中規模半壊」

半壊のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要するもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害30%以上40%未満のものとする。

「準半壊」

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

「一部損壊」

準半壊にいたらない程度の住宅の破損で、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。

2 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第2章 災害救助法の適用手続

第1 都知事への報告

災害に際し、区における災害が、本編第1章「第1 適用基準」(115ページ)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、区長は直ちにその旨を都知事に報告する。

なお、災害の事態が急迫し、都知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置について都知事の指揮を受けなければならない。

第2 都総務局への要請

区長は、災害救助法の適用を要請する場合、都総務局(総合防災部)に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の原因及び被害の状況
- 3 適用を必要とする理由
- 4 適用を必要とする地域

- 5 適用を必要とする期間
- 6 すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置
- 7 その他必要な事項

第3 災害救助法による救助内容

- 1 避難所及び収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与
- 3 飲料水の供給
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 5 医療及び助産
- 6 被災者の救出
- 7 被災した住宅の応急修理
- 8 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 9 学用品の給与
- 10 埋葬
- 11 死体の捜索及び取扱い
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、別冊資料(71ページ)を参照。

第4 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、区長は都知事に報告するものとする。

※救助実施記録日計票等の様式については、別冊資料(79ページ)を参照。

第3編 公用負担

区長は、区の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、公用負担等を命じることができる。

第1 公用負担の種類

区長（水防管理者）が災害時に命じることができる公用負担の種類は、次のとおりである。

根拠法	命令の種類	従事事務又は物件等の内容	従事命令等対象者	備考
災害対策基本法	一時使用 使用・収用 除去	1 土地、建物その他の工作物の一時使用 2 土石、竹木その他の物件の使用及び収用 3 災害を受けた工作物又は物件で応急措置に支障となるものの除去その他の措置	占有者、所有者等	64条
	従事命令	応急措置全般	1 区域内の住民 2 現場にある者	65条
水防法	一時使用 使用・収用 処分	1 土地の一時使用 2 土石、竹木その他資材の使用及び収用 3 車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用 4 工作物、その他障害物の処分	占有者、所有者等	28条
	従事命令	水防全般	1 区域内の住民 2 現場にある者	24条

第2 公用負担の権限

公用負担の権限は、区長（水防管理者）若しくはその委任を受けて区長の職権を行う区職員が行使するが、区長若しくは当該職員がいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官、若しくは消防機関の長が、区長の職権を行使することができる。（災害対策基本法第64条及び水防法第28条）

この場合、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書をその他これらの委任を受けた者にあつては、公用負担権限委任証明書を携帯し、必要ある場合にはこれを提示する。

第3 公用負担命令票

災害対策基本法第64条及び水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、公用負担の対象となる物件、数量、負担内容、期間、適用等必要事項を記載した公用命令票を作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準じるべき者に手渡す。

ただし、現場の事情により、その時間的余裕がないときは、事後において速やかに処理する。

第4 損失補てん

区は、公用負担権限行使によって損失を受けた者に対して、法に基づき、時価によりその損失を補償する。

なお、従事命令により従事した者に対しては実費弁償を行わない。ただし、応急措置業務等に従事したことにより、死傷等をしたときは、条例の定めに従い損害補償する。

※災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例は、別冊資料(205ページ)を参照。

公 用 負 担 命 令 票				
第 号		住所		
負 担 者		氏 名		
物 件	数 量	負 担 内 容 (使 用 、 収 用 、 処 分 等)	期 間	摘 要
〇〇法第〇条の規定により右物件を収用（使用又は処分）する。				
年 月 日				
命令者 身 分 氏 名			印	

第4編 防災機関相互協力計画（各機関）

第1章 防災関係各機関との協力計画

第1 区は、区内における災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ、防災関係各機関と協力し応急対策の実施にあたるものとする。

第2 区は、本章第1（120ページ）の場合に備え、平素から防災関係各機関と協議し、協力態勢の確立を図るものとする。

第3 区及び防災関係各機関は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。また、災害対策本部を設置したときには、情報の収集、交換及び連絡を密にし、連絡員の派遣等適切な措置を講ずるものとする。

第2章 都との協力計画

第1 区は、都と災害対策上必要な資料の交換等平素より連絡を密にし、災害時には被害を最小限に食い止めるため一層その強化に努めるとともに、協力して区内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

第2 区長（本部長）は、災害が発生し、区的能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、都又は他の区あるいは自衛隊等の協力について、必要に応じ本編第7章「自衛隊災害派遣要請計画」（126ページ）の定める手続により要請する。

第3 区は、災害救助法に基づく救助をはじめ、区の区域内で行われる都の応急対策について、積極的に協力するものとする。

第3章 特別区相互支援・協力計画

第1 方針

被災区独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない大規模災害時に、支援区（被災を免れた区又は被災の軽微な区）が連携して被災区を支援するための相互支援・協力体制を特別区間で確立する。

第2 支援の方法

被災区への支援が必要と認められたときは、支援区内に特別区支援対策本部を設置し、支援区は、被災区に対して応援職員の派遣、備蓄物資の提供及び被災区の負担を軽減するために必要な活動を積極的に行う。

第3 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

迅速な支援活動を行うため、東京23区間で協定を締結している。今後も引き続き応援業務の共通マニュアル化、書式の標準化等に努める。

平成26年3月 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定を締結

※特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定は、別冊資料(265ページ)参照。

第4章 他区市町村協力計画

第1 災害時における応急対策の万全を期するため、他区と平素より協力態勢の確立に努めるものとする。さらに、遠隔地に存する市町村との災害時における相互応援協力態勢を拡充する。

平成7年7月 山形県東根市と災害時相互援助協定を締結

平成8年7月 岡山県玉野市と災害時相互援助協定を締結

平成19年1月 千葉県銚子市と災害時相互援助協定を締結

平成24年4月 宮城県石巻市と災害時相互援助協定を締結

平成26年11月 山梨県富士河口湖町と災害時相互援助協定を締結

※東京都中央区と山形県東根市との災害時相互援助協定書は、別冊資料(268ページ)を参照。

※東京都中央区と岡山県玉野市との災害時相互援助協定書は、別冊資料(269ページ)を参照。

※東京都中央区と千葉県銚子市との災害時相互援助協定書は、別冊資料(271ページ)を参照。

※東京都中央区と宮城県石巻市との災害時相互援助協定書は、別冊資料(273ページ)を参照。

※東京都中央区と山梨県富士河口湖町との災害時相互援助協定書は、別冊資料(275ページ)を参照。

第2 災害対策基本法第67条の規定に基づき、区が他の区市町村に対し応援を求め又は応援をする場合、その事務が円滑に行われるようあらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について協議しておくものとする。

第5章 人的受援体制

第1 方針

大規模災害が発生し、区の体制のみでは十分な災害対応が実施できないと見込まれるときは、都や協定自治体等に速やかに応援を要請することとなる。このため、円滑に応援職員を受け入れられるよう、あらかじめ対象業務や応援要請の手順などの体制を整備しておく。

第2 人的支援の枠組み

本区のほか、国や都などにおける人的支援の基本的な枠組みは、以下のとおりである。

基本的な枠組み	応援の種類・その主体
区の協定による枠組み	他市町村との応援協定や事業者との協定に基づく応援
	特別区相互支援・協力計画に基づく応援
都道府県による枠組み	都道府県間相互の応援協定や都と民間事業者等との協定に基づく応援
全国自治体間の枠組み	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援
	全国市長会等の調整による応援
	被災市区町村対応応援職員確保システムによる応援
国や指定公共機関等による枠組み	消防庁、警察庁、自衛隊、国土交通省、厚生労働省、環境省等による定型化された応援

第3 受援対象業務

災害対応においては多くの対応すべき事案や業務が発生するが、そうした状況にあっても混乱することなく、円滑に応援職員を受け入れられるよう、事前に人的支援の対象業務を想定しておくことが重要である。本区において想定される主な業務は以下のとおりであり、今後、各業務における応援要請時期の目安や優先度等の詳細について整理していく。

- ・避難所運営
- ・物資仕分け・荷下ろし等
- ・住家被害認定調査
- ・り災証明交付
- ・被災建築物応急危険度判定
- ・災害廃棄物の処理
- ・道路・橋梁等応急復旧

この他にも、被害状況によってさまざまな業務が受援対象となることが想定される。

第4 応援職員の要請

区の体制のみでは十分な災害対応が困難と見込まれる場合には、速やかに応援要請を行う。

1 都本部への応援要請

避難所の運営や物資の仕分けなど都が広域応援協定を締結している全国知事会や九都県市等との応援派遣スキームに基づく業務については、速やかに都本部（人員調整部門）に対し、以下の手順で応援要請を行う。

- (1) 各業務担当者は、不足する人員を算出し、区各部でその情報をとりまとめ、災対総務部に報告する。
- (2) 災対総務部は、区各部からの情報をとりまとめて、区全体で不足する人員を把握し、都本部（人員調整部門）に人員を要請する。
- (3) 災対総務部は、都からの応援要請結果（カウンターパート団体の決定等）の通知を受けた後、区各部に応援職員を振り分ける。
※応援職員に対しては、被災状況、業務内容等に係るガイダンスを行う。
- (4) 災対総務部は、都及びカウンターパート団体の情報連絡員等と定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。

2 都各機関及び国等への応援要請

民間住宅等の応急危険度判定や保健師の派遣など都各局との個別協定等による要請手続きが定められている業務や、災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など国が所管する専門分野に関する業務などの受援については、各業務を担当する災対部から、直接都各機関や国等に応援要請を行う。

3 協定自治体等への応援要請

災害時相互援助協力協定を締結した自治体については、災対総務部が必要人員を取りまとめ、全体の調整をしたうえで、各自治体に応援要請を行う。

4 応援職員の受入れ環境の確保

災害時に応援職員等を円滑に受け入れ、能力を発揮してもらえるよう、応援職員等の執務スペースや業務に必要な文具、資器材などの環境を可能な限り確保する。また、応援職員等の宿泊場

所は、応援側で準備することが基本であるが、宿泊場所の確保が困難な場合もあることから、可能な限り、紹介可能な宿泊場所等をリスト化しておくこととする。

第5 応援職員の処遇及び経費負担

応援職員の処遇及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条及び地方自治法第252条の17に定めるところによる。

- 1 国から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに都道府県、他区市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、本章第5「3 経費負担方法一覧」(123ページ)のとおりである。(災害対策基本法施行令第18条、地方自治法第252条の17(派遣職員))
- 2 指定公共機関等が区に協力した場合の経費負担については、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。
- 3 経費負担方法一覧

(1) 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

給与等の種別	給与等支払者	経費負担
俸給の特別調整額 本府省業務調整手当 初任給調整手当 専門スタッフ職調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 研究員調整手当 住居手当 特勤勤務手当 特勤勤務手当に準ずる手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの 共済制度による給付で、国が負担した負担金のうち派遣職員に係る額	国	区
退職手当 共済制度による給付	国	区

(2) 都道府県、区市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

給与等の種別	給与等支払者	経費負担
給料 手当(退職手当を除く) 旅費	派遣した都道府県、区 市町村	区
退職手当 退職年金又は退職一時金		派遣した都道府県、区 市町村

第6章 物的受援体制

第1 方針

区は、避難所生活者に必要となる飲料水や食料、生活必需品については、発災後から3日間は備蓄物資及び現地調達により対応するが、対応が困難な場合、若しくは4日目以降に必要となる物資は、都に要請することとなる。このため、災害時において円滑に救援物資を受入れできるよう、あらかじめ、物資の要請・受入れ手順や役割分担などの体制を整備しておく。

第2 物的受援に関する基本的な考え方

1 発災直後から発災後3日間

- (1) 区及び都の備蓄物資で対応する。
- (2) 備蓄物資に不足が生じる場合は、協定事業者や相互援助協定自治体から物資を調達する。
- (3) さらに不足が生じるなど自ら物資の調達ができない場合は、都に要請する。

2 発災後4日目以降

- (1) 区及び都の備蓄のほか、協定事業者や相互援助協定自治体からの調達により対応するが、不足が生じる場合には都に要請する。
- (2) 国は、区及び都の備蓄物資が発災後数日で枯渇することを踏まえ、都の具体的な要請を待たずに、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を都に輸送する（国から都に向けたプッシュ型支援）計画となっていることから、都は、区の要請に対して、国からの支援物資で対応する。対応が困難な場合には、協定事業者や道府県等に対し支援要請を行う。

3 都からのプッシュ型支援

都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する。また、できる限り早期に区の具体的な物資の必要量を把握の上、国や協定事業者に対し、必要量を要請する仕組み（プル型支援）に切り替えるものとする。

第3 防災関係機関の役割

救援物資の要請・受入れに関する防災関係機関とその役割は以下のとおりである。

区は、平常時から各防災関係機関との連携を図っておくとともに、災害時には速やかに物資の受入体制を構築するものとする。

名称		役割
区	災対指令部	・不足物資のとりまとめ ・救援物資の要請
	災対区民部	・地域内輸送拠点の運営 ・救援物資の輸送
	災対教育部	・防災拠点の不足物資のとりまとめ
	災対福祉保健部	・福祉避難所の不足物資のとりまとめ
都 ※カウンターパート団体決定まで	災対本部物資・輸送調整 チーム	・救援物資の調達、輸送
相互援助協定自治体	東根市、玉野市、 銚子市、石巻市、 富士河口湖町	・救援物資の調達、輸送

名称		役割
協定事業者 (精米・麺類)	東京都米穀小売 商業組合中央支部	・精米の供給
	東京都麺類協同組合 区内4支部	・麺類の供給
協定事業者 (輸送・物流関係)	東京都トラック協会 中央支部	・物資の輸送協力
	F-LINE株式会社 株式会社エコ配 佐川急便株式会社 日本通運株式会社 ヤマト運輸株式会社	・物資の輸送協力 ・地域内輸送拠点の運営への協力
	東京都印刷工業組合 東京都製本工業組合	・運搬作業用資器材の提供

第4 救援物資の要請から受入れまでの手順

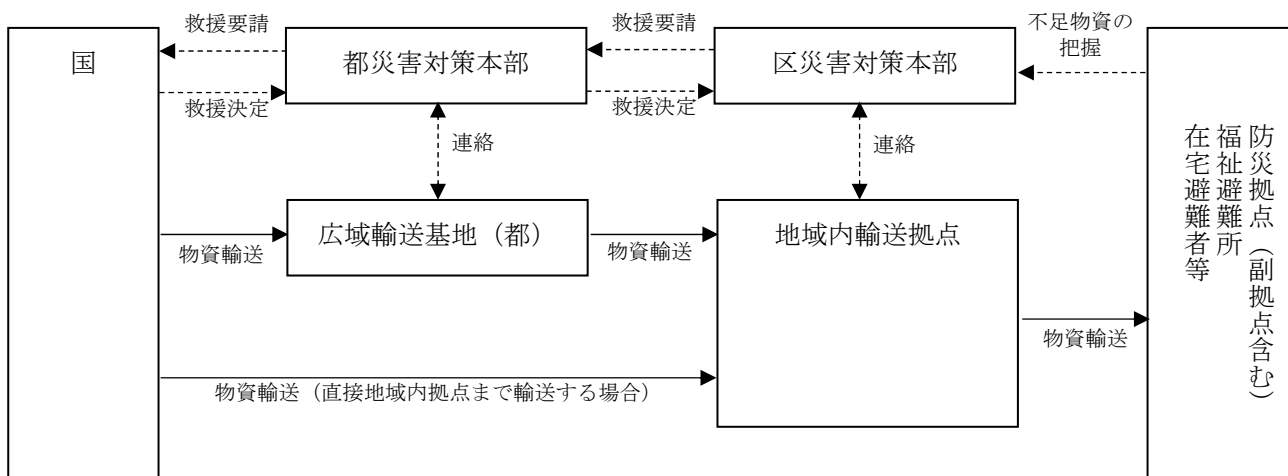
1 物資の調達要請

- (1) 災対教育部は各防災拠点（副拠点含む）の不足物資を、災対福祉保健部は各福祉避難所の不足物資をとりまとめ、災対指令部に報告する。
- (2) 災対指令部は、各防災拠点・福祉避難所のほか、防災拠点等に情報を集約した在宅避難者分も含め区内全体で不足する物資の把握に努め、都や協定自治体等に救援物資を要請する。
 ※区内全体の不足物資の把握が困難な場合は、速やかに包括的な要請を行う。
 ※カウンターパート団体決定後は、要請先は、都からカウンターパート団体に変更になる。
 ※今後、在宅避難者への物資供給体制を整備していく。
- (3) 要請した救援物資のほか、国や都からのプッシュ型支援の受入れに備えて、災対区民部は地域内輸送拠点の開設などの準備を行う。
 ※地域内輸送拠点については、第3部第7編第2章「第4 1 地域内輸送拠点」（146ページ）を参照。

2 物資の受入れと輸送

- (1) 災対指令部は、要請後も適宜、都や協定自治体等と調整を図るとともに、救援物資の輸送が決定（品目、数量、配送日時等）した場合には、その内容を災対区民部経由で地域内輸送拠点に情報提供する。
- (2) 都や協定自治体等からの救援物資は地域内輸送拠点で受け入れる。
 救援物資は、品目ごとに整理して配置するとともに、出入庫状況を管理する。
- (3) 災対指令部は、地域内輸送拠点における救援物資の受入状況を踏まえ、各防災拠点等への物資配分計画を作成する。
- (4) 災対区民部は、物資配分計画に基づき、協定事業者（輸送・物流関係）との調整を図りながら、物資輸送のために必要な車両及び運転手等を調達する。
- (5) 地域内輸送拠点において救援物資を車両に積込み、各防災拠点等へ輸送する。

【都からの救援物資受入れの流れ】



第7章 自衛隊災害派遣要請計画

第1 派遣の要請

区長は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命又は財産保護のため、自衛隊派遣の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊派遣の要請をするものとする。

なお、自衛隊の災害派遣は、災害の様相等から次の4つの派遣方法がある。

- 1 災害が発生し、区長からの派遣要請に基づき、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合
- 2 災害がまさに発生しようとしているか、又はそのおそれのある場合で、区長の要請に基づき都知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合
- 3 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

※自衛隊の災害派遣は、都知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、災害に際し、通信の途絶等により都知事に要請できない場合は、区長からの災害に関する通報が、自主派遣の判断材料とされる。

- 4 庁舎・営舎その他の防衛省の施設、又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

第2 派遣要請の方法

大規模な災害が発生し、区長が自衛隊派遣の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、口頭又は電話をもって都知事（都総務局総合防災部を経由）に要請し、後日すみやかに所定の手続きをとるものとする。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間

※災害時の混乱した状況下で都知事が派遣要請する際にその時点において知り得た情報から判断し得る程度を示すことで足りる。

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となる事項

※都知事が災害派遣を要請する際に派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数を明らかにできる場合は、その他参考となるべき事項の一つとして当該事項を示す。

(緊急の場合の連絡先)

部隊等名 (駐屯地名)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は同部防衛 班長	司令部当直長 (内線:2708・2709)	(3933)1161 内線:2750・2753
陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊 (練馬)	第3科長又は運用訓練 幹部	部隊当直司令 (内線:2505)	(3933)1161 内線:2530・ 2531・2532 FAX : 2534

第3 災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容

1 災害派遣部隊の行う救援活動の目的

災害派遣部隊は、危険な状態にある多数の人命を救助し、被災者を混乱から回復し勇気づけるとともに、関係機関の機能を早期に回復してその救援復旧活動の端緒を開き、国民の生命及び財産の保護に寄与することを目的として、人命救助を最優先とした各種救援活動を行う。

2 救援活動全般の方針

陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊(練馬)は、発震に際し速やかに東京23区に対する即時救援活動を実施する。

その後、引き続き応急救援活動を行い、状況の推移に応じ所要の部隊の増援を受け、被災地域の応急復旧及び民生支援を主体とする組織的救援活動に移行する。

この際、道路の障害物除去・港湾及び埠頭の応急復旧・関係機関に対する支援を、対処可能な部隊(支援・増援部隊を含む。)をもって継続的に実施する。

3 平時及び発震時の連絡調整

(1) 陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊(練馬)が担任する。発震後、状況により上級部隊(師団、方面総監部等)が一元的に実施することがある。

(2) 発震後、直ちに連絡班を区役所(災害対策本部)に派遣し、所要の連絡調整及び情報収集に当たらせる。

また、偵察班(状況に応ずる編成)を派遣し、所要の情報収集を行う。

4 各種救援活動の基準及び内容

(国及び都との調整に基づき、被災地域全域に対して行う可能性のある活動の全部であり、当時の状況により、活動の内容・地域・程度は異なる。)

(1) 即時救援活動

緊急の状態にある人命の救助を重視し、次の基準により実施する。

ア 救出・救援

(7) 倒壊家屋、崖崩れ等からの救出

(4) 津波による漂流者の救出・捜索(沿岸部)

- (ウ) 交通（鉄道・高速道路等）途上の被災者の救出
- (エ) 倒壊家屋・落下物等による負傷者に対する応急救護

イ 避難の援助

- (ア) 火災・有毒ガスの発生、堤防の決壊、余震等に関する情報の収集・伝達
- (イ) 避難者の誘導及び輸送
- (ウ) 避難路の障害物除去

(2) 応急救援活動

即時救援に引き続き、放置すれば生命に危険が及ぶ状態にある孤立者・傷病者に対する救出・救護を重視し、次の基準により実施する。

ア 人命救助

- (ア) 倒壊家屋、地下街、水没地域等に取り残された孤立者の救出
- (イ) 災害による行方不明者の捜索・救出
- (ウ) 救急患者・医師・救援物資等の輸送
- (エ) 消火活動又はその支援

イ 二次災害の防止（火災・爆発等の再発、浸水地域の拡大、余震等による死傷者の発生防止）

- (ア) 決壊した堤防の締切、土のうの作成・運搬・積込み等の水防活動
- (イ) 火薬類・爆発物等の危険物の保安措置及び除去（半壊建物の倒壊作業を含む。）
- (ウ) 流出油のせき止め

ウ 民生支援（主として避難地域に集合した被災者を対象に、関係機関の準備する補給品・資材によることを原則として行う支援活動）

- (ア) 給水及び配水
- (イ) 炊飯及び給食
- (ウ) 避難者の輸送
- (エ) 救援物資の輸送・配分

(3) 組織的救援活動

被災者に対して必要最小限の生活環境を整備し、混乱からの回復を図るとともに復旧活動への意欲を振起させることを重視し、次の基準により実施する。

ア 民生支援

- (ア) 給水・配水及び入浴
- (イ) 炊飯及び給食
- (ウ) 救援物資の輸送・配分
- (エ) 被災者等の輸送
- (オ) 防疫活動
- (カ) その他

イ 復旧支援

- (ア) 倒壊・焼失・浸水・埋没地域の整理
- (イ) 建築資器（機）材・応急施設資器材等の輸送
- (ウ) 道路又は水路の障害物除去、応急橋りょうの設置

ウ 災害による行方不明者の捜索

- エ その他関係機関の行う遺体収容作業の支援等
- (4) 地震発生後、派遣の終始を通じて行う救援活動
- ア 道路の障害物除去・港湾及び埠頭の応急復旧
災害発生の範囲・程度、特に人口密集地域における被災状況と道路被害状況等を勘案し、即時救援活動又は応急救援活動、あるいは組織的救援活動の段階から救援道路及び幹線道路の障害物除去及び港湾・埠頭の応急復旧を行い、迅速かつ大規模な救援活動の基盤を確立する。
- イ 関係機関等に対する支援
地震発生直後から、関係機関の機能の早期回復及び組織的・効率的な救援活動のため、次の要望を主体として継続的な支援を行う。
- (ア) 被災状況等の情報収集・提供及び伝達
(イ) 通信及び連絡手段の確保（通信支援）
(ウ) 災害対策関係者の空輸・偵察等
(エ) 関係機関の機能回復のための諸作業
- ウ 救援物資の無償貸与又は譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、救援物資を無償貸与又は譲与する。
- (5) その他

第4 災害派遣隊の受入れ態勢

自衛隊の災害派遣が決定又は実施された場合、次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるように、受入れに万全を期する。

- 連絡調整のために早期に派遣される連絡班を区役所（災害対策本部）に受け入れ、被災状況に関する情報交換を行うとともに、救援活動の実施要領・作業計画・派遣部隊の進入経路・活動拠点・宿泊場所等について直ちに必要な調整を行う。
- 派遣を要請した場合、応援を求める作業（救援活動内容）について速やかに作業計画を調整・策定するとともに、必要な資器材の確保に努め、派遣部隊到着後速やかに作業が開始できるように準備する。
- 区の連絡責任者（連絡員）を派遣部隊が救援活動を行う現地へ派遣し、派遣部隊の指揮官と所要の調整を行う。併せて、派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。
- 災害救援活動の基地等
 - ヘリコプター発着可能地点

名称	所在地	着陸展開面	確認	着陸可能機種
月島運動場	晴海1-3-29	100m×130m	警視庁	中型
			東京消防庁	全機種
			陸上自衛隊	大型

災害時は、道路障害又は交通渋滞により応援職員や緊急物資の輸送及び重傷者の災害拠点病院等への搬送が困難になる事態も想定できる。このためヘリコプターを活用することとし、今後更に緊急離発着場の確保に努める。

(2) 舟艇等の接岸可能地点

河川等の名称	接岸可能地点	平均水位 (m)	限界 t 数 (t)	備 考
月 島 川	月島 3-32-16	2.1	20	
	月島 4-20-16	2.1	20	
	勝どき 2-2-16	2.0	20	
東 京 港	晴海 4・5丁目	9.0~10.0	10,000~20,000	晴海埠頭
朝 潮 運 河	晴海 3・5丁目	3.0~5.0	700	公共物揚場

5 災害派遣部隊の宿泊等

- (1) 派遣部隊の宿泊施設及び野営施設（地域）並びに車両（重車両含む。）の保管場所を確保する。
- (2) 次章の広域活動拠点が使用できない場合は、必要最小限の期間、区立小・中学校を利用する。この場合、学校教育に支障のないように留意し、使用条件は救援活動に必要な条件に基づき、区災害対策本部と教育委員会との調整による。
- (3) 派遣が長期に及ぶ場合、国及び都の施策に基づき、当時の状況により再調整し準備するものとする。

第5 経費負担

都防災計画に定めるところによる。

第6 派遣部隊の撤収要請

区長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又はその必要がなくなった場合、派遣部隊の撤収を都知事に要請するものとする。

第8章 広域活動拠点の指定

都は災害発生時、広域連携により他道府県から派遣される警察、消防、自衛隊、ライフライン各機関等の応急復旧活動のため、ごみの収集が本格的に行われるまでの間の活動拠点として中央清掃工場（晴海5-2-1）を指定している。当該施設は24時間稼働しているため、休日・夜間の災害発生にも対応可能で、清掃工場の煙突が他道府県から派遣される応援部隊が集結する際のランドマークとなる。

清掃工場敷地内に車両の駐車スペースを確保し、建物内の会議室等を待機場所として使用する。

第5編 通信情報計画（各機関）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
災対指令部	○災害情報の収集（職員の派遣） ○災害地調査の実施 ○収集した情報の通報			
警視庁	○災害情報の収集 ○住民等に情報の伝達（広報車・警察署・交番等を通じて）			
東京消防庁	○災害情報の収集 ○住民等に情報の伝達			

第1章 通信連絡計画

第1方 針

東日本大震災の被災地では、地震による停電や津波により住民への情報伝達が途絶え、その後の避難所や在宅避難者に対しての情報発信や把握が困難であった。以上のことを踏まえ、災害に強い情報伝達手段の活用や情報伝達手段の多角化を目的とし、区からの情報発信の強化を図る。

また、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握できるよう、区及び防災関係各機関は、通信手段の連絡態勢を確立しておくものとする。

第2 通信連絡態勢

1 指定電話及び連絡責任者

情報の錯綜を避けるため、区及び防災関係各機関は、指定電話及び連絡責任者を定め窓口の統一を図る。

※各機関の指定電話及び連絡責任者は、別冊資料(82ページ)を参照。

2 区の通信連絡態勢

- (1) 本部設置前は、総務部を総括窓口とする。
- (2) 本部設置後は、災対指令部を総括窓口とする。
- (3) 災害の状況により必要がある時は、都その他防災関係各機関に職員を連絡員として派遣する。

3 区の休日・夜間等の連絡態勢

休日・夜間等職員の勤務時間外に発生する地震災害等の非常事態に対応するため、区では次のとおり連絡態勢を設けている。

(1) 警戒勤務職員の情報連絡

災害に関する情報を収集し、直ちに防災危機管理室長等へ通報する。

防災危機管理室長から指示があった場合はその指示に従う。

(2) 災害応急指令員の情報連絡

警戒勤務職員の指示を受け、災害に関する情報の収集及び整理を行う。

(3) 緊急時職員参集システム

全職員を登録対象とし、それぞれの参集（待機）条件に該当する災害が発生した場合、災害情報と安否・参集確認のメールを自動で配信する。また、状況に応じて手動でメール配信を行う。

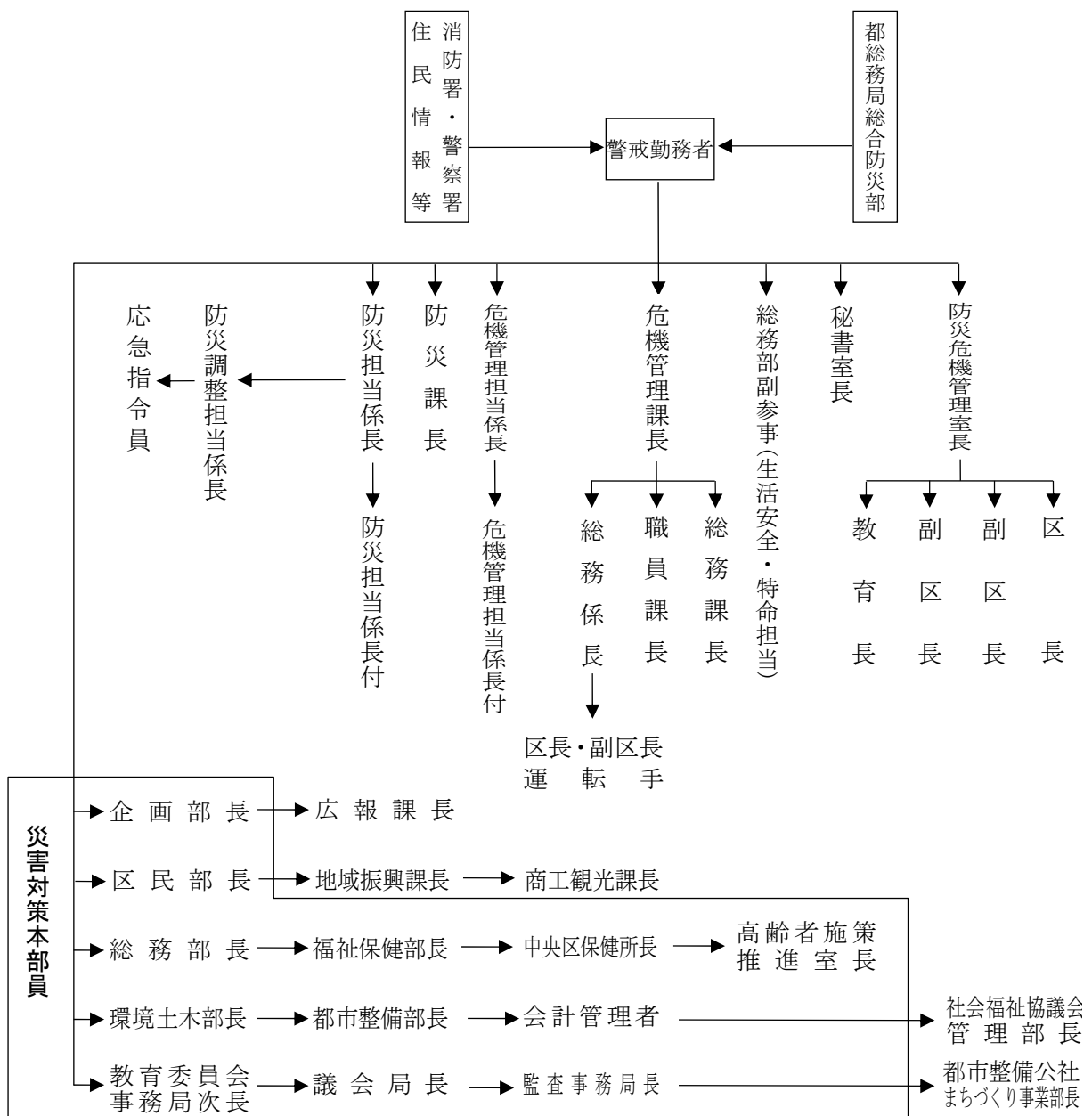
詳細については、第3部第1編第3章「第3 緊急時職員参集システム」（105ページ）を参照。

4 防災拠点との情報連絡態勢

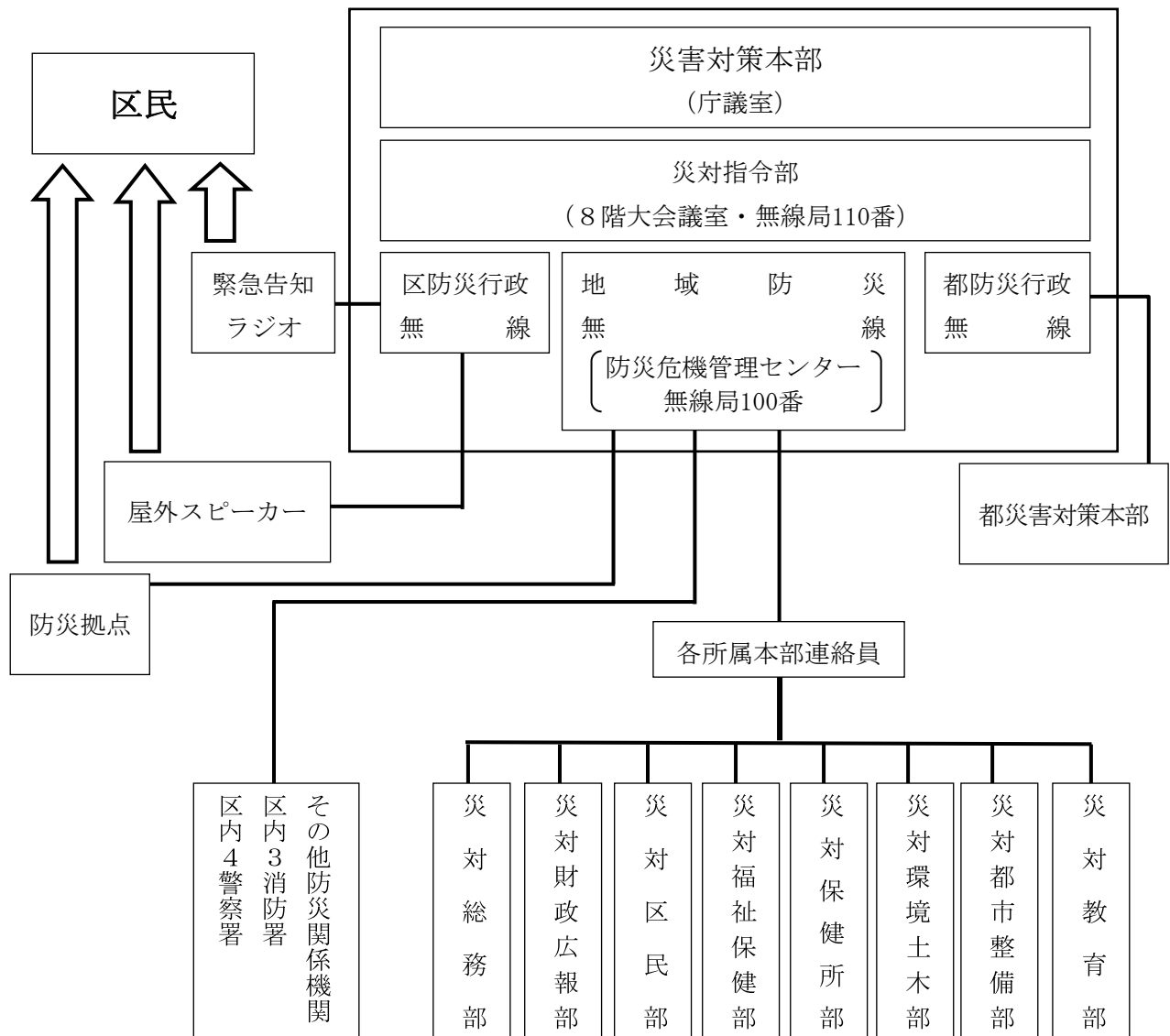
災害時に防災拠点から区への情報連絡は、原則として電話を利用する。電話不通のときは、防災拠点に配備する地域防災無線または防災マップアプリを活用する。

5 情報連絡態勢

(1) 警戒勤務中、災害等が発生した場合の情報連絡経路は次のとおりである。



(2) 本部が設置された後の本部の通信連絡系統は次のとおりである。



(3) 本部設置時は、地域防災無線がふくそうするおそれがあることから、通信統制を行う。通信統制時の無線通信は次の優先順位に基づき実施する。

- ア 人命に関わる重大事項
- イ 避難指示（緊急）・勧告
- ウ 情報収集班等移動局への下命事項
- エ 情報収集班等移動局からの応援要請
- オ 被害状況報告
- カ 防災拠点等避難者情報

(4) 収集した情報の報告、情報の伝達、情報収集班等への下命等は、全て情報伝票により処理する。

6 警察署の通信連絡態勢

(1) 昼間は警備課長又は警備係長、夜間は宿直責任者が責任者となり、関係機関との連絡通報に

あたる。

(2) 各交番・駐在所勤務員は、管内の状況の把握、報告にあたるほか必要な情報の伝達を行う。

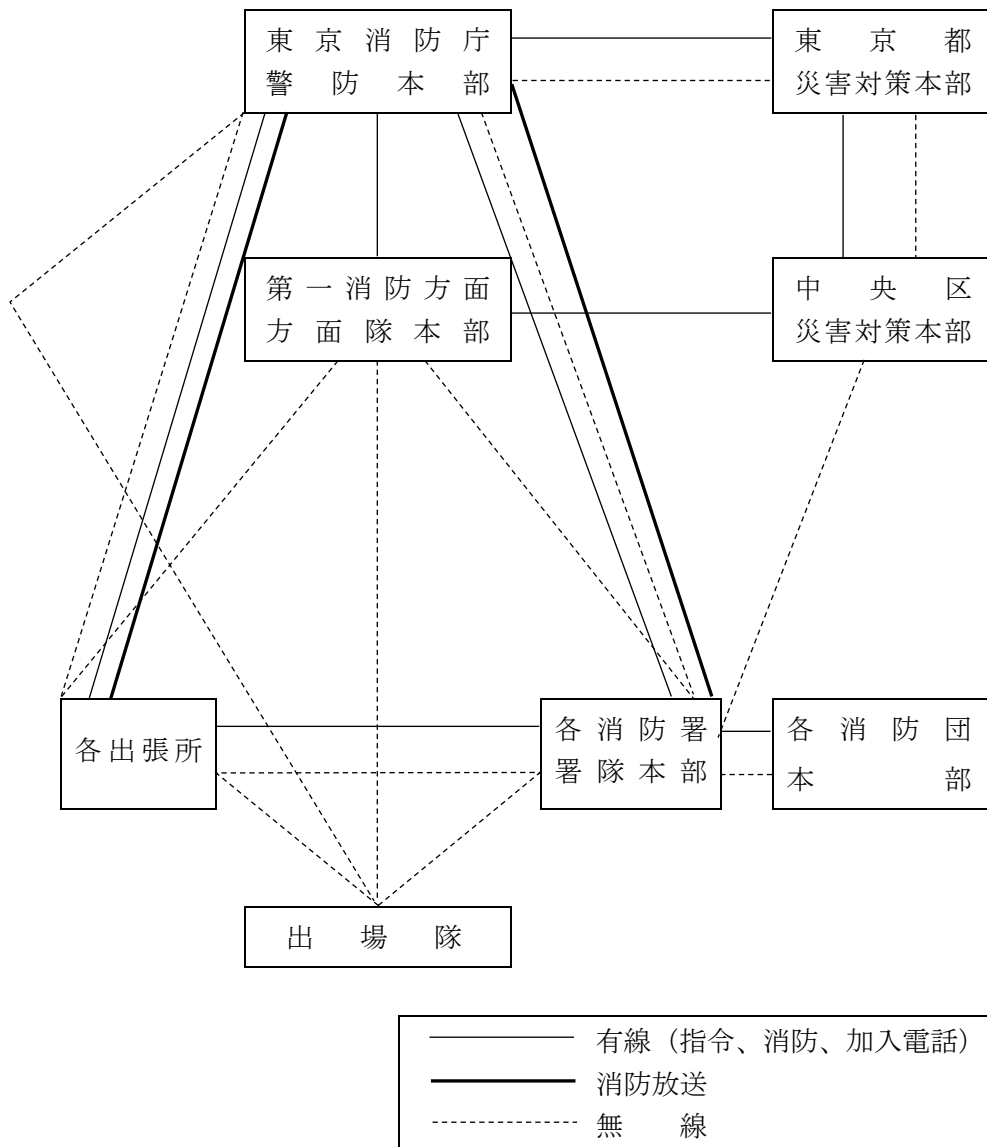
7 消防署の通信連絡態勢

(1) 昼間は警防課長又は防災安全係長、夜間は署隊本部班長が責任者となり、関係機関との連絡通報にあたる。

(2) 消防署員及消防団員は、管内の状況の把握、報告にあたるほか必要な情報の伝達を行う。

(3) 消防署の通信連絡系統は次のとおりである。

消防署通信系統図



第3 防災無線の整備

災害時の情報連絡態勢を確保するため、次の無線設備の整備充実を図っている。

1 地域防災無線

平成3年4月から運用を開始、平成20年、21年にデジタル化し、基地局2局、防災関係各機関等に300局の無線局を整備している。なお、総務省が定める「地域防災無線通信を行う無線局の免許方針」に基づき、地域防災無線システムの適切な運用を確保することを目的として、中央区地域防災無線協議会を設置している。

※中央区地域防災無線配置表は、別冊資料(85ページ)を参照。

※中央区地域防災無線協議会会員名簿は、別冊資料(83ページ)を参照。

2 防災行政無線

地域住民等に対する情報伝達用として昭和56年4月から運用を開始、平成29年から31年にかけてデジタル化し、88局の屋外スピーカーを整備している。

※中央区防災行政無線屋外スピーカー設置場所は、別冊資料(90ページ)を参照。

※中央区防災行政無線位置図は、別冊資料(93ページ)を参照。

※無線関連の要綱、規定等は、別冊資料(243～262ページ)を参照。

3 東京都防災行政無線

昭和54年4月から運用を開始し、都区間の情報伝達用として、音声、ファクシミリ、画像、データ等の各無線通信設備が整備されている。

第4 通信途絶に対する措置

1 地域防災無線等による措置

(1) 災害により有線電話が途絶したとき又は無線による通信が必要となったときは、区は通信者を配置し、地域防災無線により災害現場又は防災関係機関等との連絡を図る。

(2) 都・区間は、東京都防災行政無線により連絡を図る。同無線が途絶した場合は、京橋消防署に赴き、消防電話回線により連絡を図る。

※京橋消防署との非常通信の運用に関する協定書は別冊資料(421ページ)を参照。

(3) 区内のアマチュア無線局に、協力を要請する。

第5 多様な通信手段の確保

1 災害時優先電話の活用

区は、災害時の救援・復旧活動のために必要な重要通信を確保するため電波通信事業法による災害時優先電話を確保している。

現在、142回線（本庁34回線）を確保している。また、携帯電話についても、災害時優先電話として12回線を確保している。

その他、防災拠点・副拠点・福祉避難所にも災害時優先電話が確保されており、避難者が使用する以外にも本部等との連絡用に使用可能となっている。

2 防災マップアプリの活用

災害対策本部内や防災拠点運営委員会内における連絡手段として、携帯電話回線又はインターネット回線（防災拠点等にWi-Fi環境を整備済み）を使用し、リアルタイムで文字や画像による情報を共有することが可能な防災マップアプリを活用していく。

3 新たな情報伝達手段の検討

今後、通信技術の動向を注視しつつ、新しい情報伝達手段の導入を検討していく。

第2章 災害情報の収集及び伝達計画

第1 収集計画

1 区の収集計画

(1) 収集担当者

ア 原則として災対区民部が職員を派遣して行う。

イ 勤務時間中に発災した場合、学校等を含む区施設の管理者は、施設周辺の被災状況を極力調査し、施設の被害状況とあわせて報告する。

ウ 休日、夜間等に発災した場合は、非常参集した臨時非常配備職員が行う。

エ 非常参集職員は、極力参集途上の区内被害状況等を所定のメールアドレスに随時報告するか参集後に防災危機管理センターに報告する。

オ 災害時の被害状況等を確認できる防災用ネットワークカメラを区内8カ所に整備している。また、災害情報の収集のほか分析・整理に必要となる地図製品等の供給について、株式会社ゼンリンと協定を締結している。

※災害時における地図製品等の供給等に関する協定書(株式会社ゼンリン)は、別冊資料(423ページ)を参照。

(2) 次の事項について重点的に収集する。

ア 異常現象の発生又は災害発生の原因及び経過

イ 区内の被害に関する情報

ウ 区として実施した措置状況

(3) 報告・連絡

災害情報の収集、報告及び連絡は、有線電話（一般電話が不通の場合は災害時優先電話、携帯電話、公衆電話等を活用する。）又は、移動系無線機及び地域防災無線を活用し、迅速適正に行うようにする。

なお、災害情報の報告に当たっては、本編第3章「第1 被害状況等の報告要領」(139ページ)に定める「報告主管部」と密接な連携を図るものとする。

2 警察署の収集計画

(1) 収集内容は概ね次のとおりである。

ア 家屋の倒壊状況

イ 死者、負傷者等の状況

ウ 主要道路、高速道路、橋及び交通機関の状況

エ 住民の避難状況

オ 堤防、護岸等の損壊状況

カ 重要防護対象の状況

キ 電気、水道、ガス及び通信施設の状況等

(2) 報告連絡

災害情報の収集及び報告連絡は、無線自動車、リモートコントロール、携帯無線並びに有線

を活用し、責任者の指揮に従って迅速適正に行うようにする。

3 消防署の収集計画

収集内容は概ね次のとおりである。

(1) 震災時

- ア 火災の概要（出火場所・延焼状況・消防活動状況・出火原因）
- イ 家屋、その他の施設物の被害状況
- ウ 道路（橋りょう）被災状況と交通障害の有無
- エ 避難状況
- オ 救急病院等救護施設の受入態勢
- カ その他、消防活動上必要な事項

(2) 風水害時

- ア 河川及び港湾の水位状況
- イ 水防施設物の状況、危険の有無
- ウ 災害発生種別
- エ 災害発生場所（地域）
- オ 災害規模と被害状況
- カ 避難の必要性の有無

第2 伝達計画

1 区の伝達計画

(1) 住民等に対する重要な情報の伝達手段

ア 区防災行政無線

震度5弱以上の緊急地震速報や地震の発生、津波警報、気象の特別警報、避難指示（緊急）などの緊急情報等について、屋外スピーカー及び戸別受信機から放送を行う。

※平成23年7月より運用している全国瞬時警報システム（Jアラート）で受信した緊急情報については、区防災行政無線及び緊急告知ラジオを通して自動配信し、迅速に情報提供する。

※震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の通報内容を2回放送する。

「こちらは、ぼうさいちゅうおうです。中央区役所からお知らせします。中央区役所からお知らせします。ただ今、東京地方に大きな地震がありました。皆さん、落ち着いて火の始末をしてください。また、テレビ・ラジオの放送に充分注意して落ち着いて行動してください。」

イ 緊急告知ラジオ

区防災行政無線の放送と同様の情報について、ラジオの端末を自動起動させて区民等に情報伝達する。

ウ FMラジオ放送

災害・防災時の協定を締結している地域コミュニティFM局の中央エフエム株式会社を活用し、区からの災害情報を提供する。

エ ケーブルテレビ

災害・防災時の協定を締結している東京ベイネットワーク株式会社を活用し、区からの災害情報を提供する。

オ ホームページ

災害時に、区ホームページのトップページを本部のページに切替え情報提供する。

※ホームページによる広報内容は、第3部第6編第2章「第2 広報広聴方法」(141ページ)を参照。

カ 安全安心メール

気象情報・注意報、地震情報等を登録者にメールで配信する。

キ 緊急速報メール

区民、事業者、来街者等の生命に影響を及ぼす緊急な情報について、各携帯電話事業者のサービスを利用し、区内全域にメール配信を行う。

ク SNSの活用

ツイッターやフェイスブック、LINEを用いて、迅速かつ的確な情報提供を行う。

ケ 防災マップアプリの活用

避難所等の開設情報や災害時に必要な情報をプッシュ通知でお知らせする。

コ スピーカー付き庁有車

区のスピーカー付き庁有車を活用し周知する。

サ デジタルサイネージ(電子看板)

開発事業者等が設置するデジタルサイネージに対し、区ホームページに掲載する地震情報をはじめとする災害情報の提供方法について研究・検討を進める。

シ さまざまな情報伝達手段の検討

国、都、他自治体等の動向や通信技術の革新を見据えつつ、要配慮者への対応に配慮しながら新たな情報伝達の導入を検討する。

(2) 多言語での情報伝達

区ホームページ、安全安心メール及び防災マップアプリにより、重要な災害情報を利用者にとって外国語で情報伝達する。

(3) 情報発信ツールの一元化

安全安心メール、ツイッター及び緊急速報メールについては、情報連携システムにより配信をまとめて行う。今後も、災害時の迅速な情報発信を実現するため、情報発信ツールの一元化について検討を進める。

(4) 収集した情報を整理のうえ、都及びその他防災関係各機関に通報する。

2 放送要請

(1) 区は災害により、公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に対し放送要請をする。

(2) 区が放送要請をする場合は、原則として都(総務局総合防災部又は夜間防災連絡室)を經由(都知事に要請依頼)するものとする。

3 警察署の伝達計画

重要な情報の伝達は広報車を用いるほか、警察署、交番等を通じて、管内の住民に知らせる。

4 消防署の伝達計画

重要な情報の伝達は広報車、消防車両等を用いるほか、消防署、出張所及び消防団を通じて管内の住民に周知徹底を図る。

第3章 被害状況等の報告及び災害地調査計画

第1 被害状況等の報告要領

各部は災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により本部へ報告するものとする。

1 報告すべき事項及び主管部

報告事項	区分	報告項目	報告主管部		
			発生報告	中間報告	決定報告
被害状況		人・家屋被害	災対指令部	災対指令部	災対指令部
		商工業被害	災対指令部	災対指令部	災対指令部
		公共土木施設被害	災対環境土木部	災対環境土木部	災対環境土木部
		教育施設被害	災対教育部	災対教育部	災対教育部
		区有財産被害	各部	各部	各部
		氾濫河川（海岸）報告	災対環境土木部	災対環境土木部	災対環境土木部
活動状況		職員動員数	各部	各部	各部
		水防活動状況	災対環境土木部	災対環境土木部	災対環境土木部
		避難収容状況	災対指令部	災対指令部	災対指令部
		救助物資等供給状況	災対指令部	災対指令部	災対指令部
		物資経理状況	災対総務部	災対総務部	災対総務部
		その他の活動	関係部	関係部	関係部

2 報告内容

報告の内容は所定の様式に従い行う。

※被害状況報告書様式は、別冊資料(94ページ)参照。

3 報告の区分

報告の時期により、発生報告（速報）、中間報告及び決定報告に区分する。

(1) 発生報告

ア 被害状況

被害の大小にかかわらず、状況を把握次第直ちに報告する。

イ 活動状況

災害応急対策の実施のつど報告する。

(2) 中間報告

ア 被害状況

災害発生後、被害状況が確定するまでの間、随時状況を取りまとめて報告する。

イ 活動状況

災害応急対策を実施している間、毎日、前日分を取りまとめて報告する。

(3) 決定報告

ア 被害状況

被害状況が確定したときは、直ちに電話又は口頭により報告し、以後3日以内に文書により報告する。

イ 活動状況

災害応急対策活動が完了したのち、速やかに文書により報告する。

4 都に対する報告

区は、都災害情報システムの端末の入力により都に報告する。

第2 災害地調査要領

災害現地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、調査班による災害地調査を実施する。

1 調査班の編成

調査班には、災対区民部があたるほか、事態に即した編成を行う。各機関は、本部長の編成する調査班の活動に十分協力するものとする。

2 調査内容

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急措置状況及び救助活動状況
- (4) 災害地住民の動向及び要望事項
- (5) 現地活動の問題点
- (6) その他必要事項

3 実施要領

調査は、防災関係各機関の協力を得て実施し、調査の結果を区長（本部長）に報告するほか関係機関に通知する。調査中に重要な情報を得たときは、直ちに区長に報告するものとする。

第6編 災害広報計画（区・災対財政広報部）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	3時間	12時間	24時間	72時間	
	初動態勢の確立期		即時対応期			復旧対応期
災対財政広報部			○情報の収集	→		
			○住民への広報	→		
				○報道機関への発表	→	
					○広聴活動の実施	→

第1章 計画方針

本区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、区及び防災関係各機関は緊密な連携のもと広報機能を十分に発揮して、災害に関する広報、情報の収集に万全を期するものとする。

また、災害の終息後は広報活動を展開して区民等の動向と要望事項の把握に努め、混乱と動揺を防ぎ復旧作業の推進に資するものとする。

第2章 広報広聴実施計画

第1 広報広聴事項

- 1 災害情報、防災体制及び措置状況
- 2 避難誘導その他注意事項（初期消火等）
- 3 電気、ガス、水道、電話等ライフラインの被害及び復旧状況
- 4 道路状況、交通規制及び交通機関の運行状況
- 5 事故防止及び防疫についての注意
- 6 災害に関する要望、苦情、相談等
- 7 区民に協力を要請すること等

第2 広報広聴方法

1 災害広報情報の収集

本部長室は、各種情報について検討し、住民等への広報及び報道機関への発表等に備える。そのため、防災関係各機関との連絡を緊密に行い、災害の発生状況、復旧対策、交通機関の運行状況、交通規制の状況、火災の発生状況、危険物箇所等の情報収集に万全を期する。

2 住民等への広報

本部との緊密な連絡のもとに、危険が予想される地域に対して、災害の予想又は状況、警戒態勢、注意事項、避難誘導、医療機関開設状況等について、区ホームページ、SNS、安心安全メール、防災マップアプリ、区防災行政無線、FMラジオ、ケーブルテレビ等の適切な手段により広報を行う。

また、区ホームページ、安全安心メール及び防災マップアプリでは、多言語により情報提供を

行う。

なお、区ホームページによる広報については、大地震等の災害発生時にトップページを災害用ページに切替え、以下の情報提供を行う。

- (1) 災害状況の最新情報（地震の規模、津波・気象、道路・交通情報、電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況、建物倒壊・火災発生状況、浸水状況等）
- (2) 避難所開設状況（被災者の収容情報）
- (3) 医療救護活動（医療機関活動状況・医療救護所開設状況）
- (4) 災害応急飲料水・食料等の供給情報
- (5) その他、被災者に緊急に知らせる情報

※区内LANのサーバーがダウンした場合のバックアップ用として防災課無線室内に一般のインターネット回線に接続され、停電時には非常用電源設備から電源を供給されるホームページ用のパソコンを整備している。

3 報道機関への発表

災害に関する情報、災害対策の実施状況及びその他区民に周知すべき事項は、災対財政広報部長が災対指指令部と協議のうえ、災対財政広報部が必要に応じて報道機関へ発表する。

なお、口頭説明により発表を行うときは、関係部長が立ち会うものとする。

4 報道機関との協力・連携

災害時における報道機関の役割は重要であるが、一方で本部や避難所に報道機関が殺到すると混乱が生じることも想定される。

この場合、区と報道機関との協力を前提に、報道機関による情報収集と区からの情報提供については、災対財政広報部に窓口を一元化し、時間・場所等を指定して行う。

5 コミュニティFM局等との連携

地域に密着したニュースや情報を提供するコミュニティFM局(中央エフエム株式会社)及び区内で事業展開しているケーブルテレビ局(東京ベイネットワーク株式会社)と連携し、避難勧告又は指示、被害状況、交通情報、ライフラインの復旧状況等区民等にきめ細かな情報を提供する。また、区内に配信しているケーブルテレビ局とも連携を図っていく。

・「中央エフエム株式会社」

平成10年5月「災害・防災情報等の放送に関する協定」締結

・「東京ベイネットワーク株式会社」

平成23年7月「災害・防災情報等の放送に関する協定」締結

※災害・防災情報等の放送に関する協定は、別冊資料(426～427ページ)を参照。

6 中央区法曹界及び三弁護士会との協定

災害発生後、必要に応じて中央区法曹界、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会と連携し、災害に起因する土地、家屋、相続、金銭消費貸借、保険金請求及び婚姻等法律問題全般に対し、十分な相談体制を整える。

・平成13年3月に「災害発生時における特別法律相談に関する協定」を締結

※災害発生時における特別法律相談に関する協定は、別冊資料(428ページ)を参照。

7 広聴活動

被災地、避難所等における相談、苦情等を関係部と連携して聴取し、速やかに実状の把握と早

期解決に努める。

第3 消防署による広報広聴計画

1 広報内容

関係機関と協力し、次の事項を重点に広報活動を実施する。

- (1) 火災警報の発令、伝達
- (2) 出火防止、初期消火の広報
- (3) 救出救護及び要配慮者への支援呼びかけ
- (4) 火災及び水災に関する情報
- (5) 避難勧告又は避難命令等の伝達
- (6) その他区民が必要としている情報

2 広報手段

テレビ、ラジオ等の報道機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、ホームページ、SNS、消防アプリ等を介しての情報提供及び消防車両による巡回、又はインターネット、ツイッター等により広報活動を行う。

3 消防相談所の設置

災害の規模に応じ復旧期以降に消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内を行う。

第7編 輸送計画（区各部、警察署）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
災対指令部		○物資等輸送車両の要請		
災対区民部		○物資等輸送体制の構築（車両・運転手確保） ○地域内輸送拠点の構築		○救援物資等の受入れ、 仕分け・輸送
災対総務部		○区所有車両の配車計画		
災対環境土木部		○水防用資器材の輸送 →		
警視庁		○交通規制等 → ○主要幹線道路における車両検問 →		

第1章 計画方針

災害応急対策に必要な人員及び物資等の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両、舟艇等は迅速に調達しなければならない。この計画においては、災害応急対策活動を実施するに際して必要とする車両、舟艇等の調達配分の計画を主体とし、適切な交通規制とともに、災害時の輸送について計画を策定して万全を期する。

なお、広域物資輸送については、都の講じる震災時の緊急輸送ネットワークと連動するものとする。

第2章 区の輸送計画

第1 調達方法

- 1 物資輸送に必要な車両の調達については、災対指令部が協定事業者（一般社団法人東京都トラック協会中央支部及び物流事業者）に協力を要請し、その後の具体的な調整に関しては災対区民部に引き継ぐ。

なお、物流事業者については、地域内輸送拠点における物資の受入れ、仕分け、入在庫管理業務等に関する協力も要請する。

※災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定書（トラック協会）は、別冊資料(297ページ)を参照。

※災害時における救援物資の輸送等に関する協定書(物流事業者)は、別冊資料(299～307ページ)を参照。

- 2 救援物資等の運搬作業を円滑に行うため、作業用資器材等の提供に関して、東京都印刷工業組合及び東京都製本工業組合の京橋・日本橋支部と災害時における応急対策活動支援に関する協定を締結している。

※災害時における応急対策活動支援に関する協定書（印刷工業組合）は、別冊資料(385ページ)を参照。

※災害時における応急対策活動支援に関する協定書（製本工業組合）は、別冊資料(387ページ)を参照。

- 3 被災者（滞留者を含む。）やボランティアのほか、災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資器材等の輸送に関して、日立自動車交通株式会社及び日の丸自動車興業株式会社とバス輸送の協力に関する協定を締結している。

なお、日立自動車交通株式会社については、傷病者の搬送に関しても、協定業務の対象としている。

※災害時におけるバス輸送の協力に関する協定書(日立自動車交通株式会社)は、別冊資料(309ページ)を参照。

※災害時におけるバス輸送の協力に関する協定書(日の丸自動車興業株式会社)は、別冊資料(311ページ)を参照。

- 4 福祉避難所への避難者移送等のために必要となる車両の調達については、災対福祉保健部が協定事業者（東京福祉バス株式会社及び大和自動車交通ハイヤー株式会社）に協力要請するとともに輸送調整を行う。

※災害時における福祉避難所への移送を中心とする輸送業務への協力に関する協定書は、別冊資料(397ページ)を参照。

- 5 災害時における車両燃料及び施設・設備等に必要な燃料等を確保するため、東京都石油商業組合千代田・中央支部と優先供給の協定を締結するとともに、日本橋本石町の太陽光発電システムによる災害対応型給油所とも同様の協定を締結している。

※災害時における石油類等の供給に関する協定書(石油商業組合)は、別冊資料(293ページ)を参照。

※災害発生時における災害対応型給油所の協力に関する協定書(隅田商事)は、別冊資料(295ページ)を参照。

- 6 災害時において、協定により調達した車両や区の所有車両以外にも車両が必要になった場合は、都知事（財務局）に対し調達のあっ旋を要請するとともに、災対総務部が発注することにより必要車両数を調達するものとする。

なお、区は、人員及び物資等の輸送体制を強化するため、今後も、民間事業者等との協定締結を推進していく。

第2 配車計画

- 1 調達した車両については、災対区民部、災対福祉保健部が、それぞれの用途（物資輸送、福祉避難所への避難者移送等）に応じて配車するものとする。
- 2 区所有の車両は、第2非常配備態勢の発令とともに、災対総務部が一括管理するものとし、各部からの要求によって配車するものとする。

区所有の車両は東京都公安委員会に対し「緊急通行車両等の事前届出制度」による届け出をしている。

※「災害応急活動期」に従事する車両については、別冊資料(101ページ)を参照。

なお、用途別配車計画は別に定める。

第3 人員及び物資等輸送計画

- 1 事前避難勧告等が発せられた場合、特に要配慮者の自主的な避難を促進するため、都知事及び交通機関に対して車両の増発等を要請する。
- 2 被災者の他地区への移送は災対区民部が行う。
- 3 福祉避難所への避難者の移送は災対福祉保健部が行う。
- 4 物資等の輸送は災対区民部が行う。
- 5 水防用資器材の輸送は災対環境土木部が行う。

第4 輸送基地

1 地域内輸送拠点

(1) 地域内輸送拠点の指定

他自治体からの救援物資を受け入れ、避難所へ配送するための地域内輸送拠点として総合スポーツセンター（日本橋浜町2-59-1）2階主競技場を指定する。

また、状況に応じて、隣接する浜町運動場についても活用していく。

なお、区内に地域内輸送拠点を確保できない場合は、特別区相互支援体制により支援区に協力を求めることとする。

(2) 地域内輸送拠点の運営

地域内輸送拠点における救援物資の受入れや仕分け等については、災対区民部が、協定事業者（物流事業者）と連携を図りそのノウハウを活かしつつ、他自治体からの応援職員やボランティアなどの協力を得て行う。

(3) 輸送体制の構築

救援物資の輸送体制については、災対区民部が、協定事業者（東京都トラック協会中央支部、物流事業者）との連携を図り、車両及び運転手の提供を得て体制を構築する。

2 ヘリコプター発着可能地点

名称	所在地	着陸展開面
月島運動場	晴海1-3-29	100m×130m

3 防災船着場

緊急輸送と地域防災活動を支援するための水上輸送基地として、被災者に対する食料・医療品などの救援物資輸送や疾病者・避難者・救援者等の搬送に活用する。

(1) 防災船着場の現況

災害時に区が運用主体となる防災船着場は以下のとおりである。

船着場名称	所在地	整備年度	河川名	設置者	管理者	船着場の長さ
明石町	明石町	平成12年度	隅田川	都	都	約40m
新川	中央区新川2	平成元年度	隅田川	都	都	約24m
常盤橋※1	日本橋本石町2	平成11年度	日本橋川	都	区	約28m
箱崎町	日本橋箱崎町	平成14年度	隅田川	都	都	約40m
浜町	日本橋浜町1	平成3年度	隅田川	都	都	約30m
日本橋	日本橋1	平成22年度	日本橋川	区	区	約20m
朝潮運河※2	晴海3	平成23年度	朝潮運河	区	区	約18m

※1 日本橋川常盤橋防災船着場は、船着場が2段構造となっており、長さ約28mのうち、15m（潮の高いとき）と9m（潮の低いとき）に分かれている。

※2 朝潮運河船着場は、平成23年度に都から移管された。

また、上記以外に、都が運用主体となる防災船着場（月島ふ頭）が整備されている。

なお、区では今後、勝どき東地区市街地再開発事業、月島三丁目北地区市街地再開発事業により、防災船着場を整備予定である。また、都では、築地及び晴海五丁目の朝潮運河側に防災船着場を整備予定である。

(2) 防災船着場の運用

区は、都などの防災関係機関により構成される検討会に参画しており、災害時には、施設点検や物資等輸送手順などの運用ルールに基づき、関係機関との連携を図りながら防災船着場を運用する。

なお、都が管理する防災船着場についての発災時における運用は、統一的な対応が必要となるため、都防災計画に下記のとおり定められている。

機 関 名	災害対策本部設置期間中	災害対策本部立ち上げ時
区災害対策本部	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	都建設局の安全確認点検後、運用主体として引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。
都災害対策本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。)	都本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能となったことを防災関係機関に周知する。
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、本部へ引継ぐ。引継ぎ後、建設局本部に引継ぎ完了を報告する。
都港湾局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認する。

第5 水辺輸送の活用

地震で橋梁交通に支障があったとき、風水害で広域が浸水したとき等陸上交通が遮断された場合、本区は水辺環境が豊富であり、かつ防災船着場も整備しているため、水上輸送を活用することが有効である。区は、引き続き検討会に参画し、関係機関との連携を図りながら、災害時における水上輸送の活用に関する実効性を高めていく。

第3章 災害時における交通規制

第1 第一次交通規制（災害発生直後の交通規制）

大震災が発生した場合は、現場の警察官は速やかに次の規制措置をとる。

1 環状7号線における都心方向への流入禁止

環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

2 環状7号線内側の通行禁止

都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状7号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

3 環状8号線における都心方向への流入抑制

環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

4 緊急自動車専用路における通行禁止

都心環状線、東京高速道路KK線、首都高速道路1号上野線、6号向島線、9号深川線、国道4号線、国道17号線、外堀通りを、緊急自動車及び道路点検車以外の車両の通行を禁止する道路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

5 被害状況等による交通規制の変更

道路被害状況、交通状況等に応じて、前記1から4までの交通規制を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。

第2 第二次交通規制

被害状況、道路交通状況等を勘案し、第一次交通規制から次の第二次交通規制に移行する。

1 被災状況等に応じた交通規制

2 緊急交通路の指定

第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として指定するとともに、被害状況等に応じて、原則として国道1号線、6号線、14号線及び15号線の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

第8編 労務需給計画（区各部）

第1章 基本計画

災害時においては、職員のみでの労働力では必ずしも十分ではないので、労働力の不足を補い救助作業等の円滑な推進を図るため、労働者の確保に努めるものとする。そのため、平常時から必要な労働者を把握し、災害時には直ちに対応し得る態勢を確立しておくものとする。

第2章 雇上計画

第1 労務供給の要請

- 1 災害時において、労働力の確保が必要なときは、災対総務部は所要人員をとりまとめ、一括して東京労働局に労務供給の要請をする。
- 2 要請を受けた東京労働局は、職業安定部を経由のうえ、公共職業安定所に連絡する。

第2 労働者の引渡し

労務供給を要請し、労働者確保の通知を受けたときは、すみやかに輸送等の配車措置を講じ、待機場所において関係職員立会のうえ労働者の引渡しを受ける。また、作業終了後は待機場所又は適宜の交通機関までの労働者の輸送について協力する。

第3 賃金の支払

- 1 賃金の日額は、公共事業設計労務単価表に準ずるものとする。
- 2 賃金は区において、あらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後ただちに支払うこととする。

第3章 労務供給計画

第1 区各部は、労務供給を必要とするときは、次の事項を明示して、災対総務部へ要請する。

- 1 労務供給を必要とする事由
- 2 作業の内容
- 3 従事場所
- 4 就労予定期間
- 5 所要人員
- 6 集合場所
- 7 その他の必要事項

第2 災対総務部は、区各部より労務供給の要請を受けたときは、東京労働局に要請するほか、作業内容に応じて防災関係各機関又は民間協力団体に協力を要請することとする。

第9編 水防計画（各機関）

第1章 計画方針

この計画は、災害対策基本法第5条に基づき都水防計画との整合性を図り、区防災計画の一環として、洪水、津波、高潮又は内水による水害を警戒し防御し、被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的に、管内各河川及び海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送、水門等の操作、水防の為の活動、応援、協力並びに水防に必要な資器材等の運用について実施の大綱を示すものである。

第2章 水防態勢

第1 水防の責任

区は、水防管理団体（管理者－区長）として、水防法第3条の規定に基づき区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。また、第一建設事務所及び東京港建設事務所は、同法第3条の6の規定に基づき管内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように情報を提供し、資材及び技術的な援助を与えるなどその調整を図り、十分な水防を確保する責任を有する。

第2 区 域

水防管理団体の水防区域は、その行政区域内とする。

第3 機 構

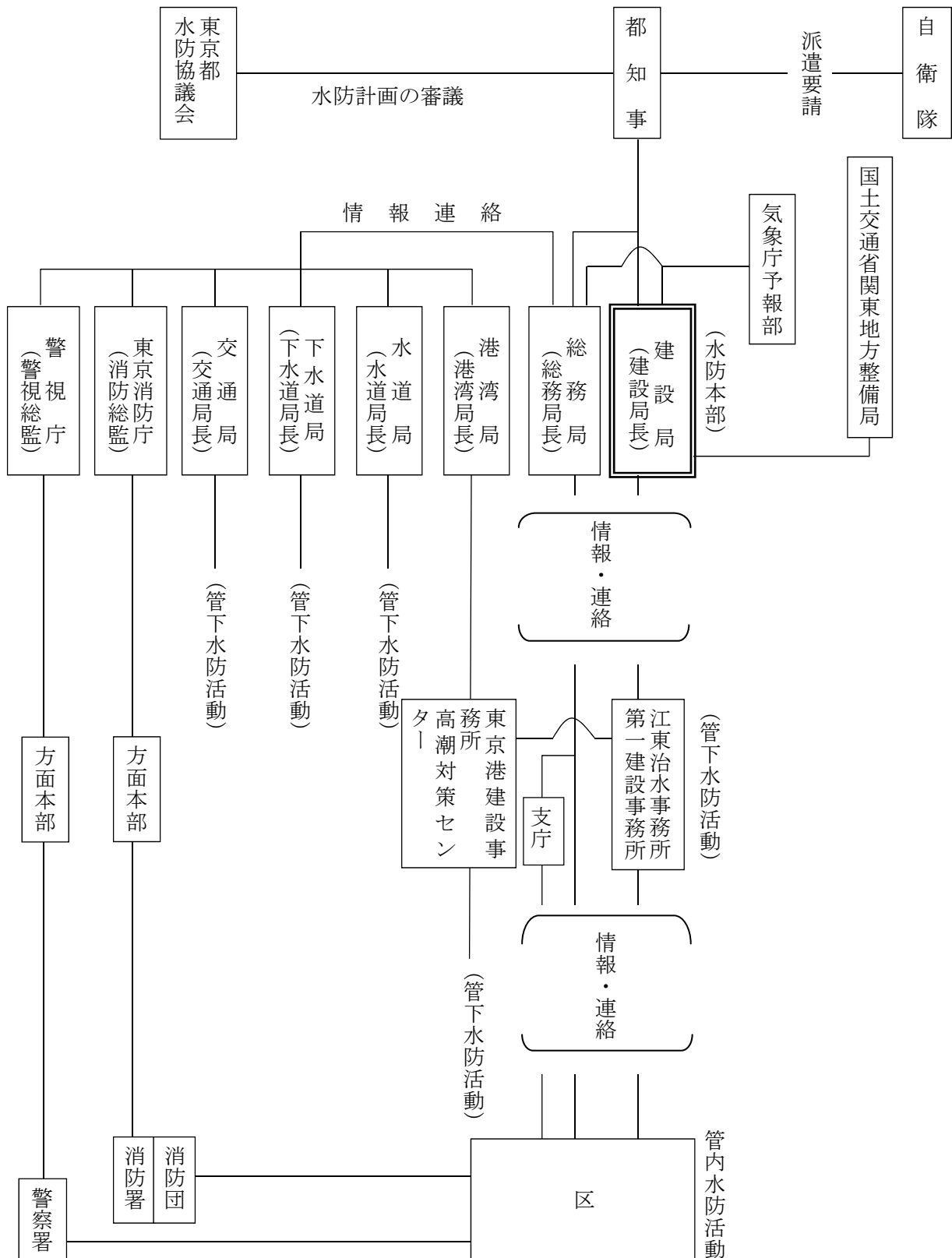
1 水防本部の設置及び廃止

- (1) 区は気象状況により、環境土木部長が必要と認めたとき、区水防本部を設置する。
- (2) 大雨、洪水、津波若しくは高潮等のおそれが解消し、区内における水防活動がおおむね終了したとき、又は本部が設置されたときは水防本部を廃止する。

2 水防組織

都における水防組織及び区における関係各機関との水防態勢の位置付けは、次図のとおりである。

都の水防組織



(注) 都本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間それに統合される。

3 活動態勢

(1) 区・環境土木部

業務態勢の概要は次のとおりである。

班 名	分 担 業 務
本 部 長 (環 境 土 木 部 長)	総 括 指 導
庶 務 班 (環 境 政 策 課 長)	(1) 配備人員の招集及び掌握に関する事。 (2) 各班の連絡調整に関する事。 (3) 各班の応援に関する事。 (4) 各班に属さない事。
情 報 連 絡 班 (副 参 事)	(1) 雨量、水位、潮位、流量等の情報収集、整理に関する事。 (2) 水防実施状況の調査及び報告に関する事。 (3) 関係機関との情報連絡に関する事。 (4) 水防活動の記録、整理、報告及び対外発表に関する事。 (5) 地下街等及び要配慮者利用施設への洪水予報の伝達に関する事。 (6) 各班の応援に関する事。
地 域 活 動 班 (道 路 課 長) (水とみどりの課長)	(1) 各工区の指揮 (2) 水防資器材の購入及び受払、労力、車両等調達、輸送に関する事。 (3) 水防資器材の配分、輸送計画に関する事。 (4) 雨量、水位、潮位等の観測に関する事。 (5) 各班の応援に関する事。
京 橋 工 区 (道 路 保 全 係 長)	(1) 水防資器材の点検、購入、輸送及び貸出に関する事。 (2) 所管工事現場等の警戒巡視及び指示に関する事。 (3) 危険箇所及び管内警戒巡視に関する事。 (4) 公共土木施設の被害状況調査及び情報収集に関する事。 (5) 管内河川の監視及び水位等の点検に関する事。 (6) 被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置に関する事。 (7) 上記各項の記録、報告に関する事。 (8) 各班の応援に関する事。
日 本 橋 工 区 (日 本 橋 道 路 事 務 所 長)	(1) 水防資器材の点検、購入、輸送及び貸出に関する事。 (2) 所管工事現場等の警戒巡視及び指示に関する事。 (3) 危険箇所及び管内警戒巡視に関する事。 (4) 公共土木施設の被害状況調査及び情報収集に関する事。 (5) 管内河川の監視及び水位等の点検に関する事。 (6) 被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置に関する事。 (7) 日本橋際ポンプ、人形町共同溝の排水機の点検、操作に関する事。 (8) 上記各項の記録、報告に関する事。 (9) 各班の応援に関する事。
月 島 工 区 (月 島 道 路 事 務 所 長)	(1) 水防資器材の点検、購入、輸送及び貸出に関する事。 (2) 所管工事現場等の警戒巡視及び指示に関する事。 (3) 危険箇所及び管内警戒巡視に関する事。 (4) 公共土木施設の被害状況調査及び情報収集に関する事。 (5) 管内河川の監視及び水位等の点検に関する事。 (6) 被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置に関する事。 (7) 海岸の監視及び水位等の点検に関する事。 (8) 上記各項の記録、報告に関する事。 (9) 各班の応援に関する事。

(注) 本業務分担は状況により変更するものとする。

(2) 第一建設事務所

都の水防計画の定めるところにより活動態勢をとる。業務編成の概要は次のとおりである。

班 名	業 務 分 担
所長・副所長	総 括 指 導
庶 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各班の連絡調整に関すること。 2. 水防資器材の購入、及び受払、労力、船車の調達、輸送に関すること。 3. 各班に属さないこと。
情 報 連 絡 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。(内水を含む)。 2. 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報、及び資料の収集、整理に関すること。 3. 土砂災害警報情報の収集・整理に関すること。 4. 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること。
技 術 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。 2. 水防実施状況の調査、及び報告に関すること。 3. 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。 4. 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。 5. がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること。 6. 危険箇所の警戒巡視に関すること。 7. 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 8. 工区班応援に関すること。 9. 占用企業者への指示、連絡に関すること。 10. 排水ポンプ車の操作応援に関すること。
工 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防資器材の受払の調整に関すること。 2. 水防資器材の配分、輸送計画に関すること。
工 区 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 2. 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。 3. 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。 4. 公共土木施設の被害状況調査に関すること。 5. がけ崩れの被害状況調査に関すること。 6. 危険箇所の警戒巡視に関すること。

(注) 本編成は状況により変更する。

(3) 東京港建設事務所

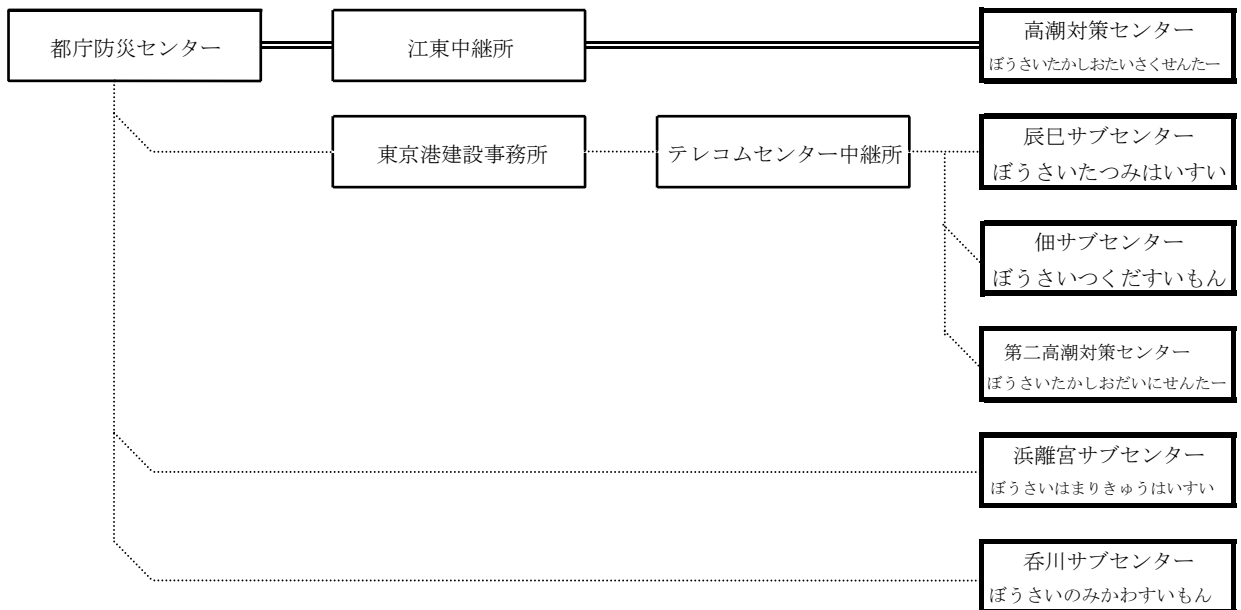
ア 組織と業務分担

班 名	電 話	業 務 分 担
情報連絡班 (防災担当)	3521-3013 (内) 210	連絡調整及び報告事項の整理保存 情報機関との連絡調整 局及び関係防災機関との情報連絡並びに通告 災害情報の収集及び伝達 有線電話設備の管理 他の課及び係に属さない事項
調達班 (防災担当)	3521-2961 (内) 215	食料の調達及び配布 非常用資器材の調達並びに輸送力の確保 医療援護
指令班 (防災担当)	3521-3013 (内) 210	各地区保守係との指令伝達情報連絡、気象状況等収集報告、災害記録作成報告 高潮非常配備態勢動員編成 水防活動状況、防災施設の被害状況の把握 無線設備の管理
防護第1班 (東部地区保守担当)	3521-2791	所管地区内の施設運転操作 災害対策資器材等の輸送 海岸保全施設の巡回、監視、警戒、決壊及びその他異常発見報告 気象海象等観測
防護第2班 (南部地区保守担当)	3471-7818	海岸保全施設災害応急対策 海岸保全施設の運転操作に伴う関係官公庁及び関係民間団体への通告 海岸保全施設等の巡回点検
施設補修班 (維持保全担当)	3531-3026	災害応急復旧対策技術指導

高潮対策センター

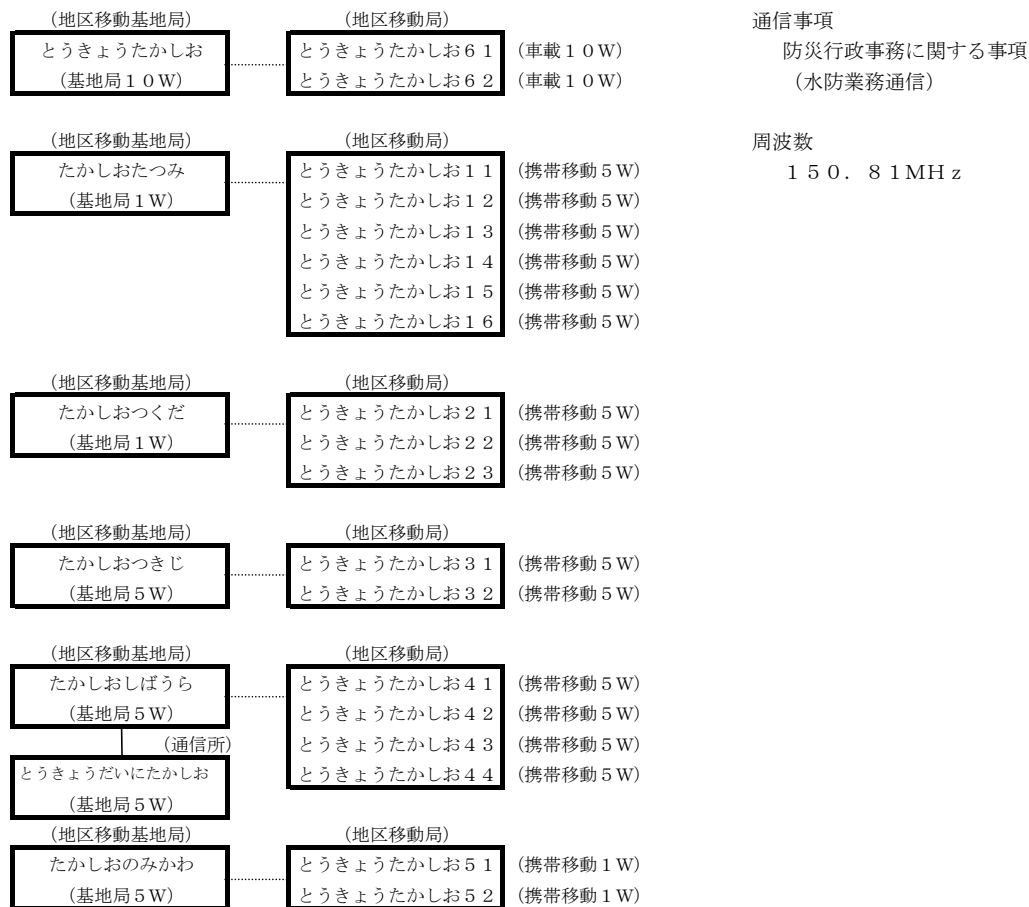
イ 水防用無線配置状況

防災行政無線系統図（全都系）



※枠内の上段は施設名称、下段は呼び出し符号

防災行政無線系統図（地区移動系）



凡 例
 ─── : 多重+MCA : MCA □ : 高潮対策センター無線局

災害
応急
対策
計画

(4) 消防署、消防団

第3部第11編「消防計画」(184ページ)を参照。

第3章 気象状況及び洪水予報等の連絡

第1 気象情報

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、区は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。なお、平成17年10月より、日本気象協会から情報の提供を受け区の気象情報をホームページに掲載している。

1 水防活動用注意報、警報、特別警報等

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報及び特別警報は、次のとおりである。

(1) 大雨予報などの発表基準

種類		区域	発表基準
注意報	大雨	中央区	下記別表による区域内の各区で各々の基準に到達すると予想した場合。
	洪水		
	高潮		
警報	大雨	中央区	下記別表による区域内の各区で各々の基準に到達すると予想した場合。
	洪水		
	高潮		
特別警報	大雨	中央区	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	高潮		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

注) T.P. = 東京湾平均海面 A.P. = 荒川工事基準面

(令和元年5月29日時点)

別表

種類	区市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨注意報	千代田区	18	127
	中央区	16	134
	港区	13	127
	新宿区	11	127
	文京区	12	127
	品川区	11	127
	目黒区	10	129
	大田区	11	123
	世田谷区	12	125
	渋谷区	10	127
	中野区	11	129
	杉並区	11	123
	豊島区	11	127
	北区	11	118
	板橋区	12	112
	練馬区	14	122
大雨警報	千代田区	34	180
	中央区	30	—
	港区	27	180
	新宿区	19	180
	文京区	18	180
	品川区	17	180
	目黒区	17	182
	大田区	22	174
	世田谷区	22	177
	渋谷区	20	180
	中野区	20	183
	杉並区	23	174
	豊島区	21	180
	北区	21	167
	板橋区	20	158
	練馬区	20	172

(令和2年8月6日時点)

種 類	区市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
洪水注意報	千代田区	日本橋川流域=9.9, 神田川流域=24	日本橋川流=(7,9.9), 神田川流域=(7,24)	—
	中央区	日本橋川流域=13.1, 隅田川流域=39.3, 神田川流域=24	日本橋川流=(7,13.1), 隅田川流域=(13,39.3), 神田川流域=(7,24)	—
	港区	古川流域=7.2	古川流域=(11,6.6)	—
	新宿区	神田川流域=18.1, 妙正寺川流域=9.9	神田川流域=(5,18.1), 妙正寺川流域=(5,9.9)	—
	文京区	神田川流域=22.3	神田川流域=(7,22.3)	—
	品川区	立会川流域=8.3, 目黒川流域=14.4	立会川流域=(6,8.3), 目黒川流域=(6,11.6)	—
	目黒区	呑川流域=6.5, 立会川流域=4.5, 目黒川流域=14.1, 蛇崩川流域=6.8	呑川流域=(7,5), 立会川流域=(7,3.6), 目黒川流域=(7,11.3), 蛇崩川流域=(7,5.8)	—
	大田区	呑川流域=10.1	多摩川流域=(12,54.2), 呑川流域=(6,7.2)	多摩川 [田園調布(上)]
	世田谷区	野川流域=12, 仙川流域=9.7, 丸子川流域=3.1, 呑川流域=3.9, 蛇崩川流域=6.3, 烏山川流域=6.7, 北沢川流域=6.8	多摩川流域=(10,57), 野川流域=(6,11.5), 仙川流域=(6,8.3), 丸子川流域=(6,2.2), 呑川流域=(6,3.6), 蛇崩川流域=(6,6.3), 烏山川流域=(6,5.4), 北沢川流域=(6,6.8)	多摩川 [田園調布(上)]
	渋谷区	渋谷川流域=7.6, 神田川流域=12.4	渋谷川流域=(6,6.9), 神田川流域=(5,9.5)	—
	中野区	神田川流域=12.4, 妙正寺川流域=8.1	神田川流域=(5,9.5), 妙正寺川流域=(5,8.1)	—
	杉並区	妙正寺川流域=5.7, 神田川流域=9.2, 善福寺川流域=8.9	妙正寺川流域=(5,5.7), 神田川流域=(5,9.2), 善福寺川流域=(5,8.9)	—
	豊島区	神田川流域=21.1	神田川流域=(5,13.7)	—
	北区	石神井川流域=14.5, 新河岸川流域=37, 隅田川流域=37.1	石神井川流域=(8,14.5), 新河岸川流域=(12,35.6), 隅田川流域=(10,20)	荒川 [岩淵水門(上)]
	板橋区	石神井川流域=16, 白子川流域=11.4	石神井川流域=(6,11.2), 白子川流域=(12,10.8), 新河岸川流域=(10,29.5)	荒川 [治水橋・岩淵水門 (上)]
	練馬区	石神井川流域=7.9, 白子川流域=9.3	石神井川流域=(11,4.7), 白子川流域=(7,9.3)	—

種 類	区市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
洪水警報	千代田区	日本橋川流域=12.4	神田川流域= (25, 27.9)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中央区	日本橋川流域=16.4, 隅田川流域=49.2	神田川流域= (25, 28)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	港区		—	渋谷川・古川 [渋谷橋・四ノ橋]
	新宿区		妙正寺川流域= (8, 11.1)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋], 妙正寺川 [鷺盛橋・千歳橋]
	文京区		—	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	品川区	立会川流域=10.4	目黒川流域=(9, 12.9)	目黒川 [青葉台・荏原調節池上流]
	目黒区	呑川流域=8.2, 立会川流域=5.7, 蛇崩川流域=8.6	立会川流域= (11, 4), 目黒川流域= (17, 12.5)	目黒川 [青葉台・荏原調節池上流]
	大田区	呑川流域=12.7	多摩川流域= (12, 60.2), 呑川流域= (14, 8)	多摩川 [田園調布(上)]
	世田谷区	丸子川流域=3.9, 呑川流域=4.9, 蛇崩川流域=7.9, 烏山川流域=8.4, 北沢川流域=8.5	仙川流域= (9, 10.9), 呑川流域= (9, 4), 烏山川流域= (9, 7.5), 北沢川流域= (9, 7.6)	多摩川 [石原・田園調布(上)]、野川・仙川 [大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	渋谷区		渋谷川流域= (10, 7.7), 神田川流域= (20, 13)	渋谷川・古川 [渋谷橋・四ノ橋] 神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中野区		神田川流域= (20, 13), 妙正寺川流域= (8, 9.1)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋], 妙正寺川 [鷺盛橋・千歳橋]
	杉並区	善福寺川流域=11.2	妙正寺川流域= (8, 6.4), 善福寺川流域= (8, 10)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋], 妙正寺川 [鷺盛橋・千歳橋]
	豊島区		神田川流域= (17, 23.7)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]

種類	区市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
洪水警報	北区	石神井川流域=18.2, 新河岸川流域=46.3, 隅田川流域=46.4	石神井川流域= (10, 16.3) , 新河岸川流域= (14, 39.5) , 隅田川流域= (18, 30.9)	荒川 [治水橋・岩淵水門 (上)]
	板橋区	石神井川流域=20, 白子川流域=14.3	石神井川流域= (16, 12.5) , 白子川流域= (22, 12) , 新河岸川流域= (22, 38.6)	荒川 [治水橋・岩淵水門 (上)]
	練馬区	石神井川流域=11.9, 白子川流域=11.7	石神井川流域= (27, 6.2)	—

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- ・洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- ・洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては、「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ・土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- ・流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- ・表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害のリスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

(2) 大雨注意報・警報などの切換え

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるときまで継続される。

(3) 津波に関する情報の種類と発表基準

ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報

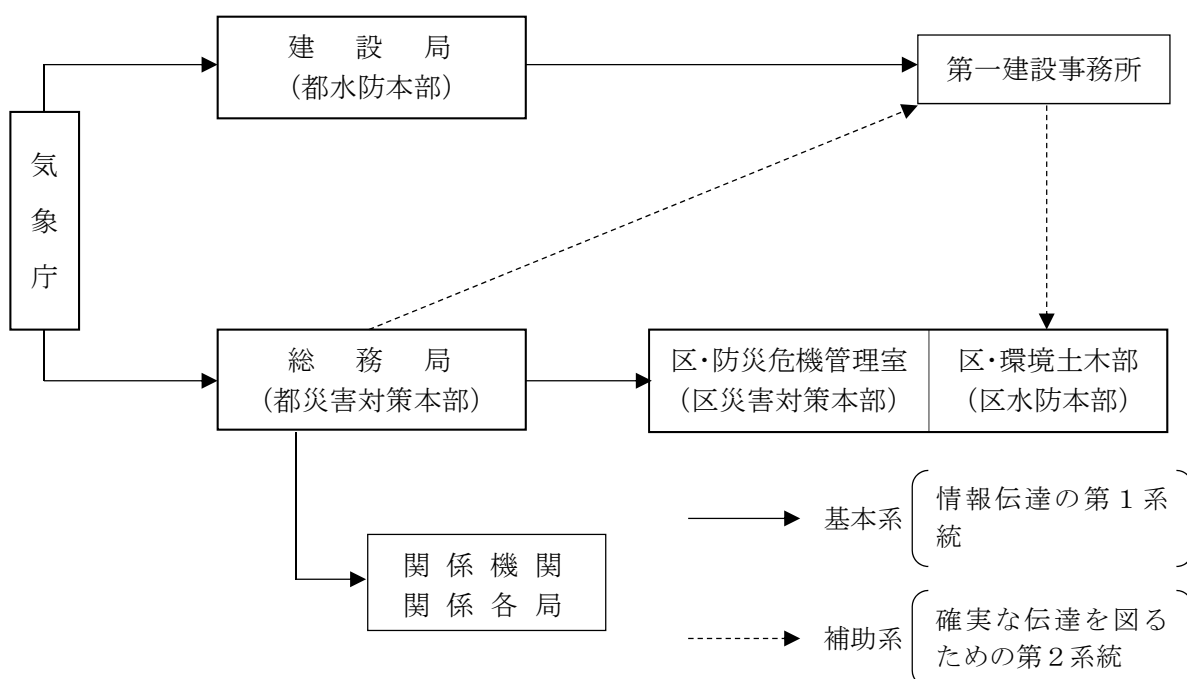
津波に関する情報の種類、発表基準及び発表される津波の高さは、次表のとおりである。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報 （特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5 m<予想高さ≤10m)	
		5 m (3 m<予想高さ≤5 m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m≤予想高さ≤1 m)	(表記しない)

注1) 「津波の高さ」とは津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 気象情報伝達系統図

気象情報の伝達は下図によるものとする。



第2 洪水予報等

2つ以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのあるもので、国土交通大臣が指定した洪水予報河川について、国土交通省と気象庁は共同で洪水予報を発表する。

また、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるので、都知事が指定した洪水予報河川について、都と気象庁は共同で洪水予報を発表する。

本区に關係する洪水予報は、荒川洪水予報及び神田川洪水予報がある。

また、高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるので、都知事が指定した水位周知海岸について、都は氾濫危険情報を発表する。

1 種類と発表基準

洪水予報等の種類		基準地点	発表基準
荒川洪水予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	・熊谷 ・治水橋 ・岩淵水門(上)	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	注意情報の基準地点と同じ	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	氾濫危険情報 (洪水警報)	注意情報の基準地点と同じ	基準地点のいずれかの水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき
	氾濫発生情報 (洪水警報)	注意情報の基準地点と同じ	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
	氾濫注意情報解除	注意情報の基準地点と同じ	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき
神田川洪水予報	氾濫危険情報	・番屋橋 ・和田見橋 ・南小滝橋 ・飯田橋	基準地点のいずれかの1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	氾濫注意情報解除	氾濫危険情報の基準地点と同じ	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき
高潮	高潮氾濫危険情報	・辰巳水門	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)に到達したとき
	解除	氾濫危険情報の基準地点と同じ	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)を下回ったとき

2 本区に関する予報

(1) 荒川洪水予報

種類	河川及び実施区域	予報地点						
		基準地点	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難断水水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
荒川洪水予報	荒川（旧川を除く） 左岸 埼玉県深谷市 荒川字下川原5番の2地先から海まで（旧川を除く）	熊谷	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.507m	A.P. +26.457m
	右岸 埼玉県大里郡 寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海まで（旧川を除く）	治水橋	7.00m	7.50m	12.10m	12.60m	14.599m	A.P. -0.229m
		岩淵水門（上）	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A.P. +0.000m

(2) 神田川洪水予報

種類	河川及び実施区域	予報地点				
		基準地点	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位	氾濫発生水位
神田川洪水予報	神田川	番屋橋	—	—	34.10m	34.93m
	左岸 三鷹市井の頭3丁目322番地先から隅田川合流点まで	和田見橋	—	—	29.72m	30.59m
	右岸 三鷹市井の頭3丁目322番地先から隅田川合流点まで	南小滝橋	—	—	17.96m	20.10m
		飯田橋	—	—	3.67m	5.27m

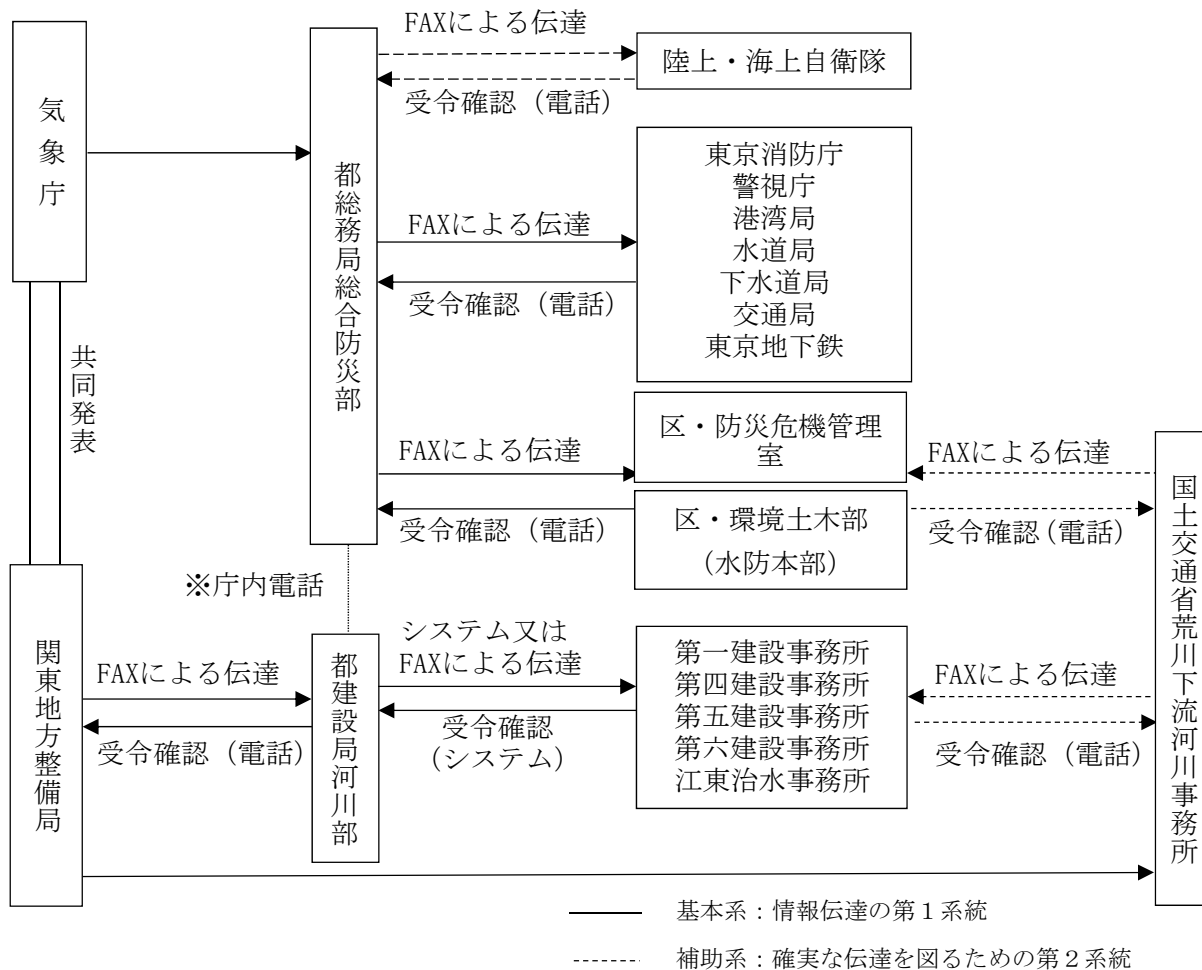
(3) 高潮氾濫危険情報

種類	区域	区間名	基準水位 観測所	高潮氾濫危険水位 (高潮特別警戒水位)	水位周知実施区間
高潮氾濫危険情報	東京湾沿岸（東京都区間） 自 大田区羽田6丁目地先の都県界 至 江戸川区臨海町6丁目地先の都県界	A.P. +3.6m区間	辰巳水門	A.P. +3.6m	東京港海岸

3 洪水予報等伝達系統図

洪水予報等の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、概ね次のとおりである。

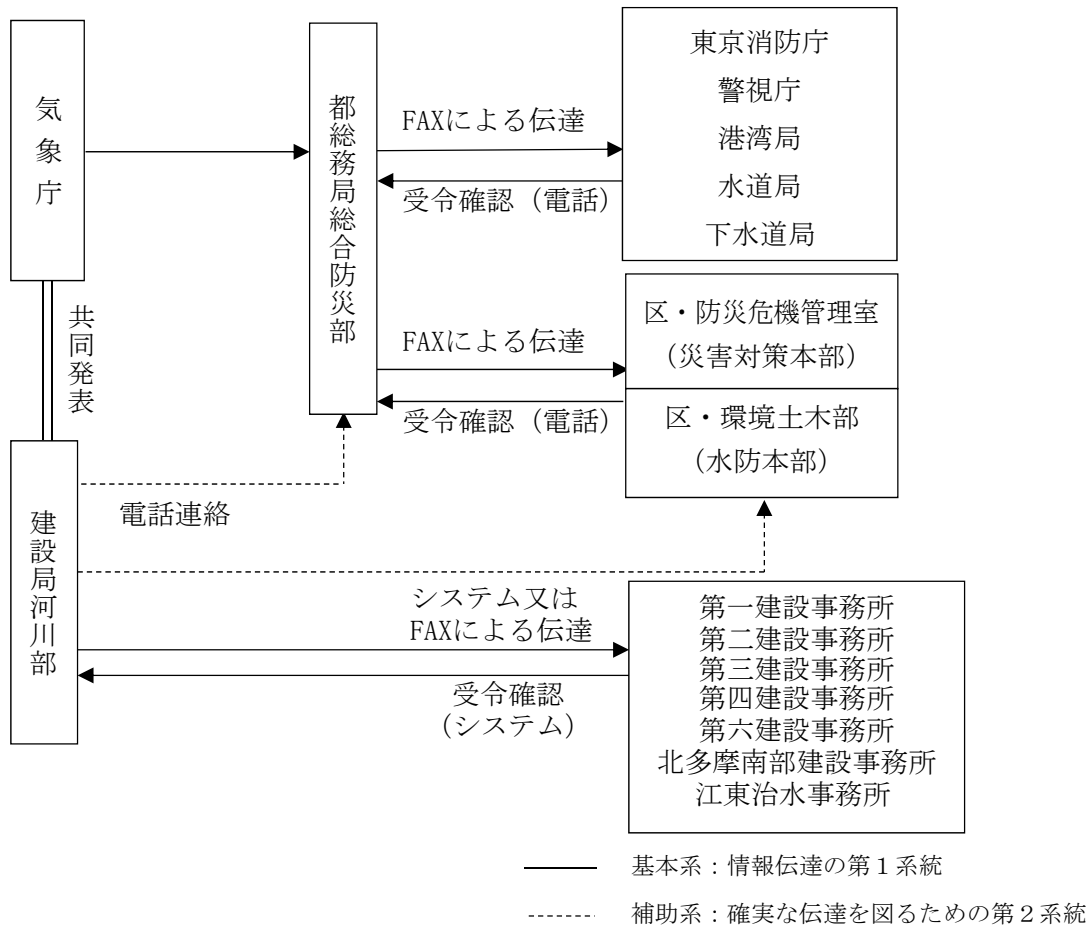
(1) 荒川洪水予報



・総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報を伝達する。

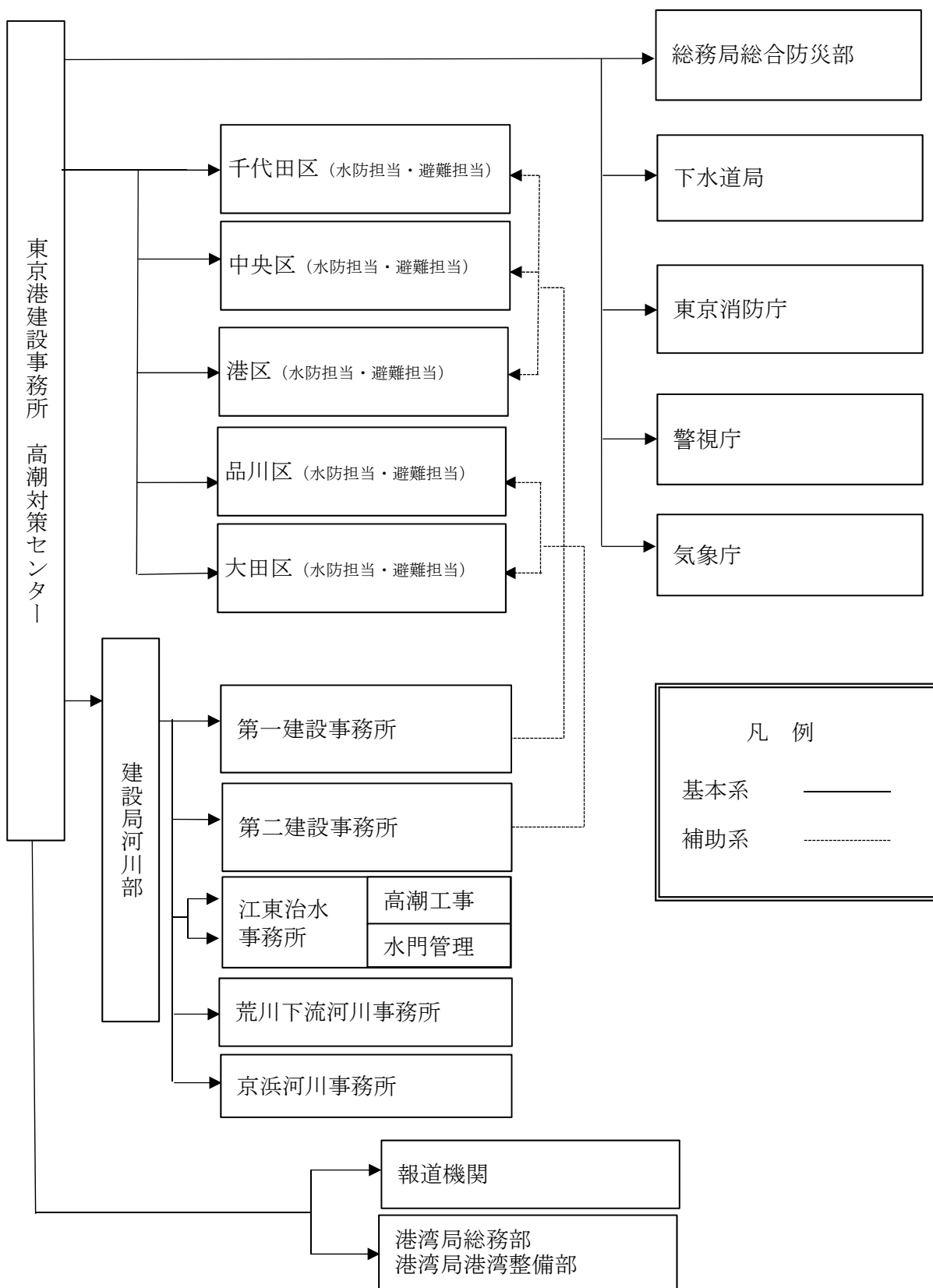
・洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて都民にも伝達。

(2) 神田川洪水予報



- ・総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報を伝達する。
- ・洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて都民にも伝達。

(3) 東京湾沿岸（東京都区間） 高潮氾濫危険情報 伝達系統図



4 浸水想定区域

浸水想定区域とは、水害時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨や高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される範囲を指定した区域のことである。

本区における浸水想定区域は、「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図(平成28年5月国土交通省)」、「東京都高潮浸水想定区域図(平成30年3月東京都)」及び「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域図(平成30年3月東京都)」のとおりである。

5 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達

近年の洪水災害等では、外の様子がわからない地下街等の利用者や、避難に比較的時間を要する高齢者・保育園児などが多く被災している。被災を防ぐためには、これらの施設に洪水予報等を確実に伝達するとともに、これを受けた施設の管理者が利用者の避難誘導を迅速に行うことが重要である。

(1) 水防法第15条第1項に基づき定める事項

地下街等及び要配慮者利用施設の被害軽減を図るため、水防法第15条第1項に基づき、本計画に定める事項は以下のとおりである。

ア 洪水予報等の伝達方法

区民への重要な情報の伝達は、災害広報計画(区・災対財政広報部)により、基本として区防災行政無線及び広報車を活用して行う。さらに、コミュニティFM局と連携し、状況に応じて、避難勧告、被害状況、交通情報等きめ細やかな情報を提供する。

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

洪水時は、浸水想定区域図上で浸水のおそれがない地域または頑強な建物の3階以上への避難を原則とする。

避難場所は、応急対策計画に示す指定緊急避難場所のうち、水害時に使用可能な施設とする。避難にあたっては、地下駅通路やアンダーパス等は急な浸水のおそれがあるため経路としないよう広報活動を行う。

ウ 浸水想定区域内の地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。)で、その利用者の洪水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)における円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要がある施設の名称及び所在地については、別冊資料(102ページ)のとおりとする。

また、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。)で、その利用者の洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設の名称及び所在地については、別冊資料(104ページ)参照のとおりとする。

(2) 避難確保計画及び浸水防止計画の作成・自衛水防組織の設置

区は、区防災計画に定めた地下街等の所有者又は管理者に対して避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、区への報告及び公表を行うとともに、自衛水防組織を設置し、洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練を行うように指導していく。

また、区防災計画に定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しては、避難確保計画を作成し、区へ報告するとともに、自衛水防組織の設置に努め、洪水時等の避難確保を図るた

めに必要な訓練を行うように指導していく。

(3) 東京都地下街等浸水対策協議会の取組

東京都は、東京都豪雨対策基本方針（平成26年6月改定）の中で、地下空間における浸水対策の更なる充実を掲げ、浸水対策に取り組む大規模地下街等の管理者間の連携を促進するため「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置し、各管理者と行政が協働で計画の策定等に取り組んでいる。

区は、八重洲地区及び銀座地区の2地区において、地下街等を持つビル管理者等を中心とした部会を設け、緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定している。

各部会は、豪雨時に以下の状況がいずれか1つでも発生した場合には非常体制に移行し、緊急連絡体制を活用して構成員同士が浸水の発生状況や浸水対策の実施状況を随時メール及びFAXで共有することとしている。

ア 気象庁から大雨特別警報が発表されたとき

イ 気象庁等から荒川又は神田川の氾濫危険情報が発表されたとき

ウ 地下街等において浸水の危険性が生じたと判断される時

エ 地下街等において浸水が発生したとき

オ 中央区等から避難勧告または避難指示（緊急）が発令されたとき

第3 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与えるために発令される。都及び水防管理団体は、その情報の目的及び性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法について精通し、その情報を利用して効果的な水防活動に努めるものとされている。

水防法では、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼及び海岸について、水防警報を発表することになっている。

本区に係わる河川については、国土交通大臣が行う水防警報の指定を受ける河川はない。都知事が管理する中小河川では、短時間に水位が急激に上昇するため、実態として水防警報を発表することは困難であるとされ、水防警報を行う河川の指定をしていない。

都建設局では、「水防災総合情報システム」で収集した雨量、河川水位、潮位等の情報を、都総務局の「災害情報システム」を通じて、リアルタイムで各水防団体や関係機関に配信している。都がこのような防災システムを活用した情報伝達を確実に行うことにより、本区は水防活動に関する判断を的確に行うことができるようになった。本区は、都から配信された災害情報や気象状況等を踏まえて、独自の判断により大雨洪水、高潮又は津波のおそれがあると判断したときは、直ちに水防本部を設置するとともに、設置した旨を関係機関に通報し、水防活動態勢を整えるものとする。

第4章 水防用資器材

第1 区・環境土木部

水防倉庫、水防用資器材及び土砂採取場所は次のとおりである。

(水防倉庫、水防用資器材)

品名	保管場所 単位	八丁堀詰所	日本橋道路事務所	月島道路事務所	計
		八丁堀4-1-5	蛸殻町1-31-1	月島4-1-1	
金槌	丁	5	5	5	15
バール	丁	2	2	2	6
大ハンマー	丁	2	2	2	6
杉正角	本	10	10	10	30
ベニヤ板	枚	40	60	50	150
たる木	本	10	10	9	29
かつぎ棒	本	14	10	10	34
スコップ	丁	90	90	80	260
つるはし	丁	35	30	30	95
掛矢	丁	10	10	10	30
もっこ	枚	30	60	29	119
なた	丁	5	5	5	15
鋸	丁	16	6	6	28
ラチェットレンチ	丁	8	8	8	24
ペンチ	丁	5	5	6	16
鉄線ばさみ	丁	3	3	3	9
一輪車	台	3	3	3	9
単管	本	30	30	20	80
単管継手	個	40	60	40	140
フルコン土嚢	枚	550	560	500	1,610
SPパイル	本	120	120	100	340
鎌	丁	20	15	15	50
カスガイ	本	16	40	40	96

なお、他に針金、釘、杉丸太、板、化繊ロープ等を備蓄している。

(土砂採取場所)

場		所	採取可能量 m ³	
京橋地域	入船1-1-1	桜川公園	130	660
	湊1-5-1	鉄砲洲児童公園	90	
	築地7-19-1	あかつき公園	440	
日本橋地域	日本橋堀留町1-1-16	堀留児童公園	120	1,480
	日本橋兜町15-3	坂本町公園	200	
	日本橋浜町2-59-1	浜町公園	1,160	
月島地域	月島4-2-1	月島第一児童公園	80	3,060
	晴海1-3-29	新月島公園	2,980	

第2 第一建設事務所

所の所管する倉庫及び水防用備蓄資器材のうち、区内に所在するものは次のとおりである。

明石町倉庫 中央区明石町5-21

土のう袋	大型土のう袋	水のう袋	土のう留杭本	軽量鋼板枚	シート㎡	鉄線kg	杭本	縄m	ショベル丁	ツルハシ丁	掛矢丁	鋸丁	鉋丁	番線カッター丁	もっこ丁	一輪車台	倉庫面積㎡
9,960	50	470	1,526	110	3,486	25	34	14,350	180	15	2	6	2	4	10	2	76.0

第5章 監視及び警戒

第1 水防管理者は、その管内における河川、海岸、堤防等の巡視を行い、水防上危険と認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

第2 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。

第6章 水門、排水機等の操作

第1 東京港建設事務所

高潮・津波等の災害に対処するため、「東京港海岸保全施設操作規程」及び「東京港海岸保全施設管理細則」の定めるところにより、必要な措置をとる。

※東京港建設事務所所管陸こう一覧は、別冊資料(111ページ)を参照。

1 水門の操作

施設名	所在地	操作基準
佃水門 (3521-3019)	晴海一丁目 1番26号地先	1 警戒態勢時（台風） (1) 辰巳水門の外水位がA. P. +1.85mのとき、水門を閉鎖する。 (2) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。
朝潮水門 (3521-3019)	晴海五丁目 1番62号地先	2 警戒態勢時（地震） (1) 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。 (2) 気象庁が震度4の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度4を表示したとき、及び東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。
浜前水門 (3521-3019)	勝どき三丁目 14番13号地先	(3) 気象庁が震度5弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度5弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。 (4) 安全を確認したとき、水門を開放する。
築地川水門 (3471-7818)	浜離宮庭園 1番1号地先	3 準警戒態勢時（異常潮位） (1) 辰巳水門の外水位がA. P. +2.50mを超えるおそれのある場合、佃、朝潮、浜前水門については朝潮水門の外水位がA. P. +2.35mのとき、また、築地川、汐留川水門については築地川水門の外水位がA. P. +2.35mのとき水門を閉鎖する。 (2) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。
汐留川水門 (3471-7818)	浜離宮庭園 1番1号地先	

2 排水機場の操作

施設名	所在地	操作基準
浜離宮排水機場 (3471-7818)	浜離宮庭園 1番1号先	1 警戒態勢時（台風）及び準警戒態勢時 (1) 築地川及び汐留川の各水門閉鎖後、築地川水門の内水位がA. P. +2.50mを超えるおそれがあるとき、運転を開始し、排水する。 (2) 内水位が上昇するおそれのなくなったとき、運転を停止する。 2 警戒態勢時（地震） 状況に応じて排水する。

3 陸こう及び逆流防止扉の操作

施設名	所在地	操作基準
陸こう及び逆流防止扉	別冊資料(27、111ページ)参照	1 台風及び異常潮位 (1) 気象庁が東京地方に高潮注意報を発表したとき、地盤高などA. P. +3.5m以下の陸こうを閉鎖する。（中央区管内では月G-17, 18, 21）閉鎖開始は、A. P. +2.4m (2) 気象庁が東京地方に高潮警報を発表したとき、全陸こう及び全逆流防止扉を閉鎖する。A. P. +2.8m（中央区管内では月G-7, 14, 15） (3) 外水位が下降し、浸水のおそれのなくなったとき、開放する。

第2 下水道局

1 東京都下水道局高潮対策防潮扉の操作

(1) 施設の目的

隅田川高潮堤(右岸)並びに日本橋川高潮堤にある下水道吐口の防潮扉は、高潮による水災を

防ぎよし、被害を軽減する目的で設置している。

※東京都下水道局高潮対策防潮扉位置図は、別冊資料(112ページ)を参照。

(2) 監視及び警戒

気象状況、水位、潮位等に応じて監視警戒を行う。

(3) 水位は潮位が閉塞水位に達し、なお上昇のおそれがある場合は防潮扉を閉塞する。

※東京都下水道局高潮対策防潮扉一覧表は、別冊資料(114ページ)を参照。

(4) 防潮扉の開扉

高潮のおそれが解消したと認められたとき、又は内水が河川水位と同水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき閉塞防潮扉は開扉するものとする。

第3 東京都江東治水事務所

1 水門の操作

施設名	位置	操作基準
住水吉門	佃一丁目 地先 (隅田川と旧佃川支流との合流点)	<p>平常時</p> <p>(1) 住吉水門の外水位(隅田川の水位)がA.P. +2.35mに達したとき操作を開始し当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) その後、外水位が下降して、内水位(当該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>警戒体制時</p> <p>(1) 住吉水門の外水位(隅田川の水位)がA.P. +1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) その後、外水位が下降して内水位(佃支川の水位)と同水位になったときは水門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時(操作の特例)</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が発生したときに、水位がA.P. +2.35m以上の場合は、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>(2) 津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。</p> <p>(3) その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。</p>
月島川水門	月島三丁目 地先 勝どき一丁目 (隅田川と月島川との合流点)	<p>平常時</p> <p>(1) 月島川水門の外水位(隅田川の水位)がA.P. +2.35mに達したとき操作を開始し、水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) その後、外水位が下降して内水位(当該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>警戒体制時</p> <p>(1) 月島川水門の外水位(隅田川の水位)がA.P. +1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) その後、外水位が下降して内水位(月島川の水位)と同水位になったときは水門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時(操作の特例)</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>(2) 津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。</p> <p>(3) その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。</p>

施設名	位置	操作基準
日本橋水門	日本橋茅場町一丁目 地先 新川一丁目 (日本橋川と亀島川との分派点)	平常時 開扉のままとする。 警戒体制時 (1) 日本橋水門の外水位（日本橋川又は隅田川の水位）が上昇してA.P. +2.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。 (2) その後、外水位が下降して内水位（亀島川の水位）と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。 地震・津波時（操作の特例）
亀島川水門	湊一丁目 地先 新川二丁目 (隅田川と亀島川との合流点)	(1) 震度5弱以上の地震が発生したときに、水位がA.P. +2.85m以上の場合は、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 (2) 津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。 (3) その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。

第7章 水防作業

第1 活動内容

- 1 河川・海岸・堤防・区内道路等の巡視を行い水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な処置を求める。
- 2 河川・海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した処置をとり被害の軽減に努める。
- 3 水防作業に必要な資機材の調達を行う。

第2 担任

本区においては、水防法にいう水防団は置かないこととし、水防管理者並びに消防機関が水防作業にあたる。

第3 技術指導及び訓練

水防作業に必要な技術上の指導については、水防管理者の技術職員がこれに当たり、都建設局及び第一建設事務所の技術員がこれを援助する。

第4 準備及び出動

水防管理者は、次の場合、直ちに消防機関に対し、準備及び出動することを要請する。この場合、直ちに建設局（都水防本部）に報告するものとする。

1 準備

- (1) 河川の水位が指定通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると予想されたとき。
- (2) 気象状況により高潮の危険が予想される時。

2 出動

- (1) 水防に関する注意報・警報が発せられたとき。
- (2) 水位又は潮位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき。
- (3) 水位又は潮位が警戒水位に達しなくても、満潮及び気象状況等により危険のおそれがあるとき。
- (4) その他水防上必要と認めたとき。

3 活動内容

- (1) 河川、海岸、堤防等を随時巡回し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、その管理者に連絡して必要な処置を求める。
- (2) 水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、水防法第21条に基づき警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの立退きを命ずる。
- (3) 消防機関の長は、水防上必要があると認めるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者、又は現場にある者を水防活動に従事させる。
- (4) 堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを各関係防災機関に通知する。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (5) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、各関係防災機関と連携し直ちに出動し水防活動を行う。
- (6) 消防機関は、救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。

第5 応 援

- 1 水防管理者は、緊急の必要のあるときは、他の水防管理団体に対し応援を求める。
- 2 応援を求められた者は、応援を求めた水防管理者の下に行動するものとする。
- 3 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、所轄の警察署長に対して警察官の出動を求める。
- 4 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。
- 5 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、現場にいる者を水防に従事させる。

第6 避 難

水防管理者は、著しい危険が迫っていると認められるときは、避難のため立退きを指示する。この場合、所轄の警察署に通知するものとする。

第7 通報、通信

- 1 水防管理者は、堤防等の施設が決壊したときは、直ちにこれを関係者に通報する。
- 2 水防管理者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に使用し、又は警察・気象管署・鉄道・電気事業・その他の専用通信施設を使用する。

第8 公用負担

水防管理者は、水防上緊急の必要があるときは、現場において土地及び器具並びに資材を使用もしくは収容し又は障害物を処理する等の権限を行使できる。この場合証明書を携行し、必要な場合はこれを提示する。

第9 工 法

水防工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料を考慮して次の工法等を実施する。

積み土のう、月の輪、裏法積み土のう、薄鋼板土留、築廻し、折返し、矢板締切、ベニヤ板、簡易土のう等

第10 水防実施状況報告

水防管理者は、水防作業終了後3日以内に箇所ごとにとりまとめ、都へ報告する。

※水防活動報告書は、別冊資料(115ページ)を参照。

第8章 風水害への対応

近年、全国で記録的な豪雨が頻繁に発生しており、河川氾濫や高潮の被害のほか、河川流域における市街化の進展と相まった都市型水害も多く発生している。一方で、河川や防潮堤、下水道等の整備には多くの費用と時間を要するため、ハード対策のみに頼った水害対策では十分とはいえない状況にある。

このような中で、水害の被害を最小限にとどめていくためには、自治体による組織的な水防活動に加え、住民一人ひとりが水害の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を自ら整えていく必要がある。そのためには、水害防止に関わるさまざまな情報をあらかじめ住民に周知しておくことが重要である。

これらを踏まえ、区は、これまでの治水事業の促進をはじめとするハード対策に加えて、各関係機関と協力・連携しながら、水害を未然に防止し、被害の軽減を図るための方策を講じていく。

第1 浸水情報の公表

浸水情報は、①「区民が、地域における水害に関する危険性を知り、自ら対策するための資料とする」②「建築計画を立てる際に、浸水防止を図るための事前資料とする」③「円滑な水防活動を行うための資料とする」などを目的に公表するものであり、区では浸水実績図や浸水想定（予想）区域図を備え公表を行っている。

1 浸水想定区域図

浸水想定区域図は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川及び高潮について、想定し得る最大規模の降雨や高潮による浸水区域及び浸水の程度（浸水深）、浸水継続時間を図示したものであり、本区に関連する区域としては、「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（平成28年5月国土交通省）」、「東京都高潮浸水想定区域図（平成30年3月東京都）」及び「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域図（平成30年3月東京都）」が公表されている。

2 浸水予想区域図

浸水予想区域図は、河川の氾濫（外水）と下水道の浸水（内水）の想定を合わせて浸水区域及び浸水の程度（浸水深）を図示したものであり、河川流域ごとに作成されている。本区に関連する河川では、「神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月都市型水害対策連絡会（神田川流域）」、「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（平成15年5月東京都都市型水害対策連絡会）」、「江東内部河川流域浸水予想区域図（令和2年3月都市型水害対策連絡会（江東内部河川流域）」が公表されている。なお、神田川流域及び江東内部河川流域については、平成27年5月の水防法の改正に伴い、対象降雨を想定し得る最大規模の降雨とした改定が行われており、今後、隅田川及び新河岸川流域についても同様に改定される予定である。

第2 洪水ハザードマップの作成と公表

「洪水ハザードマップ」とは、浸水想定（予想）区域図をもとに、想定される浸水の区域や程度、避難場所や避難時の心構えなどの情報をわかりやすくまとめ記載した図面をいい、「洪水ハザードマップ」を事前に周知することは、区民の危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効とされている。

本区では3河川流域の浸水予想区域図を基にした「中央区洪水ハザードマップ（隅田川・神田川・日本橋川版）」及び「荒川水系荒川流域浸水想定区域図（平成28年5月国土交通省）」を基にした「中

中央区洪水ハザードマップ（荒川版）」を作成・公表している。

なお、洪水を想定した降雨は、隅田川・神田川・日本橋川流域では平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量589mm、時間雨量114mm）、荒川流域では「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（平成28年5月国土交通省）」における想定最大規模降雨（3日間総雨量632mm）としている。

※中央区洪水ハザードマップ（隅田川、神田川、日本橋川版）は、別冊資料(3ページ)を参照。

※中央区洪水ハザードマップ（荒川版）は、別冊資料(5ページ)を参照。

第3 河川氾濫及び高潮への対応

国土交通省は「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を改定し、都は「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」を取りまとめるなど、円滑かつ迅速な避難確保や的確な水防活動に向けて、関係機関の連携した取組が推進されているところである。本区においても、国や都が設置した「荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」に参画し、防災関係機関との連携強化を図っている。今後、本区では、荒川氾濫時における広域避難や高潮氾濫への対策について、国や都、近隣区などの動向を踏まえながら検討を進めていく。

第4 都市型水害への対応

1 内水氾濫による被害

近年、東京では、1時間に50ミリを超える集中豪雨に見舞われることが多くなり、100ミリに達する最大1時間降雨量も記録されるなど、内水の氾濫による被害が多発している。とりわけ、地下鉄、地下街、ビルの地下室など、地下利用が高度に進んだ都心部では、内水氾濫に伴う地下空間の浸水による甚大な被害が予想されており、今や水防活動における内水被害への対応は重要な課題となっている。

内水の氾濫は発生箇所の予測が困難であるとともに、随所で同時多発的に生じる可能性がある。そのため、内水氾濫による水害の発生に際して、区及び各関係機関は、連携して被害状況等の情報交換に努めるとともに、各々の役割を的確に果たすものとする。

2 総合的な治水対策

区では、地域の特性に合わせた流域対策の一環として、都が策定した「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、都による河川や下水道の整備と連携しながら、公共施設を中心に雨水流出抑制施設の設置を推進している。

第5 台風への対応

令和元年台風第15号及び第19号をはじめ、近年、全国各地で台風による被害が発生している。これらの教訓を踏まえて、大型台風の接近や上陸による被害を未然に防止し、軽減するため、区の態勢等を次のとおり定める。

1 情報収集

台風の接近が予想される数日前から、気象庁の記者会見や気象庁東京管区气象台とのホットラインなど、さまざまな手段で気象情報を収集・注視し、対策に努めるものとする。

2 区の態勢

(1) 水防連絡会議の開催

台風の接近により風水害が発生するおそれがある場合、環境土木部及び防災危機管理室による水防連絡会議を開催し、水防本部の設置や職員の配備態勢など水防態勢の確認を行う。

(2) 危機管理対策連絡室の設置

台風が直撃または本区に大きな影響を与える可能性があるなどの場合、第5部第2編第3章「区の態勢」(340°-ジ)に定める事案のレベル2として、危機管理対策連絡室を設置し、必要に応じて自主避難所の開設などの対応方針を決定する。

(3) 災害対策本部の設置

台風により大雨などの特別警報発令が予想される場合、または気象庁、荒川下流河川事務所、都とのホットラインにより警戒態勢を準備する旨の連絡があった場合、第3部第1編第2章「災害対策本部の設置」(98°-ジ)に定めるとおり、災害対策本部を設置するとともに、必要に応じて避難勧告等の発令、指定緊急避難場所の開設などの対応方針を決定する。

3 自主避難所の開設

台風が直撃または本区に大きな影響を与える可能性があるなどの場合には、暴風雨や高潮などを不安に感じる区民等が滞在する施設として、必要に応じて自主避難所を開設する。

4 区民等への広報

区は、あらかじめ台風への備えについて注意喚起を図るとともに、区施設の休業やイベント等の中止、自主避難所の開設などを決定した場合は、区ホームページなどで区民等へ速やかに広報するものとする。

第6 啓発活動

風水害を最小限にするためには、区民の日頃の備えと適切な行動が不可欠である。区では、ソフト対策として、区民がいつでも気軽に必要な情報を入手できるよう、豪雨時の危険性などを紹介したリーフレットや、想定される浸水の範囲及び避難所などの情報を掲載した洪水ハザードマップを窓口で配布するとともに、区ホームページに掲載し、風水害への注意を喚起する。

第10編 津波対策計画

第1章 計画方針

都は、東京湾北部地震で1.88m、元禄型関東地震で2.51m、南海トラフの巨大地震で2.46mの津波が区に到達すると想定した。

この想定において、発生周期が2300年の元禄型関東地震発生時、水門が閉まらなかった場合に佃、月島、浜離宮が浸水すると想定したことを受け、津波による被害を最小限にするための対策に万全を期することを目的とする。

第2章 地震別津波高及び到達時間

地震別		津波高(T.P.)	到達時間	浸水被害	人的被害
東京湾北部地震		1.88m	3～7分(東京湾)	浸水なし	なし
元禄型 関東地震	水門閉鎖時	2.51m	2時間20分	浸水なし	なし
	水門開放時	2.39m		浸水あり	なし※
南海トラフ の巨大地震	水門閉鎖時	2.46m	3時間23分(区)※	浸水なし	なし
	水門開放時	2.28m		浸水あり	なし※

※浸水エリアに滞留者がいた場合には、人的被害が発生するおそれがある。

※津波浸水想定図は、183ページを参照。

※最大津波高のうち一番大きい値の地点で最大津波高が到来する時間

第3章 津波情報の収集伝達

津波による被害を軽減・防止するためには、津波等の情報を迅速・的確に収集し、住民や観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する。

第1 津波予報の種類

第3部第9編第3章「第1 気象情報」(156ページ)を参照。

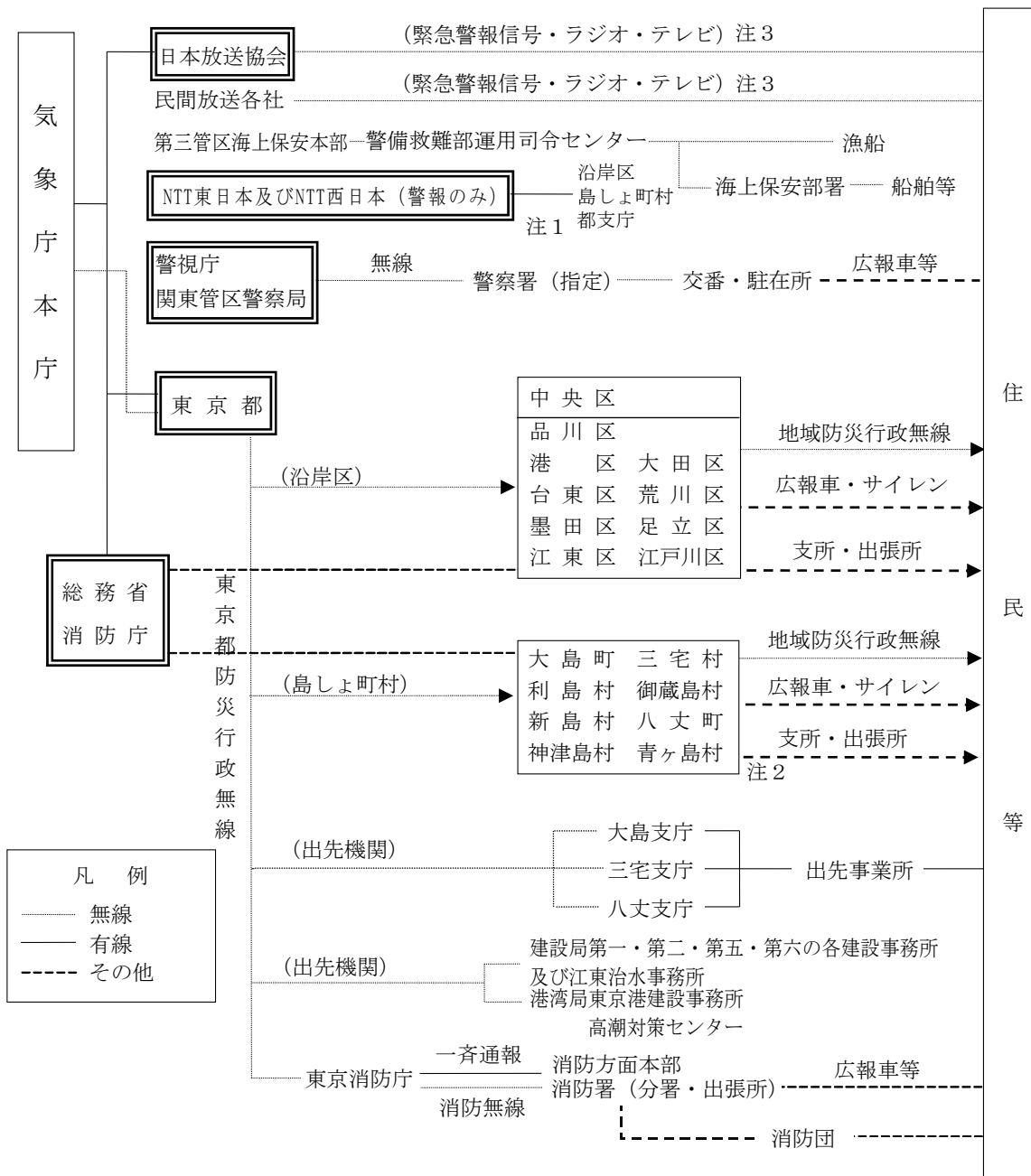
第2 津波予報の伝達

機 関 名	伝 達 方 法
区	<p>1 大津波警報・津波警報・注意報等の通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに状況判断し、防災行政無線、安全・安心メール、緊急告知ラジオ、ツイッター、緊急速報メール、防災マップアプリ等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努める。</p> <p>津波予報の伝達系統は別表(180ページ)のとおりである。</p> <p>2 全国瞬時警報システム(Jアラート)など、地上通信網以外にも多様な通信手段を用いて、迅速に津波情報や緊急地震速報等の情報把握に努める。</p>

機 関 名	伝 達 方 法
警 察 署	1 各署等は、直ちに交番・駐在所に伝達するとともにパトロールカー、警備艇等を活用して危険区域の住民等に広報する。 2 各署等の交番・駐在所勤務員は、危険予想区域を優先に、広報資器材を活用して住民等に周知する。
消 防 署	各署等は、津波予報を受けたときは、直ちにその旨を消防団本部へ伝達するとともに関係各機関と連携し、正確な情報収集に努め住民等に対して、広報車等を活用した広報を実施する。
東京海上保安部	津波予報の通報を受けたときは、次の周知活動を行う。 (1) 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。 (2) 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより放送周知する。 (3) 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通信により周知する。 (4) 東京港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等により関係者及び在泊船舶に伝達する。 (5) 東京湾内湾に大津波警報が発令された場合等には、海上保安庁長官による非常災害発生周知措置が発令され、必要に応じて港内又は港の境界線付近にある船舶に対し、航行の制限、禁止、停泊場所・方法の指定、移動制限、港外退去等について命令する。

別表

大津波警報・津波警報・津波注意報等 伝達系統図



(注) 1 気象庁本庁から、「NTT東日本及びNTT西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。
 2 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。
 3 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。
 4 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先
 5 矢印付きの経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第4章 津波発生時の避難計画

第1 避難計画

- 1 耐火造又は準耐火造建物（概ね中高層建物）居住者
地震による倒壊危険等がない建物の居住・滞留者は、2階以上の上階へ避難する。
- 2 木造又は防火造建物（2階程度の低層建物）居住者・滞留者
最寄りの小学校等区施設の2階以上の上階へ避難する。

第2 避難先

浸水が想定される佃、月島及び勝どきに豊海町を加えた地域を「避難対象地域」とし、夜間開放可能であり避難可能な区施設の佃島小学校、佃中学校、月島第一小学校、月島第二小学校、豊海小学校及び月島特別出張所を避難先とする。

第3 津波避難指示（緊急）文例

次のとおり避難指示（緊急）を行う。

1 大津波警報

「こちらはぼうさいちゅうおうです。大津波警報、大津波警報が出ました。佃、月島、勝どき、豊海の皆さん、鉄筋コンクリート造建物の方は2階以上の上階へ、他の方は最寄りの小学校など区施設の2階以上へ、直ちに避難してください。」

2 津波警報

「こちらはぼうさいちゅうおうです。津波警報が出ました。佃、月島、勝どき、豊海の皆さん、鉄筋コンクリート造建物の方は2階以上の上階へ、他の方は最寄りの小学校など区施設の2階以上へ、直ちに避難してください。」

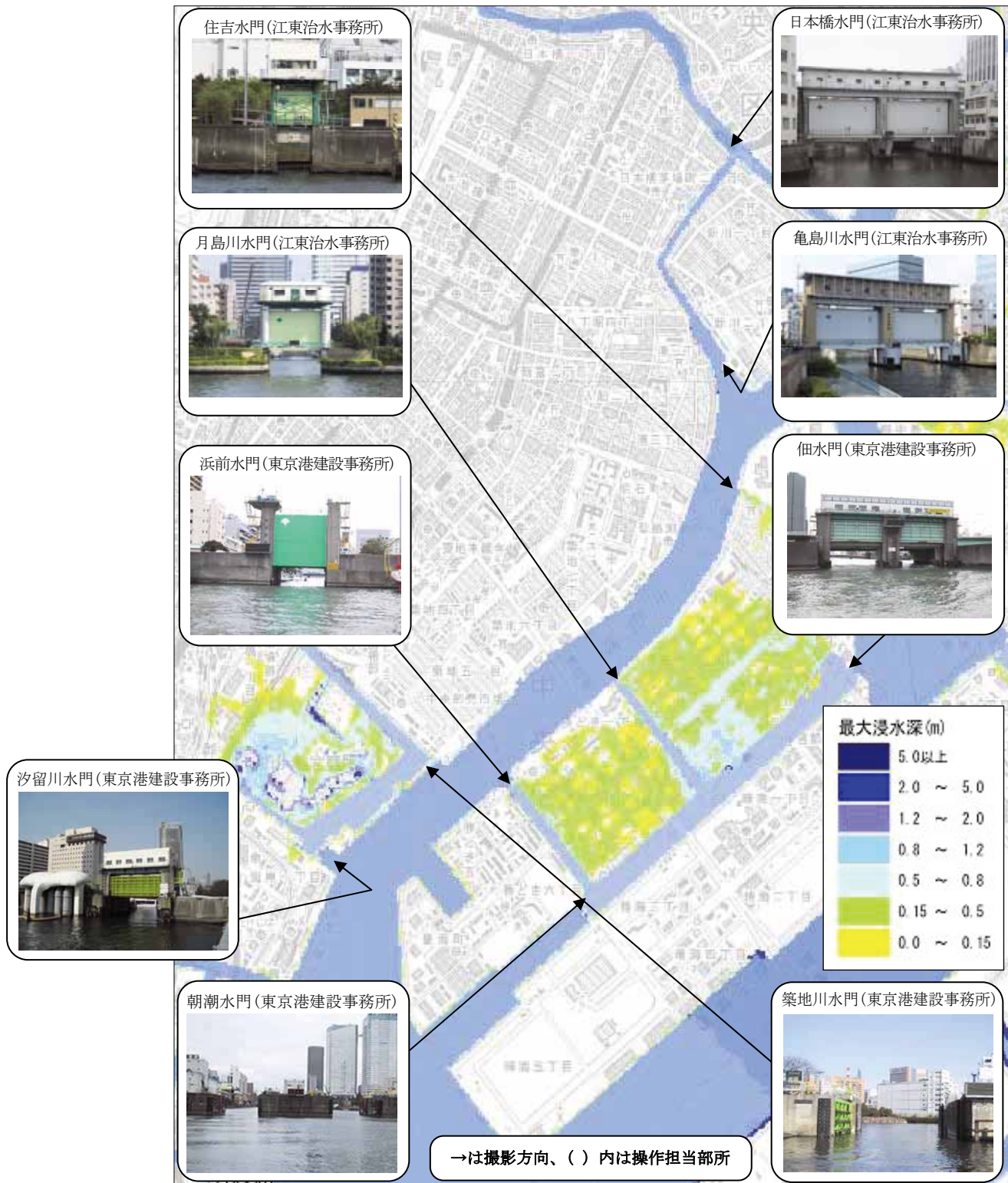
第5章 避難誘導態勢

機 関 名	対 策
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区長は、あらかじめ津波発生時の対応について、住民等に周知徹底を図る。 2 地震発生後、報道機関から大津波警報・津波警報が放送されたとき、又は全国瞬時警報システム（Jアラート）等により大津波警報又は津波警報の伝達があったとき、区長は、直ちに住民等に対して避難指示（緊急）を発令する。なお、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難させるための体制を整備することとする。

機 関 名	対 策
警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に実施する。 2 津波警報・注意報等の発表を待つことなく、速やかに港湾、河川等に要員を派遣し、潮位の変化等の異常の有無の調査を行う。 3 津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区長が避難の指示又は屋内待避等の安全確保措置の指示をすることができないと認めるとき若しくは区長から要求があったときは、住民等に対し、指定された津波避難場所に避難するよう指示又は屋内待避等の安全確保措置を執るよう指示するとともに、必要により避難する住民等の誘導又は屋内待避等の安全確保措置のための引き留めを行い、実施した際には、直ちに区長に通知する。
消 防 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波の危険が予想される場合の消防署の活動態勢は、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。 2 避難勧告、指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し消防力の余力に応じて、必要な情報を区・関係機関に通報するとともに住民に広報し周知徹底を図る。 3 避難が開始された場合は、消防団員や関係機関と協力し避難誘導を行う。
東京港建設事務所	<p>「東京港海岸保全施設操作規程」「東京港海岸保全施設管理細則」の定めるところにより、水門の操作を行う。操作基準については、第3部第9編第6章「水門、排水機等の操作」(170ページ)を参照。</p>

津波浸水想定図

元禄型関東地震（水門開放の場合）



第11編 消防計画（第一消防方面本部、消防署、消防団、区・災対指令部）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○震災非常配備態勢の発令 ○震災消防活動態勢の確立 ○情報収集等 ○消防活動路の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○消火活動 ○救助・救急活動 	○東京消防庁災害時支援ボランティアの活用		
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○居住地付近の住民に出火防止と初期消火の呼びかけ ○情報収集 ○消火活動、避難道路防護活動 <ul style="list-style-type: none"> ○消防署隊への応援 ○救出活動、負傷者への応急救護・搬送 	○避難場所への誘導等		

第1章 消防態勢

第1 消防署の態勢

京橋消防署	日本橋消防署	臨港消防署
3課10係2出張所 定数 184名	3課10係3出張所 定数 201名	3課10係1出張所 定数 228名
本署 築地出張所 銀座出張所	本署 堀留出張所 人形町出張所 浜町出張所	本署 月島出張所

第2 消防団の態勢

区分	京橋消防団	日本橋消防団	臨港消防団
規模	7個分団 定数 150名	7個分団 定数 150名	4個分団 定数 100名
分団数	団本部 第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 第7分団	団本部 第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 第7分団	団本部 第1分団 第2分団 第3分団 第4分団

第3 消防装備

1 消防署の車両等

		ポンプ車	化学車	はしご車	照明車	資器材輸送車	救急車	指揮車	消防艇	消防隊用可搬ポンプ	その他の車両
第一消防方面本部								1			2
京橋	本署	2	1	1			2	1		1	4
	築地出張所	2								1	
	銀座出張所	1		1			1			1	
日本橋	本署	3		1	1		2	1		1	5
	堀留出張所	1								1	
	人形町出張所	2				1				1	
	浜町出張所	1							2	1	
臨港	本署	2					1	1	6	1	6
	月島出張所	1	1	1			1			1	
計		15	2	4	1	1	7	4	8	9	17

(非常用車両を含む)

2 消防団の装備

区分	手引き可搬ポンプ	可搬ポンプ積載車	コンパクトスローロープ	発電機	防水シート	ホース	その他
京橋消防団	7台	5台	7本	21台	24枚	175本	簡易救助資機(器)材等
日本橋消防団	7	3	7	14	21	147	
臨港消防団	4	2	4	16	16	116	
計	18	10	18	51	61	438	

第4 防火水槽等消防水利の現況

区分	京橋消防署管内		日本橋消防署管内		臨港消防署管内		計	
	数量	容量	数量	容量	数量	容量	数量	容量
防火水槽	127基	7,663m ³	116基	6,966m ³	129基	7,491m ³	372基	22,120m ³
	(内訳)		(内訳)		(内訳)		(内訳)	
	40m ³ 未満×2基		40m ³ 以上×90基		40m ³ 未満×3基		40m ³ 未満×5基	
	40m ³ 以上×97基		100m ³ 以上×26基		40m ³ 以上×106基		40m ³ 以上×293基	
受水槽	4	426	2	92	25	1,942	31	2,460
プール	6	1,530	5	1,676	13	2,965	24	6,171
計	137	9,619	123	8,734	167	12,398	427	30,751

※防災区民組織の水利は、第2部第6編第3章「防災区民組織」(71ページ)を参照。

第2章 災害活動

火災、地震及びその他の災害（以下、本編において「火災等」という。）から区民の生命、身体及び財産を保護し、その被害の軽減を図るため、消防機関の有する全機能をあげて、火災等の警戒防ぎよ及び被災者の救助救急活動にあたる。

第1 震災時消防活動

1 震災署隊本部の設置等

消防署には、災害活動組織の中核として署隊本部を常設しており、平常時の消防力を震災時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図っている。

2 配備動員態勢等

(1) 配備動員態勢

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部を常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。発災時には、これら各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。

配備態勢等は次のとおり。

項目	活動態勢
震災配備態勢	次のいずれかに該当する場合、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を行う。 1 気象庁の発表で、東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5弱を示す地震が発生したとき。 3 1の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況により必要と認められたとき。
震災非常配備態勢	次のいずれかに該当する場合、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を行う。 1 気象庁の発表で、東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強以上を示す地震が発生したとき。 3 1の地域に地震が発生し、必要と認められたとき。
非常招集	震災配備態勢を発令したときは、発令時に勤務している人員及び所要の人員、震災非常配備態勢を発令したときは全消防職員並びに全消防団員が招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

3 消防活動

(1) 活動の基本

- ア 火災が多発した場合は、全消防力をあげて消防活動を行う。
- イ 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

(2) 活動内容

- ア 火災規模、地域及び消防力を総合的に判断して住民の安全確保にあたる。
- イ 火災規模により、署、方面、警防本部等の部隊運用による。

(3) 部隊運用

- ア 地震に伴う火災、救助・救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- イ 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等を活用し、効率的な部隊運用を図る。

(4) 情報収集等

- ア 署隊本部は所定の計画に基づき、119番情報、高所見張り情報、情報活動隊による情報、参集職団員情報、災害時支援ボランティア情報等、積極的な災害情報収集を行う。
- イ 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換・分析を行う。
- ウ 震災消防対策システム、ヘリコプターテレビ電送システム、画像伝送装置、早期災害情報システム等を活用し、円滑な情報収集、伝達及び管理を行う。

4 消防活動路の確保

- (1) 道路情報を収集し、消防活動上障害物除去を要する道路を把握して、民間の重機を調達して障害物除去活動を行う。
- (2) 火災・救助・救急活動に必要な道路が確保できない場合は、道路管理者に道路を指定して優先的に障害物除去を要請し、早期に消防活動路の確保を行う。
- (3) 消防車両が災害出場等により緊急通行する際に、道路上の車両その他の物件により緊急通行ができない場合は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づく道路障害物除去措置命令又は道路障害物除去措置を行い消防活動路の確保を行う。

5 消火活動が困難な地域への対策

震災時には道路の狭隘に加え、道路周辺建物等の倒壊等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、道路の拡幅、防災水槽の充足、消防隊用可搬ポンプの活用、消防団体制充実等の施策を推進するとともに、地域別延焼危険度の判定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努めている。

第2 事前対策

消防法、東京都震災対策条例及び関係法令に基づいて、建築物、危険物、火気取扱施設等に対して積極的に規制、指導を行う。

1 建築物の防災

一般建築物の構造、設備について、建築同意事務及び立入検査により、規制及び指導を行い、家具類の転倒・落下・移動防止対策による出火防止と初期消火の徹底を図る。

2 危険物等の保安

危険物施設の耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により出火防止・流出防止対策の推進を図る。

3 火気使用設備・器具の安全化

地震時の火災は、火気使用施設・器具からの出火が原因となることが多い。火災予防条例に基づき、耐震安全装置付きの石油燃焼器類の普及促進と、火気使用設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定その他各種の安全対策の継続した推進を図るとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具等の点検・整備・清掃について指導の徹底を図る。

4 防火管理体制の強化

消防法に基づき、事業所等の防火管理体制の徹底の強化及び自衛消防隊の育成強化、更には事業所防災計画の策定等について立入検査等機会をとらえて指導を行う。

5 事前広報の普及推進

地震発生時の区民への出火防止の呼びかけ、初期消火の励行、被害状況等の把握、更に被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防、電気、ガス等の機能停止に伴う出火防止及び復旧期の復電による通電火災防止の徹底を広報する。

6 消防水利対策

(1) 震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に耐震性を有する防火水槽の設置、河川、海等あらゆる水源の有効活用等の施策を進める。

(2) 公共施設及び特殊建築物の整備にあわせた東京都震災対策条例第27条に基づく防火水槽の設置、宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づく防火水槽等の設置対象物や容量規定の制定、区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図る等、消防水利の整備を推進する。

(3) 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。

(4) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬消防ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。

7 その他の対策

消防車両をはじめ各種資器材の整備充実に努めるとともに、関係機関との連携を密にし、建築物、道路、橋りょう、避難所、救護施設、電気、ガス、水道等の状況を各種震災計画に反映させる。

第3 消防団活動

消防団は、震災時には消防署隊と連携し、消防活動に当たるとともに、平常時には地域住民と連携しスタンドパイプ、排水栓等を活用した、実践的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。東京消防庁では、都市の特性に対応した事業所団員等、消防団員の確保を推進している。さらに可搬ポンプ積載車(緊急車)を増強し、震災時の消防団活動体制の充実強化を図っている。

なお、消防団員が生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制の整備、救助資機(器)材及び携帯通信機器の整備に努める。

1 出火防止広報

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止と初期消火の広報と住民指導を行う。

2 情報活動

災害の初期対応を行うとともに、参集時に被害状況や消防活動上必要な情報収集を行いMCA無線機等又は早期災害情報システムを活用し消防団本部に伝達する。

3 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、分団受持区域内の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に又は消防署隊と連携して行う。

4 消防署隊への応援

所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

5 救出・救護

救助器具等を活用して、団員がリーダーとなり地域住民とともに一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護を行い安全な場所へ搬送する。

6 避難場所への誘導等

避難指示（緊急）又は避難勧告が出された場合は、地域住民に伝達するとともに関係機関と連携をとりながら、避難者の安全確保を図る。

7 避難場所の防護等

避難指示（緊急）又は避難勧告が出された場合には、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

※消防団の表彰等に関する要綱については、別冊資料(227ページ)を参照。

第4 東京消防庁災害時支援ボランティアの活用

1 震災等の災害による被害の拡大を防止するためには、区及び防災関係機関の迅速、的確な対応とともに、ボランティアによる自主的かつ、専門的な知識技術を有する活動の協力が必要である。

2 京橋・日本橋・臨港各消防ボランティアの活用

地震時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した京橋・日本橋・臨港各消防ボランティアの受入体制を確立する。また、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、消防ボランティアの充実強化を図る。また、ボランティア用救助資機（器）材を整備し、震災時の消防隊との連携した実践的な訓練を実施し、活動能力の向上を図る。各消防ボランティアは、東京消防庁管内における震度6弱以上の地震が発生した場合や大規模な自然災害が発生した場合に、自発的に東京消防庁管内の消防署へ参集し、チーム編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動等を実施する。

第5 初期消火体制の整備

区は、地域、家庭の初期消火及び防災行動力の向上を図るため初期消火体制の強化を図る。

- 1 延焼危険度の高い地区を重点にした街頭消火器の設置（令和2年4月1日現在793本）
- 2 火災発生時の初期消火協力消火器（火元除く）の無償による回収と薬剤詰替
- 3 家庭用消火器の防災訓練時の無償による回収と薬剤詰替
- 4 防災区民組織への資器材の供与（粉末消火器4型、大型消火器（強化液20ℓ車載型）、D級軽可搬ポンプ等）
- 5 防災区民組織に河川以外の水利である防火水槽を確保している。一覧は、第2部第6編第3章

「防災区民組織」（71ページ）を参照。

- 6 防災拠点での訓練や総合防災訓練等の防災訓練を通じ初期消火力を強化する。
- 7 消防団への装備補助及び消防団分団倉庫のスペースの確保
- 8 同時多発火災が発生すると消防署・消防団の消火活動が十分行われないうちが発生する。このため、防災区民組織が消防水利を活用して消火活動を行えるようポンプ接続器具を供与する。また、定期的にポンプの保守点検を実施し、発災に備え、常に良好な状態で管理しておかなければならない。

第12編 海上等における応急対策計画 (東京海上保安部)

第1 津波情報等の伝達

1 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。

なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行う。

- (1) 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。
 - (2) 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより放送周知する。
 - (3) 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通信により周知する。
 - (4) 東京港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等による関係者及び在泊船舶に伝達する。
 - (5) 東京湾内湾に大津波警報が発令された場合等には、海上保安庁長官による非常災害発生周知措置が発令され、必要に応じて港内又は港の境界線付近にある船舶に対し、航行の制限、禁止、停泊場所・方法の指定、移動制限、港外退去等について命令する。
- 2 航路障害物の発生及び航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通信を行うとともに、海事関係団体及び都本部等に伝達し、併せて巡視船艇の配備等必要な措置を講じる。
- 3 東京海上保安部は、大量の油等の流出により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通信を行うとともに、海事関係団体及び都本部等に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動等必要な措置を講じる。

第2 震災に関する情報の収集

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実務上必要な次に掲げる事項について、船艇、航空機等を活用し情報収集活動を実施し、都及び関係機関等へ通報するとともに密接な情報交換等を行う。

- (1) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- (2) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- (3) 船舶、海洋施設、港湾施設等の状況
- (4) 危険物施設の状況
- (5) 流出油等の状況
- (6) 水路及び航路標識の異常の有無
- (7) 港湾等における避難者の状況

第3 流出油、流木の応急対策

- 1 災害発生時の作業態勢

- (1) 船艇及び航空機による状況確認を実施するとともに、関係各機関との情報連絡体制を密にし、救助・防除態勢を確立する。
- (2) 人命救助
関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。
- (3) 遭難船等に対する災害の局限措置の指導を行う。
 - ア 流出箇所閉鎖
 - イ 原因者が手配した資器材による防除活動
 - ウ 積荷油の抜き取り又は移送
- (4) オイルフェンスの展張
流出油等の拡散防止及び効率的な回収のため、遭難船等の付近への展張の指導を行う。
- (5) 流出油等の回収等、流出油等処理のため、油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油処理作業の指導を行う。
- (6) 消火及び延焼防止
海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。
- (7) 警戒及び立入制限等
 - ア 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止にあたる。
 - イ 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- (8) 応急資器材の調達輸送
油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。
- (9) 遭難船の移動等
遭難船を安全海域へ移動するため、ひき船及びえい航の指導、助言を行う。
- (10) タンカー及びバージによる残油瀨取りの指導、助言を行う。
- (11) 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、一般財団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。
- (12) その他の応急処理
原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は防除措置を行う。

2 船舶交通の制限

- (1) 油等が流出した場合又は海上火災が発生した場合、必要に応じ、事故現場海域及びその周辺海域の船舶の航行等を制限又は禁止する。
- (2) その他必要な交通整理を行う。

3 その他

- (1) 海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し火気の使用を制限し又は禁止する。
- (2) 船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を行う。
- (3) 漁業組合等に対する防災措置の指導や協力要請を行う。

第4 海上交通安全の確保

東京海上保安部は、海上交通の安全の確保のため、次に掲げる措置を講じる。

1 船舶交通の整理指導・制限等

船舶交通がふくそうする海域に巡視船艇を配置する等して船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは船舶交通を制限し又は禁止する。

- (1) 海難の発生
- (2) 岸壁等係留施設、その他の海上構造物の損壊
- (3) 大量の危険物等の海上への流出
- (4) いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上への流出

2 航路障害物の除去

海難船舶、漂流物及び沈没物等により、船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、所有者又は占有者に対し、これらの除去を命じる。

なお、所有者が不明な場合等は、関係機関と協議して計画的にその除去を行う。

船舶航行の障害となる、漂流障害物のうち所属巡視艇により除去できるものは除去し、東京港管理事務所に引き継ぐ。

3 航路標識等の復旧

航路標識及び管制施設が損壊又は流出した場合は、速やかにその復旧を行い、必要に応じて応急標識を設置し水路の安全を図る。

第5 海上緊急輸送

都本部等から傷病者、医者及び避難民又は救援物資の緊急輸送の要請を受けたときは、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、必要な支援を実施する。

第6 行方不明者の捜索、死体の検視等

- 1 東京港内及びその周辺に行方不明者及び死体が漂流する事態が発生した場合は、巡視船艇・航空機等により捜索を実施する。
- 2 東京海上保安部が収容した海上漂流死体は、検視（見分）後、区に処理を引き継ぐ。

第13編 流木対策計画

(区・災対環境土木部、港湾局港湾経営部、東京港管理事務所)

第1章 計画方針

第1 貯木施設の現況

区周辺の貯木場は、豊洲、14号地、12号地及び新砂の4カ所があり、貯木可能面積70ha、同時保管量約15万tである。これら正規の貯木施設は天端高A.P. +5.1mの流出防止柵を完備し、災害防止対策の面からも完全な施設である。

第2 事前措置

係留施設の整備強化を図るとともに、台風期には東京港内運河筋の木材は勿論、陸上の木材についても木材業者に対し、事前に柵、ロープ等により係留措置をとるよう指示する。万一流木が生じた場合は港湾局、東京海上保安部、筏関係業者と緊密な連絡をとり、流木による被害を最小限にとどめるよう努める。

第2章 応急対策

第1 災害の発生するおそれがある場合

台風の接近するおそれがある場合は、関係団体に連絡して、木材の結束等の実施状況を確認する。さらに港湾局、気象庁、東京海上保安部、筏業者等との緊密な連絡を図る。

第2 災害の発生した場合

流出木材が発生した場合は、直ちに東京海上保安部及び関係業者に連絡し最寄りの貯木場に収容し、結束するよう筏組合に指示する。

第3 都に応援を求める場合

都に災害対策本部が設置された場合、速やかに港湾局及び警視庁と緊密な連絡を図り、係留木材の流出防止に努める。万一放流した場合は、所轄警察署に連絡して大型曳船等の要請を行うとともに、関係機関の協力を得て護岸の防護措置を行い被害の防止に努める。

第14編 避難計画（各機関）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	
災対指令部	○避難勧告又は避難指示（緊急） ○都知事への報告 ○避難の誘導 →			
災対福祉保健部			○障害者向け福祉避難所の開設・運営 ○福祉施設等で緊急入所による対応等	○（通常の）福祉避難所の開設・運営
災対教育部		○避難所の開設・運営 ○副拠点の開設・運営 →		

第1章 計画方針

本計画は、大地震、暴風雨及び大火災等の災害時において、区、関係機関及び区民が一体となって住民を避難収容できる態勢を確立するため、平素から連絡協議を密にし、各々の任務を明確にしておくものとする。

第2章 指定緊急避難場所と指定避難所

第1 指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の4に規定される「指定緊急避難場所」を異常な現象の種類ごとに次のとおり指定する。

1 地震

避難所となる予定施設（防災拠点）一覧（208ページ）にある施設、副拠点となる予定施設一覧（210ページ）のうちのほっとプラザはるみを「指定緊急避難場所」として指定する。

2 大規模な火事

東京都震災対策条例47条第1項に基づいて本区内に指定される避難場所を「広域避難場所」と称し、「指定緊急避難場所」として指定する。

※広域避難場所の一覧は、本編第4章「第2 広域避難場所」（199ページ）を参照。

3 洪水・浸水及び高潮

避難所となる予定施設（防災拠点）一覧にある施設、副拠点となる予定施設一覧のうちのほっと

プラザはるみ、区役所（築地一丁目1番1号）、日本橋区民センター（日本橋蛸殻町一丁目31番1号）及び月島区民センター（月島四丁目1番1号）を「指定緊急避難場所」として指定する。

4 津波

避難対象区域は、原則として都の被害想定に基づく津波浸水想定区域の範囲内（佃1丁目と3丁目、月島1丁目から4丁目まで、勝どき1丁目から4丁目まで）とし、避難所となる予定施設（防災拠点）一覧のうちの佃島小学校、月島第一小学校、月島第二小学校、豊海小学校及び佃中学校並びに月島区民センターを「指定緊急避難場所」として指定する。

第2 指定避難所の指定

災害対策基本法第49条の7に規定される「指定避難所」として、避難所となる予定施設（防災拠点）一覧（208ページ）、副拠点となる予定施設一覧（210ページ）、福祉避難所等となる予定施設一覧（211ページ）にある施設を指定する。

第3章 避難所

第1 避難所等の位置付け

- 1 区内全小・中学校（20校）、京橋プラザ、京華スクエア及び十思スクエアを避難所として位置付ける。
- 2 区の初動活動は避難所を中心に行い、発災時の地域における区の防災活動の拠点（防災拠点）と位置付ける。
- 3 防災拠点を補完するものとして、主に宿泊に限定した避難所である副拠点を設置する。
※防災拠点・副拠点については、本編第7章「防災拠点・副拠点」（205ページ）を参照。

第2 指定基準

原則として学校区等を単位とし、地区を割り当て、被害の想定や本区の人口の推移と区民の避難の容易さに配慮して設置する。避難所は鉄筋構造の2階建以上の公共建物（耐震・耐火構造一学校等）を利用する。

災害対策基本法施行令第20条の6に定める基準は以下のとおり

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

第3 収容基準

避難所の収容基準はおおむね居室3.3m²当り2人とする。ただし、避難所受入可能人員の想定は、以下の数値を採用する。

長期避難	居室	3.3m ² 当り	2人
一時避難	居室	3.3m ² 当り	4人

第4 開設基準

- 1 避難所は、発災後地区の被害状況に応じて開設する。
- 2 避難所への避難者が多く、収容能力を超えた場合は、副拠点を設置する。なお、ほっとプラザはるみについては、防災拠点の収容状況に関わらず、被害状況に応じて開設する。
- 3 避難者が多く、防災拠点及び副拠点を開設しても収容できない場合は、協定に基づき都立高校（都立晴海総合高等学校）及び東京二十三区清掃一部事務組合中央清掃工場見学者施設を避難所として開設する。
- 4 被害状況によっては、日本橋プラザを短期的な避難所として利用する。
- 5 要配慮者を対象とした福祉避難所については、第3部第15編第4章「福祉避難所」（221ページ）に記載する。

※避難所施設利用に関する協定書は、別冊資料(401～403ページ)を参照。

第5 設置予定施設と受入人員

表1、表2(208～210ページ)及び図1(213～214ページ)を参照。

第6 避難所の開設、設営、運営

区長(本部長)は避難の勧告又は指示を出した場合、直ちに避難所を開設し救助活動を開始する。また、防災拠点運営委員会があらかじめ定めた手続きにより避難所を開設する場合もこれによるものと見なす。

避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数(介護等に特設の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。)、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに警察署、消防署等関係機関に連絡する。

避難所には避難所責任者及びその他職員を配置し避難受入態勢をとるとともに、避難者の安全保護及び所内の管理運営を行う。避難所における職員の任務は次のとおりである。

1 一般的事項

- (1) 避難所の開設の掲示(〇〇防災拠点)
- (2) 収容者の受付
- (3) 収容者を適正数(班)に編成し、一定の場所(体育館、教室等)に収容する。

2 記録事項

- (1) 日誌の記入
- (2) 避難所勤務状況
- (3) 食料物資等の受払
- (4) 収容者名簿の作成
- (5) 避難行動要支援者の安否情報の集約
- (6) その他必要事項

3 報告事項

- (1) 避難所の開設（閉鎖）の報告
- (2) 避難所状況の報告
- (3) 給食人員等報告
- (4) その他必要事項

4 避難所開設に必要な書類

※別冊資料(116ページ)を参照。

5 避難所の運営管理

区は、防災拠点運営委員会の自主的な避難所運営を尊重するとともに避難所における生活環境に注意を払い、季節等にも配慮して常に良好なものとするよう努める。

さらに、要配慮者に対して、必要物資の備蓄や要配慮者優先居室等の設置、保健師等の相談などの支援に努めるほか、外国人に対しては、やさしい日本語による掲示物や語学ボランティアの派遣などの支援に努めることとする。

6 避難所の防火安全対策

火災の発生を防止するため、「防火担当」を定め、防火管理上必要な業務を行い、避難所の防火安全対策を図る。

7 女性の視点の配慮

東日本大震災の教訓を踏まえ、女性リーダーの育成や防災拠点での女性の視点に配慮した防災拠点活動マニュアルの見直しを随時行っている。また、女性委員の参画拡大をはじめ、女性の意見を踏まえた備蓄物資の充実、さらには、プライバシーの確保や防犯対策、メンタルケア等相談窓口の開設などに努める。

8 避難所の感染症対策

国内で感染症が流行している場合など、避難所内で感染症対策を要する状況下においては、可能な限り一人当たりの避難スペースを拡充するほか、感染者等の専用スペース及び動線の確保、必要な衛生物資の備蓄、避難生活ルールの徹底などにより、感染の拡大防止に取り組んでいく。

また、事前の対策として、災害発生時に大勢の被災者が避難所に集まることで感染が拡大することがないように、在宅避難をはじめとするさまざまな避難行動を周知するほか、指定避難所以外の公共施設や民間宿泊施設を避難先とするなど、より多くの避難所の確保に努めるものとする。

なお、区では、新型コロナウイルス感染症への対策として、避難所における感染者等の受入手順や専用スペース、動線の確保などの対応方法を示したマニュアルを整備するとともに、全拠点においてマニュアルを反映した施設利用計画の見直しなどを行った。

9 その他

避難所へ派遣された職員は、その施設の管理者と施設使用について綿密な連絡をとり、保全管理に万全を期するとともに、防災拠点運営委員会の活動を支援する。また、区、警察署、消防署及び保健所等は密接な相互協力態勢を築き被災者の救護にあたる。

第7 学校及び施設再開に向けた避難所の閉鎖

区は、学校及び施設の早期再開のため、おおむね7日程度で避難者を移送できるよう、区立施設や民間施設の活用について検討する。

第4章 一時（いつとき）集合場所、広域避難場所

第1 一時集合場所

1 考え方

震災時に大規模な火災が発生する場合の避難方式は、防災区民組織を核に、一定の地域、事業所単位に集団を形成して避難場所に避難する集団避難方式が有効である。

一時集合場所は、住民が避難場所に至る前の中継地点として一時的に集合する場所を、区が警察、消防及び防災区民組織と協議のうえ選定したものであり、避難者は一時集合場所において集団を形成したのち、区職員、警察官、防災区民組織のリーダー等の誘導により避難を行う。

2 選定基準

一時集合場所は次の各点を基本方針として、平成3年8月から、町丁目又は町会・自治会等を集合単位として選定した。

- (1) 地域住民の日常生活圏地域内で、住民が良く知っており、目標となる場所
- (2) 適度の参集スペースが確保できる場所（集合しだい、順次避難することとなるので、地域住民全員を一度に収容できる広さは必要としない。）
- (3) 周辺の状況から、火災、倒壊、落下物等の危険が少ない場所
- (4) 周囲の状況からみて、避難場所への経路が安全と考えられる場所

3 選定数

38カ所（各一時集合場所に案内板を設置）

※一時（いつとき）集合場所一覧表は、別冊資料(125ページ)を参照。

※一時（いつとき）集合場所位置図は、別冊資料(126ページ)を参照。

4 一時集合場所の効果

- (1) 情報伝達をはじめ、各種連絡が効率的に行える。
- (2) 要配慮者をはじめ、避難者相互の助け合いが可能である。
- (3) 警察官等の指示で避難するため、整然とした行動の確保が期待できる。

5 地区内残留地区における一時集合場所

避難の必要性がない地区内残留地区の一時集合場所は、当面の間、指定を解除せず、防災区民組織の集合場所並びに初動活動場所など地域活動の場として使用する。

第2 広域避難場所

1 目的

都は、大震災発生による火災の拡大で、都民の生命に危険が及ぶことがないよう東京都震災対策条例第47条第1項に基づいて、区部を対象に避難場所を指定し、概ね5年毎に避難場所の見直しを行い、その結果を都民に公表するものとしている。本区においては、当該避難場所を「広域避難場所」と称している。

また、火災の拡大するおそれがなく、広域的な避難を要しない地区については、「地区内残留地区」に指定している。

2 避難場所指定の考え方

- (1) 収容人員に対して、周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な空間として、原則1人当たり1㎡を確保できること。

(2) 避難場所内部には、震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

3 地区割当計画

避難に当たっては、区部全域の人々の一斉避難が必要となる最悪の場合も想定し、また、町丁、町会、自治会区域も考慮して、避難場所ごとに避難のための地区割当計画を作成している。

現在、都区部において、避難場所は213カ所、地区内残留地区は37カ所が指定されている。

4 本区における広域避難場所の地区割当

広域避難場所名	町名等	地区内退避人口
あかつき公園一帯	築地四丁目8～16番、築地六丁目1～19番・21～26番、築地七丁目	9,323人
晴海地区	月島、勝どき、豊海町、晴海	47,324人
新川ツインビル地区	新川	29,433人
佃リバーシティ地区	入船、湊、佃	22,442人
地区内残留地区	八重洲、京橋、銀座、新富、明石町、築地一～三丁目、築地四丁目1～7番、築地五丁目、築地六丁目20番・27番、浜離宮庭園、八丁堀、日本橋本石町、日本橋室町、日本橋本町、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町、日本橋富沢町、日本橋人形町、日本橋小網町、日本橋蛸殻町、日本橋箱崎町、日本橋馬喰町、日本橋横山町、東日本橋、日本橋久松町、日本橋浜町、日本橋中洲、日本橋、日本橋茅場町、日本橋兜町	493,851人

※出典：「震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定」（平成30年6月 東京都都市整備局）

※広域避難場所図は、図2（215～216ページ）を参照。

5 避難道路

本区においては、避難場所までの距離がすべて3km以下であることから、東京都震災対策条例に基づく避難に際しての道路は指定されていない。避難の勧告又は指示が発せられた場合、原則として、避難場所までのより安全な道路を選択して避難する。

第5章 避難勧告、避難指示（緊急）及び誘導

第1 避難勧告及び避難指示（緊急）

1 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令時期の考え方

- (1) 火災により拡大延焼等のおそれがあるとき
- (2) 洪水のおそれ及び津波による被害が発生するおそれがあるとき
- (3) 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき
- (4) 河川の上流地域が水害をうけ、下流地域に危険があるとき
- (5) 集中豪雨等により地下空間等への急激な浸水危険があるとき
- (6) 危険物の流出拡散、又は爆発のおそれがあるとき
- (7) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められたとき

2 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令

区長（本部長）は警察及び消防等の関係機関と緊密な連絡と協議のうえ、地域住民に対し避難の勧告又は指示を行う。現地において著しく危険が切迫しており、区長（本部長）が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長（本部長）から要請があった場合は、警察官又は海上保安官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、ただちに区長（本部長）に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

3 都知事に対する報告

避難の勧告又は指示をした場合、区長（本部長）は直ちに都知事にその旨を報告するものとする。

4 屋内退避による安全確保

既に河川が氾濫している場合など、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられる。避難のための立退きがかえって危険な場合は、自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直移動）したりするほうが安全な場合もありうることから、災害対策基本法改正により屋内退避の指示ができるようになった。

さらに、本区は中高層建物の占める割合が高く、また、区内に土砂災害警戒区域等の指定もないことから、大雨、高潮、洪水等の水害発生時に消防署等の関係機関と協議の上、屋内に留まったまま安全確保が図れる区民等に対しては、屋内退避を促していく。

5 避難勧告等の判断基準

「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月内閣府）」では、具体的でわかりやすい発令基準を設定し、空振りを恐れず、災害が切迫した状態であれば夜間や外出が危険な状態であっても避難勧告等を発令するという基本的な考え方が示されている。本区ではこれに基づき次の判断基準とする。

(1) 洪水（荒川の氾濫に伴うもの）

本区では荒川の氾濫に伴う洪水被害が想定されるが、本区に浸水が始まるのは荒川堤防の破堤から12時間後の想定であるため、状況に応じて警察、消防等の関係機関と協議の上、避難指示（緊急）等の判断をすることとなる。

※「中央区洪水ハザードマップ(荒川版)」は、別冊資料(5ページ)を参照。

※ 避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】

区長が、必要と認める地域に対し、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難の準備を整えるとともに、防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを求める。特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの地域に対し避難準備が整い次第、避難することを強く求める。

※ 避難勧告【警戒レベル4】

区長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。

※ 避難指示（緊急）【警戒レベル4】

区長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。

(2) 津波

区 分	判断基準
避難指示 (緊急)	・気象庁から津波警報又は大津波警報が発表された場合（Jアラートにより防災行政無線及び緊急告知ラジオが自動起動）

※ 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

(3) 高潮

区 分	判断基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・気象庁から高潮注意報が区を含む地域に発表され、台風等の接近その他の気象条件により高潮被害が発生するおそれのある場合
避難勧告	・気象庁から高潮警報又は高潮特別警報が区を含む地域に発表された場合 ・海岸管理者から海岸にかかる水防警報（洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防機関に対し水防を行う必要がある旨を警告するもの）が発表された場合 ・東京都から高潮氾濫危険情報が発表された場合 ・その他台風等の接近その他の気象条件により高潮被害が発生するおそれが非常に高いと判断される場合
避難指示 (緊急)	・高潮による人的被害発生のおそれが非常に高いと判断される場合 ・海岸堤防の倒壊又は決壊のおそれがある場合 ・異常な越波又は越流が発生するおそれがある場合

6 国や都の助言

災害対策基本法改正により、区長は避難勧告等の判断に際し、専門的な知見等を有する国や都に必要な助言を求めることができるようになり、助言を求められた国や都に応答義務が課された。

7 国や都との情報連絡体制の強化

都では、平成25年10月に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえて、東京都危機管理監と区市町村長、及び荒川下流河川事務所との間にホットライン（携帯電話による連絡体制）を構築し、災害が差し迫った場合で、かつ緊急性や危険度が非常に高い場合は、通常の手続きに加えホットラインを活用する体制が整備された。

8 避難勧告等の伝達

避難勧告等の情報伝達は、防災行政無線、緊急告知ラジオ、安全安心メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ケーブルテレビ、スピーカー付き庁有車等の手段により行う。

なお、避難行動要支援者等、特に避難に時間を要する者に対して早めのタイミングで避難行動を開始できるよう警察、消防、消防団及び防災区民組織等と連携し、避難準備・高齢者等避難開始の情報を伝達する。

第2 避難の誘導

- 1 地域又は町会単位に避難所へ誘導し、避難所には「〇〇防災拠点」と標示する。
- 2 事前に安全な誘導経路について検討し、危険地点には標示、なわ張り等をするほか誘導員を配置して事故防止に努める。夜間の場合は、照明資器材を活用して誘導の適正を期する。

- 3 避難誘導に際し、家財衣類等財産の確保のため残留している者等について特に留意し、避難の勧告又は指示に従うよう説得に努めるほか、状況に応じて警察署は強制措置をとるものとする。
- 4 避難の勧告又は指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を関係防災機関に通知するとともに、避難誘導は区、警察署及び消防署（消防団）が密接な連携のもとに、防災区民組織、町会・自治会等の民間協力団体の協力を得て実施する。
- 5 水害時における区の避難方針は、浸水被害が及ばない上階へ移動する「垂直避難」を原則としているが、上階へ避難することができない木造住宅等の居住者については、区は警察署、消防署と協力して最寄りの指定緊急避難場所に誘導する。

第3 避難行動要支援者の避難

区は、防災区民組織等関係機関と連携・協力し、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進め、発災時における安否確認や避難誘導等が適切に行えるよう努めるものとする。

※避難行動要支援者の避難支援体制等については、第3部第15編「要配慮者及び避難行動要支援者対策」（217ページ）に記載する。

第4 施設の利用者等の避難

1 区立小・中学校等の避難

保育園、児童館、幼稚園及び小・中学校における避難については、施設ごとに避難計画を策定し、平素より保護者との連絡を密にして周知徹底を図るものとする。

また、区内の私立学校等についても、施設ごとに避難計画を策定し、児童等の安全迅速な避難を期するよう指導に努めるものとする。

2 社会福祉施設等の避難

区内の社会福祉施設等における避難については、施設ごとに避難計画を策定し、施設を利用する高齢者、心身障害者及びその他施設利用者の生命保護に万全を期するものとする。

第5 避難者の区外への移送

- 1 区内の避難所だけで収容できないときは、特別区相互支援体制により支援区の協力を要請し、避難を希望する者を移送する。
- 2 他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）に移送するときは、都知事（都福祉保健局）に要請する。
- 3 避難者の他地区への移送を依頼したときは、区長（本部長）は職員のうちから避難所管理者を定め、移送先区市町村へ派遣し被災者の救護にあたらせるとともに、移送にあたっては、引率者を添乗させる。

第6章 広域避難

第1 方針

平成22年4月に大規模水害対策に関する専門調査会が発表した想定によると、荒川の堤防が決壊するなどの大規模水害の発生した場合、排水施設が全て可動するケースであっても、浸水地域の排水完了まで約5日を要すると想定されている。

大規模水害の発生時においては、家屋退避の際には孤立化が考えられるため、区では、都及び隣接区と連携して、広域避難対策を実施する。

なお、首都圏大規模水害対策協議会での広域避難対策の検討結果を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

第2 体制の整備

区は、大規模水害が発生した際の状況等を区民に周知するとともに、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発し、避難行動への意識向上に努める。

第3 大規模水害時の避難所

避難対象区域は、原則として荒川の堤防が決壊した際に、浸水が想定される地域（京橋地域及び日本橋地域）とし、区は洪水・浸水が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に指定緊急避難場所として指定した施設を利用する。

第4 避難誘導

1 広域避難の要請

区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、避難者を指定緊急避難場所に避難させることが困難なときは、都本部に要請する。

なお、特別区相互支援体制により支援区に広域避難の協力を直接要請した場合、区長は、その旨を都本部へ報告する。

2 避難勧告、避難の指示及び誘導

避難者の受入施設が確定した後、区は、以下の事項に留意するとともに本編第5章「避難勧告、避難指示（緊急）及び誘導」（200ページ）に基づき、避難情報の発令及び区民の避難誘導を実施する。

- (1) 要配慮者については優先的に避難させる。
- (2) 水害時に使用可能な指定緊急避難場所へ避難させる。
- (3) 水害時に使用可能な支援区の避難所へ避難させる。
- (4) 避難のための立退きが危険な場合は、屋内退避の指示を行う。

3 避難方法

区は、交通機関が運行可能な状況の場合、避難先の防災拠点又は支援区の避難所を案内の上、鉄道等の公共交通機関により避難するよう周知する。

自力で危険区域外への避難が困難な避難行動要支援者については、防災拠点へ一時的に避難誘導を行い、そこから都が調達したバス等で避難先へ向かう。

第5 避難所の開設・運営

区は、都福祉保健局又は区長からの要請に基づき開設された支援区の避難所に職員を派遣し、支援区が実施する避難所運営に協力する。

第6 広域避難者に対する支援

区は、避難者に対して全国避難者情報システムへの登録を呼びかけるとともに、避難者の実態とニーズを把握し、情報の伝達手段の確保と情報の周知、都及び区市町村間の広域連携等、必要な対策を実施する。

第7章 防災拠点・副拠点

第1 防災拠点・副拠点

1 防災拠点

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、その被害規模が大きいばかりでなく災害応急対策に従事する職員自身が被災し又は交通や通信の途絶等により、職員の参集が困難になる事態も想定される。このような状況のなかで区の災害応急活動を円滑に行うためには、逐次非常参集する限られた職員だけで発災初期に必要な活動を開始する仕組みを設けなければならない。

そのうえ、本部が区内の災害情報を迅速に把握し、都及び防災関係機関と連携した活動を開始するためには、応急活動を行う現場に本部活動の拠点をあらかじめ設け、必要な資材と人員を確保することが必要となる。

このため、区は、災害時における避難所に指定した全小・中学校、京橋プラザ、京華スクエア及び十思スクエアを防災拠点、すなわち発災時地域における区の防災活動の拠点と位置付け、必要な整備を行う。また、この防災拠点のほかに物資の備蓄や応急対策用資器材を配備するために必要な備蓄倉庫、資器材庫を整備する。

※避難所となる予定施設（防災拠点）一覧は、表1（208～209ページ）を参照。

2 副拠点

副拠点は、防災拠点としての機能は原則避難所のみとし、主に宿泊に限定する。なお、晴海地域においては、防災拠点である月島第三小学校・晴海中学校との距離を考慮し、ほっとプラザはるみを副拠点とし、生活機能も担うものとする。

※副拠点となる予定施設一覧は、表2（210ページ）を参照。

第2 防災拠点の機能

1 避難所としての機能

- (1) 避難所開設及び避難者の受入れ等を円滑・迅速に行うため、あらかじめ各防災拠点に倉庫（以下、本編において「防災拠点倉庫」という。）を確保し、避難所開設及び避難所生活の初期に必要な飲料水、食料、生活必需品、応急対策用資器材等を備蓄する。
- (2) 避難所の管理・運営は災対教育部が災対総務部の応援を得て行うものとし、さらに、運営要員の確保が必要な場合には、他部の応援を得るものとする。なお、本部態勢が確立するまでの間は臨時非常配備態勢の職員がこれを行う。このため、あらかじめ指定された者は自宅から直接指定の防災拠点に参集する。
- (3) 避難者の収容場所等はあらかじめ各学校等と協議のうえ決定する。災害応急教育に必要なスペース及び避難所用管理スペース（本部、物資の保管、医療救護所等）を確保する。
- (4) 避難所開設、避難者の受入れ等が記載された防災拠点活動マニュアルや避難者名簿などの避難所に必要な書類を防災拠点倉庫に配備する。

2 地域活動拠点としての機能

震災時に被害を軽減するためには、被災者及び地域住民が一体となって、救出・救助などの応急活動や避難行動要支援者の安否確認などを行うことが重要である。また、区内全世帯の約9割が共同住宅居住者であるという地域特性を踏まえ、在宅避難者への的確な支援物資等の提供を行うため、防災区民組織やマンション管理組合等と防災拠点との円滑な連携体制を構築していく必

要がある。

- (1) 震災時に住民が自ら行う救出・救助活動を支援するための応急対策用資器材を配備する。なお、各資器材の使用方法について詳しく記載された防災拠点活動マニュアルを防災拠点倉庫に配備するとともに、防災拠点運営委員会が実施する防災拠点訓練において、資器材操作訓練を実施する。
- (2) 防災区民組織やマンション管理組合等が中心となって収集した避難行動要支援者の安否確認に関する情報の結果を集約し、本部へ報告するとともに、要支援者の避難誘導等を適切に行う。
- (3) 在宅避難者の状況把握や支援物資の供給等については、平成28年の熊本地震など過去の災害からみても大きな課題があることから、防災拠点運営委員会が実施する防災拠点訓練において、防災区民組織やマンション管理組合等を通じた支援物資の配布や必要な情報の提供などの仕組みづくりを進めていく。

3 医療救護所としての機能

- (1) 発災直後の救護活動に必要な医薬品及び医療救護班等が使用する医薬品等をあらかじめ防災拠点倉庫に備蓄する。
- (2) 大規模災害により地域の医療機関が通常の診療能力を超えるほどの多数の死者・負傷者が発生した場合等は、区は各防災拠点内に医療救護所を設置し、軽傷者の手当てを行う。

※第3部第18編「医療救護計画」(234ページ)を参照。

4 情報拠点としての機能

- (1) 発災後、各防災拠点に設置されている地域防災無線を使用し、本部へ防災拠点の開設、避難者の収容状況及び被害状況、避難行動要支援者の安否確認状況、不足物資等を報告するとともに、防災拠点倉庫に配備してある情報収集用資器材を使用し、必要な情報を収集する。また、開設後も定期的に情報の報告及び収集を行う。
- (2) 避難者等に対して、施設内の放送設備や掲示板等を活用し、地域の被害状況、ライフラインや交通機関等の状況、支援物資の配布など、本部から収集した情報を提供する。
- (3) 通信手段を多重化するため、各防災拠点に災害時優先電話を設置するとともに、Wi-Fi環境を整備している。

第3 学校の協力

災害時学校には、児童・生徒等の安全確保、保護者等への引き渡し、安否確認、災害応急教育の準備等学校として果たすべき役割がある。しかし、この役割は、発災時に保護すべき児童・生徒等が学校内にいるか否かによって大きく異なる。

夜間・休日等に災害が発生した場合は、本章第1「防災拠点・副拠点」(205ページ)のように区職員の参集が困難になり、区の臨時非常配備職員だけでは十分な応急活動ができない事態も想定される。このため、避難所の管理運営について、区と学校との役割分担を明確にしたうえで学校の協力を得る。

学校長は、あらかじめ教職員の参集計画、役割分担等を定め、教職員は自主的に勤務校に参集する。本部の活動態勢が整うまでの間、学校長は区職員と協力して避難所の設置及び避難者の受入れ等を行う。区の態勢が整った場合又は学校で授業再開の準備に入るときは、区の本部職員が避難所を運営する。

第4 防災拠点の整備

区は、発災時、地域における防災活動の拠点となる防災拠点に対し、以下に掲げる事項について整備している。

1 施設の整備

(1) 耐震化

昭和56年（1981年）以前に竣工した校舎等の耐震診断を実施し、必要に応じ補強している。

(2) ガラス飛散防止対策

窓ガラスの飛散による被害を防ぐため、ガラス飛散防止フィルムを貼付している。

(3) 屋外排水管の耐震化

ア 災害時、可能な限り既存のトイレが使えるよう、避難所の屋内排水管と屋外排水管の接合部を可とう継手とし、仮設トイレを設置できるマンホールを設置している。

イ 既設の排水管の耐震化が困難な拠点には、新たに下水道本管に接続する屋外配管を布設し、災害用のトイレシステムを整備している。

2 設備の整備及び資器材の充実

ライフライン機能停止時の代替手段として以下を整備する。

(1) 電 気

施設に自家発電機を設置するとともに、防災拠点倉庫にポータブル発電機及び可搬型蓄電池を配備している。

(2) ガ ス

学校の調理室に、ガス会社で保有する非常用移動式ガス発生設備に接続する「非常用移動式ガス発生設備接続口」を設置している。また、防災拠点倉庫にカセットコンロ・カセットガスを配備している。

(3) 水 道

ア 生活用水を確保するために防災用井戸を整備している。

イ 飲料水を確保するため、ろ過器を配備するとともに、受水槽に緊急遮断弁を設置している。

※防災用井戸一覧は、別冊資料(127ページ)を参照。

※防災用井戸の使用に関する覚書（人形町一丁目芳人防災会）は、別冊資料(279ページ)を参照。

(4) 電 話

電話を端子盤につなぐだけですぐに使える特設公衆電話(災害時優先電話)を設置している。

(5) Wi-Fi

無線によるインターネット回線を使用した災害情報の収集が可能となるよう、Wi-Fi環境を整備している。

■指定避難所一覧

表1 避難所となる予定施設（防災拠点）一覧

（令和2年10月1日現在）

施設名	所在地	電話	構造	受入人員		区 域
				一 時	長 期	
城東小学校 ※京橋区民館	京橋2-6-7	(3561) 6340	鉄筋	人 344	人 172	八重洲、京橋、日本橋
京橋プラザ	銀座1-25-3	(3561) 5163	鉄筋	1,038	519	銀座一丁目～四丁目の各一部、新富
泰明小学校	銀座5-1-13	(3571) 1765	鉄筋	2,384	1,192	銀座一丁目～八丁目の各一部
銀座中学校	銀座8-19-15	(3545) 8011	鉄筋	4,590	2,295	銀座五丁目～八丁目の各一部、築地五丁目、浜離宮庭園
中央小学校	湊1-4-1	(3551) 0565	鉄筋	2,940	1,470	入船一・二丁目、湊一・二丁目
明石小学校	明石町1-15	(3541) 8335	鉄筋	3,903	1,951	入船三丁目、湊三丁目、明石町
京橋築地小学校	築地2-13-1	(3541) 0642	鉄筋	3,397	1,698	築地一丁目～四丁目、築地六・七丁目
京華スクエア	八丁堀3-17-9	(3546) 5487	鉄筋	2,460	1,230	八丁堀
明正小学校	新川2-13-4	(3551) 5812	鉄筋	5,200	2,600	新川
常盤小学校	日本橋本石町 4-4-26	(3241) 1910	鉄筋	1,749	874	日本橋本石町、日本橋室町、日本橋本町一・二丁目、日本橋本町三・四丁目の各一部
十思スクエア	日本橋小伝馬町 5-1	(3666) 4560	鉄筋	1,332	666	日本橋本町三・四丁目の各一部、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町、日本橋小舟町
日本橋小学校	日本橋人形町 1-1-17	(3668) 2361	鉄筋	3,120	1,560	日本橋人形町一・三丁目、日本橋小網町、日本橋蛸殻町一丁目の一部、日本橋人形町二丁目の一部
有馬小学校	日本橋蛸殻町 2-10-23	(3666) 5702	鉄筋	4,075	2,037	日本橋蛸殻町一丁目の一部、日本橋蛸殻町二丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町三丁目、日本橋中洲
久松小学校	日本橋久松町7-2	(3661) 6016	鉄筋	4,212	2,106	東日本橋一丁目の一部、日本橋富沢町、日本橋人形町二丁目の一部、日本橋久松町、日本橋浜町一丁目、日本橋浜町二丁目、日本橋浜町三丁目の一部
日本橋中学校	東日本橋1-10-1	(3851) 4074	鉄筋	4,176	2,088	日本橋馬喰町、日本橋横山町、東日本橋一丁目の一部、東日本橋二丁目・三丁目
阪本小学校	日本橋兜町15-18	(3666) 0044	鉄筋	2,987	1,493	日本橋茅場町、日本橋兜町

施設名	所在地	電話	構造	受入人員		区 域
				一 時	長 期	
佃島小学校	佃2-3-1	(3531) 7208	鉄筋	4,509	2,254	佃一・二・三丁目、月島一丁目の一部
佃中学校	佃2-3-2	(3531) 7214	鉄筋	4,890	2,445	同 上
月島第一小学校	月島4-15-1	(3531) 7285	鉄筋	3,504	1,752	月島二丁目～四丁目、月島一丁目の一部
月島第二小学校	勝どき1-12-2	(3531) 7268	鉄筋	3,837	1,918	勝どき一丁目～四丁目
月島第三小学校	晴海1-4-1	(3531) 7225	鉄筋	4,529	2,264	晴 海
晴海中学校	晴海1-5-3	(3531) 6308	鉄筋	4,401	2,200	同 上
豊海小学校	豊海町3-1	(3534) 1251	鉄筋	5,612	2,806	勝どき五・六丁目、豊海町
計	23カ所	—	—	79,189	39,590	—

- (注) 1 城東小学校は現在改築中のため、改築期間中は京橋区民館を防災拠点とする。
- 2 日本橋プラザ（日本橋2-3-4）は、防災拠点ではないが、災害の状況によって、施設の一部（3階）を日本橋プラザ前に一時集合した区民の短期間の避難施設として利用する。
- 3 東京都立晴海総合高等学校（晴海1-2-1）及び東京二十三区清掃一部事務組合中央清掃工場見学者施設（晴海5-2-1）は、防災拠点ではないが、災害の状況によって、施設の一部を地域住民等の避難施設として利用する。
- 4 小中学校の収容可能対象室は、体育館・普通教室数であり、机等の物品を考慮し、当該対象室面積の4/5を有効面積として、受入人数の計算をしている。
- 5 各施設の受入人員は、事前の施設利用計画の定めに関係なく、避難者の最大受入人員を計算している。

表2 副拠点となる予定施設一覧

施設名 (拠点避難所)	所在地	電話	構造	受入可能人員		対象避難所
				一時	長期	
新川区民館	新川1-26-1	(3551) 7000	鉄筋	人 366	人 183	明正小学校
日本橋公会堂集会室	日本橋蛸殻町 1-31-1	(3666) 4255	鉄筋	579	289	有馬小学校
月島児童館 月島社会教育会館※	月島4-1-1	(3533) 0885 (3531) 6367	鉄筋	2,026	1,013	月島第一小学校
勝どき区民館 勝どき敬老館	勝どき1-5-1	(3531) 0592 (3531) 3258	鉄筋	515	257	月島第二小学校
勝どき児童館	勝どき1-8-1	(3531) 3250	鉄筋	1,235	617	
ほっとプラザはるみ	晴海5-2-3	(3531) 8731	鉄筋	479	239	月島第三小学校、 晴海中学校

※月島社会教育会館は、発災直後は避難所として運用し、避難者の帰宅等状況により避難所を閉設して福祉避難所として開設する。

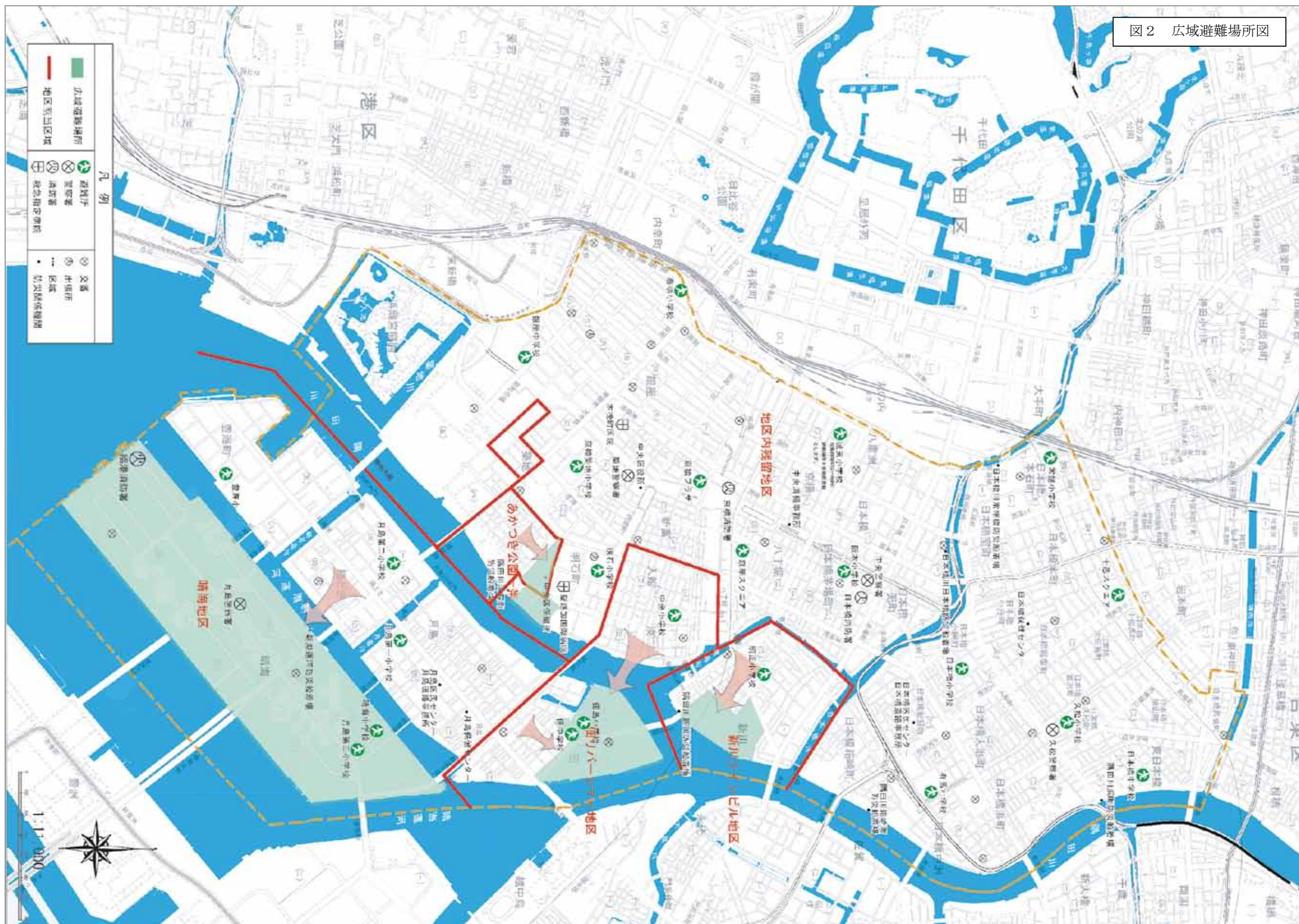
※勝どき東地区市街地再開発事業（A街区：令和5年度竣工予定、B街区：令和10年度竣工予定）により整備する施設は、月島第二小学校の副拠点として利用を予定している。

※今後の人口増への対応や感染症対策を推進していくため、再開発事業等における民間建物等の活用など避難施設の確保を進めていく。

表3 福祉避難所等となる予定施設一覧

施設名	所在地	電話	構造	種類
特別養護老人ホーム「マイホーム新川」	新川2-27-3	(3552)5670	鉄筋	(特別養護老人ホーム等) 主に緊急入所を行う施設
特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」	晴海1-5-1	(3531)7635	鉄筋	
特別養護老人ホーム「新とみ」	新富1-4-6	(3553)5228	鉄筋	
高齢者総合福祉施設「晴海苑」	晴海1-1-26	(3533)7148	鉄筋	
介護老人保健施設「リハポート明石」	明石町1-6	(3545)9911	鉄筋	
知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」	明石町1-6	(6226)1099	鉄筋	
築地社会教育会館	築地4-15-1	(3542)4801	鉄筋	(通常の)福祉避難所
日本橋社会教育会館	日本橋人形町1-1-17	(3669)2102	鉄筋	
浜町敬老館 浜町児童館 浜町区民館	日本橋浜町 3-37-1	(3669)3385 (3669)3386 (3668)2354	鉄筋	
佃児童館 シニアセンター	佃1-11-1	(3531)7811 (3531)7813	鉄筋	
月島社会教育会館	月島4-1-1	(3531)6367	鉄筋	
月島社会教育会館 晴海分館「アートはるみ」	晴海1-4-1	(3531)9190	鉄筋	
福祉センター 子ども発達支援センターゆりのき 教育センター	明石町12-1	(3545)9311 (3545)9844 (3545)9201	鉄筋	

図2 広域避難場所図



第15編 要配慮者及び避難行動要支援者対策

第1章 計画方針

第1 方針

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等要配慮者に対する災害応急対策は、それぞれの対象に応じた対応が必要である。

区は、あらかじめ災害時に支援が必要と思われる対象者を把握し、日頃からの備えに対する啓発等を行うとともに、地域において住民等が互いに助け合うことができるよう、防災区民組織、自主的な防災活動を行うマンション管理組合、民生・児童委員、ボランティア、介護サービス事業者等の関係機関との連携を図り、要配慮者に対する支援に努めるものとする。

なお、発災直後の安否確認、避難支援等については、家族等以外の第三者の支援がなければ避難できない方を対象とする。

第2 定義

1 要配慮者

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。

2 避難行動要支援者（以下、本編において「要支援者」という。）

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

具体的には、区の避難行動要支援者名簿に登録されている者。

第2章 災害時地域たすけあい名簿

第1 概要

災害対策基本法に規定された「避難行動要支援者名簿」にあたる名簿として、区では要支援者の情報を登録した「災害時地域たすけあい名簿（以下、本編において「たすけあい名簿」という。）」を作成する。要支援者本人の同意が得られた場合は、平常時から避難支援等関係者にたすけあい名簿の情報（以下、本編において「名簿情報」という。）を提供し、災害時における地域の協力体制の確立や避難支援等に活用する。

第2 登録対象となる者

たすけあい名簿には、次のいずれかに該当する者を登録する。ただし、介護保険施設入所者、障害者施設入所者及び長期入院患者等は登録対象外とする。

- 1 75歳以上でひとり暮らしの者
- 2 介護保険における要介護3から5に該当する者
- 3 身体障害者手帳（第1種の記載があるもの）を所持する者。言語・視覚・聴覚障害の全等級、肢体の1級から3級に該当する者
- 4 愛の手帳の1度から2度に該当する者
- 5 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する者
- 6 その他災害時の支援が特に必要な者

第3 記載する情報

たすけあい名簿には、原則として区で保有する情報に基づき、登録する要支援者について次の内容を記載する。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所（※）
- 5 電話番号その他の連絡先（※）
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 世帯状況（※）
- 8 避難に関する事項（※）
- 9 緊急時の連絡先（※）
- 10 災害時の支援に際し配慮を要する事項（※）

※ 居所、電話番号その他の連絡先、世帯状況、避難に関する事項、緊急時の連絡先、災害時の支援に際し配慮を要する事項については、本人又は代理人からの申し出に基づいた内容を記載する。

第4 名簿情報の提供先

名簿情報は、本人の同意に基づいて、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度であらかじめ警察、消防、民生・児童委員、防災区民組織、マンション管理組合等、介護サービス事業者（これらを「避難支援等関係者」という。）に提供する。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、避難支援等に必要な限度で提供する。

第5 情報の更新

避難支援等関係者に提供する名簿情報の更新（回収・配布）は、原則として年1回とする。

なお、区が管理する名簿情報においては、可能な限り実態に即したものとなるよう努める。

第6 名簿情報の管理

名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために、区は以下の措置を、名簿情報の提供を受ける者に対して求めるとともに、自ら講じる。

- 1 登録者の個人情報を他人に漏らさないこと。
- 2 名簿情報の紛失がないように、適正な管理のもとで保管すること。
- 3 登録者の個人情報を目的外に使用しないこと。
- 4 登録者の個人情報を第三者に提供しないこと。
- 5 名簿情報の複写・複製をしないこと。

第3章 要配慮者及び避難行動要支援者の支援体制

第1 避難情報

区は関係機関と連携・協力し、災害時に避難情報等必要な情報を確実に本人やその家族等に伝達

する体制の整備に努めるものとする。

要支援者は避難に時間を要することから、水害のおそれや火災拡大のおそれ等がある場合は、警察、消防、消防団及び防災区民組織等により避難準備・高齢者等避難開始の情報を伝達する。

第2 安否確認・避難支援等

1 安否確認・避難支援等

区は、関係機関と連携・協力し、要支援者の支援体制の整備を進める。

防災拠点活動マニュアルに基づき、避難所に妊産婦、乳幼児を含む要配慮者に配慮した居室（以下「優先居室」という。）の設置や備品の充実等をはかる。

発災時は、防災区民組織やマンション管理組合等を中心とする避難支援等関係者が要支援者の安否確認を行い、避難所に配置される区職員がその結果を集約する。防災拠点運営委員会は、安否確認の結果をもとに、区職員と協力して、要支援者の避難誘導、避難所や自宅での生活支援等を適切に行う。

また、避難所に避難する要支援者については、防災拠点運営委員会が優先居室への誘導を行う。

2 相談対応

避難対応が落ち着いた時点で、保健師、ボランティア等を避難所等に派遣し、要配慮者に対し相談対応等を行う。

また、保健師等による相談対応においては、要配慮者の身体状況等に応じ適切な措置を講じるよう努めるとともに、スクリーニング（所在が適当な場所（自宅、避難所、福祉避難所、介護施設、医療機関等）の選択）を行うものとする。

なお、日本語を理解できない外国人のためには中央区文化・国際交流振興協会等の協力機関との連携により、避難所等に通訳ボランティアを派遣する。

※災害時における手話通訳活動に関する協力協定書は、別冊資料(430ページ)を参照。

3 仮設住宅の入居者の選定

仮設住宅においては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

第3 避難支援等関係者の安全確保

区は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて無理のない範囲で要支援者への支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、要支援者の支援体制構築や災害発生時の安否確認等に関して、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではないことを避難支援等関係者及び要支援者の双方に周知する。

第4 事前の備え

要配慮者への支援が的確に行われるよう、本人やその家族、地域住民が災害時における自助・互助の重要性について認識を深め、日頃から災害に備えた準備等を進めることが重要であることから、区は、防災知識や防災意識の強化に向け啓発等を図るものとする。

1 日常的な見守り活動の推進

地域における支援活動が迅速かつ円滑に行われるためには、日頃から支援する側と支援される側が互いを知り理解していることが大切であり、地域の協力団体等による地域見守り活動等の拡大を進める。

また、マンション管理組合等への名簿情報提供にあたり、当該マンション管理組合等とその所

在する地域の防災区民組織等との連携に配慮するよう努めるものとする。

2 家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置

地震による家具類の転倒・落下・移動防止を図るため、家具類転倒防止器具の設置について啓発するとともに、緊急時の対応が困難な高齢者や障害者世帯等に対し器具の設置助成を行う。

3 食料等の確保

要配慮者本人やその家族に対し、水や食料の備蓄等の必要性について啓発する。なお、区が行う備蓄に際しては、要配慮者に配慮し備蓄品の選定等を行うものとする。

4 防災訓練への参加促進

防災拠点運営委員会や防災区民組織等に対し、発災時の安否確認や避難誘導、避難所や自宅での生活支援等、要配慮者や要支援者に対応する訓練の実施を促すものとする。

5 関係機関との協定の締結等

要配慮者への適切な支援に備え、関係機関との協定締結等に努めるものとする。

※災害時における区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書は別冊資料(451ページ)を参照。

第5 要配慮者対策の確立（消防署）

高齢者や障害者等の要配慮者は、火災等の災害が発生した場合に、自力による避難が困難である。このため、要配慮者及び社会福祉施設等に対する地域協力体制への指導の充実を図る。

1 要配慮者に関する地域協力体制づくりの推進

震災時において周囲の状況変化に的確、安全な避難行動をとることが困難である要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった共助体制づくりを推進する。

(1) 要配慮者を近隣で助け合う地域共助体制づくりを推進する。

(2) 社会福祉施設等の被災に備え、周辺地域の町会・自治会、防災区民組織、ボランティア、事業所等による共助体制づくりを推進する。

2 要配慮者の安全対策

(1) 要配慮者と地域の連携

社会福祉施設等における地震時の避難については、当該施設職員により構成される自衛消防組織によって対応を図ることとなるが、自力避難の困難な高齢者等が入居する施設特性から一刻も早い対応が必要である。このためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠であることから、社会福祉施設相互間や当該施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間に災害時相互応援協定の締結促進、各施設の自衛消防訓練機会をとらえ、適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

(2) 要配慮者のための防災訓練の実施

社会福祉施設等の防災訓練は、施設の使用実態に沿った早期通報、避難、救出・救護、総合防災訓練等の実施が極めて重要であり、要配慮者に十分配慮した訓練を指導する。

(3) 要配慮者に対する防災指導等

要配慮者家庭に地震時の出火防止等の指導を行うとともに、区及び関係機関との連携による緊急通報（火災安全）システムの設置や設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理など住宅用防災機器の普及促進を図る。

第4章 福祉避難所

第1 概要

区は、要配慮者のうち、避難所において生活することが困難な方を対象に福祉避難所を設置する。福祉避難所では、対象となる要配慮者の状態に応じて適切な対応ができるよう、備蓄品や受入態勢等の整備を進めていく。

1 福祉避難所の種類

種類	開設時期	対象者
主に緊急入所を行う施設 (特別養護老人ホーム等)	受入態勢が整い次第速やかに開設	寝たきり等で常時専門的な介護等が必要な方で、自宅での療養が困難な方
(通常の)福祉避難所	概ね発災から3日後	虚弱や認知症等、一般の避難所又は在宅での避難が困難な方
障害者向け福祉避難所	概ね発災後12時間以内	障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方のうち、一般の避難所では、本人の状態の悪化、あるいは本人や他の避難者の生活に支障が生じるため、一般の避難所又は在宅での避難が困難な方

2 収容基準

福祉避難所については、要配慮者の状況等に応じ1人当たり6.25㎡(2.5m×2.5m)を目安に必要なスペースを確保する。

3 福祉避難所の予定施設

福祉避難所等となる予定施設は、第3部第14編第7章「防災拠点・副拠点」の表3(211ページ)を参照。

災害の規模等により予定施設のうち必要な数の福祉避難所を順次開設するとともに、収容者の状況や収容者数等に応じ、他の施設等の活用も検討する。

第2 福祉避難所の開設、運営

1 福祉避難所運営担当本部の設置

発災後直ちに、福祉避難所の開設及び運営を行うため、災対福祉保健部内に関係部署で構成する「福祉避難所運営担当本部」を編成する。

2 福祉避難所の開設

福祉避難所運営担当本部は、予定施設の安全や受入態勢が整ったことを確認したうえで、各福祉避難所の種類に応じた開設時期を目途に開設する施設を決定し、災対福祉保健部が福祉避難所を開設する。

保健師等による相談対応で、一般の避難所に避難している要配慮者等で福祉避難所での生活が適当と認められた場合、収容状況等を考慮しながら福祉避難所で受入れを行う。一般の避難所に避難している要配慮者については、一般の避難所職員と福祉避難所運営担当本部で随時情報共有を行う。

なお、特別養護老人ホーム等への入所が望ましいと認められた入所対象者については、原則として緊急入所による対応を行うものとする。

3 福祉避難所への移送

福祉避難所への移送は、避難者の介助者だけでなく、防災拠点運営委員会や一般の避難者、地域の支援者、協定事業者等の協力を得て、適切な移送手段により行う。

※災害時における福祉避難所への移送を中心とする輸送業務への協力に関する協定書は、別冊資料(397ページ)を参照。

4 福祉避難所の運営

福祉避難所は、区の責任の下、福祉避難所運営担当本部の指示に基づき、その分類に応じて区職員や当該福祉避難所指定施設の職員が、避難者の受付や収容、福祉避難所の維持管理、運営記録の作成等の運営に係る業務を行う。

また、福祉避難所における避難者の心のケアや相談等については、学校法人聖路加国際大学の協力を得て行う。

※福祉避難所等の開設・運営に関する協定書については、別冊資料(405～407ページ)を参照。

※災害時における福祉避難所への生活相談員の派遣に関する協定書は、別冊資料(411ページ)を参照。

5 平常時の取組

(1) 福祉避難所の開設・運営に関する周知

福祉避難所の運営マニュアルを随時改定し、関係部署の区職員や福祉避難所指定施設の職員等に開設・運営に関する手順等について周知を行う。

(2) 福祉避難所備蓄品の整備

要配慮者の特性に応じて必要となる備品、消耗品等の備蓄を進めていく。

※災害時における応急物資の供給に関する協定書(セツカートン)は別冊資料(432ページ)を参照。

第16編 帰宅困難者対策

第1章 基本方針

本区には、事業所、学校や買物・観光施設が集中し、日々、多くの通勤・通学・買物客等が流入、滞在しているため、災害により、交通機関等が停止した場合、速やかに自宅へ帰宅できず、なお、身の寄せどころのない外出者（以下、「帰宅困難者」という。）が多数発生し、大きな混乱と応急対策活動の妨げとなることが予測される。

このため、各企業では「むやみに移動を開始しない」を基本に、3日分の水・食料等の備蓄に努める。また、一時滞在施設等においては、受入れの運営マニュアル等を策定するなど、都、区及び関係機関の役割を明確にし、帰宅困難者が最終的に安全に、帰宅できるような的確な対策を実施するものとする。

第2章 想定される事態

第1 大規模地震発生時に、大勢の帰宅困難者が都心地域から周辺地域に向け一斉に移動を開始した場合や、鉄道駅周辺や路上に多数の帰宅困難者が滞留した場合には、応急対策活動の妨げとなり、また、二次災害が発生するおそれがある。

第2 これらの膨大な数にのぼる帰宅困難者を、行政機関が直接誘導することはできない。

第3 路上等で被災した場合、適当な広さを有する一時滞在施設等に收容せざるを得ない可能性がある。

第3章 帰宅困難者対策の推進

第1 予防策

1 事業者における施設内待機

発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機するよう普及啓発に努める。

2 中央区帰宅困難者支援施設運営協議会の設置

区内に多くの帰宅困難者が発生した場合に備え、まちづくり基本条例に基づく協議により整備された一時滞在施設等の管理者を中心に、区、警察署、消防署、鉄道事業者、区内事業者等で構成する中央区帰宅困難者支援施設運営協議会を設置している。中央区帰宅困難者支援施設運営協議会では、帰宅困難者受入訓練の実施のほか、一時滞在施設等の運営マニュアルの作成、災害時の各機関の役割を定める。また、京橋地区委員会、銀座地区委員会、日本橋駅周辺地区委員会を設置し、各地区における連携強化に取り組むとともに、令和元年度に区内事業者に対して実施した帰宅困難者対策の現況調査の結果に基づき協議会への加入勧奨を行うなど、協議会の体制強化を図っている。

3 利用者保護

区は、事業者が来訪者や利用者等に対し、施設内の安全な場所で待機させ、飲料水、食料等の配布や情報提供等の必要な措置を行うよう、普及・啓発に努める。

4 情報通信体制の整備

災害時の帰宅困難者等に対する安否確認及び災害関連情報等の提供を行うため、地域防災無線等の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

5 一時滞在施設等の確保

帰宅困難者に対し、安全に帰宅が可能になるまで待機する一時滞在施設等を確保する必要がある。このため、区では大規模開発による一時滞在施設等の拡充及び、既存施設による一時滞在施設等の確保に努める。

6 徒歩帰宅支援のための体制整備

事業者等の帰宅ルール作成の普及啓発に努める。また、徒歩帰宅者のための安全な歩行空間の確保のために、障害物の除去、改善に努める。

第2 応急対策

1 区内の混乱防止

(1) 駅や集客施設等における利用者保護

駅や集客施設の管理者等は、利用者及び施設の安全を確認し、利用者を安全な場所で保護するとともに、飲料水・食料の提供や災害の情報提供等を行うよう努める。

(2) 一時滞在施設等の開設

旅行者や買い物客等の帰宅困難者を保護するため、一時滞在施設等の施設管理者は一時滞在施設等を開設する。具体的な開設手順等については、各施設が作成した「帰宅困難者対応マニュアル」に基づき実施する。

(3) 一時滞在施設等開設の周知

区は、「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」と連携し、帰宅困難者に対して一時滞在施設等の開設について、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等の来街者が把握可能な手段を活用し周知する。また、各防災拠点においては、防災マップアプリや入口掲示用に作成した一時滞在施設等案内マップを活用して、帰宅困難者を円滑に誘導するよう努める。

(4) 一時滞在施設等の運営

一時滞在施設等の施設管理者は、「帰宅困難者対応マニュアル」に基づき、近隣の一時滞在施設や駅等の施設管理者と連携を図りながら帰宅困難者を受け入れる

運営にあたっては、高齢者等への配慮や感染症対策の実施に努めていく。

2 事業所における帰宅困難者対策

(1) 施設内待機

都や区の一斉帰宅抑制の呼びかけ等の後は、災害関連情報等を入手し、周辺の災害状況等を確認し、従業員等を施設内の安全な場所に待機させる。来訪者及び利用者についても、従業員に準じて、施設内の安全な場所に待機させる。

(2) 水・食料等の備蓄

事業者は、従業員等が安心して施設内にとどまれるよう、最低3日分の水・食料等の備蓄を行う。

(3) 安否確認体制の整備

事業者は、発災時における従業員等との連絡手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、複数の安否確認手段を講じておく。

(4) 事業の早期再開

従業員を自社にとどめ、事業所の応急復旧活動要員として活用し、早期の事業再開に努める。

(5) 地域の応急復旧活動への参加

とどまった従業員を地域の応急復旧活動や「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」が運営する一時滞在施設等の活動に参加させるなど、地域の秩序維持、地域再生の一助となるよう努める。

第3 帰宅支援策

帰宅困難者の安全な帰宅を支援するため、鉄道の運行状況及び帰宅道路に関する情報の提供、代替交通手段の確保及び徒歩帰宅者の支援に努める。

第4 九都県市の対策

九都県市を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の九都県市は、災害が発生した場合、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために協定を締結しており、帰宅困難者対策については、行政区域を越えて対応が必要であるため、九都県市が共同で取り組んでいる。

1 災害時における帰宅困難者支援に関する協定

平成17年8月以降、九都県市は、コンビニエンスストア等フランチャイズチェーンと、大規模災害時に交通が途絶した際の水道水やトイレの提供、道路や避難所の情報、一時的に休憩の場を提供等の支援について協定を締結している。

第5 都の対策

1 条例の制定

都内の企業や店舗等に対し「従業員の施設内待機」「従業員の3日分の備蓄」「大規模集客施設等の利用者保護」「官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備」等を盛り込んだ東京都帰宅困難者対策条例を制定し、帰宅困難者の混乱防止、事故の発生抑制を行う。

※東京都帰宅困難者対策条例は、別冊資料(175ページ)を参照。

2 帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、主要な幹線道路16路線を帰宅支援対象道路として指定する。

<帰宅支援対象道路>

- (1) 第一京浜 (2) 第二京浜 (3) 中原街道 (4) 玉川通り (5) 甲州街道
- (6) 青梅街道、新青梅街道 (7) 川越街道 (8) 中山道 (9) 北本通り (10) 日光街道
- (11) 水戸街道 (12) 蔵前橋通り (13) 井の頭通り (14) 五日市街道 (15) 環状7号線
- (16) 環状8号線

3 災害時帰宅支援ステーション

(1) 都立高校などを災害時帰宅支援ステーションに指定し、徒歩帰宅者に対して、水、トイレ、休憩の場の提供、沿道情報の提供などの支援を行う。また、東京都石油商業組合千代田中央支部加入のガソリンスタンドにおいても同様の支援を行う。

(2) 災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅者支援が円滑に行われるよう運営のガイドライン

第3部 災害応急対策計画

第16編 帰宅困難者対策

を作成する。

- (3) 災害時帰宅支援ステーションに指定された都立高校への連絡手段の確保に努める。

第17編 給水、食料・生活必需品供給計画

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	
災対教育部			○避難所での飲料水、食料、生活必需品の供給 ○不足物資等の要請（災対指令部へ） ○炊出しの実施	→ →
災対指令部			○都へ応急給水の要請 ○不足物資等の集約 ○都へ救援物資等の要請 ○協定事業者等へ救援物資等の要請	
災対区民部			○地域内輸送拠点の構築	○救援物資等の受入れ、仕分け、輸送等 →
災対環境土木部			○給水拠点の設置 ○応急給水の実施	→
都水道局			○給水拠点の設置 ○車両輸送等による給水 ○仮設給水栓の設置	→

第1章 給水計画

第1 計画方針

災害の発生により、水道の使用が不能又は困難になった場合は、被災者及び在宅避難者の飲料水の確保を図るため、区は直ちに都水道局に対し応急給水を要請し、区及び都水道局は協力して応急給水態勢の確立に努める。また、区は大地震の発生時には広範囲にわたり給水が不能又は困難になることが想定されるため、都水道局の応急給水を補完する区独自の給水対策の整備に努める。

第2 都と区の役割分担

災害時の応急給水は、都・区の役割分担に従い協力して次により行う。

- 1 応急給水槽における応急給水は、区が実施する。
- 2 給水所では区が給水を行う。
- 3 仮設給水栓による給水は、断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある

と認められる場合に、都が仮設給水栓を設置し、区と協力して給水を行う。

- 4 後方医療施設となる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設については、関係行政機関から都災害対策本部を通じて緊急な要請があった場合、都が車両輸送等により給水を行う。
- 5 防災拠点及び町会にスタンドパイプを配備し、町会による給水体制を確立する。
- 6 都水道局が防災拠点に設置した応急給水栓を活用し、区が給水を行う。

※避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書は別冊資料(284ページ)を参照。

応急給水栓を設置している防災拠点(12拠点)	泰明小学校、銀座中学校、明石小学校、京華スクエア、常盤小学校、日本橋小学校、十思スクエア、有馬小学校、佃島小学校、月島第二小学校、月島第三小学校、晴海中学校
------------------------	--

第3 給水目標

震災時には、一人一日当たり最小限の必要量を3リットルとして給水するものとする。

第4 給水対策

1 給水拠点における応急給水

(1) 給水拠点

ア 応急給水槽又は給水所

施設名	確保水量
区立あかつき公園内震災対策用応急給水施設	1,500m ³
区立堀留児童公園内震災対策用小規模応急給水施設	100m ³
晴海給水所	1,300m ³

※給水施設の維持管理及び運用に関する協定は、別冊資料(282～283ページ)を参照。

イ 中央支所保有の応急給水資材

給水タンク	角形容器	給水袋	応急給水栓	ホース
1m ³ 6基 0.3m ³ 2基	10ℓ用 10個	6ℓ用 200袋	6基	20m 3本 5m 5本 1m 4本

ウ 応急給水施設の応急給水資器材現有数

施設名	給水タンク	布ホース			応急給水栓	エンジンポンプ	投光器
		20m	5m	1m			
晴海給水所	2基	3本	5本	4本	6基	—	—
あかつき公園	—	3本	15本	—	17基	1台	3基
堀留児童公園	—	—	3本	—	1基	2台	—

(2) 給水拠点における活動

給水拠点における飲料水の取水及び配布は、区が都の協力を得て行う。

区においては、初動期の応急給水を災対環境土木部が所管することとし、他の区各部は必要に応じてこれを補助する。

ア 給水拠点の設置

区立あかつき公園、区立堀留児童公園においては、区が応急給水に必要な資器材の設営及び給水を実施する。晴海給水所においては、敷地の一部を柵で区切った応急給水エリアの鍵を区又は都が解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から区が給水を行う。

なお、区立あかつき公園内震災対策用応急給水施設については、隣接する築地あかつきコミュニティルームの備蓄倉庫に保管されている連続飲料水袋詰機（1リットルを1袋とし、毎時2,000リットルの袋詰が可能）も活用する。

このほか、都水道局所管の都内給水所配水池等からの確保を図る。

イ 本部への報告

災対環境土木部は、給水拠点の設営が完了し、区民への給水態勢が整ったときは、災対指令部へその旨報告する。

ウ 応急給水の実施

区は、設営が完了した給水拠点において応急給水を実施する。

2 防災拠点における備蓄飲料水

防災拠点に備蓄している飲料水（ペットボトル）を供給する。

※防災用備蓄現在高調などは、別冊資料(32ページ)を参照。

3 区立公共施設及び区立小・中学校の受水槽（令和2年10月1日現在）

(1) 区立公共施設 37カ所 799.7m³

(2) 区立小・中学校 19カ所 595.0m³

※区立公共施設内受水槽は、別冊資料(128ページ)を参照。

区立公共施設及び区立小・中学校の受水槽に取水器具、緊急遮断弁を設置している。

4 学校等のプール

プールの水を飲料用として活用するため、ろ過器を各学校に配置して飲料水の確保を図る。

また、感染症対策として、手洗い用など生活用水としても利用する。

※学校プール及び区立プール一覧表は、別冊資料(129ページ)を参照。

5 民間施設による確保

区、防災区民組織及び民間施設の受水槽所有者の三者間で「災害時における飲料水の供給協力協定」を締結し、地域における災害時の飲料水の確保を図っている。

※災害時における飲料水供給協力協定締結状況は、別冊資料(130ページ)を参照。

※災害時における飲料水供給協力に関する協定書(防災区民組織)は、別冊資料(288ページ)を参照。

6 在宅避難者への給水活動

(1) 給水活動体制の確立

断水状況及び職員の参集状況等を踏まえ、災対環境土木部は庁有車に給水タンクを積載し、給水体制を確立する。

(2) 給水場所の決定

断水区域、断水による避難者、在宅避難者等の状況から総合的に判断し、該当する地域の町会等と連携して決定するものとする。

第5 応急給水用資器材

1 備蓄倉庫

給水タンク			車載用給水タンク		給水袋		コップ	ろ過器
40ℓ用	200ℓ用	70ℓ用	1,000ℓ	790ℓ	20ℓ用	30ℓ用	—	手動1,000ℓ/時
140個	686個	200個	4個	3個	31,600袋	17,250袋	93,821個	1台

キャンバス水槽		連続飲料水袋詰機	袋詰機用フィルム	袋詰機用発電機
開口型	密閉型	2,000ℓ/時	2,000袋	4,500W
7基	7基	1台	45巻	1台

2 防災拠点、副拠点、活動資器材庫

給水タンク	給水袋		コップ	ろ過器	給水槽
200ℓ用	20ℓ用	40ℓ用	ポリプロピレン製	手動1,000ℓ/時	1,000ℓ
550個	4,000袋	5,565袋	26,585個	20台	35基

第2章 食料供給計画

第1 計画方針

災害の発生により、物流機能が被害を受けて、食料の調達が困難になることが予想されることから、都との役割分担に基づき、平常時から災害用食料を備蓄するとともに、被災者に迅速かつ的確に供給できる体制を整備する。

第2 都と区の役割分担

食料の確保については、「震災対策における都・区間の役割分担」に基づき、区は被害想定での避難所生活者数の1日分（調製粉乳については、3日分）を目標に備蓄し、都は2日目以降の分について備蓄、調達して対処するという役割分担になっている。

※災害救助法適用後の米穀等配給系統図は、別冊資料(132ページ)を参照。

第3 調達計画

区は、被災者に対し、発災から3日間は備蓄物資を供給するが、4日目以降については、区備蓄及び協定により調達した食料に不足が生じた場合に、災対指令部が必要となる物資の品目や数量をとりまとめのうえ、都などの関係機関に要請することとする。

1 区の備蓄

都と区の役割分担については本章第2「都と区の役割分担」(230ページ)のとおりであるが、第2部第9編第2章「備蓄計画」(93ページ)に定めるとおり、区は、「首都直下地震等による東京の被害想定」の避難所生活者数に基づき食料3日分を備蓄している。

2 協定による調達

(1) 精米の優先供給

区は、昭和55年2月に東京都米穀小売商業組合中央支部と「災害時における米穀供給協力に関する協定」により、組合で最低108,000食分を常時保有し災害時には、優先供給をうける協定を締結している。

※災害時における米穀供給協力に関する協定書(米穀小売商業組合)は、別冊資料(290ページ)を参照。

(2) 麺類の優先供給

区は、昭和55年2月に東京都麺類協同組合区内4支部と「災害時における麺類等供給協力に関する協定」により、災害時に優先供給をうける協定を締結している。

※災害時における麺類等供給協力に関する協定書(麺類協同組合)は、別冊資料(291ページ)を参照。

(3) 協定の検討

発災当初の1週間程度は交通麻痺等により流通経路が混乱し、区の調達が困難になる事態も想定されることから、今後も食料等の優先供給の協力協定の締結を検討する。

3 相互援助協定自治体への要請

区備蓄による食料に不足が生じた場合は、第3部第4編第4章第1(121ページ)に定める相互援助協定自治体に対し、不足食料を救援要請する。

4 都への要請

区備蓄及び協定により調達した食料に不足が生じた場合は、都に対し、不足食料を救援要請する。

区内全体の不足物資の把握が困難な場合は、速やかに包括的な要請を行う。

なお、都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討することとしている。

第4 食料の受入れ・輸送

第3部第7編第2章「第4 1 地域内輸送拠点」(146ページ)に定めるとおり、本章第3「調達計画」(230ページ)により救援要請した食料については地域内輸送拠点(総合スポーツセンター)で受け入れた後、各防災拠点へ必要数を輸送する。

第5 炊出しの実施及び食料の配分

1 給食の順位

(1) 備蓄食料のうち調理を必要としない食料(バランス栄養食、クラッカー、缶入りソフトパンなど)

(2) 備蓄食料(サバイバルフーズ、アルファ化米)による炊出し

(3) 協定により調達した米穀や麺類による炊出し

(4) お粥、調製粉乳等必要とされる被災者が限定されるものについては、必要に応じて随時供給する。

2 炊出しの実施

避難所のカセットコンロ、ガス、かまどセット、組立式煮炊きレンジ、燃料等のほか、公園等に設置されているかまどベンチなどを利用し、防災拠点運営委員会、民間団体等の協力を得て行う。

3 食料の配分、在宅避難者への支援

避難所の避難者を対象として実施するとともに、在宅避難者に対しては、町会・自治会、防災区民組織及び自主的な防災活動を行うマンション管理組合等に対し、近くの防災拠点を通じて配分する。

実施責任者は「炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿」を整理し、保管する。

※炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿は、別冊資料(134ページ)を参照。

第3章 生活必需品供給計画

第1 計画方針

災害の発生によって生活必需品を調達できない被災者に対し、速やかに最低限度の生活必需品を配給できる体制の整備を図る。区は、平時より災害用生活必需品の備蓄の拡充に努める。

第2 調達計画

1 区の備蓄

区が保有する生活必需品を払出し、なお不足の場合は災対総務部において発注し調達する。

(1) 備蓄計画

生活必需品の確保については、第2部第9編第2章「備蓄計画」(93ページ)に定めるとおり、首都直下地震等による東京の被害想定避難所生活者数に基づき備蓄している。

(2) 要配慮者及び女性への配慮

特別な配慮を要する妊産婦・乳幼児等の要配慮者や女性の視点に配慮し、最低限必要となる生活必需品の備蓄をする。

紙おむつ、ほ乳びん、生理用品のほか、ほ乳びんの消毒剤やおしりふきなどを備蓄している。

2 相互援助協定自治体への要請

区備蓄による生活必需品に不足が生じた場合は、第3部第4編第4章第1(121ページ)に定める相互援助協定自治体に対し、不足物資を救援要請する。

3 都への要請

区備蓄による生活必需品に不足が生じた場合は、都に対し、不足物資を救援要請する。

区内全体の不足物資の把握が困難な場合は、速やかに包括的な要請を行う。

なお、都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討することとしている。

第3 生活必需品の受入れ・輸送

食料と同様に、救援要請した生活必需品については地域内輸送拠点(総合スポーツセンター)で受け入れた後、各防災拠点へ必要数を輸送する。

第4 生活必需品の配分

避難所の避難者を対象として実施するとともに、町会、自治会、防災区民組織及び自主的な防災活動を行うマンション管理組合等の在宅避難者に対しても、近くの防災拠点を通じて配分する。

実施責任者は「炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿」を整理し、保管しておかなければならない。

※炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿は、別冊資料(134ページ)を参照。

第5 義援物資の取扱い

義援物資の取扱いについては、第4部第7編第4章「義援物資の取扱い」(325ページ)を参照。

第18編 医療救護計画

(区・災対福祉保健部、災対保健所部、医師会、歯科医師会、薬剤師会)

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	
災対福祉保健部	○都・防災関係機関・医師会等との連絡調整 ○情報収集		○医師会等への協力要請 ○災害薬事センターの設置 ○都への医薬品等供出要請 ○医薬品等の区内搬送 ○医療系応援職員、 医療系ボランティアの要請・受入れ	
災対保健所部			○救護所の設置 ○医療救護活動拠点の設置 ○中等症者・重症者の災害拠点病院 等への搬送 ○透析患者・在宅難病患者への対策	
医師会 歯科医師会 薬剤師会			○医療救護活動拠点、災害薬事センターの運営 ○医療資源の確保及び医療救護班等の編成 ○一次トリアージの実施 ○軽症者に対する治療及び中等症者・重症者 に対する搬送までの間の応急処置 ○医薬品等の在庫管理・服薬指導等 ○死亡の確認	
都福祉保健局			○災害医療コーディネーターによる二次保健医療 圏内及び都内の医療体制の確立 ○日赤東京都支部等から血液製剤の調達	

第1章 計画方針

大規模災害により、地域の医療機関が通常の診療能力を超えるほど多数の死者・傷病者が発生した場合、医療機関が大きな被害を受けて診療能力が大幅に低下して医療の空白が生じた場合等には、医療関係団体との連携のもと、医療の確保を図る。

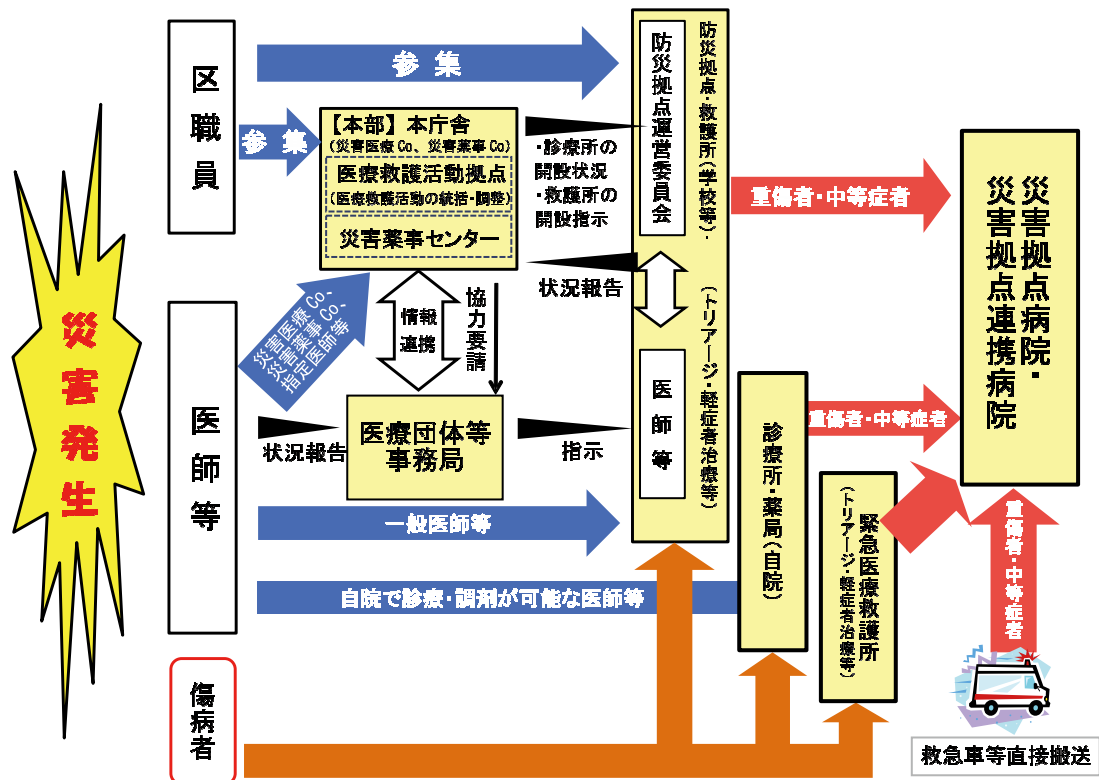
また、都と連携し、円滑な都内医療施設の利用や医薬品、医療資器材の安定した供給体制を確保することにより、被災者の救援に万全を図る。

第2章 医療情報の収集及び伝達

第1 情報連絡体制の整備

災害時に効果的かつ効率的な医療活動を行うためには、救護活動ができる医師等の確保と情報収集、一元的な指示系統の構築が必要である。そのため、災害状況に柔軟かつ迅速に対応できるよう、すみやかに情報を集約し、発信する体制を整備する。

災害発生から応急救護体制構築までの流れ



※図上の「医師等」には、医科・歯科の医師、薬剤師、看護師、柔道整復師等の医療従事者を含む。

※救護所等では、主に軽症者の治療及び災害拠点病院等への搬送までの応急処置を行う。

※医療救護活動拠点は、災害医療コーディネーターを中心に医療ニーズ・医療救護活動方針の確認や情報交換を行う。

※緊急医療救護所は震度6弱以上、超急性期（72時間）を目安に開設。トリアージと軽症者の治療を実施する。重症者等は災害拠点病院等へ搬送する。

※災害拠点病院・災害拠点連携病院とは、聖路加国際病院を含む、二次医療圏内の指定病院。

第2 医療情報の提供

医療救護所及び緊急医療救護所（以下、本編において「救護所」という。）や医療機関等の診療状況等を医療救護活動拠点で取りまとめ、区ホームページへの掲載、区主要施設への掲示により情報を提供する。

第3 都福祉保健局への報告

東京都防災行政無線等の活用により、人的被害、救護所に関する情報、医療機関等の被害状況や活動状況等の把握・集約に努め、適宜、都福祉保健局に報告する。

第3章 医療救護態勢

区は管理班等による救護活動を行うとともに「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、医師会等に医療救護班の派遣を要請する。

第1 区の活動態勢

区は次に掲げる班を編成して救護活動を行う。

1 管理班

- (1) 都・防災関係機関・医師会等との連絡調整
- (2) 情報収集・連絡
- (3) 医師会等への協力要請
- (4) 医療救護活動拠点・災害薬事センターの管理運営
- (5) 医薬品・医療資器材等の調達・搬送
- (6) 災害時医療救護活動従事スタッフ・医療系応援職員・医療系ボランティアの要請・受入れ

2 救護所班

- (1) 救護所の設営及び管理運営
- (2) 医療救護所から災害拠点病院等への負傷者搬送
- (3) 医療救護所における備蓄医薬品等の運搬等、医療救護班の支援
- (4) 緊急医療救護所における受付、場内整理、負傷者誘導等及び聖路加国際病院の医師等の支援

第2 医療団体等の役割

1 医師会等の態勢

区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会の指定された医師等は、地震等の影響により、多くの傷病者が見込まれる場合は、区内の医師等医療資源の情報収集を行うとともに、救護態勢を統括する。また、指定されていない医師等については、可能な限り自身が所属する診療所等で医療行為を行う。なお、区が医療救護所を設置した場合の救護態勢として、診療所等での診療ができない医師等により医療救護班等を編成する。また、緊急医療救護所を設置した場合は聖路加国際病院に医師等の派遣を要請する。

2 医師会等の役割

区が災害状況により医療救護の必要を認め、要請した場合、医師会等は医療救護班を編成し派遣する。災害時の医療救護活動については、昭和52年6月「災害時の医療救護活動についての協定」を中央区医師会、日本橋医師会と締結し、さらに、平成9年6月には、京橋歯科医師会、お江戸日本橋歯科医師会、京橋薬剤師会及び日本橋薬剤師会と同協定を締結した。

また、平成15年8月には、東京都柔道整復師会千代田・中央支部との間に「災害時における応急救護活動に関する協定書」を締結した。

さらに、平成27年10月には、国立がん研究センター中央病院との間に「災害時の医療救護活動についての協定」を締結した。

※医師会等との災害時の医療救護活動についての協定等については、別冊資料(313～337ページ)を参照。

3 医療救護班の業務

- (1) 一次トリアージ
- (2) 軽症者に対する治療及び中等症者・重症者に対する搬送までの間の応急処置
- (3) 死亡の確認

4 都医療救護班の派遣要請

区内医師会等に、医療救護班の派遣を要請してもなお、区内の医療救護活動が十分でないと思われるときは、都福祉保健局に都医療救護班の派遣を要請する。

5 薬剤師班の活動

- (1) 医療救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医療救護所における医薬品の仕分け、管理
- (3) 一般医薬品を活用した被災者の健康管理支援
- (4) 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

6 聖路加国際病院の役割

聖路加国際病院は、震度6弱以上の地震が発生した場合、区の要請により緊急医療救護所の設置協力及び医師等の派遣を行う。この設置協力等については、令和2年12月に聖路加国際病院の開設者である聖路加国際大学と「災害時における緊急医療救護所の設置等に関する協定」を締結した。

※災害時における緊急医療救護所の設置等に関する協定書は、別冊資料(350ページ)を参照。

第3 災害医療コーディネーターの設置

地域医療及び防災医療に精通した者を区災害医療コーディネーターとして任用する。

区は、区災害医療コーディネーターの医学的な助言のもと、区内の被害状況や医療情報を集約し、医療救護活動を統括・調整する。

また、都内の医療資源の活用は、都が任用する東京都災害医療コーディネーターを通じて行う。

第4 医療救護活動拠点の設置

区は発災後、医療救護活動拠点を設置し、災害医療コーディネーターを中心に医療救護活動方針の確認や情報交換等、以下の業務を行う。

- 1 区内の医療資源に関する情報収集（医療機関の開設状況、各防災拠点での医療関係者の参集状況や医薬品の在庫状況）
- 2 各防災拠点での救護活動状況等の取りまとめ
- 3 各防災拠点での救護活動に対する指揮伝達
- 4 医療救護所の連絡調整

第5 災害薬事センターの設置

区は発災後できるだけ速やかに災害薬事センターを設置し、区内の薬事に関する情報を集約する。

また、センター長となる災害薬事コーディネーターを区内薬剤師会から選任する。

災害薬事コーディネーターは、災害医療コーディネーター等に協力し、地域の医療救護活動が円滑に行われるように、薬事に関する調整等、以下の業務を行う。

- 1 医療救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理など
- 2 薬剤師班の差配、支援要請など

- 3 病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等、地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品の過不足状況の把握、薬事関係者の調整など

第6 救護所の設置予定場所及び活動範囲

区は発災後、医療機関等の被害状況及び診療状況に応じて災害拠点病院の隣接する場所に緊急医療救護所を設置するとともに、各防災拠点に医療救護所を設置する。

また、救護所における救護活動は、医療救護所については区の要請により区内医師会等で編成した医療救護班が行い、緊急医療救護所については区の要請により派遣された聖路加国際病院の医師等が行う。

救護所での活動範囲は、一次トリアージを実施し、その結果を基に軽症者を治療するとともに中等症者・重症者や特殊な医療を要する者（以下「重症者等」という。）が災害拠点病院等に搬送されるまでの間の応急処置を行う。

防災拠点一覧は、第3部第14編第3章「第5 設置予定施設と受入人員」（197ページ）を参照。

第7 災害拠点病院等への搬送

1 災害拠点病院等

救護所において対応できない重症者等は、災害拠点病院（聖路加国際病院等）、災害拠点連携病院等に搬送する。

2 搬送体制

(1) 救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする重症者等が発生した場合は、区は東京都地域災害医療コーディネーターと調整し、災害拠点病院等に対し、その受入れを要請する。

(2) 原則として被災現場から救護所までは区で対処し、救護所から災害拠点病院等までは区及び都が対処する。

- 3 搬送は、あらかじめ搬送順位を定めて、次の方法により行う。ただし、交通が途絶している場合はヘリコプター、船舶による搬送等を都に要請する。

(1) 消防救急隊（119番）への搬送

(2) 医療救護班が使用している車両による搬送

(3) 区庁有車又は調達した車両による搬送

第8 医薬品及び医療資器材の調達

1 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品や医療資器材は区が区内小・中学校等にあらかじめ配備した災害対策用医療救急箱及び備蓄倉庫の補充医薬品等を優先的に使用し、不足が生じたときは、区内薬剤師会に医薬品等の供給を要請し、又は都に都備蓄分の供出を要請する。それでも不足が生じるときは、区が設置する災害薬事センターを通じて、卸売販売業者に医薬品等を発注し、又は都に調達要請をする。

また、区内にあらかじめ配備している医薬品等は、発災後から3日目までに必要となる医薬品とし、医師会等の関係機関及び区で構成される応急救護連携会議等を通じ適宜見直しを行う。

区は、薬剤師会から円滑に医薬品等の供給を受けるため、平成15年8月に京橋薬剤師会、日本橋薬剤師会との間に「災害時における応急医薬品等供給協力に関する協定」を締結した。

発災後、卸売販売業者から医薬品等を調達できるよう、平成27年3月に卸売販売業者との間に

「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」を締結した。

※災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書については、別冊資料(352～358ページ)を参照。

2 医薬品等の搬送

医薬品等の区内搬送は、第3部第7編「輸送計画」(144ページ)により、救護所を開設したとき、又は医療救護班から搬送要請があったときに薬剤師会の協力のもと災対福祉保健部が行う。

なお、災害薬事センターを通じて発注し、又は調達要請した医薬品等は、卸売販売業者が救護所へ直接納品する。

3 医薬品等の管理

医薬品等の在庫管理、服薬指導等は、区内薬剤師会の協力を得て行う。

4 血液製剤の供給

血液製剤が必要な場合、区長は都福祉保健局に要請する。都は、日赤東京都支部その他から調達し、同支部及び都内各血液センターが献血供給事業団を通じて供給する。

第9 透析患者及び在宅難病患者への対策

1 透析患者対策

透析患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要する。このため区は、区内医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行う。また、必要に応じて近隣の区市町村への患者の移送を行う。

2 在宅難病患者対策

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などで救護する必要がある。このため区は、平常時から患者の把握を行うとともに、医療機関及び近隣の区市町村等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努めることとする。

第10 災害時医療救護活動従事スタッフ、医療系応援職員及びボランティアの活用

1 区は、区内在住・在勤で区内医療関係団体の会員以外の医療従事者をあらかじめ災害時医療救護活動従事スタッフとして登録し、医療救護活動への従事を要請する。

2 医療救護活動が十分に行えないときは、区は、区災害医療コーディネーターと調整のうえ、自衛隊医療班、他区市町村、日本赤十字社東京都支部医療班及び民間医療系ボランティアの協力を要請する。

3 民間ボランティアの協力要請は、必要に応じて、マスコミ、インターネット等を活用する。

4 災害時医療救護活動従事スタッフ、医療系応援職員及びボランティアの受入れは、災対福祉保健部で行う。

第11 保健相談活動

避難が長期にわたる場合には、被災者の健康相談体制を確保するとともに、メンタルヘルスケアを行う。

※第3部第19編第3章「防疫活動及び保健衛生活動」(242ページ)を参照。

第12 中央区災害医療運営連絡会の設置

災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、区、警察署、消防署等の代表者を委員として中央区災害医療運営連絡会を設置している。

第3部 災害応急対策計画

第18編 医療救護計画

※中央区災害医療運営連絡会設置要綱については、別冊資料(207ページ)を参照。

第19編 防疫及び保健衛生計画（区・災対保健所部）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	復旧対応期
災対保健所部			<ul style="list-style-type: none"> ○汚染地域等での消毒活動 ○ペット類の救護要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者等の健康相談 ○被災施設等の調査・指導 ○感染症予防のための広報

第1章 計画方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境が悪化し、また、被災者の病原菌に対する抵抗力が低下するなどの悪条件下に行われるものであるため、感染症が発生した場合は患者を早期に発見し、迅速かつ的確に必要な措置を講じる。

また、感染症の発生と拡大を防止するため、予防措置を行うとともに、家屋・避難所等の消毒を必要に応じて実施し、併せて災害地における飲食に起因する危害発生の阻止に努める。

第2章 活動態勢

第1 区の活動態勢

区は東京都に協力し、相互に連携を図りつつ、次に掲げる班を編成して防疫及び保健衛生活動を行う。

活動の主な班編成は下記のとおりであるが、各班は情報の共有化を図り、随時連携して任務に当たるものとする。なお、必要に応じて各班長の指示により他班の任務の遂行を補助するものとする。

1 保健活動班

(1) 分担任務

- ア 被災者等の健康相談及びメンタルヘルスケア
- イ 被災者等の感染症予防のための保健指導
- ウ 医療機関等の健康に関する情報提供、巡回訪問
- エ 感染症予防のための広報
- オ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施

(2) 感染症発生時

感染症の急速なまん延防止のため、次の早期措置を行う。

- ア 感染症発生状況に関する情報収集と把握
- イ 健康相談及び発生した感染症の正しい知識の普及啓発
- ウ 感染症法に基づく防疫措置
(健康診断、行動制限、入院勧告・措置、消毒対応等)

2 衛生監視班

(1) 分担任務

- ア 被災した環境衛生施設及び食品衛生施設の調査と指導
- イ 受水槽等給水施設の簡易検査と消毒方法の実地指導
- ウ 被災地や救護所での飲料水や食品による危害の防止指導
- エ 医薬品に起因する危惧発生の防止
- オ 毒物劇物に起因する危惧発生の防止

(2) 水質検査用資材及び消毒薬等の備蓄を検討する。

3 消毒班

(1) 分担任務

- ア 避難所の防疫・衛生指導及び不潔箇所の消毒
- イ 被災地域の衛生指導及び消毒

(2) 感染症発生時

- ア 消毒活動への協力
- イ 感染症指定医療機関に患者の搬送及び感染症の病原体に汚染された場所等の消毒

4 検査班

(1) 分担任務

- ア 水質検査
- イ 食品検査
- ウ 感染症検査

5 動物管理班

- (1) 飼い主不明のペット類について、都福祉保健局が設置する動物救援本部への一時保護要請及び都が行う活動への協力
- (2) 負傷したペット類について、動物救援本部への救護要請及び連絡調整
- (3) 逸走した危険動物の情報提供及び住民の避難誘導
- (4) 避難したペット類の適正飼育指導
- (5) 避難所における飼育場所の設定等指導
- (6) 動物による危害防止や保護受入情報の広報

第3章 防疫活動及び保健衛生活動

第1 各班の活動

1 保健活動班の活動

災害時における被災者の健康維持のための相談やメンタルヘルスケアを行う。また、感染症の急速なまん延を防止するために、患者を早期に発見・処置するとともに、避難所等における保健活動を行う。

- (1) 被災地の全域に対しては、感染症の発生調査及び健康相談を計画的に行う。特に、被災初期においては、避難所を中心に行う。
- (2) 被災中期においては、風邪などのまん延防止などを中心到手洗いやうがいの保健指導等を重

点的に行う。

- (3) 被災中期から、エコノミークラス症候群の発生防止やメンタルヘルス対策を十分に行う。
- (4) 感染症の発生調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員・環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- (5) 健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- (6) 感染症の流行状況や都による指導を踏まえ、予防接種を実施する。

2 衛生監視班の活動

被災地や救護所における飲料水や食品による危害を防止するため、施設の調査指導及び被災者の衛生指導を行なう。

- (1) 受水槽等給水施設の簡易検査及び消毒方法の現地指導
- (2) 被災した環境衛生施設及び食品衛生施設の調査と指導
- (3) 被災地や救護所での飲料水や給食による危害の防止指導
- (4) 被災地や救護所での医薬品に起因する危惧発生の防止指導
- (5) 被災した毒物劇物取扱施設の調査と危惧発生の防止指導

3 消毒班の活動

感染症発生地域や浸水地域の衛生指導を行なうとともに、被災地域や避難所の不潔場所の消毒を行う。

- (1) 必要に応じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条に規定する消毒作業を行う。
- (2) 浸水地域の世帯に対し消毒薬を配付し、汚染部分の水洗と乾燥及び手洗いの消毒励行などの指導を徹底する。また、必要がある場合は消毒薬の噴霧作業を行う。
- (3) 避難所の開設と同時にトイレその他不潔場所一帯へ必要に応じて消毒薬の噴霧作業を行う。また、用便後の手洗いと消毒を励行するよう指導する。

4 検査班の活動

被災地や救護所の飲料水等、食品及び感染症について必要に応じ検査を行う。

5 動物管理班の活動

東京都獣医師会、中央区動物との共生推進員、動物愛護団体やボランティア等の協力を得て、飼い主不明のペット類や負傷したペット類の救護要請や逸走した危険動物に関する情報提供等を行う。また、被災者と同行避難したペット類の管理について必要な衛生指導を行う。

- (1) 飼い主不明のペット類については、動物救援本部に一時保護要請を行う。必要に応じて、動物救援本部が行う活動に協力する。
- (2) 負傷したペット類については、動物救援本部に救護要請を行う。円滑に応急手当が行われるよう、必要に応じて動物救援本部及び協定動物病院との連絡調整を行う。
- (3) 危険動物逸走の通報があった場合には、必要に応じて住民の避難指示や情報提供等を行う。
- (4) 避難したペット類については、被災者とは別の場所にて保護管理を行うが、必要に応じて衛生指導を行う。
- (5) 避難したペット類の適正な飼育指導を行うとともに、避難所における飼育場所の設定等指導を行う。

(6) 動物の危害防止や保護受入情報について広報活動を行う。

第2 防疫用資器材の備蓄・調達

防疫用資器材の備蓄に努めるとともに、調達及び配布計画の策定に向け検討を進める。なお、区の実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局に要請する。

第3 避難所における動物との同行避難体制の整備

各避難所において、飼い主と動物の同行避難を円滑に行うための体制を整備していく。整備にあたっては各防災拠点運営委員と協議をし、各避難所の特性をふまえたものとする。

第4 獣医師会等との協定

災害時に被災動物を救護するため、東京都獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定書」を締結している。さらに、区内開業獣医師とも具体的な救護対策について協定を締結し細目を整備する。

※災害時における動物救護活動に関する協定(獣医師会)については、別冊資料(360ページ)を参照。

第20編 障害物除去計画

(区・災対環境土木部、第一建設事務所、都環境局廃棄物埋め立て管理事務所)

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	
災対環境土木部	【住宅関係】		※災害救助法適用前 ○区長が必要と認めたものについて住宅関係障害物の除去 ※災害救助法適用後 ○都建設局へ住宅関係障害物の除去対象戸数・所在の調査結果の報告 →	
	【河川関係】		○都建設局へ河川の障害物及び浮遊物の除去要請	
	【道路関係】	○被害状況の把握	○緊急道路障害物除去路線（中央区担当除去路線）に関する障害物の除去・応急補修 →	○各機関に障害物の除去・応急補修の連絡
関東地方整備局			○緊急道路障害物除去路線に関する障害物の除去・応急補修 →	
都建設局			○緊急道路障害物除去路線に関する障害物の除去・応急補修 →	
首都高速道路株式会社			○首都高速道路に関する障害物の除去・応急補修 →	

第1章 計画方針

障害物の除去は、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするため、住宅の障害物を除去するとともに、物資及び人員の輸送が円滑に行われるように、道路等の障害物を除去するものとする。

第2章 住宅関係障害物除去計画

第1 除去の対象

住家に運びこまれた土石、竹木等の除去に関しては、災害救助法に基づき、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- 1 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- 2 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの
- 3 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- 4 住家が半壊又は床上浸水したもの
- 5 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

第2 実施方法

- 1 災害救助法適用前は、区において区長（本部長）が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- 2 災害救助法適用後は、本章第1「除去の対象」（246ページ）に基づき、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告する。都建設局は、区と協力して除去作業を実施する。この場合、区は保有の器具、機械等を提供するなど都の活動に協力するものとする。
- 3 障害物の集積場所として交通に支障のない路上及び公園等に一時集積する。

第3章 道路関係障害物除去計画

第1 除去目的

発災後、道路と橋りょう等の構造物との境に段差が生じたり、倒壊した建築物や電柱、落下した看板などの障害物が道路上に散乱することが予想され、災害時においては、被災者の救援・救護活動はもとより緊急物資の輸送などにも支障が生じるおそれがある。

このため、区は関係機関や公共施設の設置路線等重要性の高い路線を選定して震災時に緊急車両の通行に必要な車線を確認し、道路上の障害物（車両等を含む）を道路端等に寄せたり、道路陥没や亀裂等を応急的に補修する。

なお、車両の移動に関しては、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき処理する。

第2 実施方法

- 1 国道、都道及び首都高速道路はそれぞれ関東地方整備局、都建設局及び首都高速道路株式会社の管理担当者に速やかに連絡する。
- 2 区道については、災対環境土木部が中心となり中央防災協力会、一般社団法人東京都自動車整備振興会、東京都印刷工業組合京橋・日本橋支部、東京都製本工業組合京橋・日本橋支部の協力を得て障害物の除去及び路面の応急補修を行う。

なお区道の緊急道路除去路線は次の基準による。

- (1) 緊急交通路の路線
- (2) 緊急物資輸送ネットワークとなる路線
- (3) 避難所(防災拠点等)に接続する応急対策活動のための路線
- (4) 公共施設、警察署、消防署等を結ぶ路線

※災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定（防災協力会）は、別冊資料（389ページ）参照。

※災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定細目は、別冊資料（391ページ）を参照。

※災害時における車両等障害物除去等応急対策業務に関する協定書（自動車整備振興会）は、別冊資料（392ページ）を参照。

※災害時における応急対策活動支援に関する協定書（印刷工業組合）は、別冊資料（385ページ）を参照。

※災害時における応急対策活動支援に関する協定書（製本工業組合）は、別冊資料（387ページ）を参照。

※緊急道路障害物除去路線図は、別冊資料（135ページ）を参照。

第4章 河川関係障害物除去計画

河川の障害物及び浮遊物の除去は都建設局が行う。区は都建設局に対し、除去の要請を行うとともに、区においてもできる限りの除去作業を実施する。

第21編 ごみ・し尿・がれき処理計画

(区、災対環境土木部、災対都市整備部)

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	
災対環境土木部	【ごみ処理】		<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○作業計画の策定 ○臨時集積所の設置 ○臨時配車要請 ○器具機材等の確保 ○ごみ等の処理 → ○分別・集積・収集についての広報 → 	
	【し尿処理】		<ul style="list-style-type: none"> ○下水道機能の活用 → ○仮設トイレ等の設置 ○し尿処理計画の策定 ○協定業者によるし尿収集車等の確保 ○し尿の収集・処理 → 	
	【がれき処理】			○適正処理の指導事務 →
災対環境土木部 災対都市整備部	【がれき処理】		<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 → ○仮置場の確保 がれき処理計画を策定○ がれき処理の手続き等の周知○ → 解体・撤去申請の受付窓口の設置○ → 解体・撤去作業の委託○ → 障害物除去作業に伴うがれき搬送○ → 	

第1章 計画方針

災害時には、ごみが大量に発生し、区民の生活環境に重大な影響を及ぼすことが懸念される。さらに、被災地では道路障害物等により、一時的に通常の態勢によるごみの処理が困難になることも予想される。

また、下水道等ライフラインの支障によりトイレが使用できなくなった地域では、仮設トイレ、簡易トイレのし尿処理が必要となる。

こうした状況に適切に対応し、発生したごみ及びし尿の処理を速やかに行い、区民の生活環境の保全に努める。

また、地震により倒壊した建築物等から発生するがれきを速やかに処理し、その後の復旧・復興事業を円滑に進める。

第2章 ごみ処理計画

第1 清掃事務所の活動態勢

1 廃棄物関係

車種	区所有・民間借上の別	台数	燃料	積載基準 (1 t / 1 台)				計画処理量 (一日当たり t / 日)
				可燃 (t)	不燃 (t)	ペットボトル	プラ	
新大型特殊車	区所有	2	軽油	2.24	2.33	/	/	可燃 127.5 不燃 6.8 ペットボトル 2.7 プラ 2.4
	民間借上	3	軽油					
小型プレス車	区所有	1	軽油	1.30	1.32	/	/	
	民間借上	15	CNG・軽油					
小型排出車	民間借上	4	軽油	/	0.57	/	/	
小型ダンプ車	民間借上	2	軽油	粗大ごみ 0.40		/	/	4.4
中型プレス車	民間借上	1	軽油	粗大ごみ中継 1.75		/	/	6.0
平ボディ車	民間借上	13	軽油	古紙 1.5 びん・缶 0.35		/	/	30.5
軽小型車	区所有	6	ガソリン	狭小路地、現場指導		/	/	/
ライトバン	区所有	1	ガソリン	排出指導用		/	/	/
軽1BOX	区所有	2	ガソリン	現場指導、不法投棄対応用		/	/	/
合計		50						

清掃車区所有台数

新大型特殊車	4台 (軽油)
小型プレス車	2台 (軽油)
ライトバン	1台 (ガソリン)

2 器具器材

角スコップ	万 能	角型コンテナ
35丁	15丁	60個

第2 処理計画

1 排出推定量

(1) 大震火災時

災害時には、一般生活により生ずるごみに加えて、壊れた家財等が極めて大量に排出されるという状況が3カ月程度続くと推定される。その結果、この期間に排出されるごみの推定量は区全体で約55,000 t (区通常収集量の約1.5倍) に達すると見込まれる。

(2) 風水害時

本区においては、1時間あたり50mm以内の降雨量では、家屋の浸水等は予想されがたいが、仮に被害が生じたとしても、上記の大震火災時の排出推定量を上回ることは考えられない。

2 処理方法

(1) 災害がおさまり次第、被害状況の把握に努め、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十

三区清掃協議会等と連携して、作業計画を策定し迅速な処理に努める。

- (2) 収集運搬に際しては、衛生上の観点から可燃ごみを優先する。
- (3) 災害時のごみを排出するための臨時集積所を設ける。
- (4) 東京二十三区清掃協議会への臨時配車要請を行うとともに、「災害時における石油類等の供給に関する協定」に基づく燃料の優先供給を受けるなどして、収集運搬に必要な清掃車や器具機材等の確保に努める。
- (5) 必要に応じて他都市からの応援を要請することにより、収集運搬体制の早期確立を図る。
- (6) 処理施設への短期間で大量搬入が困難である場合には、幹線道路に面した公園、運動場等の公有地を中継所として活用し、収集の効率化を図る。
- (7) 被災者及びその他の区民、事業者に対し、臨時集積所の場所、ごみの分別、収集予定等について広報車・広報紙等を活用して周知及び指導を行う。
- (8) 終末処分は、都が管理する海面埋立地及びその他の処理施設に搬入し、埋立もしくは焼却する。

第3 民間業者への協力要請

事業活動に伴って排出されるごみは事業者の自己処理責任の原則に則り、一般廃棄物処理業者が収集を行うか、有料にて区が収集している。しかしながら、災害時にはこの原則が守られず、事業系ごみが家庭ごみと区別されずに排出されるおそれがある。

そこでまず、災害時に排出される事業系ごみを円滑に処理するため、一般廃棄物処理業者への協力要請を行う。あわせて、ごみを排出する事業者に対しても、適切に排出するよう呼びかけを行う。

第4 災害廃棄物の共同処理体制等

大規模災害による災害廃棄物が東京23区内で発生した場合、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）が、円滑かつ迅速に災害廃棄物の対応を行うため、各区等の共同処理及び事業者団体等への協力要請に関する基本的事項を定めた協定を令和2年4月に締結した。

1 災害廃棄物の共同処理等に関する協定

東京23区内の1カ所以上で震度6弱以上の地震が観測された場合または必要があると認められた場合は、発災後1週間を目途に特別区災害廃棄物処理初動本部を設置し、各区等の被害情報の集約・共有等を行う。

災害廃棄物の共同処理が必要な場合は、特別区災害廃棄物処理対策本部を設置し、災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定をはじめ、車両、二次仮置場、広域処理、国庫補助等の調整を行う。

※災害廃棄物の共同処理等に関する協定は、別冊資料(362ページ)を参照。

2 災害時における事業者団体等との協定

災害時には各区等は事業者団体等に対し、災害廃棄物の収集運搬、処理処分等の協力を要請する。事業者団体等は各協定に基づき協力を実施する。

※災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）は、別冊資料(364ページ)を参照。

※災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京環境保全協会）は、別冊資料(366ページ)を参照。

※災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都中小建設業協会）は、別冊資料(368ページ)を参照。

※災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都産業資源循環協会）は、別冊資料(370ページ)を参照。

第5 災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害が起きた際には、大量のごみの発生が想定されることから、区民の生活環境の保全や公衆衛生を確保し、速やかな復旧・復興を図るため、区の災害廃棄物処理に関する基本的事項等を定める「災害廃棄物処理計画」を策定する。

第3章 し尿処理計画

第1 基本方針

- 1 上水機能に支障が生じている場合は、生活用水を確保することにより、既存水洗トイレを継続して利用するなど下水道機能の有効活用を図る。
- 2 下水機能に支障が生じている場合には、仮設トイレと併せて簡易トイレ、マンホールトイレ等を使用する。
- 3 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- 4 仮設トイレ等から収集したし尿は、原則として下水道施設(水再生センター及び主要管きよの指定マンホール)などへの投入により処理する。
- 5 組立式簡易トイレ等により排出されるし尿は、清掃工場で焼却処理する。
- 6 確保できるし尿収集車のみで対応できない場合は、都に応援を要請する。
※災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書は、別冊資料(374ページ)を参照。
※マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書は、別冊資料(372ページ)を参照。

第2 避難場所等における対応

- 1 避難場所における対応
防災用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、下水道機能の活用を図るとともに、水洗トイレが不足する場合は仮設トイレ等により対応する。
なお、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等の状況により、上記対応の必要性を判断する。
- 2 避難所における対応
学校のプール、防災用井戸等により生活用水の確保に努め、可能な限り水洗トイレを使用するとともに、避難所に備蓄されている簡易トイレ等を活用する。
なお、備蓄が不足する場合には、都福祉保健局に要請する。
- 3 地域における対応
くみおき、防災用井戸、河川等により生活用水の確保に努め、可能な限り水洗トイレを使用するとともに、各事業所・家庭において備蓄する簡易トイレ等を活用する。
なお、区は、日頃から断水時における生活用水の確保及び簡易トイレ等の備蓄及び使用後の処理方法について周知する。

第3 処理計画

- 1 災害がおさまり次第、避難所等の水洗トイレ及び仮設トイレ等の状況を把握し、し尿処理計画

を策定し迅速な処理に努める。

- 2 し尿収集車等の確保にあたっては、協力協定団体である東京都環境保全協同組合に協力要請を行うとともに、必要に応じて都に応援を要請する。
- 3 計画の実施後も、定期的にし尿の貯留状況等を確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。

第4 区のトイレ確保対策

1 備蓄の現況

種類	備蓄数	発災後の設置場所	し尿処理方法	容量	備考
地下タンク式 仮設トイレ	地下タンク 3基 仮設トイレ 6基×3カ所	・浜町公園(5) ・新月島公園(5) ・京橋公園(5) ()の数は、マンホール数	公園地下に設置しているタンクに貯留し、収集車で下水道投入施設(※)に搬入	地下タンク1基の容量約12,000ℓで、約20,000人分の貯留が可能	脱臭剤付き
便槽式 仮設トイレ	大便所 30台 小便所 30台 (予備便槽 50台)	・広域避難場所 ・防災拠点等	大便所・小便所共用の便槽に貯留し、収集車で下水道投入施設(※)に搬入	便槽1個の有効許容量は320ℓで約270人分の貯留が可能	脱臭剤付き
マンホール トイレ	237台	・防災拠点 ・下水道局指定の区内マンホール ・明石町河岸公園 ・晴海臨海公園	下水管に直接排泄するため、処理の必要なし	—	明石町河岸公園は、環境土木部が公園内に備蓄
組立式簡易 トイレ	1,391個	・防災拠点	汚物の入った使用済みポリ袋は可燃ごみとして処理	ポリ袋1枚の容量18ℓで最大10人分の貯留が可能	脱臭剤付き
簡易トイレ 既設洋式用	95セット	同上	同上	同上	同上
簡易トイレ用 予備ポリ袋	121,240枚	—	—	—	—

2 し尿投入下水道施設

- (1) 芝浦水再生センター(港区港南1-2-28)
- (2) 東京二十三区清掃一部事務組合大井作業所(品川区八潮1-4-1)
- (3) 指定マンホール
 - ア 日本橋浜町3-4
 - イ 日本橋箱崎町44-9(東京都下水道局箱崎ポンプ所内)

3 防災拠点における屋外排水管の耐震化等

避難所となる施設の排水設備及び取付管に可とう性継手等を採用して耐震性を強化し、震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。また、既設排水管等の耐震化が困難な施設については、新たに下水道本管に接続する屋外配管を布設し、災害用トイレシステムを整備している。

4 災害時対応型公衆便所

災害時に給排水ができなくなった場合、床下のピットを便槽として利用する。現在、区内公衆便所47カ所設置済みで、1カ所あたりの容量は、10~60m³程度で、約5,000~30,000人分、47カ所合計で約1,216m³、約58万人分の貯留が可能である。し尿の処理は、地下便槽に貯留したものを収集車で下水道投入施設に搬入する。

(令和2年4月1日現在)

京橋地域(18カ所)	日本橋地域(19カ所)	月島地域(10カ所)
<ul style="list-style-type: none"> ・新京橋際 ・京橋際 ・水谷橋公園内 ・数寄屋橋公園内 ・元木挽橋際 ・出雲橋際 ・元八通八橋際 ・桜川公園内 ・佃大橋西詰 ・築地川公園内 ・中央市場脇 ・門跡橋東 ・元南明橋際 ・久安橋際 ・霊岸橋際 ・越前堀児童公園内 ・新川公園内 ・亀島橋際 	<ul style="list-style-type: none"> ・常盤公園内 ・日本橋際 ・江戸橋際 ・堀留児童公園内 ・十思公園内 ・小網町二丁目 ・蛸殻町公園内 ・箱崎川第二公園内 ・箱崎町 ・左衛門橋際 ・久松児童公園内 ・浜町公園内西側 ・浜町公園内南側 ・西河岸橋際 ・茅場橋際 ・新亀島橋際 ・江戸桜通り地下 ・浜町緑道内 ・豊海橋際 	<ul style="list-style-type: none"> ・石川島公園内 ・相生橋際 ・元新月橋際 ・西仲橋際 ・月島第一児童公園内 ・月島第二児童公園内 ・豊海運動公園内 ・黎明橋公園内 ・佃大橋東 ・月島三丁目児童遊園内

第5 災害時における事業者団体等との協定

災害時には23区及び東京二十三区清掃一部事務組合は事業者団体等に対し、し尿の収集運搬、処理処分等の協力を要請する。事業者団体等は各協定に基づき協力を実施する。

※災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定(東京環境保全協会)は、別冊資料(375ページ)を参照。

※災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定(東京廃棄物事業協同組合)は、別冊資料(377ページ)を参照。

※災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定(京葉興業)は、別冊資料(379ページ)を参照。

※災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定(太陽油化)は、別冊資料(381ページ)を参照。

第4章 がれき処理計画

第1 活動方針

- 1 被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材、コンクリートがら、金属くず等（以下「がれき」という。）の再利用、適正処理を実施する。
- 2 発災後、区は「がれき処理対策班（以下、本編において「対策班」という。）」を設け、都等と連携して地域のがれき処理を行う。

第2 推定発生量

「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月東京都防災会議発表）では、東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震が起きたとき、本区で発生する震災廃棄物は88万tと想定されている。

第3 処理計画

- 1 がれき処理計画の策定
区は、下記の事項を考慮し、所管の区域におけるがれき処理の計画を策定する。
 - (1) 被害状況を確認し、がれき発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
 - (2) がれき処理推進体制を整備する。
 - (3) 発災直後のさまざまな情報を収集・整理し、所管の区域におけるがれき処理の基本方針を明らかにしたものとする。
 - (4) がれき処理マニュアルにしたがって処理する。
- 2 都への報告
所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量とともに都へ報告する。
- 3 緊急道路障害物除去作業に伴うがれきの搬送
がれき仮置場（第一仮置場）に搬送し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。
- 4 がれきの撤去及び倒壊建物の解体
がれき撤去は、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、対策班において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。
また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体処理に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。
- 5 事務の内容
 - (1) 住民への周知
対策班は、発災後できるだけ早い段階において、広報紙等を通じて住民にがれき処理の手続き等を周知する。
 - (2) 受付事務
対策班は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。
 - (3) 確認事務
申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当か

どうかを判断する。

(4) 民間業者との契約事務

解体・撤去することが適当と認められたものについて、対策班は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しながら、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(5) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、飛散防止を図るため所定の方針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。搬出したがれきは、対策班の指示する仮置場に搬入する。また、廃材等の野焼き防止に努める。

6 仮置場の確保

仮置場は、積み替えによるがれきの輸送効率の向上と分別徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として使用する。

(1) 第一仮置場

緊急道路障害物除去により収集したがれきを処理体制が整うまでの間仮置きするために、区が指定する。道路障害物除去終了後は引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生したがれきの積替用地として使用する。

(2) 第二仮置場

緊急道路障害物除去終了後、建物の解体により発生したがれきの積替用地として、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用するなどして、区が指定する。

(3) 第三仮置場

第一・第二仮置場から搬出した廃木材、コンクリートがら等はできる限り再利用するが、その際に中間処理、再利用施設が円滑に機能するまでの間の貯留用地として区が指定する。

なお、用地の確保が困難な場合は、都に支援を要請する。

7 がれきの中間処理、再利用、最終処分

第一、第二仮置場から分別して搬出したがれきは、破碎処理等の中間処理を行った後、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」に基づいて次の品目ごとにできるだけ再利用する。

再利用が不可能なもの（瓦、モルタル、ガラス等）に限り、できるだけ減容・減量化したうえで環境汚染防止に十分配慮しつつ、都が管理する既存の埋立処分場に搬入する。

(1) 廃木材

破碎処理した後チップ化し、製紙用・ボード用・燃料用等として再利用する。チップ化できないものについては、清掃工場等において焼却処分する。

(2) コンクリートがら

破碎処理し、路盤材、工事現場における埋め戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事材料等に再利用するか、震災復興需要が旺盛になるまで積み置く。

(3) 金属くず

製鋼材料等の再利用のため資源として売却する。

第4 区の体制

都等と協力して、災対環境土木部及び災対都市整備部で行う。

第22編 遺体の捜索、取扱い及び火葬計画

(区・災対保健所部、災対環境土木部、災対区民部、警察署)

主な機関の応急・復旧対策

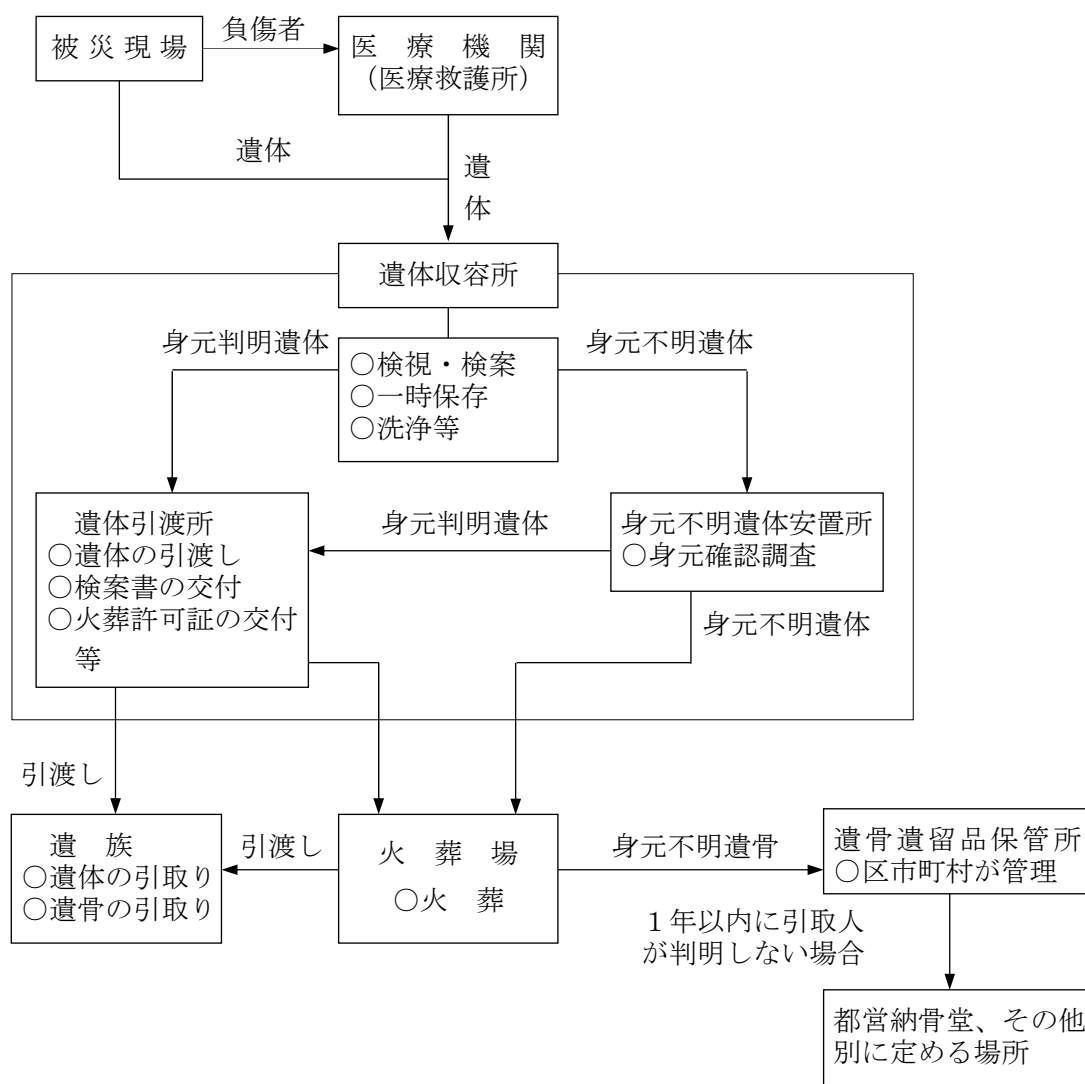
機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	復旧対応期
災対区民部			○遺体の引渡し ○死亡届の受理 ○火葬許可書の発行 ○火葬の実施調整	
災対保健所部		○遺体収容所、遺体安置所の設置・運営		
災対環境土木部		○遺体の捜索 ○遺体収容所へ遺体の搬送		
警視庁		○遺体の捜索協力 ○検視班等の編成・派遣・検視 ○検案の要請 ○検視・検案に必要な資器材等の調達 ○遺体の身元確認 ○遺体の引渡し		
都福祉保健局		○検案班の編成・派遣・検案 ○検視・検案に必要な資器材等の調達		

第1章 計画方針

第1 活動方針及び計画目標

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、区は都及び警察署その他関係機関等と相互に連携を緊密にして、遅滞なく対応し、人心の安定を図る。

第2 遺体取扱いの流れ



第2章 遺体の搜索・収容等

第1 区・災対環境土木部

行方不明の状態にあり、周囲の事情から現に死亡していると推定される者の搜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容は、区が警察署等関係機関と連携して実施する。

その際、状況に応じて都及びその他関係機関並びに民間団体等の協力を得るとともに、作業員の雇上げ等を行う。

第2 警察署

- 1 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。
- 2 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。
- 3 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
- 4 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。

第3 搜索の期間等

- 1 搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 2 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。
 - (1) 延長の期間
 - (2) 期間の延長を要する地域
 - (3) 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。)
 - (4) その他(延長することによって搜索されるべき遺体数等)

第4 必要帳票等の整備

区は、行方不明者の搜索及びそれに伴い遺体を発見・收容した場合に備えて、次の書類を整備する。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 搜索用機械器具燃料受払簿
- (3) 遺体の搜索状況記録簿
- (4) 遺体の搜索用関係支出証拠書類

第3章 遺体の搬送(区・災対環境土木部)

第1 遺体收容所への搬送

- 1 遺体收容所の管理者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体收容所に搬送する。
- 2 遺体の搬送では、警察署への通報を行い、状況に応じて、都及び関係機関へ協力依頼する。
なお、遺体の搬送等について、「災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定」を締結している区内土木業者の協力を得る。
- 3 遺体收容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者、遺体発見日時、発見場所、発見の状況及び遺体の身元認知の有無等について、可能な限り確認する。

第2 火葬場への搬送

遺族等による搬送・火葬が困難な遺体又は死亡した者の遺族がいない遺体を火葬場に搬送し、火葬に付する。

第4章 遺体收容所の設置等(区・災対保健所部、災対指令部)

第1 遺体收容所の設置(災対保健所部)

- 1 災害発生後速やかに遺体收容所を開設し、必要器具を用意した上で遺体を收容し、開設状況について都及び警察署に報告する。
- 2 遺体收容所の開設・運営に関して対応能力を超える場合は、都及び関係機関に応援を要請する。
- 3 遺体收容所の設置場所は、総合スポーツセンター(中央区日本橋浜町2-59-1)地下とし、遺体收容にかかる必要な資器材を備蓄する(遺体收容所は1体当たり8m²以上を確保)。

第2 遺体收容所での活動(災対保健所部、災対指令部)

- 1 区は、遺体收容所設置に関する初動的な対応や遺体收容所における各種業務(身元の確認、検視・検案、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可書の交付等の関係法令に基づく手続きや

遺体の引渡し、遺体の洗浄及び一時的な保存等)を一括して円滑に実施できるように遺体収容所に管理責任者を設置する。

- 2 検視・検案が未実施の遺体等で一時的保存が必要である場合は、都及び警察署と密接な連携のうえ、その取扱いに適正を期する。
- 3 泥土、汚物等が付着した遺体については、都福祉保健局と連携した上、必要に応じて作業員を雇い上げるなど要員を確保し、遺体の洗浄、縫合、消毒を実施する。
- 4 遺体の身元を確認し、死体取扱票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- 5 災対保健所部は、災対財政広報部をはじめ、都及び警察署と連携の上、遺体収容所の設置状況、遺体収容状況等に関し、報道機関への情報提供等により区民等に対する広報に努める。
- 6 遺体取扱いの期間は、災害発生の日から10日以内とする。11日以降も遺体の取扱いを必要とする場合は、期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。
 - (1) 延長の期間
 - (2) 期間の延長を要する地域
 - (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）
 - (4) その他（延長することによって取扱いを要する遺体数等）
- 7 区は、遺体の処理に必要な下記の帳票等を作成、整備する。
 - (1) 救助記録日計票
 - (2) 遺体取扱台帳
 - (3) 遺体取扱費支出関係証拠書類

第5章 検視・検案等（都・各機関、区・災対保健所部、災対指令部）

区は、都及び警察署と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等が迅速かつ適切に行える体制を確立する。

第1 検視・検案に関する機関別活動

1 機関別活動内容

都防災計画に、以下のとおり定められている。

機 関 名	活 動 内 容
都 福 祉 保 健 局	1 都知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 2 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 3 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。

機 関 名	活 動 内 容
監 察 医 務 院	1 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と連絡調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 2 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 3 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 4 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警 視 庁	1 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 2 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 3 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。

2 検視班等の編成・出動

検視班の指揮者（警察署長等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整のうえ、検視活動を進める。

3 検案班の編成・出動

都福祉保健局（編成責任者は監察医務院長）は、検案要請の状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を調整のうえ、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、出動を発令する。

検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整した後、検案活動を進める。

第2 検視・検案に関する機関別協力内容

都防災計画に、以下のとおり定められている。

機 関 名	協 力 内 容
都 医 師 会	都の要請により、遺体の検案に協力する。
都 歯 科 医 師 会	都及び警視庁の要請に基づき、遺体の身元確認に協力する。
日 赤 東 京 都 支 部	都の要請により、遺体の検案に協力する。
日 本 法 医 学 会	都の要請により、検案医の確保・派遣に協力する。

関係機関が協力する検視・検案活動については、警視庁及び都福祉健康局（監察医務院）の検案責任者の指揮に基づいて行う。

第3 検視・検案・身元確認活動の場所

検視・検案は、区が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合は、医療機関等の死亡確認場所において行う。

第4 区民等への情報提供

災害発生時における検視・検案及び遺体の引渡しを円滑に行うため、都は区をはじめ関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

第5 資器材等の備蓄、調達

都及び警視庁は、検視・検案に必要な資器材等について適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。

第6 遺体の身元確認

- 1 警視庁の編成による「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。なお、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長（災対保健所部）に引き継ぐ。
- 2 都歯科医師会は、警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。身元確認班は、警視庁の検視責任者の指導に基づき、必要な身元確認作業に従事する。
- 3 区は、身元不明者及び身元不明遺体の保管について周知する。

第7 遺体の遺族等への引渡し

遺体の引き渡し業務は、原則として警視庁（所轄警察署）及び区が協力して行う。

区職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合、警視庁「遺体引渡班」の指示に従う。

第8 死亡届の受理、火葬許可証の発行等

- 1 区（災対指令部）は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。
- 2 区（災対指令部）は、死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

第9 検視・検案・身元確認訓練

中央区総合防災訓練に併せて、遺体の検視、検案、身元確認、死亡届の受理、火葬許可書の交付等について、区内医師会、区内歯科医師会、警視庁、区内各警察署等と連携した訓練を実施している。

第6章 遺体安置所の設置（区・災対保健所部）

検死・検案を終えた遺体を保管しておくために遺体収容所に遺体安置所を設置し、責任者を配置して、遺体に関する名簿の作成、遺体の管理、災害死体送付票の作成、遺体の搬出入等必要な業務を円滑に実施する。

第7章 火葬（都、区・災対保健所部）

被災地における火葬場の機能が低下したり、一度に多数の死亡者が発生した場合には、被災していない都内及び近隣の火葬場を活用して、広域的な火葬（以下「広域火葬」という。）を行う事態が想定されるため、都は広域火葬実施計画に基づき災害規模に応じた効率的な広域火葬を推進する。

第1 広域火葬の実施

- 1 都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部（福祉保健局）に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。
- 2 区は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。
 - (1) 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
 - (2) 区民に対し、都内全域が広域火葬体制にあたることを周知する。
 - (3) 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。
 - (4) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
 - (5) 区は、火葬を実施した場合等は、次の帳票を整備する。
 - ア 救助実施記録日計表
 - イ 埋葬台帳
 - ウ 埋葬費支出証拠書類

第2 身元不明遺体の取扱い等

身元不明遺体の取扱いに適正を期するため、区は都及び警察等の関係機関と緊密な連携を図る。

- 1 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。その際、火葬台帳、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保管する。
- 2 身元不明の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に移管する。

第3 死亡者に関する公報

区は、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区庁舎・遺体収容所への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、住民等への情報提供を行う。

第23編 住宅応急対策計画（区・災対都市整備部）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	復旧対応期
災対都市整備部			<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅の設営地の選定 → ○ 被災住宅の応急危険度判定の実施 → ○ 被災住宅の応急修理計画 → 	
都都市整備局		<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災住宅の応急危険度判定支援本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急危険度判定員の派遣 → ○ 応急住宅の確保 → 	

第1章 計画方針

余震等による建築物の倒壊等二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を実施するとともに、住家が滅失又は破損した被災者に対する被災住宅の応急修理、一時提供住宅の供給及び応急仮設住宅の設置を行う。

第2章 被災住宅の応急危険度判定

第1 判定制度の目的

区は、地震後、都との役割分担に基づき、余震による被災民間住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、ボランティアの協力を得て応急危険度判定を実施する。

第2 判定の実施

応急危険度判定の実施について、都防災計画に次のように定められている。

判定対象住宅	判定の実施
民間住宅等	<ol style="list-style-type: none"> 1 区市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 2 都知事は、区市町村長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。 3 区市町村に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 4 都知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請する。
都営住宅等	<ol style="list-style-type: none"> 1 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都都市整備局及び都住宅供給公社が実施する。 2 都都市整備局及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。
都市再生機構等が管理する住宅	<p>独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。</p>

第3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の三種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

第3章 家屋・住家被害状況調査等

第1 調査の目的

住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する。

第2 調査の実施

国が示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定め、それに基づき、当該調査を実施する。

都は、区が行う調査への応援体制を整備するとともに、必要に応じてその他の団体へ人員派遣を要請し、区の業務を支援する。

第3 り災証明書の発行（区・災対総務部）

災対総務部は、住宅被害の認定調査の結果に基づき、速やかにり災証明を発行する。

都は、区が速やかにり災証明を発行できるよう、応援体制を整備する。

※り災証明の発行については、第4部第3編「り災証明」（314ページ）を参照。

第4章 応急仮設住宅の設置

第1 方針

災害のため住家が滅失又は破損し、自己の資力によって居住する住家を確保することができない被災者を入居させるため、応急仮設住宅を設置する。

第2 設置主体

- 1 災害救助法が適用されないときには区が設置する。
- 2 災害救助法適用後は都が設置する。

第3 設営地の選定

応急仮設住宅の建設予定地は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、一時避難場所等の利用計画の有無などを考慮のうえ、あらかじめ区として次の公園及び運動場を指定し、不足する場合には、国・都の所有地又は民間空地进行を建設予定地として検討する。

なお、区は、常に最新の建設予定地の状況を把握するとともに、年1回都に状況を報告する。

施設名	所在地	敷地面積	有効面積	所有者
あかつき公園	築地7-19-1	12,174m ²	6,401m ²	区
浜町公園	日本橋浜町2-59-1	47,452m ²	20,127m ²	区
坂本町公園	日本橋兜町15-3	5,009m ²	1,260m ²	区
新月島公園	晴海1-3-29	18,949m ²	10,272m ²	区

※敷地面積は、その施設の土地面積とする。

※その施設において樹木や建物などにより利用することが出来ない面積を除いた面積とする。

また、災害救助法が適用された場合で、本区の区域内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通しあうものとする。

第4 建築の型式及び規模等

建物の型式は災害の状況に応じて、そのつど定めるものとするが、規模等は都の設置基準に準ずるものとする。なお、都の設置基準は次のとおりである。

- 1 設置戸数
供給戸数は都知事が決定する。
- 2 建物の構造
平屋建て、2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- 3 規模及び経費
1戸当たりの床面積及び設置費用については、国が定める基準による。

第5 実施方法

区が設置する場合は災対都市整備部において実施する。この場合、設置開始時点及び戸数については区長（本部長）が定める。なお、応急仮設住宅の設置は災害発生の日から20日以内に着工し、入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

災害救助法適用後は、区長は必要があると認めたときは、直ちに都知事（都本部長）に対して設置の要請をする。

応急仮設住宅の設置に必要な人員及び資器材を確保するとともに、区内建築・設備・管業者の民

間団体から協力を得るために、平成7年12月中央区災害対策建築協力会と協定を締結した。

※災害時における応急対策業務に関する協力協定書(建築協力会)は、別冊資料(393ページ)を参照。

第6 入居者の選定

1 入居資格

- (1) 住居が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力では住家を確保できない者であること。

※使用申込みは1世帯1カ所限りとする。

2 入居者の募集及び選定

(1) 災害救助法適用後

入居者の募集及び選定は区が実施する。なお、入居者の選定は都が策定する基準に基づくものとする。

入居者募集計画は被災状況に応じ都が策定し、区に住宅を割り当てる。

割り当てに際しては、原則として当該区の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合は、区市町村間で融通しあう。なお、区は高齢者、障害者、妊産婦・乳幼児等の要配慮者やひとり親世帯の優先的入居に努めることとする。

(2) 災害救助法が適用されない場合

入居者の募集計画は、被災状況に応じて区が策定し、被災者に対し募集を行う。

入居者の選定は、災害救助法が適用された場合に準じる。

第7 住宅の管理

- 1 区が管理する場合には、入居期間、使用条件、その他必要な事項等を定め、災対都市整備部が管理する。
- 2 都が管理するものについては、区はこれに協力するものとする。
- 3 区は、消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

第8 まちづくり支援用施設、区立住宅等の提供

応急仮設住宅を補完するため、まちづくり支援用施設(仮住宅、仮店舗)及び区民住宅の空き室等を活用する。

第9 都営住宅・区営住宅等の供給

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急仮設住宅として供給する。

都は、都営住宅の空き家の確保、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求めるとともに、関係団体と協力し、借り上げによる民間賃貸住宅を提供するよう努める。

入居資格及び入居者の募集・選定については、原則、応急仮設住宅として行う。

区は、都の要請を受け、区営住宅の空き家を確保・提供するとともに、入居者管理のため、必要な帳票を整備する。

第5章 一般被災住宅の応急修理

第1 方針

災害のため住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理ができない人に対して、被災をしながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を行うものとする。

第2 実施主体

- 1 災害救助法が適用されないときには区が実施する。
- 2 災害救助法適用後は都が実施する。場合により、都は、区に事務を移管する。

第3 実施方法

- 1 修理は、原則、都が一般社団法人東京建設業協会のあっせんする建設業者及び中央区災害対策建築協会の協力により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことが出来ない部分の修理を行う。場合により、都は、区に事務を移管する。
- 2 1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。
- 3 期間は、原則、1カ月以内に完了する。

※災害時における応急対策業務に関する協力協定書(建築協会)は、別冊資料(393ページ)を参照。

第4 修理住宅の選定

- 1 区による被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、区が募集・選定事務を行う。
- 2 修理対象戸数は、都が決定する。

第24編 警備計画（第一方面本部、警察署）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	復旧対応期
警視庁	○最高警備本部／警備本部の設置			
	○警備体制の確立			
	○情報の収集		→	
	○負傷者の救出等		→	
	○警備部隊の編成		→	
	○交通規制等の実施		→	
		○犯罪の予防・検挙等		→

第1章 警備活動方針

第1 関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な防災活動の推進に寄与するよう努めるとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の防災活動に協力する。

第2 災害が発生した場合には、全力を尽くして人命の救出救護に努めるほか、人心の安定を図るための現場広報を活発に行うとともに、適切な部隊運用により、交通規制、犯罪の予防等の応急対策を実施し、もって区民の生命、身体及び財産の保護並びに災害地における秩序の維持にあたる。

第2章 警察の任務

災害に対する警察の任務は、都防災計画、警視庁震災警備実施計画、警視庁風水害警備実施要綱及びその他関係規程により実施するが、その内容は概ね次のとおりである。

第1 災害予防

- 1 危険地域（箇所）の調査等実態把握
- 2 避難収容施設、避難場所及び誘導路の調査等実態把握
- 3 訓練の実施

第2 災害応急対策

- 1 警備体制の確立
- 2 災害に関する情報の収集
- 3 避難のための勧告及び指示並びに誘導
- 4 負傷者の救出等
- 5 河川及び沿岸水域、その他危険個所の警戒
- 6 警報等の通報伝達
- 7 警戒区域の決定
- 8 被害調査

- 9 交通規制及び交通取締り（第3部第7編第3章「災害時における交通規制」（148ページ）を参照）
- 10 交通秩序の確保
- 11 交通信号施設等の維持
- 12 犯罪の予防・検挙、その他社会秩序の維持
- 13 危険物の保安
- 14 行方不明者の捜索及び死者の検視並びに死体処理協力
- 15 流言飛語の防止
- 16 広報活動
- 17 水防活動等に対する協力
- 18 応急的障害物の除去
- 19 漂流物等の応急処理

第3 事後措置

- 1 関係機関との対策協議
- 2 被害地域の警戒
- 3 道路応急復旧対策の促進
- 4 被害者救援対策の協力
- 5 巡回連絡の強化と被害実態の把握
- 6 結果報告
- 7 実施結果の反省検討

第3章 警備態勢

災害警備に際し、各警察署は警備部長の命により、次の段階に応じた配備態勢をとるものとする。ただし、命令がない場合であっても各警察署長は、管内情報又は所掌事務に応じて各段階の態勢をとることができるものとする。

第1 大震災時の警備態勢

大地震が発生し相当の被害が生じた場合は、次の風水害時の警備態勢のうち非常態勢をとり、全部隊をもって警備活動にあたる。

第2 風水害時の警備態勢

1 準備態勢

台風が概ね定型的に転向点に達して、その進路が東海ないし関東地方に向かった場合、又は降雨量その他気象条件から判断して被害の発生が予想される場合に発令し、概ね次の措置をとる。

- (1) 情報の入手と情報の伝達
- (2) 台風進路図の掲出、進路の表示
- (3) 警備資器材の点検整備
- (4) 借上げ車両、舟艇、資材の確保
- (5) 警察施設の防護と休養施設の準備
- (6) 招集事務の準備
- (7) 初動態勢の確立

(8) 管内情勢の把握

2 注意態勢

台風の進路が概ね関東地方に向い、その規模から判断して、管内に相当の影響を与えることが予想される場合、又は降雨量その他の気象条件から判断して、被害の発生が予想される場合に発令し、概ね次の措置をとる。

- (1) 夜間の警備係幹部、その他による宿直の強化
- (2) 警備要員の待機（日勤員の待機、寮員の在寮待機又は招集待機）
- (3) 休養施設と給食の準備
- (4) 通信の優先確保
- (5) 整備資器材の携行準備と装備の必要箇所への配置
- (6) 情勢判断と管内情勢の把握
- (7) 危険箇所の視察、警戒
- (8) 警備部隊の編成準備
- (9) 避難誘導準備

3 警戒態勢

東京地方に暴風・大雨警報が発令された場合、利根川、荒川、多摩川等に洪水が発生し、管内に影響を与えると判断した場合、降雨量その他の気象条件から判断して相当の被害発生が予想される場合に発令し、概ね次の措置をとる。

- (1) 警備員を招集（参集）し最小限度の事務要員を除き警備部隊を編成
- (2) 現場警備本部の設置
- (3) 警察施設の防護強化
- (4) 部隊（警戒員）事前配置
- (5) 車両、舟艇、資器材の借上げ
- (6) 通信機の配置活用
- (7) 管内情勢の把握と関係機関に対する連絡
- (8) 避難誘導體制の確立
- (9) 部隊の応援要請又は派遣
- (10) 浸水等の措置
- (11) 広報活動の強化

4 非常態勢

台風の通過により、高潮の来襲又は河川の増水により堤防の決壊、溢すい、洪水の流下、内水の氾濫等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、又はこれらの重大な被害が発生した場合発令し、概ね次の警備活動にあたる。

- (1) 危険区域の指定
- (2) 避難誘導
- (3) 避難立退地域の警戒
- (4) 埋没者等の救出及び身元確認
- (5) 交通秩序の確立
- (6) 被害調査

- (7) 広報活動
- (8) 関係機関との連絡と協力
- (9) 犯罪の予防及び取締り
- (10) 情報の収集
- (11) 必要により相談所の開設

第4章 警備部隊の編成

第1 警備本部の設置

天災地変等非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合は、警視庁警備規程に定める「警備本部の設置基準」により、警視庁本部に最高警備本部を設置するほか、第一方面本部及び方面区内各警察署には、それぞれ警備本部を設置して指揮体制を確立する。

第2 警備要員の措置

- 1 非常事態の発生を知った警備要員は、直ちに所定の任務に従事する。
- 2 非常事態が発生し、又は発生が予想されることを知った非番員は、直ちに自所属あるいはあらかじめ定められた所属に参集し所定の配置につく。

第3 警備部隊の配備運用

- 1 各警察署においては、特に最高警備本部長又は第一方面本部長から別命のない限り、所定の計画に基づき、自動的に警備要員を配備し警戒にあたる。
- 2 管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想されるときは、一般事務処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し警備にあたる。
- 3 大規模な災害が発生して、長期間警備を必要とする場合は、勤務を臨時変更して部隊を編成し警備にあたる。
- 4 第一方面本部長は、比較的被害の少ない警察署又は長期警備を必要としない警察署員をもって方面警察隊を編成し、状況に応じて方面区内の警備及び応援派遣に備える。

第25編 救助・救急計画（第一消防方面本部、消防署、消防団）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	復旧対応期
東京消防庁	○震災非常配備態勢の発令 ○震災消防活動態勢の確立 ○人命救助、救急活動		○東京DMAT・医療救護班の派遣要請 ○救助・救急活動に必要な重機等の調達 ○仮救護所の設置	

第1章 計画方針

第1 活動方針

震災時には、火災や建物・ブロック塀の倒壊、落下物等により、多数の救助・救急事故が発生することが予想されることから、このような事例に対処するため、関係防災機関において、必要な救助・救急体制の強化を図る。

第2 救助・救急活動態勢等

- 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。また、震災により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、救助資器材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用できる体制を整えている。
- 救助・救急活動に必要な重機等に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。

なお、区は、災害における建築物その他の工作物の崩壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業のため、東京都印刷工業組合京橋・日本橋支部及び東京都製本工業組合京橋・日本橋支部と災害時における応急対策活動支援に関する協定を締結した。

- 救急活動にあたっては、医療救護所（以下、本編において「救護所」という。）が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し共助体制を確立するとともに、救急資器材（非常用資器材）等を有効に活用して負傷者の救護にあたる。
- 多数の負傷者の発生が予想され、又は発生した場合で救護所の設置を必要とする場合は、区災害対策本部長又は区内医師会に対して、医療救護班の派遣を要請する。

第3 救助体制の整備

- 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図る。
- 地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特別救助隊が配置されていない消防署にあっては、救助資機（器）材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用を図る。
- 地震時において、常備消防力を最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた資機（器）材

の整備を図る。

第4 東京DMATの活動

東京DMATは、救出救助部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等の救護活動にあたる。
東京DMATの出場、活動要領は「東京DMAT運営要領」による。

第2章 事前対策

第1 傷病者受入態勢の把握

区内の救急告示医療機関

病院名	住所	病床数	診療科目	電話
木挽町医院	銀座4-11-4	19	内・外・整・放・消・脳・救	3541-3800
聖路加国際病院	明石町9-1	520	内・血内・心内・呼内外・腎内・内代内・神内・感・循内・外・心・消内外・胸・形・乳外・脳・小・小外・産婦・整・皮・泌・眼・耳・歯・歯外・精・緩・麻・放・救・腫内・鏡内・血腫内・病診・内外 他	3541-5151

第2 救急体制の整備

- 1 救急救命士等の救急隊員を養成するとともに、教育訓練の充実を図る。
- 2 高度救急資器材、トリアージタグ及び消防隊用応急救護資器材を増強整備する。
- 3 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、救急医療情報システムの整備・耐震化を図り、医療情報収集体制を強化する。

第3 区民の自主救出活動能力の向上

1 救出活動技術の普及・啓発

震災時の広域的又は局所的な救助・救急事象の多発に対処するため、防火管理者、自衛消防隊員、防災区民組織の救出救護班員及び一般区民に対する救出活動知識の普及、啓発活動を積極的に推進するとともに、自助・共助体制の充実強化を図るため、町会・自治会、社会福祉施設、各事業所等との災害時応援協定締結を促進する。

2 応急救護知識及び技術の向上

震災時の救急事象の多発に対処するため区民に対し、自らが適切な応急救護措置が行えるよう必要がある。また、防火管理者、自衛消防隊員を始めてとして地域防災組織等の救出救護班員及び一般区民に対し、救助・救急班が軽傷者に対し処置ができるよう応急救護知識、技術に関する普及、啓発活動を積極的に推進する。

3 実践的な防火防災訓練の推進

都民防災教育センター（防災館）の長周期地震動体験コーナー等を活用した訓練体験の推進及び要配慮者を取り入れた防災訓練の推進を図る。特に若年層の参加を促進する。

排水栓、スタンドパイプの活用促進を図る。

第4 消防団の救出・救護活動能力の向上

- 1 各種救助資器材及びMCA無線機、バルーン型照明器具等を有効活用し、現場活動能力の更な

る向上を図る。

また、応急手当普及員を養成し、救護体制を強化する。

- 2 地域住民に対して実践的な救助救出訓練指導や防火防災意識の啓蒙が図れるように防災リーダーとしての教育訓練を徹底する。

また、消防団と地域防災組織及び災害時支援ボランティア等との連携を一層強化するため、消防団員と地域住民が一体となった救出救護訓練を推進し救出救護能力の向上を図る。

第26編 応急教育計画（区・災対教育部）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	復旧対応期
災対教育部	○児童等の安全確保 ○施設の安全確認 ○被害状況の報告		○保護者への連絡 ○児童等の引渡し	学用品の調達・配分○ → 応急教育の実施○ →

第1章 計画方針

第1 活動方針

教育に関する防災事務を総括的かつ計画的に推進し、学校教育及び社会教育の目的の達成を期する。

第2 計画目標

- 1 区立小学校、中学校、幼稚園及び宇佐美学園等の災害予防、応急対策等の確立を通じて、幼児・児童・生徒（以下、本編において「児童等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保について万全を期する。また、子どもの居場所（以下、本編において「プレディ」という。）の児童においても、同様とする。
- 2 前項の目標を達成するため、年次計画により区立小・中学校全校及び幼稚園に帰宅困難な児童等の食料及び災害対策用備品等（学用品、ヘルメット等）を整備する。

第2章 事前準備

第1 学校長及び幼稚園長（以下、本編において「学校長等」という。）は、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導方法等についても明確にする。

第2 学校長等は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育態勢に備えて、次の措置を講じる。

- 1 登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を随時見直す。
- 2 教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認を行う。
- 3 学校長等は、勤務時間外の所属職員の所在、非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- 4 プレディの職員は、学校長と協力し、本項の措置の遂行に努める。

第3 学校長等は、児童等に対し、地震から身を守る行動力を体得させるため、地震体験車による災害疑似体験や緊急地震速報が発表された際の対応など、地震発生時の状況に即した訓練を行い、発

達段階に応じた防災教育を推進する。

第3章 災害時の態勢

第1 学校長等は、児童等に対して適切に避難を指示する。

第2 学校長等は、児童等の安全を確保するとともに、職員及び施設の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に状況を報告する。

第3 学校長等は、災害用伝言ダイヤル・伝言板、電子メール、SNSなど、各種メディア・ツールを活用し、保護者に災害情報を連絡する。

第4 学校長等は、家庭・通学路等の安全確認ができるまでの間、児童等を学校の安全な場所に一時保護し、確実に保護者等への引渡しができる場合に帰宅させる。

また、保護者が一斉帰宅抑制により企業内等に留まらざるを得ない等の理由で引渡しの時間が大きく遅れることが見込まれる場合、学校長等は学校施設の一部を開放するなど、児童等を適切に保護するための体制を整える。

これ以外の方法による時は、教育委員会に協議する。

第5 学校長等は、避難所の開設など、施設管理に必要な職員を確保する。

第6 学校長等は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うとともに、速やかに教育委員会にその内容を報告するほか、速やかに児童等及び保護者に周知を図る。

第7 プレディの職員は、学校長と協力し、本章各項の措置の遂行に努める。

第4章 学用品の調達及び支給計画

学用品の調達及び支給は東京都の災害救助法施行細則に基づいて行われるが、その内容はおおむね次のとおりである。

第1 給与の対象

災害により住家に被害をうけ、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある小学校児童及び中学校生徒(私立学校を含む。以下本章について同じ。)に対し、被害の実情に応じ教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を支給する。

第2 給与の期間

災害の発生日から教科書については1カ月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、特に都知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

第3 給与の方法

学用品は原則として都知事が一括購入し、区長が被災児童及び生徒に対して配分する。なお、学用品の給与を迅速に行うため都知事から職権の委任を受けた場合は、区長が学校長及び教育委員会との協力を得て、調達から配分までの業務を行う。このため、区は学用品の一部を各学校に備蓄する。

第4 費用の限度(災害救助法施行細則)

1 教科書代

教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している

ものを給与するための実費

2 文房具及び通学用品

限度額については、都が定める基準による。

第5章 情報継送系統

災対教育部は、通信途絶の場合区立小学校、中学校、幼稚園等への情報継送を、地域防災無線により行うものとする。

第27編 応急保育計画（区・災対福祉保健部）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	
災対福祉保健部	○園児の安全確保 ○施設の安全確認 ○被害状況の報告 ○保護者への連絡 ○園児の引渡し		○緊急保育の実施	

第1章 計画方針

災害発生の際、園児の安全を確保するとともに、応急対策及び復旧活動を速やかに実施し、被害状況に対応した保育を行うことにより、保育行政の万全を期することを目的とする。

第2章 事前準備

第1 保育園長（以下、本編において「園長」という。）は、保育園の立地条件などを考慮し、あらかじめ災害時の応急対策並びに応急保育計画を策定する。

第2 園長は、災害の発生に備えて次に掲げる措置を講じる。

- 1 園児に対する避難訓練及び防災指導の実施
- 2 災害時の事後処理について具体的な計画の策定
- 3 施設の窓ガラス飛散防止及び備品等の転倒防止措置
- 4 保護者に園児を引き渡すまでに必要な食料、飲料水の備蓄
- 5 必要な設備、備品等の保全措置
- 6 保護者との連絡及び園児の引渡し方法の検討・周知
- 7 区、警察署及び消防署等関係機関との連絡体制の確立
- 8 勤務時間外における所属職員の非常招集方法の策定・周知

第3章 災害時の態勢

第1 園長は、状況に応じ、適切な緊急避難の措置を講ずる。

第2 園長は、保育児童の安全確保、職員及び施設の被害状況の把握に努め、関係機関との緊密な連携のもとに災害対策にあたり、保育園の管理に万全を期する。

第3 園長は、園近隣の火災の発生、津波のおそれなど、園舎での保育の継続が困難な場合、園児を避難場所等へ避難させる。その際、園児の歩行能力等勘案し、安全な避難経路を選択するなど、状況に応じた避難措置をとる。

第4 園長は、園児を避難場所等に避難させることになった場合には、災害用伝言ダイヤルへの登録、園舎への掲示など保護者への周知を図る。

第5 園長は、臨時のクラス編成を行うなど、状況に応じた応急保育を速やかに実施する。

第28編 応急学童育成計画（区・災対福祉保健部）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	
災対福祉保健部	○児童の安全確保 ○施設の安全確認 ○被害状況の報告 ○保護者への連絡 ○児童の引渡し		○応急学童の実施	

第1章 計画方針

災害発生の際、学童クラブ児童の安全を確保するとともに、応急復旧の速やかな実施と被害状況に対応した育成を行うことを目的とする。

第2章 事前準備

- 第1 児童館長（以下、本編において「館長」という。）は、児童館の立地条件などを考慮し、あらかじめ災害時の応急対策並びに応急学童育成計画を策定する。
- 第2 館長は、災害の発生に備えて次に掲げる措置を講じる。
- 1 児童に対する避難訓練及び防災指導の実施
 - 2 災害時の事後処理について具体的な計画の策定
 - 3 施設の窓ガラス飛散防止及び備品等の転倒防止措置
 - 4 保護者に児童を引き渡すまでに必要な食料、飲料水の備蓄
 - 5 必要な設備、備品等の保全措置
 - 6 保護者との連絡及び児童の引渡し方法の検討・周知
 - 7 区、警察署及び消防署等関係機関との連絡体制の確立
 - 8 勤務時間外における所属職員の非常招集方法の策定・周知

第3章 災害時の態勢

- 第1 館長は、状況に応じ、適切な緊急避難の措置を講ずる。
- 第2 館長は、児童の安全確保、職員及び施設の被害状況の把握に努め、関係機関との緊密な連携のもとに災害対策にあたり、児童館の管理に万全を期する。
- 第3 館長は、近隣の火災発生、津波のおそれなど、児童館での児童指導の継続が困難な場合、児童を避難場所等へ避難させる。その際、児童の歩行能力等勘案し、安全な避難経路を選択するなど、状況に応じた避難措置をとる。

- 第4 館長は、児童を避難場所等に避難させることになった場合は、災害用伝言ダイヤルの登録、児童館への掲示など保護者への周知を図る。
- 第5 館長は、臨時のクラブ編成を行うなど、状況に応じた措置を速やかに講ずる。

第29編 公共施設等応急対策計画（各機関）

第1章 庁舎等の応急修理（区・災対都市整備部）

第1 方 針

区の公共施設の復旧は早急に実施する。庁舎、学校等の施設は区本部又は避難所にあてられているので、迅速に修理を実施し、災害応急対策の実施に支障をきたさぬよう努める。

第2 被害状況調査及び応急修理計画

区は、発災後施設管理者による施設・設備の被害状況報告を集約し、庁舎等の応急修理計画を作成する。発災初期の活動拠点となる庁舎、学校等は優先して安全点検及び被害状況調査を行い、必要に応じ、危険表示、防御柵の設置等の安全措置を行う。ライフラインの機能障害は、関係機関に連絡し優先復旧を依頼する。

第3 応急修理の方法

区施設の安全性確認及び応急補修を迅速に行うため、中央区災害対策建築協力会の協力を得る。

第2章 河川施設応急対策（区・災対環境土木部、第一建設事務所）

第1 区・災対環境土木部

水防活動と並行し、工事中の箇所を重点的に巡視、警戒し、被害発生の際は直ちに必要措置を実施するとともに、道路を含めて速やかに都建設局に報告する。

第2 第一建設事務所

- 1 区の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施計画を策定する。
- 2 管内の状況を正確に把握すると同時に、迅速に都建設局に報告し、関係機関と相互に密接な連絡をとり、都建設局の指示により活動する。

第3章 海岸保全施設応急対策（東京港建設事務所）

「東京港海岸保全施設操作規程」及び「東京港海岸保全施設管理細則」の定めるところにより必要な措置をとる。

第4章 道路応急対策（区・災対環境土木部、第一建設事務所）

第1 区・災対環境土木部

- 1 被害を受けた道路、特に応急救助及び復旧活動に必要な道路の復旧作業を重点的に行う。
- 2 道路に被害を受けた場合は、速やかに都に連絡し、被害の状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。応急復旧作業は、「災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定」に基づき、区内土木業者の協力を得て行う。

3 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、その時間がない場合は、応急措置をとり、事後連絡する。

第2 第一建設事務所

管内の状況を正確に把握すると同時に、迅速に都建設局に報告し、関係機関と相互に密接な連絡をとり、都建設局の指示により活動する。また、区の実施する応急措置に関し、技術的援助を行うほか、都建設局と協力し応急復旧の実施計画の策定に努める。

第5章 首都高速道路応急対策（首都高速道路株式会社）

首都高速道路の応急・復旧対策一覧表

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
首都高速道路株式会社	○災害対策本部の設置	→		
	○役員・社員の非常招集	→		
	○首都高速道路の通行禁止措置 ※警察が実施する交通規制に協力	→		
	○情報収集 ※施設・お客様等の被災状況の把握	→		
	○消防等関係機関への情報伝達、出動・協力要請	→		
	○災害時広報 ※情報板等による交通規制状況、避難方法等の周知	→		
	○緊急道路啓開活動	→		
	○緊急点検 ※道路構造物、管理施設等の被害状況	→		
	○応急復旧	→		
				○復旧対策 →

第1 災害時における体制

地震による災害が発生したときは災害の種類、程度に応じて、緊急体制又は非常体制をとり役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。

第2 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客様等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- 1 大地震が発生したときは、首都高速道路は消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ、規制状況等をお客様等に広報する。
- 2 お客様等の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達及び出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- 3 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。

4 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

第3 災害時の広報

お客様等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、首都高ホームページ及びラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客様等に提供する。

第4 緊急道路障害物除去

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、関係機関等とも協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

第6章 都営地下鉄応急対策（都交通局）

第1 基本方針

震災発生の場合は、直ちに非常配備態勢をとり、交通局危機管理対策計画（震災編）に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに復旧にあたる。

第2 運転規制

半径2.5kmのゾーン（範囲）の震度を測定するゾーン地震計及び指令震度計を設置して震度の測定を行っている。各ゾーン地震計の震度表示に従い、運輸指令所長は運転規制を実施する。

1 震度「4」の場合

- (1) 直ちに全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。
- (2) 駅長からの駅構内点検終了報告及び全区間にわたる列車走行完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。
- (3) 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

2 震度「5弱」の場合

- (1) 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。
- (2) 駅長からの駅構内点検終了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。
- (3) 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。
- (4) 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。
- (5) 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

3 震度「5強」の場合

- (1) 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。
- (2) 駅長からの駅構内点検終了報告及び所長からゾーン地震計5強区間の点検完了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。
- (3) 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。
- (4) 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h

以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。

(5) 地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）で全区間にわたって走行を完了後、運転規制を解除する。

- 4 終列車後から始発列車までの間に震度「4」以上の地震が発生した場合、直ちに駅長及び所長に点検を依頼し、関係職員は最善の方法により列車運行の確保に努める。

第3 帰宅困難者対策

都には、事業所・学校・買い物・娯楽施設等が集中し、日々、多くの通勤・通学・買い物客等が流入・滞在しているが、大地震による交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅することができない人たちが多数発生し、大きな混乱が予想される。

交通局では、このような帰宅困難者が駅等に集中する事を想定し、混乱防止対策等を行うこととする。

1 情報の提供

帰宅困難者にとって、列車やバスの運行に関する情報は極めて重要である。都交通局では、構内放送や掲示により、都営交通の運行状況・振替輸送の情報・営業再開の見通しの情報を随時提供する。都営交通お客様センター・自動車営業所でも問合せに対して、迅速・適切に対応する。また、交通局のホームページでは状況の変化に従って随時情報を更新し、最新情報を提供する。

2 輸送協力

都本部への輸送協力の他、道路事情によって、都営地下鉄をはじめとする鉄道の代替交通手段として、都バスによる輸送を行う。

3 帰宅困難者の保護

首都直下地震等が発生した際には、帰宅困難者による混乱を防止するため、一斉帰宅の抑制を徹底する必要がある。このため、都交通局では、都営地下鉄各駅において、利用者を一時的に駅構内で保護するために必要な物資（飲料水・防寒用シート・簡易マット）を配備した。

（都営地下鉄全101駅に合計約5万人分を備蓄）

第4 浸水防止対策

止水板が駅出入口に、防水扉がずい道内に設置され浸水を防止する。

第7章 東京メトロ施設応急対策

第1 初動措置計画

1 列車の措置

(1) 総合指令所長は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により、全列車を一旦停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行う。

(2) 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は総合指令所長から緊急停止の指令があった場合は、直ちに列車を一旦停止させたのち、総合指令所長に状況を報告し、列車の進退について指示を受け、乗客の安全を図る。

2 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な行動により、旅客の動揺防止を図るとともに安

全退避に努める。

3 火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、旅客の安全をはかり初期消火に努める。また、火災の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。

4 浸水の措置

駅出入口は止水板により、喚気口は浸水防止機により浸水を防止する。万一トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

5 停電の措置

- (1) 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり点灯する。また、排煙機、消火ポンプ、スプリンクラーポンプ、トンネル設備等に供給可能な非常用発電機による非常電源として東京メトロ全線に設置している。また、携帯用の照明灯、合図灯、懐中電灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。
- (2) 列車内停電の場合には、自動的に列車積載の蓄電池に切り替わり予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

第2 災害広報計画

災害時の混乱防止を図るために、駅構内については駅放送及び掲示等により、車内については車内放送により、旅客に周知徹底を図る。

第3 災害時の通信情報連絡体制

災害が発生した場合は、災害応急対策を実施するため、必要な情報をそれぞれの所掌に応じて収集に努める。

第4 大震災時の広域避難計画

正確な情勢判断のもとに駅係員は、次により旅客の避難誘導にあたる。

- 1 地下よりも地上が安全と認めたとき
都の定める避難場所を放送等で徹底し、その方向の出口へ誘導案内する。
- 2 地上よりも地下が安全と認めたとき
施設の被害がないと判明した場所へ誘導する。

第5 帰宅困難者への情報提供

東京メトロ線内の運行状況だけでなく、首都圏の鉄道運行状況を、改札内ディスプレイ等を活用して、随時、帰宅困難者に情報を提供することとしている。

第8章 JR東日本施設応急対策

第1 災害活動態勢

災害による被害が予想される場合は、輸送の安全確保と応急対策、復旧対策の推進を図るため、別に定めるところにより災害の規模及び状況に応じ、次の災害対策本部を設置し、必要な対策を講ずる。

1 東京支社災害対策本部

東京支社長は対策本部を設置し、関係機関と情報連絡を図り、必要な応急対策の実施等初動態勢を確立する。

2 地区災害対策本部

地区指導センター所長は、担当地域内の被害状況に応じ対策本部を設置し、情報収集を行い運行本部に報告する。

3 駅等災害対策本部

駅長等は、沿線の被害状況により必要な場合は対策本部を設置し、被害軽減措置及び旅客・社員の危険防止措置を講ずるとともに、東京支社・地区指導センターに状況報告を行う。

第2 広 報

災害による被害線区の輸送状況・被害状況を把握し、報道機関等に発表できる体制をつくるとともに、利用者に対し周知を図る。

1 駅等の広報

災害時旅客の不安感を除き、動揺・混乱を防止するため、掲示・放送等により案内を行い鎮静化に努める。

2 乗務員の広報

災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示・情報及び自列車の状況等を把握し、放送等により案内し旅客の動揺・混乱防止に努める。

第3 避難誘導

災害による建物の倒壊危険、火災の発生その他二次災害のおそれのある場合は、旅客等を次により避難誘導する。

1 駅構内及び列車等の被害並びに周囲の状況を考慮し、一時的に安全な場所（あらかじめ定める一時避難場所）に誘導する。

2 避難場所への避難勧告があった場合及び一時避難場所が危険のおそれがある場合、避難場所へ誘導する。

3 乗務員の措置

運転中振動・信号により地震その他の災害を知ったときは、一時停止を行うとともに二次災害のおそれがある場合は、安全と思われる場所に一時避難誘導する。

第4 帰宅困難者への対応

長時間にわたり列車運休が見込まれ、帰宅困難者が発生する際には、駅構内の安全を確認した後に、コンコース等の一部を一時滞在場所として開放する。また、トイレ及び公衆電話も出来る限り提供する。

第5 水防・消防に関する措置

1 出水等の措置

(1) 地 下 鉄

集中豪雨、水道管破裂等による道路面からの浸水のおそれがある場合は、階段出入口付近に設けてある止水板をセットするとともに、土のう積み工法等により浸水防止を図る。

(2) 地下トンネル

豪雨時トンネル両端から浸水のある場合、トンネルに設けてある排水設備により排水に努める。

2 地震時の出火防止措置

建物・車両・危険物施設等から出火を防止するために、火気使用停止及び必要な点検を実施する。

3 消 火 活 動

(1) 地震その他の原因によって火災が発生した場合は、通報・避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

(2) 列車火災

運転中の列車に火災が発生した場合は、列車を遅滞なく橋りょう、トンネルを避け乗客の避難に適した位置に停止させ、列車の防護、旅客の誘導・救護手配及び消火作業を行う。

(3) トンネル内列車火災（施設火災を含む）

火災の発生した車両を、トンネル内に停車することなく運転を継続してトンネル内を脱出し乗客の避難に最適な位置に停止する。

地下鉄道にあつては、次駅停車を原則とする。

何かの理由でトンネル内に停車した場合も、運転可能な限りトンネル外へ脱出するよう努める。

運転不可能な場合は、列車の防護・救護手配・乗客の避難誘導の処置を行う。

第6 駅構内等の秩序維持

災害時における混乱を防止し秩序を維持するため、鉄道警察隊と密接な連携のもとに、駅構内列車等における犯罪の予防、旅客等の適切な誘導等災害警備について、次によりあらかじめ定め安全を確保する。

- 1 営業中止、制限の時期・方法
- 2 混乱防止の広報要領
- 3 旅客の避難誘導方法及び避難場所
- 4 警備方法及び鉄道警察隊の要請要領
- 5 混乱防止訓練の実施

第30編 ライフライン施設等応急対策計画（各機関）

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○給水対策本部の設置 ○応急対策活動 		<ul style="list-style-type: none"> ○復旧活動 ○応急給水活動 	
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○庁舎の点検、被害状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○重要施設の緊急調査の実施 ○し尿受入体制の確保 ○二次災害防止措置 		<ul style="list-style-type: none"> ○管路施設の被害状況の把握 ○応急復旧
パワージェリッド 東京電力	<ul style="list-style-type: none"> ○非常対策支部の設置 ○各設備の運転保守 ○社員の参集 ○被害状況の収集、周知 		<ul style="list-style-type: none"> ○感電事故防止周知 ○復旧活動 	
東京ガス	【体制・情勢の基盤整備・確立】			
	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部・支部等の設置 ○社員等の動員 ○活動基盤の整備 ・安全確認・安否確認・連絡手段の確保・移動手段の確保 ○情報の収集、処理等 ・機能的な偵察・情報収集努力・道路状況の把握・各施設被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○協力会社等との連携 ○応援部隊の受け入れ準備 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○マイコンメーター対応 ※安全のために止まったメーターへの対応 ○特定需要家への対応 ○二次災害防止装置 	<ul style="list-style-type: none"> ○対応の本格化 ○供給契約需要者への対応 		
	【初動措置（対外広報）】			
	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急措置に関して 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧計画に関して 	
NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報連絡室、災害対策本部の設置 ○情報収集伝達 ○応急対策復旧の基本方針、総合調整 ○応急措置 ○街頭公衆電話の開放 			
日本郵便	<ul style="list-style-type: none"> ○非常災害対策本部等の設置 ○被害状況等情報の収集・周知連絡及び広報活動 ○職員の動員 		<ul style="list-style-type: none"> ○郵便物の送達確保対応 ○窓口業務の維持対応 	

第1章 計画方針

水道、下水道、電気、ガス、通信及び郵便施設が被災した場合、都市機能そのもののマヒにつながり区民生活への影響は極めて大きいので、これらライフライン施設においては、各機関が活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策等を迅速に実施する。

第2章 水道施設応急対策（水道局中央支所）

第1 基本方針

地震の発生により、水道施設に被害が生じた場合や地震防災強化地域に警戒宣言が発令された場合、応急対策諸活動を迅速、的確に実施できる態勢をつくり、一刻も早い平常給水の回復と可能な限りの飲料水の確保を図る。

第2 給水対策本部の設置

都に対策本部が設置された場合、局内に直ちに給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。夜間・休日等に地震が発生した場合は、給水対策本部が設置されるまでの間、指定された管理職員、給水待機者等を中心に初期活動を実施する。

第3 復旧活動

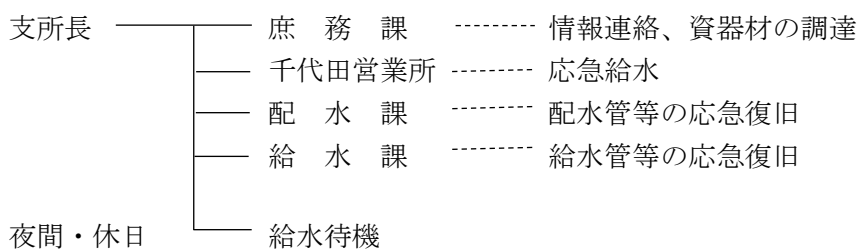
施設に被害が生じた場合、速やかに配水調整を実施し断水区域を限定する。

復旧は、関係会社の協力を得るとともに、被害状況に応じ、各部局、他の都市、自衛隊等に協力を求め、一刻も早く平常給水を回復することを目標に、復旧優先順位に従って実施する。

第4 応急給水活動

復旧までの間、避難・り災者、断水を余儀なくされた都民への給水に当たっては、都区市町の役割分担に従い、応急給水を実施する。

第5 組織及び主な業務内容



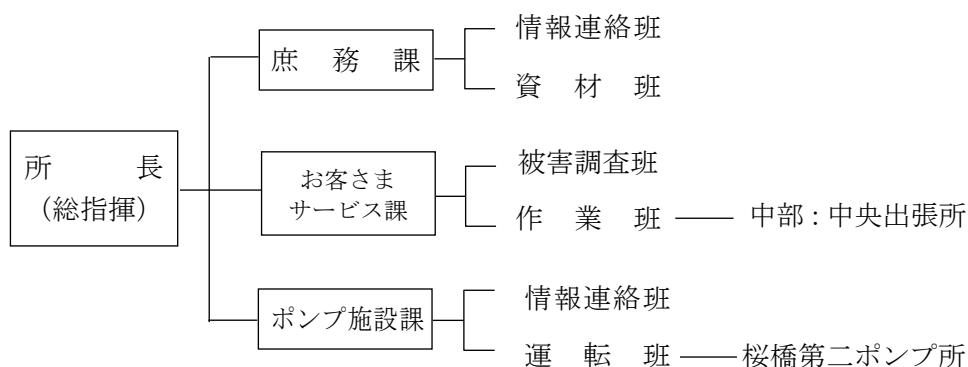
第3章 下水道施設応急対策（下水道局中部下水道事務所）

第1 基本方針

下水管渠の被害に対して、汚水、雨水のそ通に支障のないよう応急措置を講じ、排水の万全を期する。

第2 組 織

災害時の応急対策組織編成は次のとおりとする。



第3 応急対策

1 管 渠

- (1) 緊急交通路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- (2) 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

2 ポンプ所

停電のため、ポンプ所又は水再生センターの機能が一時的に停止した場合、非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の起こらないようにする。

第4章 電気施設応急対策（東京電力パワーグリッド）

第1 基本方針

電気施設を災害から防護し、また、災害により施設に被害があった場合は、区災害対策本部と密接に連絡をとり、状況に応じて適切な復旧対策を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

第2 活動体制

1 非常態勢の区分

非常災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合の情勢に応じ、非常態勢の区分を下表のとおりとする。

なお、被害の全体像が把握できた段階で態勢見直しを実施する。

態 勢 区 分	情 勢
第1 非常態勢に 準ずる態勢 (準第1 非常態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生の確率が低いと予想される場合 ・仮に災害が発生したとしても被害が小規模と予想される場合
第1 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合
第2 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・大規模な災害が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合 ・洞道内火災が発生した場合
第3 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・都又は隣接県で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合

2 動員態勢

- (1) 災害の状況に応じて、準第1・第1・第2・第3非常態勢を敷くものとする。
- (2) 被害規模、復旧の見通し等により、他事業所の相互応援態勢を確立する。
- (3) 当社工事力のみで早期復旧が困難である場合は、社外者（請負業者等）に応援を要請する。

第3 感電事故防止対策と復旧周知

感電事故を防止するため、広報車を動員して一般公衆に周知するとともに、東京電力災害対策本部から、復旧予定をテレビ・ラジオの広報機関を通じて周知する。

1 感電事故防止周知

銀座支社→広報車→直接一般公衆に周知する。

2 復旧周知

銀座支社→一般公衆に周知する。

第4 非常災害発生時の対策

1 各設備の運転保守

- (1) 需要家サービス及び治安維持上、原則として送電を継続する。
- (2) 浸水、建物倒壊等により、送電することが、かえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合は、送電を停止し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ、待避する。

2 被害状況の収集・周知

- (1) 全般的被害状況の掌握の遅速は復旧計画に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。
- (2) 非常災害対策本部の情報班は、速やかに、被害状況の全般を掌握し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。

第5 区との協力

大規模災害時に迅速な電力復旧を行うため、区と協力体制を確立し、以下について相互に連携することとする。

1 災害時の情報共有

復旧を優先すべき重要施設、避難所情報、停電発生状況等や道路寸断及び復旧状況などについて、区と情報を共有する。

2 電力復旧等に係る相互協力

電力復旧の支障となる障害物の除去や施設等の相互利用などについて区と協力する。また、停電情報等に関しては区の広報手段も用いて区民等に周知を行う。

※大規模災害時における電力復旧等に関する協定書は、別冊資料(434ページ)を参照。

第5章 ガス施設応急対策（東京ガス）

第1 災害時の活動態勢

1 非常事態対策本部の設置

本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

2 震災時の非常体制

体制区分	災害時の具体的な状況・被災の程度
第0次非常体制	震度5弱の地震が発生した場合
第1次非常体制	震度5強の地震が発生した場合
第2次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強以上の地震が発生し、(中圧又は低圧)ブロックを供給停止した場合

第2 応急対策

1 震災時の初動措置

- (1) 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の収集
- (2) 事業所設備等の点検
- (3) 製造所、整圧所等における送出入量の調整又は停止
- (4) ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
- (5) その他、状況に応じた措置

2 応急措置

- (1) 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる。
- (2) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理・調整を行う。
- (3) 地震発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行う。
- (4) ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。
- (5) その他現場の状況により適切な措置を行う。

3 資器材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次の様な方法により確保する。

- (1) 取引先、メーカー等からの調達
- (2) 各支部間の流用
- (3) 他ガス事業者からの融通

4 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にある。

第3 復旧対策

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

第6章 通信施設応急対策（NTT東日本）

第1 基本方針

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、電気通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信のそ通を図る。

第2 活動体制

1 活動組織

東京支店においては、本社の「災害対策規程」及び東京支社「東京地域事業本部災害等対策実施細則」に基づき、実施要綱を定め組織及び業務分担を決めそれにより実施する。

2 他機関との協力体制

他支店との応急協力体制は実施細則によって確立されている。

なお、防災関係各機関との協力計画は、防災業務が円滑かつ効果的に行われるよう、平素から各機関と防災計画について連絡調整に努めており、応急対策の実施にあたっては、防災関係各機関と十分な連携を保持して効果的な活動を期するものとする。

第3 応急対策計画

1 非常災害の発生が予想される時は、次の設備等について点検及び整備を行う。

- (1) 建物
- (2) 孤立防止用移動無線機及び災害応急復旧無線電話機
- (3) 応急復旧用ケーブル
- (4) 防災用機材（消火器、土のう、非常梯子、非常ポンプ等）
- (5) 予備電源設備（蓄電池及び発動発電装置、燃料・冷却水を含む）
- (6) 警報転送装置
- (7) 建物等の消火、防火、水防装置、予備灯及び避難設備
- (8) 工具及び工事用車両等
- (9) その他防災上必要な設備器具等

2 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害の規模、状況により東京支店は災害情報連絡室、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策復旧の基本方針、総合調整を行う。

3 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、区及び各防災機関と連絡を密にする。

4 災害が発生したときは、次の応急措置をする。

- (1) 電気通信設備は回線の応急復旧作業を迅速に実施する。
- (2) 災害のため通信が途絶、又は著しくふくそうしたときは速やかに応急対策を図る。
 - ア 災害対策用無線機、移動無線車の運用
 - イ 臨時回線の作成

- ウ 回線の分断、延長及び中継順路の変更
- エ 通信方針、通話方式の変更
- オ 臨時公衆電話の設置
- カ 災害用伝言ダイヤルの運用

(3) 街頭公衆電話の開放

災害のために停電が発生すると、テレホンカードが使用できなくなったり、コイン収納箱がいっぱいでもコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が、街頭公衆電話の開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。停電が回復すれば無料化は解除され、通常どおり有料となる。

(4) 次の理由により通信のそ通が著しく困難となり重要通信を確保する必要があるときは、契約約款により臨機に利用制限を行う。

- ア 通信が著しくふくそうするとき
- イ 通信電源の全面維持が困難となったとき
- ウ 運用要員の全面的確保が困難なとき
- エ 回線の全面的維持が困難なとき

(5) 災害に関する通話については、契約約款により非常電報、緊急電報、非常通話、緊急通話として他の通話に優先して取り扱う。

(6) 災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、新聞掲載、事業所前掲示等によって次の事項を利用者に周知する。

- ア 通信途絶、利用制限の理由及び状況、代替となる通信手段の周知
- イ 災害用伝言ダイヤルを利用した、安否確認方法の周知
- ウ 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- エ 通信利用者に協力を要請する事項

第7章 郵便施設応急対策（日本郵便）

第1 基本方針

日本郵便は、災害時においても、可能な限り被災地における郵便の業務を維持するとともに、商品・サービスの提供を図る。

第2 活動体制

1 非常災害対策本部等の設置

日本郵便の業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。

第3 応急対策計画

1 郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等適時の応急措置を講ずる。

第3部 災害応急対策計画

第30編 ライフライン施設等応急対策計画

2 窓口業務の維持

被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第4 応急協力

区は、日本郵便の区内所在郵便局と災害時の情報収集その他の協力について協定を締結している。

※災害時における応急協力に関する覚書（郵便局）は、別冊資料(436ページ)を参照。

第4部 災害復旧・復興計画

① 民生安定のための緊急措置計画	299
② 安否情報の提供	312
③ り災証明	314
④ 被災届出受理証	316
⑤ 公共施設等復旧計画	318
⑥ ライフライン施設復旧計画	319
⑦ 義援金品配分計画	324
⑧ 災害復旧時の教育、保育及び学童育成計画	326
⑨ 激甚災害の指定	328
⑩ 災害復興計画	333

第1編 民生安定のための緊急措置計画（各機関）

第1章 計画方針

災害により被害を受けた区民が、その痛手から速やかに立ち直るように、必要に応じ被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

これらの業務を行うに当たっては生活再建支援システムを活用し、迅速かつ効率的に業務を進め、区民生活の早期復旧を図る。

第2章 被災者の生活確保

第1 職業のあっせん

区は、被災者の職業あっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

また、必要により被災者の職業のあっせんについて公共職業安定所に直接あっせんを依頼する。

第2 租税等の徴収猶予及び減免

1 区の租税等緩和措置

被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下、本編において「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法又は区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講ずるものとする。

(1) 特別区税の納税緩和措置

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2カ月以内に限り、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

(イ) その他の場合、災害がおさまったあと速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免

被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

(ア) 特別区民税（都民税個人分を含む）

被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。

(1) 軽自動車税

被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。

(2) 国民健康保険

ア 保険料の減免等

(ア) 減 免

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

(イ) 徴収猶予

災害により、財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内において徴収を猶予する。

イ 一部負担金の減免等

災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった被保険者に対し、医療機関での一部負担金の支払いを猶予または減免する。

(3) 国民年金保険料の免除

被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが著しく困難な事情にあるときは、免除申請を受け付け、日本年金機構宛て送付する。

(4) 後期高齢者医療

ア 保険料の減免等

(ア) 減 免

火災等被災による著しい損害を受けた被保険者から減免申請を受け付け、東京都後期高齢者医療広域連合長あて送付し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

(イ) 徴収猶予

火災等被災による損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請を東京都後期高齢者医療広域連合長あて送付し、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内において徴収を猶予する。

イ 一部負担金の減免等

災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった被保険者に対し、医療機関での一部負担金の支払いを猶予または減免する。

(5) 介護保険

ア 保険料の減免等

災害その他特別の事情により生活が著しく困難になった世帯の被保険者に対し、猶予または減免を行う。

イ サービス利用者負担額の減免

災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった被保険者に対し、介護保険サービスを受けるための自己負担額を減額または免除する。

(6) 障害福祉サービス等の利用者負担額の減免等

災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった利用者負担があ

る方に対し、軽減措置を講じる。

(7) 保育園徴収金等の減額

災害等により著しい損害を受けた場合は、「中央区保育の提供等に関する条例」に基づき、その損害に応じて減免する。

(8) 災害ごみの処理手数料等の減免

災害等により被災された場合など特別な理由があると認めるときは、廃棄物処理手数料等の減額・免除を行う。

(9) 児童扶養手当等の特別措置

被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当について、所得制限の特例措置を講じる。

(10) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の特別措置

災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払いを猶予するなどの特別措置を講じる。

(11) 中央区女性福祉資金貸付金の特別措置

災害により被災した女性に対し、償還金の支払いを猶予するなどの特別措置を講じる。

2 公共料金の免除等

(1) 郵便葉書等の無償交付

日本郵便は、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付することができる。

(2) 郵便物の料金免除

日本郵便は、被災者が差し出す郵便物の料金を免除することができる。

(3) 救助用郵便物の料金免除

日本郵便は、被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金を免除することができる。

(4) 受信料の免除

日本放送協会は、災害が発生した場合に、被災者の受信料を免除することができる。また、避難所等への受信機を貸与することができる。

(5) 電話料金の免除

NTT東日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモは、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することができる。

料金等の減免を行ったときは、サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。

第3 災害弔慰金の支給等

地震、暴風・豪雨等の自然災害により、死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金を支給するほか、住居等に被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直し資金として災害援護資金を貸し付ける。(災害弔慰金の支給等に関する条例)

1 災害弔慰金

自然災害により死亡したときは、その者の遺族に対し生計維持者の死亡の場合500万円、その他の者の死亡の場合は250万円の災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金

第4部 災害復旧・復興計画
第1編 民生安定のための緊急措置計画

区民が自然災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に次の表に掲げる程度の障害があるときは、その当時においてその属する世帯の生計維持者に対し250万円、その他の者は125万円の災害障害見舞金を支給する。

障 害 の 程 度	1	両眼が失明したもの
	2	咀嚼及び言語の機能を廃したもの <small>そしゃく</small>
	3	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	4	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	5	両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	6	両上肢の用を全廃したもの
	7	両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	8	両下肢の用を全廃したもの
	9	精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

3 災害援護資金

貸付対象	自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の所得が次の額に満たないものの世帯主（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合は前前年の所得） 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上は、1人増えるごとに730万円に30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
貸付金額	貸付区分及び貸付限度額	
	1 世帯主の1カ月以上の負傷	150万円
	2 世帯主の1カ月以上の負傷、かつ家財等に損害がある場合	
	ア 家財の1/3以上の損害	250万円
	イ 住居の半壊	270万円
	ウ 住居の全壊	350万円
	3 家財等の損害	
	ア 家財の1/3以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊	250万円
	エ 住居全体の滅失または流失	350万円
	4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災住居の建て直しに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
	ア 2のイの場合	350万円
	イ 3のイの場合	250万円
	ウ 3のウの場合	350万円

貸付条件	1	据置期間	3年
	2	償還期間	据置期間経過後7年
	3	貸付利率	年0.4%（据置期間中は無利子）
	4	保証人	不要
	5	償還方法	原則として元利均等年賦償還、半年賦償還又は月賦償還
	6	違約金	延滞元利金額の年5%

4 義援金

地震、暴風・豪雨等の自然災害により、区に寄せられた義援金について、中央区災害義援金配分委員会を設置し、被災した区民に対して適正・公平に配分する。詳細は、第4部第7編「義援金品配分計画」（324ページ）を参照。

第4 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

1 実施主体

都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については、区で行う。）

2 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (4) (1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口十万人未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口五万人未満の市町村にあつては2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

3 支給要件等

居住する住宅が、全壊・解体・長期避難・大規模半壊・中規模半壊（半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する。）した世帯が対象となる。

4 支給金の額

(1) 複数世帯（世帯の構成員が複数）の場合 (単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊・解体・長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅を除く）	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅を除く）	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅を除く）	—	25	25

(2) 単数世帯（世帯の構成員が単数）の場合 (単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊・解体・長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅を除く）	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅を除く）	—	18.75	18.75

5 適用手続

区長は、当該自然災害にかかる次に掲げる事項について都福祉保健局あてに速やかに報告する。

- (1) 法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊（全焼、全流失を含む。）、半壊（半焼を含む。）及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- (4) その他必要な事項

第5 区の各種資金の貸付

1 応急小口資金

資 格	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害等により住宅または家財に被害を受けた場合等で、応急に資金を必要とし、その資金を他から借り受けることが困難であること。 2 貸付を受けた資金の償還が確実であること。 3 区内に3カ月以上引続き住所を有すること。 4 世帯主又は主としてその者の収入により生計が維持されていること。 5 現にこの資金の貸付を受け、又はこれの連帯保証人となっていないこと。 6 10万円を超える貸付を受ける場合は、保証能力が十分である確実な連帯保証人（1名）があること。
貸付金額	原則として1世帯30万円以内（1万円単位）
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 償還期間 貸付の翌月から30カ月以内 2 利 子 無利子 3 償還方法 均等月賦償還

2 住宅修繕等資金融資あっせん

資 格	<ol style="list-style-type: none"> 1 修繕しようとする住宅に居住し、又は修繕後居住しようとしていること。 （ただし、65歳以上の高齢者又は心身障害者の1親等親族が高齢者等の利便のために行う場合は、23区内に1年以上居住していること） 2 特別区民税を滞納していないこと。 3 融資返還金及びその利子の支払能力があること。 4 この制度による資金の融資を受け、償還中の者でないこと。 5 返済完了時の年齢が80歳未満であること。
融 資 額	20万円から1万円を単位として700万円まで
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 償還期間 10年以内 ただし、融資金額が200万円以下のときは5年以内 2 融資利率 年2.0%（令和2年4月1日現在） 3 償還方法 元金均等又は元利均等の月賦償還
融 資 の 対 象 と なる 住 宅 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内に所在するもの。 2 建築基準法上適法のもの。 3 居住部分の床面積が240㎡以下であるもの。 4 融資の対象となる修繕の範囲は、住宅の居住性、安全性、耐久性を高める工事（増築又は改築工事で建築確認申請を必要とする工事を除く）であること。区分所有に係る建物の共用部分を含む。

3 中央区女性福祉資金

資 格	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受け、住宅の建築、購入、補修、保全、増築、改築等に資金の貸し付けを必要とする女性。 2 区内に居住し、かつ都内に引き続き6ヶ月以上居住している配偶者のいない方 3 償還能力のある方 4 本制度の別の資金又は他制度の借入金の償還等を滞納していない方
融 資 額	1,500,000円（特別な場合2,000,000円）

第4部 災害復旧・復興計画

第1編 民生安定のための緊急措置計画

貸付条件	1 償還期間 6年以内（特別な場合7年以内） 2 融資利率 原則、保証人を立てて無利子 3 償還方法 元利均等払（年賦、半年賦、月賦）
融資の対象となる住宅等	1 区内に所在する、自ら居住するための、自己所有のもの。 2 建築基準法上適法のもの。 3 良好な居住水準を有するもの。

4 商工業融資

(1) 災害復旧資金

融資対象	次の要件を満たすもの 1 区内に事業所を有し、同一事業を一年以上継続して営んでいる中小企業者 2 法人の場合は、区内に事業所の登記があること 3 税金を滞納していないこと 4 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者 5 必要な許認可を受けていること 6 火災及び風水害等により損害を受け、り災証明等の交付を受けたもの (災害救助法の適用を受けた場合を除く)
融資金額	1,000万円(代表者が区民の場合は1,200万円)以内
融資条件	1 使 途 災害復旧に必要な運転資金及び設備資金 2 返済期間 7年以内(据置期間6カ月を含む) 3 融資利率 0.4%(令和2年4月1日現在の借受人負担利率) ※町会加入等の優遇利率適用の場合は0.3% 4 保証人及び担保 (1) 保証人 信用保証協会の規定に準ずる (2) 担 保 原則として保証合計残額8,000万円までは無担保 5 信用保証 信用保証協会の信用保証を要する 6 信用保証料 信用保証協会の定めるところによる (保証料の2/3補助、代表者が区民の場合は全額補助あり) 7 返済方法 元金均等月賦償還又は、一括返済

(2) 小規模企業特例緊急運転資金

対 象	次の要件を満たすもの 1 区内に事業所を有し、同一事業を一年以上継続して営んでいる従業員数10人 (卸・小売・サービス業は4人)以下の中小企業者 2 法人の場合は、区内に事業所登記があり、かつ資本金1,000万円以下の者 3 税金を滞納していないこと 4 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者 5 必要な許認可を受けていること
融資金額	300万円以内
融資条件	1 使 途 事業継続に必要な運転資金 2 返済期間 2年以内(据置期間3カ月を含む) 3 融資利率 0.1%(令和2年4月1日現在の借受人負担利率) 4 保証人及び担保 (1) 保証人 信用保証協会の規定に準ずる (2) 担 保 原則として保証合計残額8,000万円までは無担保 5 信用保証 信用保証協会の信用保証を要する 6 信用保証料 信用保証協会の定めるところによる (保証料の全額補助あり) 7 返済方法 元金均等月賦償還又は、一括返済

(3) 継続支援資金等運転及び設備資金

対 象	次の要件を満たすもの 1 区内に事業所を有し、同一事業を一年以上継続して営んでいる中小企業者 2 法人の場合は、区内に事業所の登記があること 3 税金を滞納していないこと 4 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者 5 必要な許認可を受けていること
融資金額	運転資金 2,500万円（代表者が区民の場合は2,700万円）以内 設備資金 2,600万円（代表者が区民の場合は3,000万円）以内
融資条件	1 使 途 事業継続に必要な運転資金及び設備資金 2 返済期間 運転は7年以内、設備は9年以内（いずれも据置期間6カ月を含む） 3 融資利率 企業規模などの条件により0.3%～1.0% (令和2年4月1日現在の借受人負担利率) 4 保証人及び担保 (1) 保証人 信用保証協会の規定に準ずる (2) 担 保 原則として保証合計残額8,000万円までは無担保 5 信用保証 信用保証協会の信用保証を要する 6 信用保証料 信用保証協会の定めるところによる (保証料の2/3補助、代表者が区民の場合は全額補助あり) 7 返済方法 元金均等月賦返済又は、一括返済

(4) 経営改善資金

対 象	次の要件を満たすもの 1 区内に事業所を有し、同一事業を一年以上継続して営んでいる中小企業者 2 法人の場合は、区内に事業所の登記があること 3 税金を滞納していないこと 4 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者 5 必要な許認可を受けていること 6 最近3カ月又は、1年間の売上高・生産額が前年同期と比較して減少している、若しくは、セーフティネット保証1～8号のいずれかの要件に該当していること
融資金額	1,300万円（代表者が区民の場合は1,500万円）以内
融資条件	1 使 途 事業継続に必要な運転資金及び設備資金 2 返済期間 7年以内（据置期間6カ月を含む） 3 融資利率 0.4%（令和2年4月1日現在の借受人負担利率） ※町会加入等の優遇利率適用の場合は0.3% 4 保証人及び担保 (1) 保証人 信用保証協会の規定に準ずる (2) 担 保 原則として保証合計残額8,000万円までは無担保 5 信用保証 信用保証協会の信用保証を要する 6 信用保証料 信用保証協会の定めるところによる (保証料の2/3補助、代表者が区民の場合は全額補助あり) 7 返済方法 元金均等月賦償還又は、一括償還

(5) 創造支援資金

対 象	次の要件を満たすもの 1 事業を営んでいない個人で、区内で創業予定の者（融資実行日から1カ月以内に個人で、又は2カ月以内に法人で創業すること）、又は事業を営んでいない個人で、区内で創業して1年未満の者 2 法人の場合は、区内に事業所の登記があること 3 税金を滞納していないこと 4 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者 5 必要な許認可を受けていること
融資金額	1,500万円（創業予定者は自己資金の範囲内で必要額の1/2）以内
融資条件	1 使 途 創業（事業継続）に必要な運転資金及び設備資金 2 返済期間 7年以内（据置期間6カ月を含む） 3 融資利率 0.4%（令和2年4月1日現在の借受人負担利率） 4 保証人及び担保 （1）保証人 信用保証協会の規定に準ずる （2）担 保 原則として保証合計残額8,000万円までは無担保 5 信用保証 信用保証協会の信用保証を要する 6 信用保証料 信用保証協会の定めるところによる （保証料の2/3補助あり） 7 返済方法 元金均等月賦返済又は、一括返済

第6 都の各種資金の貸付

1 生活福祉資金（災害援護）

貸付対象	低所得世帯（生活保護基準額のおおむね1.9倍以内）のうち、他から融資を受けることが困難な者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯。
貸付金額	1世帯 150万円（住宅の増改築・補修等との重複貸付可：貸付可能額350万円）
貸付条件	1 据置期間 6カ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 利 率 保証人有：無利子、保証人無：年1.5%（据置期間中は無利子） 4 保 証 人 原則として連帯保証人が必要（立てられなくても貸付可） ① 65歳未満で一定以上の収入がある別世帯の者 ② 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者 5 償還方法 月賦 6 延 滞 金 延滞元金額の年3% 7 提出書類 住民票、収入証明、官公署の発行するり災証明書、資金便途に応じた見積書等

2 生活福祉資金(住宅の増改築・補修等)

貸付対象	災害により住宅が全壊・半壊、全焼・半焼・流出、床上浸水等の被害を受け、当該住宅の補修、保全、増築、改築等に資金を必要とする低所得世帯（生活保護基準額のおおむね1.9倍以内）、高齢者世帯（同2.8倍以内）、障害者世帯。
貸付金額	1世帯 250万円
貸付条件	1 据置期間 6カ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 利率 保証人有：無利子、保証人無：年1.5%（据置期間中は無利子） 4 保証人 原則として連帯保証人が必要（立てられなくても貸付可） ① 65歳未満で一定以上の収入がある別世帯の者 ② 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者、等 5 償還方法 月賦 6 延滞金 延滞元金額の年3% 7 提出書類 住民票、収入証明、工事費用見積書（複数社分）、工事前後の見取り図、工事前の現状がわかる写真等

3 東京都母子及び父子福祉資金（住宅資金）

貸付対象	災害により住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受け、住宅の建築、購入、補修、保全、増築、改築等に資金の貸し付けを必要とする母子・父子・寡婦世帯。
貸付金額	1,500,000円（災害による増改築及び建設・購入の場合2,000,000円）
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6カ月 2 償還期間 6年以内（災害による増改築及び建設・購入の場合7年以内） 3 利率 原則、連帯保証人を立てて無利子。（立てられない場合年1%） 4 保証人 原則として連帯保証人が必要（立てられなくても貸付可） ①貸付の日の6カ月前から都内に住所を有すること。 ②一定の職業を持ち、又は独立した生計を営んでいること。 ③本制度について他に保証していないこと。 5 償還方法 元利均等払（年賦、半年賦、月賦） 6 延滞金 延滞元利金額につき年3～10.75% 7 申込方法 原則として官公署の発行するり災証明書を添付し区、子育て支援課に申し込む。

第7 借地借家の特例の適用申請

災害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について種々問題が起り住宅の復興を阻害するおそれがあるときは、区長は「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」の適用手続きをとる。

この法律は、借地・借家をめぐる諸問題について臨時の処置を定めて関係者の権利の調整をはかり、混乱の発生を未然に防止しようとする法律で、被災者がそれまで住んでいた場所にできるだけ住み続けられるように保護することを目的としている。

第8 その他

1 児童扶養手当等の特別措置

被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当について、所得制限の特例措置を講じる。

2 中央区小災害り災者見舞金

(1) 目的

災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害等の小災害を受けた区民に対し見舞金又は弔意金を支給し、災害見舞の意を表す。

(2) 見舞金

種類	り災の程度	見舞金(単身世帯)
全 全 全 流	焼 壊 失 住宅の70パーセント以上を焼損、損壊又は流失したもの。	6万円(3万円)
半 半 半 流	焼 壊 失 住宅の20パーセント以上70パーセント未満を焼損、損壊又は流失したもの。	4万円(2万円)
床 上 浸 水	浸水が、住宅の居室の床に達した程度のもの。	
部 分 焼	住宅の20パーセント未満を焼損し、一時的に居住することができないもの。	2万円(1万円)
水 損	火災等の消火等のため、住宅の内部が冠水し、一時的に居住することができないもの。	2万円(1万円)

区民が重傷を負ったときに、重傷者一人につき3万円を支給する。

(3) 弔慰金

区民が死亡したときに、死亡者一人につき6万円を支給する。

※中央区小災害り災者見舞金等支給要綱は、別冊資料(209ページ)を参照。

第2編 安否情報の提供

区は、防災拠点等に避難した被災者の安否情報を把握するとともに、警察、消防、医療機関等と連携して死亡者、負傷者等の情報収集に努め、安否情報名簿を作成し、被災者の家族等からの照会に回答する。

第1 対応所管

本部が設置されている場合は災対区民部が所管するが、発災初期において施設間の連携が取れない段階においては、防災拠点及び副拠点は災対教育部、福祉避難所は災対福祉保健部が所管する。また、本部が設置されていない場合は、総務部が所管する。

第2 安否情報の収集・集約

1 防災拠点、副拠点及び福祉避難所

各場所に配備されている職員が、避難者名簿等を使用して、各場所における避難者情報の集約を行う。

(1) 発災初期

避難者本人又は家族が記載した避難者名簿等を、安否情報の提供について同意が「ある」「なし」に分けて、安否情報名簿として「紙媒体」で整理する。

(2) 発災後期

避難者名簿等の情報を基に、安否情報の提供について同意が「ある」「なし」に分けて、安否情報名簿として「電子媒体」で整理する。

安否情報名簿は適時更新し、災対区民部に1日一回の報告を行い、報告を受けた災対区民部は安否情報名簿の集約を行う。

2 死亡者及び負傷者

災対区民部は、以下の防災関係機関と連携を図り、死亡者及び負傷者の情報を調査して安否情報名簿を整理する。

(1) 警察署

(2) 消防署

(3) 自衛隊

(4) 医療機関

第3 安否情報名簿

災対区民部は、安否情報名簿に以下の内容を整理し、適時更新して管理する。安否情報名簿は、災害対策本部、防災拠点、副拠点及び福祉避難所において共有する。

(1) 氏名

(2) 性別

(3) 生年月日

(4) 住所（電話番号）

(5) 勤務先（電話番号）

(6) 居所（電話番号）

- (7) 負傷・疾病の状況（死亡も含む。）
- (8) 安否情報提供の可否
- (9) 情報の更新年月日

第4 照会への対応

1 照会者本人の確認

照会者本人の運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の提示又は提出により、照会者本人の氏名、住所、その他の照会者を特定するために必要な事項についての確認を行う。

2 照会に必要な事項の確認

照会する被災者について以下の内容の確認を行う。

- (1) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (2) 照会をする理由

3 提供情報

照会者の区分に応じて、以下に定める情報を提供する。ただし、避難者本人の同意が得られていないものについては、「安否情報は不明」として回答する。

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	負傷・疾病の状況、居所及び連絡先
被災者の親族、職場の関係者	負傷・疾病の状況
被災者の知人等	安否情報保有の有無

4 照会の実施場所

(1) 発災初期

防災拠点、副拠点及び福祉避難所において、各場所に配備されている職員が各場所の安否情報についてのみ対応を行う。

(2) 発災後期

本部、防災拠点、副拠点及び福祉避難所において、区内全体の安否情報名簿を共有する。本部においては災対区民部が対応を行い、防災拠点、副拠点及び福祉避難所においては、各場所に配備されている職員が災対区民部の指示により対応を行う。

5 照会内容の記録

照会者本人の情報、その他照会に必要な事項、提供した情報等を記録する。

※安否情報の照会記録は、別冊資料(139ページ)を参照。

第5 照会の手数料

無料とする。

第3編 り災証明

国、都及び区が実施する各種の生活再建支援施策の手続きには、当該災害によって被災した旨の証明が必要となることから、区は、被災者に対して迅速かつ効率的にり災証明を発行するため、住家被害認定調査やり災証明書の発行などに関し、総合的かつ効率的な被災者支援の実施体制を構築していく。

第1 生活再建支援システム

大規模災害発生時において、住家被害認定調査、り災証明発行及び生活再建支援を含めた震災復興を円滑に行うため、区では生活再建支援システムを導入している。システムの運用にあたっては、都が設置した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」への参加を通じて、大規模災害における課題の共有や対策の検討、訓練の実施など、都と緊密な連携を図っていく。

1 り災証明発行にかかる被災者台帳の作成

システム上で以下の情報を統合し、被災者台帳を作成する。

- (1) 世帯・人：住民基本台帳
- (2) 住家：家屋課税台帳
- (3) 被害：住家被害認定調査の実施結果

2 り災証明の発行

被災者からの申請を受け、被災者台帳に基づいてり災証明を発行する。

3 被災者台帳の活用

生活再建支援の対象者を抽出する等、被災者台帳を活用し、関係部署において被災者の生活再建支援業務を行う。なお、システム運用に当たっては、都と協定を締結の上、実施していく。

第2 発行所管

本部が設置されている場合は、災対総務部が所管し、本部が設置されていない場合は、総務部が所管する。

第3 発行対象者

以下のいずれかに該当する者。

- 1 区に居住実態のある個人又は世帯
- 2 区内に住家を有している個人又は法人

第4 発行要領

1 調整会議の開催

関係機関による「り災証明発行に関する調整会議」を開催し、住家被害認定調査の実施、被災者台帳の作成及びり災証明の発行等について確認する。

参加が想定される関係機関は以下のとおり。

- (1) 東京都総務局（復興本部）
- (2) 東京消防庁など

2 住家被害認定調査

災対都市整備部が、住家について被害状況を調査する。

なお、傾斜度など調査内容において共通する部分もあることから、場合によっては応急危険度判定の結果を住家被害認定調査に活用する。具体的には、調査対象とする地域の設定、調査する地域の順番の決定等、住家被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の結果を参考にす

3 り災証明発行にかかる被災者台帳の作成

「誰が（世帯・人）」、「何に（住家）」、「どんな被害（全壊、半壊など）を受けたか」を把握するため、生活再建支援システムを用いて住民基本台帳、家屋課税台帳及び住家被害認定調査の実施結果の情報を統合し、被災者台帳を作成する。

4 発行体制の整備

り災証明の発行に必要な人員や物品を確保していく。

なお、本庁舎のほか、築地社会教育会館、日本橋区民センター、月島区民センターに生活再建システムを利用できる通信環境を整備している。

5 発行

被災者からの申請を受け、被災者台帳に基づいてり災証明を発行するとともに、発行日時・会場等の広報を行う。発行会場には相談窓口も設置する。

なお、被災者がり災内容に納得しない場合は、住家被害認定再調査の申請の受付を行う。

6 住家被害認定の再調査

り災内容について再調査の申請が出された場合、被災者等の立会いを要請し、家屋・住家被害状況の再調査を実施する。

7 再調査に基づく再発行

再調査により、り災証明内容に変更が生じた場合は、り災証明を再発行する。

第5 証明の内容

- 1 全壊（全焼・全流失）
- 2 大規模半壊
- 3 中規模半壊
- 4 半壊（半焼・半流失）
- 5 準半壊
- 6 一部損壊
- 7 床上浸水
- 8 床下浸水

第6 証明手数料

無料とする。

第7 証明書の様式

※別冊資料(144ページ)を参照。

※り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書（東京都）は、別冊資料(459ページ)を参照。

※り災証明発行に係る情報提供等に関する協定実施細目（東京都）は、別冊資料(461ページ)を参照。

※災害時におけるり災証明書発行に関する協定書（東京消防庁）は、別冊資料(464ページ)を参照。

第4編 被災届出受理証

り災証明は住家の居住者又は所有者に対して発行することを想定している。そこで、非住家（事務所、店舗、倉庫、工場など）における被害認定に対応するため、非住家の所有者に対して被災届出受理証を発行する。

※り災証明と被災届出受理証の整理については、別表を参照。

第1 発行所管

第4部第3編第2「発行所管」（314ページ）と同様とする。

第2 発行対象者

区内に非住家を有している個人又は法人

第3 発行要領

1 被災届出の受付

被災者の自己申告に基づく被災届出を受理する。

2 建物被害認定調査

災対都市整備部が、届出の建物が記載通りの被害であるか調査する。災対都市整備部が実際に現地で確認する方法と、被災者が自ら手配した専門家による調査結果書類を確認する方法とがある。

3 発行

建物被害認定調査に基づき、被災届出受理証を発行する。

第4 証明の内容

建物被害認定調査により、被災者が自己申告する被害を確認できた内容について、そのとおり記載する。

第5 証明手数料

無料とする。

第6 証明の様式

別途定める。

別表

		建物被害	
		住家	非住家 (店舗、倉庫、工場など)
発行対象者		居住者 ※住民登録世帯又は住登外世帯 ※法人は対象外	所有者 ※家屋課税台帳に登録された所有者(個人又は法人)
発行証明書		被災届出受理証	
認定対象		主たる居宅	区内にある非住家
認定根拠		住家被害認定調査 ※火災は消防による調査	建物被害認定調査 ※火災は消防による調査
証明の内容	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象	全壊(全流失) 大規模半壊 中規模半壊 半壊(半流失) 準半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 被害なし	建物被害認定調査により、被災者が自己申告する被害を確認できた内容
	火災	全焼 半焼 部分焼 ぼや	全焼 半焼 部分焼 ぼや

※住家と非住家から構成される併用住宅の取扱いについては、居住実態のある部分を住家とし、それ以外の部分は非住家とする。よって、非住家部分は考慮に入れず、住家被害認定調査により判定する。

第5編 公共施設等復旧計画（各機関）

第1章 計画方針

所管の施設が地震その他の自然災害により被害を受けた場合は、被害状況を調査し、その復旧を行うものとする。

特に、公共の安全確保上緊急に復旧を必要とするものについては、災害後ただちに応急措置を行うが、社会全般が一応落ち着きを取り戻し、社会経済活動が平常に近い状態になった後、本格的な復旧作業を行うものである。

第2章 公共土木施設

第1 道路及び橋りょう

道路、橋りょう、道路付属物等が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件及び沿道等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

第2 河川

管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

第3 首都高速道路

- 1 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- 2 災害復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

第3章 社会公共施設

区本庁舎、特別出張所、保育園、小・中学校等の区の施設が災害により被災を受けたときは、速やかに復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

第4章 鉄道施設

第1 災害復旧の基本方針

- 1 災害に伴う被害線区の迅速な運転再開を図り、復旧に際しては再び被害を被ることのないよう耐震性・防災強度の向上を図るとともに、復旧計画にあたっては被害状況、復旧工事の難易を勘案し、運転再開によって復旧効果が最も大きい主要幹線施設等を重点として計画する。
- 2 復旧計画
復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後速やかに本復旧計画をたて実施する。

第6編 ライフライン施設復旧計画（各機関）

第1章 計画方針

ライフライン施設は、住民生活と最も密着しているものであるため、人心の安定を図るためこれらの施設の機能を一刻も早く回復し、供給等を再開するよう努めるものとする。

第2章 水道施設復旧計画（水道局中央支所等）

第1 方 針

都水道局は、事業認可区域の実態を把握し、配水調整等によって断水区域をできるだけ限定した後、復旧活動を実施する。

送配水管路の復旧の優先順位は①浄水場からの送配水幹線、②給水拠点に至る管路、③その他の重要な管路の順とし、効果的に給水区域の拡大を図るよう進める。

給水装置については、配水管の復旧及び流水と並行して実施する。

第2 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

第3 管路の復旧活動

1 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統の変更等の再調整を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害個所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

2 管路における復旧の優先順位の指定

(1) 送配水本管

ア 第一次指定路線

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上極めて重要な路線

イ 第二次指定路線

第一次指定路線に準ずる管路で、ポンプ所、応急給水槽及び避難場所へ至る路線

ウ その他の路線

第一次、第二次指定路線以外の重要路線

第4 給水装置の復旧活動

復旧範囲は、第一止水栓以降、メータ上流部までの給水装置とする。

メータ下流側の給水装置については、首都中枢機関等の例外を除き、給水装置使用者（所有者）が自ら行うことを原則とする。

第一止水栓上流部の給水管については、原則として、配水管の復旧と併せて配水施設復旧担当が復旧する。

第一止水栓以降メータ上流部までの復旧については、あらかじめ定める優先順位に基づき実施する。

第3章 下水道施設復旧計画（下水道局中部下水道事務所）

第1 方針

被災時の復旧にあたっては、汚水、雨水のそ通及び内水排除機能の回復を優先する計画をたて、被害の状況、復旧の難易度等を勘案し、復旧効果の大きいものから実施する。

第2 組織と活動

第3部第30編第3章「下水道施設応急対策」（291ページ）により動員した要員で応急措置を講じ、緊急出動態勢により車両、復旧作業員（請負業者等も含む）、備蓄資器材等を使い応急復旧を行う。
なお、不時の災害に備え、当所では毎年防災訓練を実施している。

第4章 電気施設復旧計画（東京電力パワーグリッド）

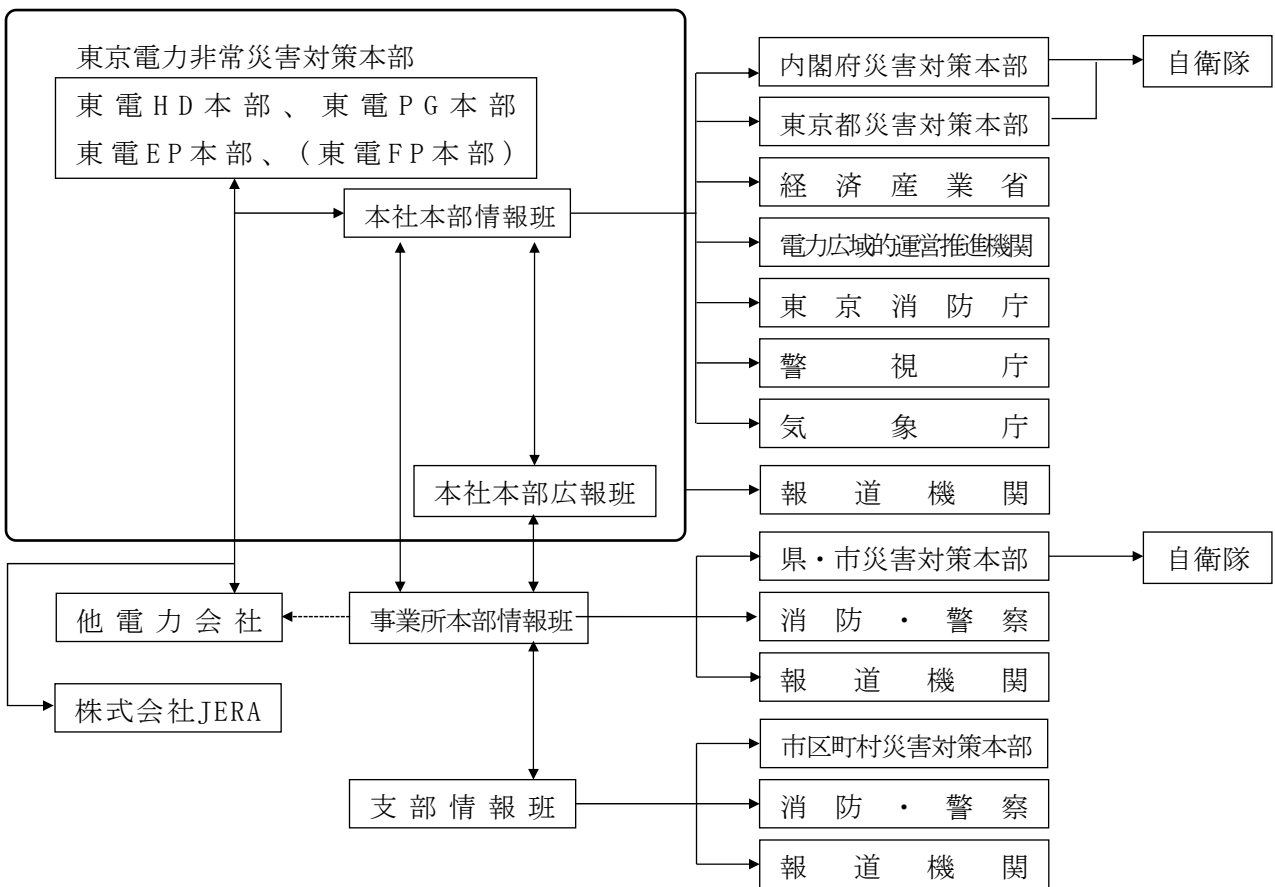
第1 被害の復旧

- 1 災害発生時、速やかに被害状況を把握し、復旧計画を策定する。
- 2 復旧は、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

第2 復旧隊の標識

当社職員及び復旧応援作業員には、あらかじめ所定の腕章を、また連絡車、作業車には、所定の標識を掲示して、東京電力復旧作業隊であることを明示する。

第3 指令及び情報連絡の伝達経路



災害復旧・復興計画

第5章 ガス施設復旧計画（東京ガス）

第1 復旧対策

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた下記の手順により実施する。

1 製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、予め定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼動を再開する。

2 需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

3 低圧復旧地域のセクター化（被害が発生した場合）

低圧導管を遮断して、復旧地域を分割する。

4 中圧導管の復旧（被害が発生した場合）

ガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏えい検査を行い、漏えい箇所を修理する。

5 低圧導管の復旧

管内に水等が浸入していた場合には、採水ポンプ等を利用して排出する。

- (1) ガスを適切な圧力で封入し、漏えい調査を行い、漏えい箇所を修理する。
- (2) ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充填し、末端側より管内に混入した空気を排出する。

6 需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏えい検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏えい有無を判断する。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏えい箇所を特定し、配管取替等の修理を行う。

7 ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開する。

第2 想定復旧日数

想定復旧日数については、東日本大震災の経験等を踏まえて見直しが行われているが、過去発生した地震災害では概ね1～2カ月程度を要している。

第6章 通信施設復旧計画（NTT東日本）

第1 災害により被災した通信回線の復旧順位は表1のとおり。

第2 災害復旧工事については、次の工事を実施、管理する。

1 応急復旧工事

- (1) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (2) 原状復旧までの間、維持するために必要な補強、整備工事

2 原状復旧工事

電気通信設備等をその機能、形態において被災前の状態に復する工事。

3 本復旧工事

- (1) 被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事をおりこんだ復旧工事
- (2) 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

第3 応急復旧工事に必要な資器材、装備等を備蓄している。

表1 電気通信サービスの復旧順位

順位	復 旧 回 線		
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ・支店前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ・基幹回線10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・電報受付用回線（115）の10%以上 ・電報加入局回線1回線以上 ・電報中継回線1回線以上 	
	専用線サービス等	専用回線	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
	加入電信サービス 回線交換サービス パケット交換サービス ファクシミリ通信網サービス データ通信設備サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上 ・斜め独立回線の10%以上 	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 	
	加入電信サービス 回線交換サービス パケット交換サービス ファクシミリ通信網サービス データ通信設備サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

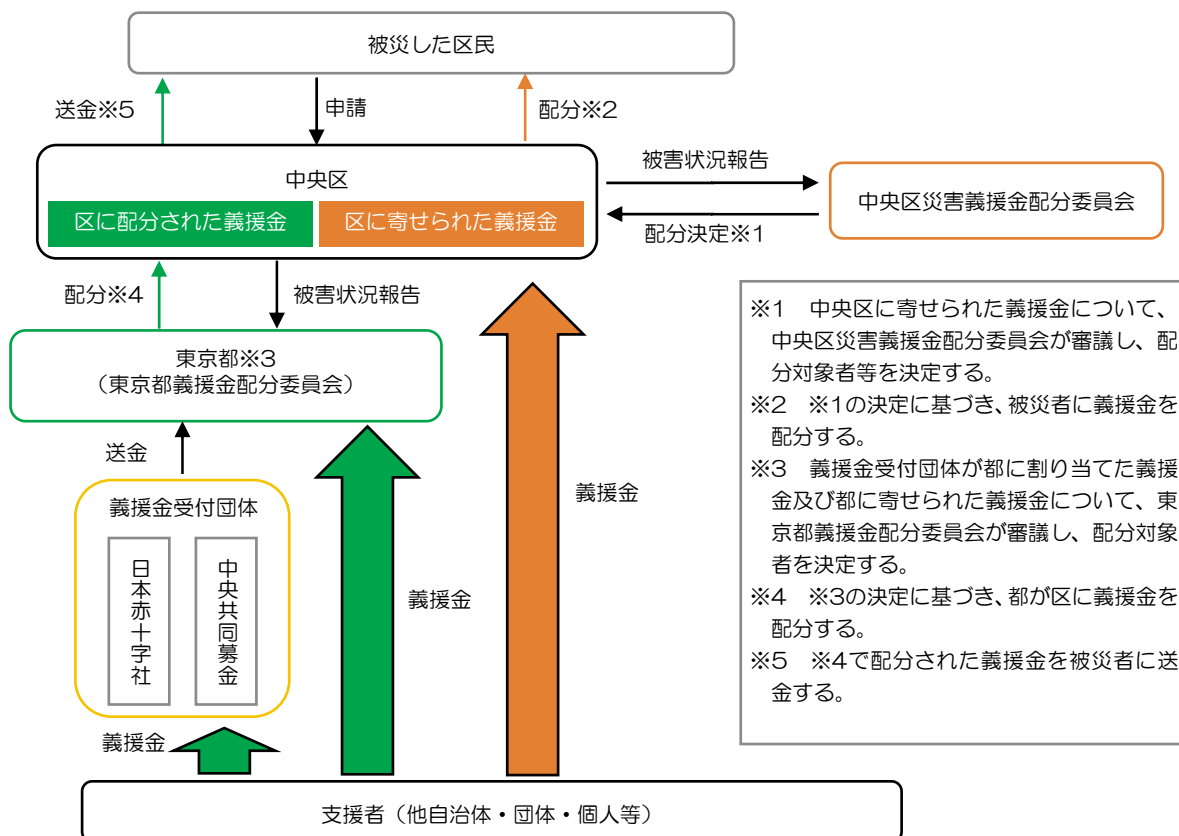
注) その他新規に発生するサービスについては、別途定めるものとする。

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第7編 義援金品配分計画（区・災対福祉保健部）

第1章 義援金配分の流れ

地震、暴風・豪雨等の自然災害により、区に寄せられた義援金及び都から区に配分された義援金について以下の流れで、被災した区民に対して配分を行う。



第2章 中央区災害義援金配分委員会

第1 中央区災害義援金配分委員会の設置

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地震等の災害により、被災した区民に対する義援金の配分を適正に行うため、中央区災害義援金配分委員会設置要綱に基づき、中央区災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、区に寄せられた義援金（都から区に配分された義援金を除く。）の配分に関し、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 配分対象者に関する事項
- (2) 配分基準に関する事項
- (3) 配分時期に関する事項
- (4) 配分方法に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項

第3 組織

委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副区長（福祉保健部を所管する者）
- (2) 福祉保健部長
- (3) 総務部防災危機管理室長
- (4) 中央区社会福祉協議会事務局長
- (5) 京橋・日本橋・月島各地域の民生・児童委員協議会会長

第4 庶務

委員会の庶務は、災対福祉保健部において処理する。

※中央区災害義援金配分委員会設置要綱は別冊資料(211ページ)を参照。

第3章 義援金の募集、受付及び配分

第1 義援金の募集

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地震等の災害により、区内に甚大な被害が生じた場合等には、区は義援金の募集を検討する。

第2 口座の開設

区に寄せられる義援金及び都から区に配分される義援金について、災対福祉保健部長名義の普通預金口座（以下、「区義援金保管口座」という。）を開設し、払出まで預金保管する。

第3 受付の方法

義援金に関する受付窓口を設け、現金を直接受け付けるほか、区義援金保管口座への振込みも受け付ける。

第4 義援金の受領書の発行

区は、義援金の寄託者に対して受領書を発行する。ただし、区義援金保管口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。なお、受領書の様式については、別冊資料(242ページ)を参照。

第5 義援金の配分

区に寄せられた義援金については、委員会の審議を経て決定された配分方法に基づき、対象者に配分する。なお、都から区に配分された義援金については、東京都義援金配分委員会が決定した配分方法に基づき対象者に送金する。

第4章 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

第8編 災害復旧時の教育、保育及び学童育成計画

(区・災対教育部、災対福祉保健部)

第1章 災害復旧時の教育態勢(区・災対教育部)

第1 学校(園)長は、教職員を掌握するとともに校舎の点検を行い、被災状況を教育委員会に報告するほか、教科書及び教材の給与の協力態勢に努める。

第2 教育委員会は、被災学校(園)ごとに担当指導主事を定め、災害情報の伝達について万全を期する。

第3 前項については、連絡網の確立を図り、伝達事項の徹底を図る。

第4 応急教育計画に基づき、学校(園)への収容可能な児童等は学校(園)において指導する。その際、登下校の安全の確保に万全を期するよう留意し、指導内容は主として健康・安全教育及び生活指導・相談に重点を置く。

第5 登校しない児童等については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、上記に準じた指導を行う。

また、子どもの居場所(以下、本編において「プレディ」という。)の職員は、当該小学校への応援に努める。

第6 学校(園)を避難所に提供し長期間学校(園)が使用不可能な場合には、教育委員会と連携し他の公共施設等の確保を図るなど、早急に授業の再開に努める。

第7 学校(園)長は、教育委員会と連携し、災害情報に基づき平常授業を行うよう努める。

また、プレディは、学校の状況や安全を確認後再開する。

第2章 災害復旧時の保育態勢(区・災対福祉保健部)

第1 保育園長(以下、本編においては「園長」という。)は、職員を掌握し、園舎及び設備等の被災状況を調査するとともに、保育の再開のために必要な物品について、福祉保健部子育て支援課長に要請する。

第2 園長は、園児の安否確認を行うとともに、登園可能園児数の把握に努める。その際、登園の安全の確保に留意する。

第3 保育園舎が使用できないときは、福祉保健部長と協議し、他の施設を確保し早急に保育の再開を期する。

第4 長期にわたり園舎の使用が不能で、かつ他の施設の確保が困難な場合は、自宅待機の措置をとる。この場合、保護者との連絡を密にする。

第5 園長は、災害復旧の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ、平常保育に戻るよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

第6 災害により保護者が病気、けが、親族の介護等、家庭での保育が困難となった場合、一時保育などの既存事業で対応するものとする。ただし、既存事業での受入れを超える場合、保育園での保育の実施を検討する。

第7 災対福祉保健部は、災対教育部と連携し、避難所、保育園等における災害遺児の状況を把握し、都福祉保健局に報告するとともに、災害遺児が適切な施設へ早急に入所できるよう児童相談所等関係機関と連携を図る。

第3章 災害復旧時の学童育成態勢（区・災対福祉保健部）

第1 児童館長は、職員を掌握し、施設・設備等の被災状況を調査するとともに、福祉保健部子ども家庭支援センター所長（以下、本章では「所長」という。）に連絡し、児童館の運営態勢の維持に努める。

第2 所長は、被災児童館ごとの情報及び指導の伝達について万全を期する。

第3 所長及び児童館長は、児童の安否確認を行うとともに、応急学童育成計画に基づき、育成可能な児童は、児童館において育成する。その際、登下館の安全の確保に留意する。

第4 所長は、児童館が使用できないときは、福祉保健部長と協議し、他の施設を確保し早急に学童育成の再開を期する。

第5 児童館長は、災害復旧の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ平常育成に戻れるよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

第9編 激甚災害の指定（区・災対指令部）

第1章 計画方針

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下、本編において「激甚法」という。）が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別助成措置を内容としている。

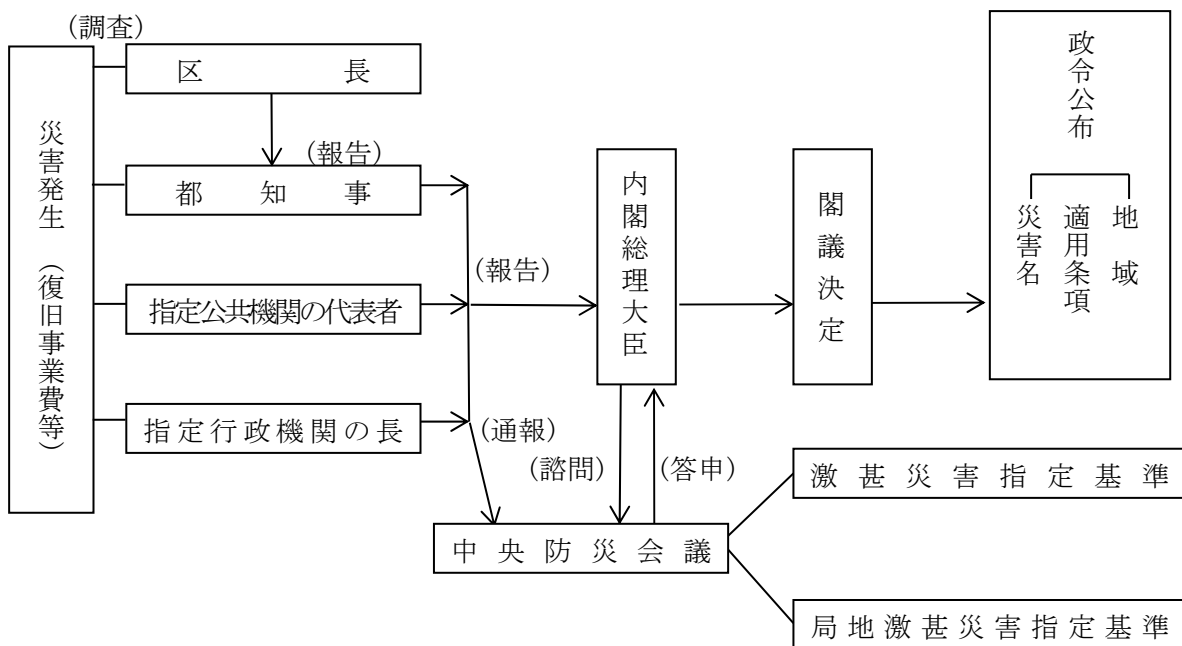
区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による財政援助等を受けることが必要である。

本編においては、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手續及び指定を受けた場合の手續等を定める。

第2章 激甚災害指定手續

大規模な災害が発生した場合、区長は速やかにその被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣はこの報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申する際、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて激甚災害として指定すべきかどうかを答申する。

【激甚災害指定の手續フロー図】



第3章 激甚災害に関する被害状況等の報告

第1 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を都知事に報告する。

第2 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- 1 災害の原因
- 2 災害が発生した日時
- 3 災害が発生した場所又は地域
- 4 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5 災害に対しとられた措置
- 6 その他必要な事項

第4章 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準とは、昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第2章（第3条～第4条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×おおむね100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×おおむね100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	省 略
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	省 略
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ）× おおむね100分の0.2</p> <p>（B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×おおむね100分の0.06</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるものの一つの都道府県内の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>又は一つの都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助等）、第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
激甚法第22条（り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上</p> <p>（B基準） 次の1、2のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講じられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上かつ次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 滅失住宅戸数が一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>(2) 滅失住宅戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数が被災地全域で1,200戸以上かつ次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 滅失住宅戸数が一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>(2) 滅失住宅戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等の小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

第5章 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。）</p> <p>(イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）</p> <p>(ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が25,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村</p> <p>(ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなつて見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
(農地、農業用施設等災害関係)	省 略
(林業災害関係)	
(中小企業施設災害関係) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条の措置

(注) 第4章及び第5章で述べた激甚災害指定等の政令の公布時期は、過去の例によると、災害終了後2カ月以内に行われる。局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等にかかわるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定される。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第6章 特別財政援助額の交付手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各部局へ提出しなければならない。

第10編 災害復興計画

大災害が発生した場合、そこに生活する人びとの日常の暮らしそのものや社会・経済活動に必要な都市機能が一瞬にして崩壊する。

このことは、区民の生命・安全・健康の確保を使命とする地方公共団体において、災害予防対策や被災直後の応急対策並びに復旧対策を講ずるだけでは不十分であり、大災害を被った場合に区民の一日も早い生活の安定と都市機能の回復を図るため、円滑で計画的な復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

第1章 復興計画の目的

区民の生活及びさまざまな社会・経済活動を支える都市機能の一日も早い復興を図るとともに、より安全で安心して住み続けることができるまちづくりに取り組むことを目的とする。

本区においては、都の復興計画と整合性を図るとともに、都が区市町村向けに策定した「区市町村震災復興標準マニュアル（平成29年3月修正）」をもとに迅速かつ円滑な復興を推進していく。

〔復興の基本的考え方〕

（都防災計画より）

項目	基本的考え方
生活復興	<p>1 生活復興の目標</p> <p>(1) 第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。</p> <p>(2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。</p>
	<p>2 生活復興の推進</p> <p>(1) 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。</p> <p>(2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。</p>

項目	基本的考え方
都市復興	<p>1 都市復興の理念</p> <p>世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。</p> <p>そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図る。</p> <p>(1) 安全でゆとりある都市</p> <p>(2) 世界中の人から選択される都市</p> <p>(3) 持続的な発展を遂げる都市</p> <p>(4) 共助、連携の都市</p> <p>2 都市復興の目標</p> <p>「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。 ・これは、都市復興後、再び東京が地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、合せて、高度に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものである。

※なお、都防災計画をはじめ、震災復興マニュアル等の改定があった場合には、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第2章 復興体制の構築

区民の生活復興及び都市機能の復興を円滑に行うため、災害対策本部とは別に被災後早い時期に復興計画や復興事業に係る組織として、災害（震災）復興本部を設置する。なお、設置までの間は災害対策本部の本部長室がその所掌事務を担う。

また、迅速かつ円滑な復興を速やかに実施していくため、生活再建支援システムを導入・活用し、早期の復興体制を構築していく。

第3章 復興計画策定への取組

被災後、迅速かつ円滑に区民生活の復興（くらし、住宅、雇用・産業の復興）や都市機能の復興を図るため、発災後なるべく早い時期に復興計画及び事業を推進するにあたっての課題を明らかにし、具体的な工程の作成に努める。

第5部 大規模事故等対策計画

- ① 総則 337
- ② 事案への共通した対応 340
- ③ 大規模事故等の個別対策 347

第1編 総 則

第1章 計画の方針

災害の定義は災害対策基本法第2条において、地震、台風、竜巻等の自然現象によるもののほか、大規模火災、爆発その他の大規模な事故による被害についても規定している。

本区においては、日本橋金融・商業街地区の金融中枢施設、銀座地区を中心とした大規模集客施設、日本橋問屋街地区の繊維関連卸売業の集積のほか、大規模事業所、大規模商業施設が多数所在している。また、月島地区は老朽木造2階長屋形態の一般住宅が密集し、豊海地区は大型冷蔵倉庫が多数群立、隅田川には危険物を輸送する小型内航タンカーが多数往来している。夜間人口は約17万人に対して昼間人口は60万人を超え、万一大規模な事故等が発生した場合、区民だけでなく来街者にも多大な被害が発生する危険性が高い。さらに、令和3年7月には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されているところであり、区内には選手村が整備される中で、安全・安心な大会運営が求められている。

このため、本区において大規模事故等が起こった場合にも、区民等の生命、身体、財産を守るため、警察、消防、ライフライン機関などと連携して、被害を拡大させずに適切な対応ができるよう大規模事故等対策計画を定めるものである。

なお、災害対策基本法においては、普通の事故として所管の行政庁が専ら処理し又は事業者等が自ら処理する事象と大規模事故として対応すべき事象の区分は必ずしも明確でないため、その事故の被害の状況に応じて判断する必要がある。また、事故の規模によっては、区単独では対応ができない状況も考えられるため、都や国の関係機関との連携が重要となってくる。

以上のことから、第5部では大規模事故に至らない事故であっても、区民生活に影響する重大事件や緊急事態が発生した場合に関係機関との連携を含め普遍的に対処できるよう、危機管理対策についても定める。

さらに、福島第一原子力発電所の経験を踏まえて、区内において、再び東日本大震災と同様の事態が発生した場合に備え、区民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

国民保護法に基づく武力攻撃事態災害、緊急処理事態災害、NBC災害(核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃)については、「中央区国民保護計画」(平成28年4月変更)により対応する。ただし、武力攻撃事態災害においては、国における事態認定がなされるまで(国民保護対策本部設置の指定が行われる前)は、この計画に基づき対応するものとする。

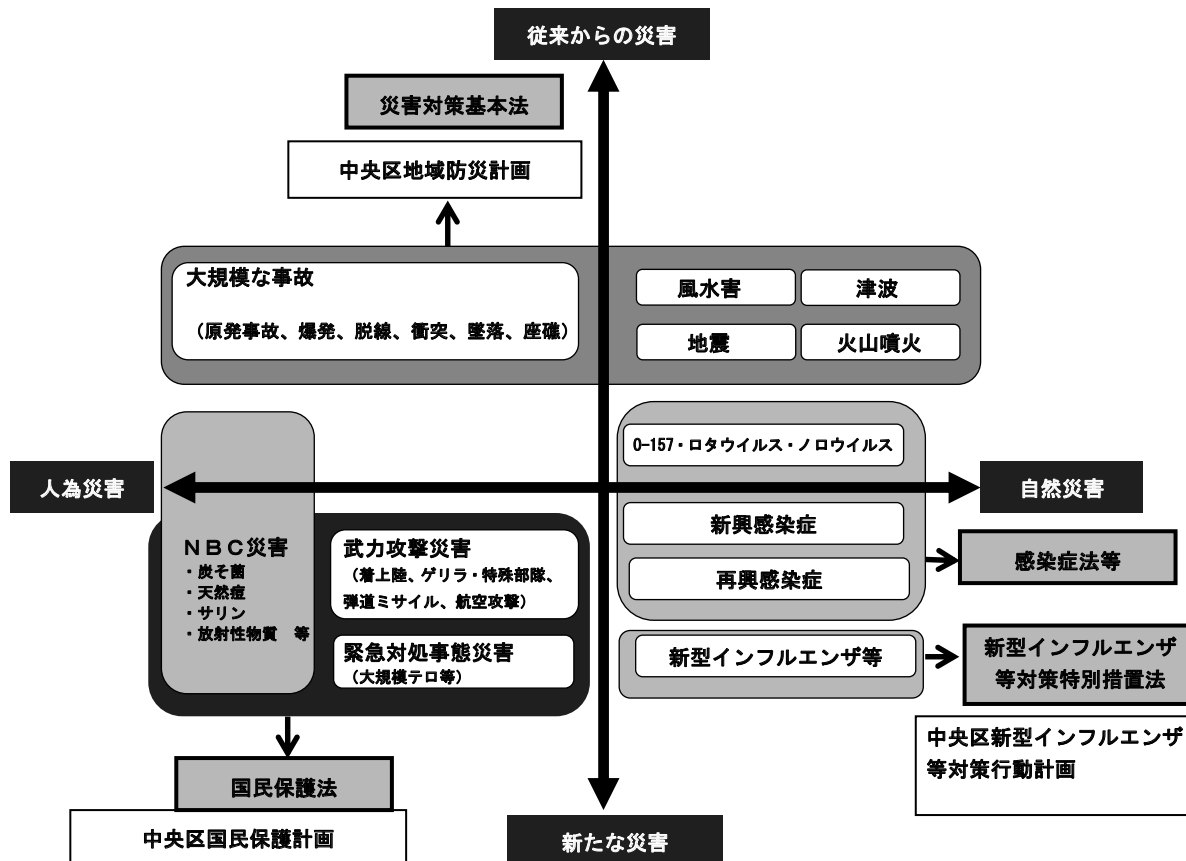
令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行するなど、感染症、食中毒等により区民の生命及び健康の安全を脅かす事態が発生した場合には、被害の拡大や再発を防止するため、「中央区健康危機管理対策基本指針」に基づき、保健所が中心となって、国や都、関係機関と連携を取りながら、被害実態の把握や原因の究明等を行う。本部を設置する必要がある規模に健康危機が拡大するなど、事態が悪化した場合には、この計画に基づき災害体制に移行する。

特に、区民の生命・健康に重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき平成27年2月に策定した「中央区新型インフルエンザ等対策行動計画」及び平成31年4月に策定した「中央区業務継続計画(新型インフルエンザ等対策編)」により、感染拡大の抑制、住民への予防接種、生活支援などの対策や非常

時優先業務を実施する体制を定めるなど、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

近隣区において事故等が発生し、区民生活に影響を及ぼす可能性がある場合においても同様とする。

参考 災害の類型図



※新興感染症…かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。(WHO定義)

※再興感染症…既知の感染症で、既に公衆衛生上の問題とならない程度までに患者が減少していた感染症のうち、この20年間に再び流行しはじめ、患者数が増加したもの。(WHO定義)

第2章 想定される大規模事故等

- 第1 超高層住宅、地下街の火災、事故等
- 第2 鉄道事故
- 第3 道路事故
- 第4 地下工事
- 第5 危険物等事故(石油、火薬、放射線、高圧ガス、毒物・劇物)
- 第6 海上等における事故、油等流出事故
- 第7 大規模停電
- 第8 ガス事故
- 第9 放射性物質対策

第3章 防災危機管理センター

第3部第1編第1章「第1 防災危機管理センター」(98ページ)を参照。

第2編 事案への共通した対応

この編では、大規模事故等発生時に事故内容に関わらず、区が事案に対して共通して対応すべき基本的な事項について定める。

第1章 平常時の備え

区では、平常時より危機管理情報を各部で共有するため危機管理対策検討部会を組織し定例的に会議を開催している。この組織は、防災危機管理室長を部会長とし各部の庶務担当課長と事故等が発生した場合に部局を超えて対応が求められる広報課長、情報システム課長、職員課長、危機管理課長、防災課長、生活衛生課長等で組織される。

第2章 初動態勢

大規模事故等の事案が発生した場合、事故等の情報を得た所管課は、事案の重要性に関わらず防災危機管理センターへ連絡するものとする。防災危機管理センターは、事案の状況を分析するとともに、情報の結節点として事案の状況に応じた適切な対応を行う。

第3章 区の態勢

区は、事故等の情報を得たとき被害状況や区民生活への影響度に応じて、適切な対応を行うため、その事案の状況に応じて下記の態勢により対応する。

第1 事案のレベルの定義

- 1 レベル1
事案が特定の分野に限定されるため、所管部局中心で対処できる場合
- 2 レベル2
事案の規模が拡大し、区民生活への影響が大きくなるおそれのある場合
- 3 レベル3
事案がさらに大規模でかつ深刻であり、区をあげて対処することが必要となる場合

第2 事案のレベルに応じた対応

- 1 レベル1
防災危機管理室長を長として防災危機管理センター、所管部局、関係部局等が連絡チームを設置して、事案の発生現場に連絡員を派遣するなど主に情報収集等を行う。
- 2 レベル2
防災危機管理室長を長とする危機管理対策連絡室を設置し、主管部局、関係部局等が対応する。必要であれば、副区長を長とする危機管理対策会議を開催し、対応方針を検討する。
- 3 レベル3
区長を長とする危機管理対策本部を設置し、区的全組織で対応する。

※事案対策組織は、段階的に上位レベルに移行する場合と、事故等発生当初からレベルにあわせた態勢を構築する場合がある。

※危機管理対策本部の組織は、第3部第1編第2章「災害対策本部の設置」(98ページ)と同様とし、区各部の所掌事務についても本部条例規則を準用するものとする。

第3 休日・夜間の職員の参集

1 レベル1

警戒勤務者が、防災危機管理センターの各課長、事案に関連する主管課長に連絡し、緊急に対応する必要がある場合には協議の上ただちに参集する。

2 レベル2

第3部第1編第3章「第2 2 災害等発生時の態勢」(102ページ)と同様の態勢とし、管理職、区及び近接区に居住する係長及び職務上参集が求められる職員が参集する。

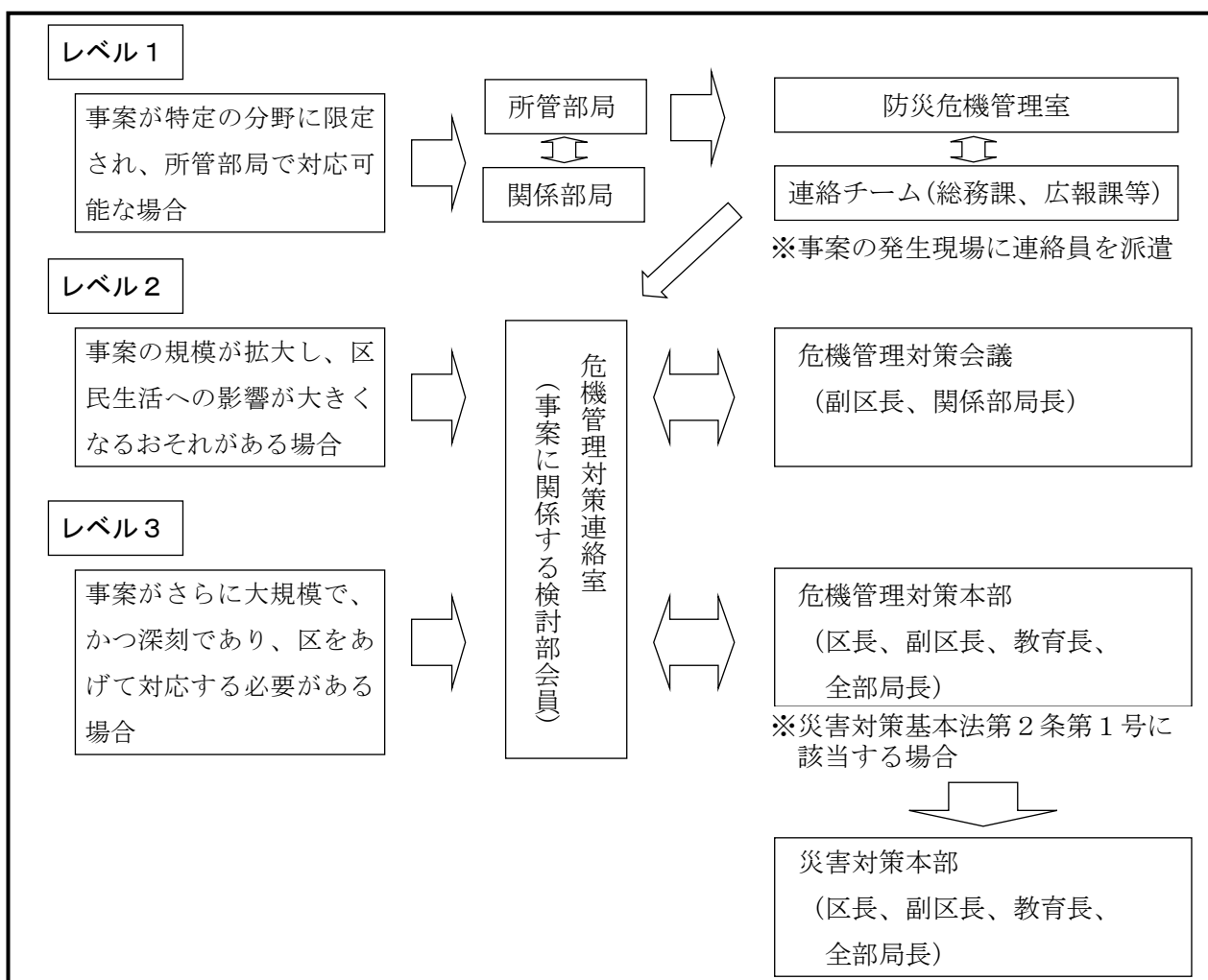
3 レベル3

第3部第1編第3章「第1 非常配備態勢」(101ページ)と同様の態勢とし、全職員が参集する。

第4 災害対策本部への移行

災害対策基本法第2条第1号に定める災害で災害救助法施行令第1条に定める程度のものとなった場合には、災害対策本部を設置し対応する。

レベルに応じた事案対応組織図



対 策 計 画
大 規 模 事 故 等

第4章 現地連絡調整所

大規模事故等の発生時、その事案の発生現地において、活動する機関がそれぞれ情報を共有し、連携して事態の対応にあたることが重要である。このため、区は都と連携し、各機関の参加を得て現地連絡調整所を設置する。

第1 職員の派遣

事故等の情報を得たときは、区は、その被害状況等を正確に把握するため、防災危機管理センターの職員を派遣する。派遣された職員は、以下の状況を調査し報告する。

- 1 事故等の状況
- 2 被災者の状況
- 3 応急措置、救護活動の状況
- 4 避難の必要性
- 5 住民等の動向、要望等
- 6 その他必要事項

第2 設置場所

設置場所は、関係機関と以下の事項を考慮し協議の上決定する。

- 1 事案の発生場所の近隣であること
- 2 安全が確保できること
- 3 関係機関と調整が容易であること

第3 参加が想定される関係機関

- 1 都
- 2 事故当事者機関(交通機関、ライフライン機関など)
- 3 警視庁
- 4 東京消防庁
- 5 医師会 など

第4 連絡調整を要する事項等

- 1 被害状況の把握
- 2 警戒区域の確認
- 3 一時避難場所の設置
- 4 医療機関への搬送方法
- 5 医療救護所の設置
- 6 遺体安置場所の設置
- 7 民間施設の使用確認
- 8 各関係機関の対応状況
- 9 各機関の役割分担、分担区域の確認
- 10 各機関の広報内容の確認 など

第5 現地調整会議の開催

各機関の持つ情報の提供、連絡調整を要する事項の決定、確認等を行うため、各機関の代表により、随時又は定期的に現地調整会議を開催する。

第5章 情報収集、情報伝達

区内で大規模な事故等が発生した場合、被害の拡大を防止し、的確かつ迅速な対応を行っていくために、被災状況等の正確な情報を収集する必要がある。区では、各関係機関からの通報や独自の情報収集活動により事故等の情報を入手するとともに、被害状況の把握及び情報連絡に努める。

第1 各機関からの情報収集、各機関への情報伝達

事故等の現地からの情報については、現地に派遣した職員から収集することとする。こうした事態に備え、防災危機管理センターでは現地との情報連絡のために災害時優先電話を用意している。また、その他警察署、消防署をはじめとする関係機関からの情報収集及び各機関への伝達は、第3部第5編第1章「通信連絡計画」(131ページ)により行う。なお、指定電話が利用できない場合は、地域防災無線を利用する。

第2 情報のとりまとめ

事故等の状況の把握、とりまとめ及び分析は、防災危機管理センターで行うこととする。なお、危険物に係る事故など専門的知識が必要な事故等が発生した場合には、国や都の専門機関と連携し情報をとりまとめる。

第3 情報の共有

区の内部での情報の共有は、事案のレベルに応じて設置する会議で行うこととする。なお、区全体で事案に対応する必要がある場合については、第3部第5編第1章「第2-5 情報連絡態勢」(132ページ)により、各部に情報を伝達する。

第6章 広 報

事故等が発生した場合の広報について、区は、基本的に区民等にその情報を提供することとする。特に、二次災害やパニックのおそれのある場合には、区民をはじめ事業者、来街者にも迅速に正確な情報を適宜提供する必要がある。また、事故等により人的被害があった場合の安否情報の取扱いについては、関係機関と調整し対応する。

第1 報道機関、区民等への情報の提供

事案がレベル1のときは、報道機関や区民からの取材や問合せに対して、事案の主管課及び広報課で対応する。レベル2以上のときは、情報のすべてを広報課で取りまとめて対応する。

第2 広報内容

- 1 事故、事件等の発生状況
- 2 避難勧告、避難指示（緊急）等区民の行動に対する指示
- 3 関係機関の応急対策の状況
- 4 パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- 5 住民への安否情報 など

第3 広報手段

- 1 防災行政無線、緊急告知ラジオ
- 2 ホームページ(緊急のおしらせ)、ツイッター、フェイスブック
- 3 スピーカー付き庁有車 など

第4章 安否情報の取扱い

大規模事故等発生時の安否情報の収集は、正確性が求められる一方で情報が錯綜するため困難な状況となることが想定される。このため、区は、都、警察署、消防署、事故当事者機関、収容医療機関等からの情報収集を行い、名簿を作成する。また、情報の公表については、各機関と協議した上で、公表内容、公表時期等の統一を図るよう努める。

第7章 警備、交通規制、警戒区域の設定

事故等の原因がガス爆発、アンモニア漏えい等の危険物事故やNBC災害などの場合、区民が事故現場周辺に留まることにより二次災害を招くおそれがある。こうした事態を避けるため、区は、警察署、消防署と連携し、警備、交通規制、警戒区域の設定を行う。

第1章 二次災害の危険性の判断

事故等の被害状況、原因等が明確になっていない場合は、最悪の事態を想定し、都、警察署、消防署、事故当事者機関等と協議し、二次災害の危険性を判断する。

第2章 警備態勢

警察署は、事故等が発生した場合は、関係機関と密接な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動の推進に寄与するとともに、早期に警備態勢を確立する。

第3章 警備活動

- 1 警察署は、以下の活動を行う。
 - (1) 交通秩序の確保
 - (2) 犯罪の予防及び取締り など
- 2 警察署及び消防署は、密接な連携のもと、以下の活動を行う。
 - (1) 災害地における災害関係の情報収集
 - (2) 避難者の誘導
 - (3) 危険物等の保安 など

第4章 交通規制

警察署は、交通情報の収集を行い、一般車両の迂回措置等を行うとともに、広域的な事故の場合には、局地的な通行禁止、通行制限等適切な交通規制を行う。

第5章 警戒区域の設定

警察署及び消防署は、地形、風向き、大規模集客施設の有無なども考慮し、関係機関と協議の上、警戒区域を設定する。

第8章 避難

大規模火災、危険物の漏えい、爆発事故などの大規模事故が発生した場合には、事故発生付近の区民を避難させる必要がある。区長は、災害対策基本法に基づき警察署、消防署と連携し区民等を危険地点から避難、誘導させる。

第1章 避難勧告、避難指示（緊急）を行う場合

- 1 火災等が拡大するおそれがあるとき

- 2 爆発のおそれがあるとき
- 3 危険物、高圧ガス等の流出により人命の危機が予測されるとき
- 4 その他、区民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき

第2 避難勧告、避難指示（緊急）

区長は、避難が必要と認める場合には、警察署長、消防署長と協議のうえ、避難先を定めて避難の勧告又は指示を行う。避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合には、区長は直ちに都知事にその旨を報告する。

第3 公用負担

区長は、応急措置を実施するうえで緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第64条の規定に基づき土地、建築物など一時使用・収用除去などを行うことができる。この権限の行使によって損失を受けた者に対しては、同法第82条に基づき時価によりその損失を補填する。

第4 避難の誘導

警察署、消防署、消防団、事業所、防災区民組織などの協力を得て、なるべく町会、自治会単位で避難所に誘導する。なお、避難行動要支援者については、防災区民組織に配布してある災害時地域たすけあい名簿の情報をもとに避難を支援する。

第5 避難所の指定

避難所は、避難の勧告、指示を行った場合や避難が長時間に及ぶおそれがある場合に、開設することとする。避難所の指定は、警察署、消防署との協議により安全が確保できる場所を、施設と調整後、開設する。

第6 食料、生活必需品の供給

避難が長時間に及ぶおそれがあるときは、災害対策用に備蓄してある物資を活用する。

第9章 救助、救援活動等

救助、救援活動は、警察署、消防署及び区が連携して行うこととし、関係機関はこれに協力する。また、行方不明者の調査については警察署が行う。

第1 都の医療体制

東京消防庁は、事故等により多数の傷病者が発生した場合、東京DMAT（医師、看護師で構成され、災害や事故の際にいち早く現場に駆けつけ、救命医療を提供する医療チームで東京消防庁と連携して活動する）を要請する。東京DMATは、トリアージ・救急医療を主たる任務とする。また、東京都福祉保健局は、東京都医師会及び日本赤十字社東京都支部の医療救護班を要請する。

第2 医療救護所設置の要請

区は、多数の傷病者が発生し、その救出及び医療機関への搬送に時間を要すると見込まれたときは、事故現場付近の区施設を医療救護所として指定し、医療救護班の派遣を医師会に要請する。

第3 収容医療機関の確保、搬送

負傷者を収容する医療機関の確保及び搬送は、都、区及び東京消防庁が連携して行う。

第4 医薬品、資器材の確保

区は、医療救護班の派遣を要請したときは、災害対策用に保管している医薬品、資器材を提供する。不足が生じるおそれがある場合には、薬剤師会に調達を要請し、それでもなお不足する場合は、

卸売販売業者から調達する。

第5 健康相談窓口の設置

毒物・劇物、放射線等の事故が発生した場合、区は、区民の健康不安を解消するため、医療相談窓口を設置する。

第6 被害者及びその遺族への初期的支援

区は、大規模事故等が発生した場合、被害者及びその遺族の支援を行うために必要な情報の収集、管理、要望受付、対応、関係機関との連絡調整にあたり、ともに精神的な苦痛の軽減に努めるものとする。

第10章 遺体の収容、検視、検案

大規模事故等により多数の死亡者が発生した場合には、その捜索、収容、検視・検案等の各段階において、区は都、警察署、その他関係機関等と相互に連携し対応するものとする。

第1 役割分担

- 1 事故等により多数の死者が発生し、事故の原因者・所管施設の管理者が対応できない場合、区は、自然災害と同様に総合スポーツセンター地下2階に遺体収容所を設置する。
- 2 区が遺体収容所を設置した場合、その管理は区が行う。
- 3 遺体の搬送は、原則当事者機関が行い、当事者機関がない場合においては、区が都と協力して行う。
- 4 遺体の検案は、東京都福祉保健局(監察医務院)が行う。
- 5 遺体の検視は警察が行い、身元不明者の確認等は、区と警察が協力して行う。

第2 遺体収容所の設置及び遺体収容所での活動

区が遺体収容所を設置した場合、その活動は第3部第22編第4章「遺体収容所の設置等」(258ページ)と同様とする。

第11章 その他

その他、この編で定めのない項目で対応が必要になったときは、第3部「災害応急対策計画」(97ページ)の各計画を準用するものとする。

第3編 大規模事故等の個別対策

この編では、大規模事故等の種類により、特に個別の対策を要するものについて基本的な事項を定めることとする。

第1章 超高層建築物、地下街の火災、事故等

区内には、60メートルを超える超高層建築物といわれる建築物が122（工事中5棟含む。）あり（平成31年3月末日時点 データ出典：平成30年建築統計年報 2019年版 東京都）、地下街や各地下鉄の通路など地下空間も多い。こうした場所で火災や事故が発生した場合、避難誘導や消防活動は、特別の配慮が必要となる。このため、こうした空間での火災や事故の事前の対策を定めるものである。

第1 予防計画

1 警察署

高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。

(1) 高層建築物

- ・ 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施
- ・ 関係機関との連携による合同防災訓練の実施

(2) 地下街

- ・ 地下街警備要図の作成
- ・ 地下街関係者との合同防災訓練の実施
- ・ 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
- ・ 広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配布

2 消防署

- (1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進を図る。
- (2) 長周期地震動に対して火気使用場所の環境整備及び火気使用設備器具の転倒・落下・移動防止措置を図る。
- (3) 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防火対策の強化を図るとともに、防災物品の普及推進を徹底し、出火防止と延焼拡大防止を図る。
- (4) 超高層建築物及び地下街の特性に応じた、防火施設・設備の適正な維持管理、実態に即した消防計画の適宜な修正等防火防災業務の推進を指導する。
- (5) 大規模事故発生時において、災害活動の中核を担う自衛消防隊の育成を強化するとともに、防火防災施設・設備の点検、整備について必要な指導をする。
- (6) 対象物の在勤者全員が、防火防災力を身につけるように訓練等の指導をする。

3 東京ガス

既存のガス工作物はガス事業法及び関連する基準類に基づき、適切に維持管理を実施している。また、新設のものはガス工作物の技術基準に基づき設計するとともに、二次災害防止のための安全設備を設置している。

第2 応急対策

第3部第11編第2章「第1 震災時消防活動」(186ページ)における活動方針に基づき対応することとする。

第2章 鉄道事故

区内の鉄道は、都営地下鉄3線10駅、東京メトロ6線14駅、JR東日本2線3駅となっており、すべて地下鉄で網の目のように区内全域に広がっている。これらの交通機関は、高速で多数の人々を反復して輸送するという性格上、万一事故が発生した場合には、多くの人命に係わる被害が発生するおそれがある。このため、鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、その対策を定めるものである。

第1 予防計画

1 東京都交通局

鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的及び取扱い面について、多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災等の重大事故の発生を未然防止する。

(1) 保安設備の整備

信号保安装置、自動列車制御装置、緊急停止スイッチ、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備及び排煙装置等の保安装置を整備して列車運転の安全化を図る。

(2) 設備の点検及び規定等の整備

保安装置その他の設備に対して、検査、保全等を行い、機能の保持に努めるとともに運転取扱いに関する規定等の整備と、安全の確保を図る。平素から施設や従業員等の教育について、建築物の管理者と緊密な連絡をとり合う。また、事故発生時の対応について、地下街の特性に応じた実効性のある訓練を定期的実施する。

2 東京メトロ

自動列車停止装置・制御装置・運転装置等の運転保安装置、難燃性車両、断線しない剛体架空線などの各種保安設備を完備している。また、国土交通省の「地下鉄道の火災対策基準」等に基づき、建造物の不燃化、避難誘導設備・排煙設備等の整備、消火設備の整備、防災管理体制の整備等を推進している。

なお、総合指令所では、安全確保のための適切な管理、制御を行うとともに、これらの施設の点検作業に万全を期し、職員の教育訓練を重ね安全運転に努める。

3 JR東日本

大規模事故対策として、従来から車両、駅及びトンネル内部等の設備の整備を進めている。今後もこれら設備等の改良整備を推進し、人命の安全確保と輸送の確保を図る。

第2 応急対策

東京都交通局、東京メトロ、JR東日本は、旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災等の大規模な事故が発生した場合、それぞれの組織において災害対策本部を設置し以下の応急措置を行う。

1 事故等発生と同時に運転規制等初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。

2 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次被害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

- 3 事故情報等を乗客に伝達し秩序維持に努める。
- 4 避難措置の情報等は、関係機関に通報する。
- 5 けが人が発生した場合、救護班等を編成し応急救護にあたる。
- 6 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等代替措置を講ずる。

第3章 道路事故

区内の道路は、区面積に占める割合が約26%となっており、首都高速道路の都心環状線をはじめ、日本橋を基点に多方面と繋がっている国道、都道、区道と都心交通網の要となっている。また、河川の上に造られた首都高速、渋滞緩和のための地下アンダーパスやトンネルなど、空間を有効に利用している。こうした道路において、車両火災、車両からの危険物の流出・漏洩などの事故が起こった場合には、渋滞等の通行の弊害になるだけでなく区民の人命や財産に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、道路事故の発生を未然に防止し被害の軽減を図るため、その対策を定めるものである。

なお、危険物・毒物などの運搬車両からの流出・漏洩等が発生した場合の対応については、本編第5章「危険物等事故」(353ページ)に準じて対応することとする。

第1 予防計画

1 道路管理者等

- (1) 管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時ににおける路肩の欠壊及び崩落による危険箇所等を調査し、把握しておく。
- (2) トンネル内には、火災報知機や火災感知器等の通報設備、警報設備、消火設備、避難施設、映像監視設備などを整備する。
- (3) 事故等の統計により、事故の発生する危険性の高い地点を把握するとともに、必要な場合には防護柵改良や案内標識の改良などの安全対策を実施する。
- (4) 道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時において緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。
- (5) 事故等の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
- (6) 道路施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資器材を保有し日常的に整備点検する。

2 消防署

首都高速道路などの専用道路での車両火災については、入路が制限され、消防水利も少ないなど活動が困難となることが予想されるため、事前に対策を講じておく。

第2 応急対策

1 道路管理者等

- (1) 管理する道路において、大規模な事故、火災等が発生した場合、対策計画等に基づき対策本部等の組織を設置するとともに、事故の内容、規模等を速やかに把握し、関係機関に事故の情報を提供する。
- (2) 防災用資器材を活用し、初期消火など必要な応急活動に努めるとともに、消防署、警察署等に出動要請を行う。
- (3) 二次災害を防止するため、事故現場付近の車両等に対しては、安全な場所への誘導を行う。

- (4) 障害物の除去、仮設道路の設定等応急復旧を行い、早期の道路交通を確保する。
- (5) 道路の通行に危険がある場合には、通行禁止、通行制限について警察署に要請するとともに、混乱防止のため、う回路の確保に努める。
- (6) 通行の禁止、制限等が実施された場合には、道路利用者への広報の実施に努める。
- (7) 道路施設等の損壊については、速やかな復旧を図る。

2 警察署

道路管理者等から交通規制等の要請があった場合、現地の交通状況を検討したうえで通行禁止、通行制限などを実施する。

3 区

事故車両等からの危険物の流出・漏洩などが発生時した場合、公道上の側溝などから下水道管へ流入のおそれがある。その流入量によっては、下水道管及び下水道施設への大きな影響・危険が想定されるため、区は危険物の流出・漏洩などを認めたときは、第5部第2編第5章「第1 各機関からの情報収集、各機関への情報伝達」(343ページ)により下水道局へ連絡する。

第4章 地下工事

区内各所で行われるライフライン関係の地下工事現場において、万一事故が発生した場合には、周辺への被害も多大なものとなることが予想される。このため、事故を未然に防ぐためその対策について定めるものである。

第1 予防計画

1 東京都水道局

(1) 安全管理態勢

工事所管事業所の工事担当課長を工事の安全管理に関する総括責任者とする。また、工事担当課長の指揮を受けて安全対策事業を担当する監督員を置く。

(2) 夜間態勢

各事業所の夜間における職員の動員については、所定の「職員の非常配備態勢、非常参集に関する要領」により行う。

(3) 工事現場態勢

監督員又は、請負者が毎日巡回点検するほか、必要に応じ、他の埋設物の管理者に指示、立会、点検を要請する。また、舗装材料、土留材、支保工材等の応急資機材を常備する。

(4) 大規模工事現場

掘削構内には、非常警報装置を設け、詰所には、消火器を配備するとともに地下埋設物の表示及び通路非常口等の標識類の点検を常時行う。また、工事現場、詰所等相互の通報設備を設置する。

2 東京都下水道局

(1) 安全管理体制

ア 事故防止対策の計画立案、発生した事故の原因調査と対策の検討、安全パトロールの実施等を行うため、「下水道工事事務事故防止対策協議会」を設置するとともに、水再生センター、工事主管係、出張所等による「地区協議会」を設置する。

- イ 工事中は万一の事故に備え、緊急時における連絡先、人員召集及び資器材調達等必要な体制を請負者により整備する。
- ウ 工事現場が隣接又は同一の場所において別途工事がある場合には、請負業者間で安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うための、関係者による工事関係者連絡会議を開催する。

(2) 安全対策

- ア 「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の法令及び工事仕様書に基づき、安全管理を行う。
- イ 発注意図の理解及び当局と請負業者双方の安全意識を統一するため、工事毎に設置する安全施工検討会において、「現場の特殊性」、「危険因子の分析と対応」、「安全状態の確認」等を具体的に検討し、その内容を施工計画に反映させる。
- ウ 工事中は安全巡視により、工事区域及びその周辺の監視を行い、安全を確保する。
- エ 工事施工個所に地下埋設物件が予想される場合は、当該物件の位置深さを調査し、必要な措置を講じる。
- オ 掘削内に他の埋設物が露出した場合は、関係する管理者と協議し、必要な防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急対策を周知する。
- カ 坑内に有毒ガスが発生するおそれがある場合は、労働安全衛生規則に基づき、濃度の判定等を実施し、適切な対策を図る。

3 東京電力パワーグリッド

(1) 安全管理対策の確立

ア 安全管理組織

- (ア) 各店所及び建設所に専任の安全担当を設け、安全の確保及び事故防止に努めている。
- (イ) 大規模工事については、地中送変電並びに東京支店において監理員によりきめ細かな施工監理を行い、事故の防止を図っている。

イ 現場責任者の指定

- (ア) 適正円滑な工事の施工及び安全確保のため、責任者として担当管理職を充て、工事ごとに担当監理者を選任している。
- (イ) 請負会社に対しては、責任者として現場代理人を届けさせるとともに、災害の防止に関する事項を補佐する災害防止責任者を選定させる。

(2) 安全対策(事故防止対策)

- ア 施工段階ごとの安全対策の徹底
- イ 地下埋設物、重要施設物管理者との協議
- ウ 他工事との連絡・調整
- エ 各種標識の設置
- オ 工事現場の巡回・点検
- カ 工事従事者に対する安全教育の徹底

4 東京ガス

(1) 保安管理体制

- ア 導管を管理する事業所には、保安規程により保安管理者及び保安主任者を置く。

イ 工事については、監督者を定め、現場ごとに責任者を置き、導管に関する工事の実施にあたる。

ウ ガス漏えい及び導管事故等に際しては、直ちに緊急出動し保安措置にあたる。また、事故の程度等に応じ、特別組織を編成する。

(2) 地下工事の保安対策（事故防止対策）

ア 工事の施工にあたっては、請負者に対し関係法規、許可条件、打合せ事項等を遵守させ、標識類、安全柵等の施設を準備するよう指示するとともに、管理・監督及び検査を行う。

イ 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議において、十分な打合せを行い、現場でも相互に連絡を密にし、協議して工事にあたる。

ウ 工事現場への標識類の設置、溶接及び既設管の切断に際する消火器の準備、ガス検知器の設置を行い、従事員には送風マスクの携帯を遵守させる。

エ 導管工事の安全・適正化のため、請負者の工事の巡回・点検を行い、指示事項が遵守されていない場合は、中止又は改善措置をとる。

5 NTT東日本

(1) 安全管理体制

ア 東京支店内を統括する組織に安全推進担当を設け、各地域総合会社に対する安全対策連絡会等による指導と、各種研修を行い安全管理に努めている。

イ 工事の施工にあたっては、工事毎に施工会社から実施計画書を提出させ、安全管理体制として現場代理人の他に統括安全衛生責任者を配置することとし、事故防止に努めている。

(2) 安全対策

ア ガス管防護に関する東京ガスとの協定の締結及び地下埋設管理者との協議等の防護対策

イ 他施工工事との連絡協調体制

ウ 沿道住民等への非常警報装置の設置

エ 消火器及びガス検知器等の防災用具、各種標識の設置

オ 工事現場の巡回、点検

(ア) 請負者、監督員等の巡回

(イ) 電気通信設備工事安全指導委員会による巡回

(ウ) 事故防止月間の設定による点検、パトロール

カ 応急用資器材の確保

キ 社員に対する安全教育

6 消防署

大規模なずい道工事又は圧気を用いる工事を行う場合は、資料の提出を求めるとともに、必要な対策の指導を行う。

第2 応急対策

1 東京都水道局

第3部第30編第2章「水道施設応急対策」(290ページ)の活動方針に基づき対応することとする。

2 東京都下水道局

第3部第30編第3章「下水道施設応急対策」(291ページ)の活動方針に基づき対応することとする。

- 3 東京電力
第3部第30編第4章「電気施設応急対策」(291ページ)の活動方針に基づき対応することとする。
- 4 東京ガス
第3部第30編第5章「ガス施設応急対策」(293ページ)の活動方針に基づき対応することとする。
- 5 NTT東日本
第3部第30編第6章「通信施設応急対策」(294ページ)の活動方針に基づき対応することとする。

第5章 危険物等事故

区内には、石油、火薬、高圧ガス等多数の危険物貯蔵所などがあり、事故や火災等によって危険物の爆発や漏洩等が発生した場合、従業員はもとより、区民に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、都防災計画大規模事故編によるほか、特有の取扱いについて対策を定めるものである。

第1節 石油等危険物

第1 施設の現況

石油等危険物の製造、貯蔵、取扱所等の現況は次のとおりである。

区分 地域別	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				合 計
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 取		販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
									営 業 用	自 家 用			
京 橋		1		72	47				5		1	66	192
日本橋				98	38				9	1	12	56	214
臨 港	1	10	11	13	27	3	2	2	4	13		30	116
合 計	1	11	11	183	112	3	2	2	18	14	13	152	522

第2 予防計画

消防署は、以下により事故の未然防止に努める。

- 1 法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導にあたる。
また、危険物取扱者はもとより、事業所全従業員による自主保安態勢の確立と充実強化を図る。
- 2 各事業所に対し、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査等を実施し、危険物貯蔵所、取扱所の位置、構造、設備及び貯蔵、取扱い等の適正に努めさせ、災害の未然防止を図る。
- 3 各事業所及び危険物取扱者等による研究会等を行い、火災予防思想の普及と危険物の貯蔵、取扱い技術の習熟を図る。
- 4 タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。また、トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を推進する。

- 5 「危険物の運搬又は移送中における事故の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図るとともに、輸送車両の事故を想定した訓練を推進する。

第3 応急対策

1 警察署

事故等の発生が予想される場合は、特に危険と認められる施設に警察官を派遣して、施設の責任者に対し防災措置の実施について指導する。また、事故等が発生した場合においても、直ちに現場へ警察官を派遣して、施設の管理者及び消防署の責任者と緊密な連絡をとり、必要な措置を講ずる。

2 消防署

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置等を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導するとともに、必要に応じて応急措置命令を実施する。

- (1) 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止
- (2) 施設の応急点検と出火等の防止措置の徹底
- (3) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動
- (4) タンク破壊等による流出、異常反応及び浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (5) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置
- (6) 災害状況の把握及び防災機関との連携活動の徹底

3 区

事故車両等から石油等が流出・漏洩した場合、公道上の側溝などから下水道管へ流入のおそれがある。その流入量によっては、下水道管及び下水道施設への大きな影響・危険が想定されるため、区は石油等の流出・漏洩を認めるときは、第5部第2編第5章「第1 各機関からの情報収集、各機関への情報伝達」（343ページ）により下水道局へ連絡する。

第2節 火薬類等危険物

第1 施設の現況

火薬類施設については、本区内に30施設を有する。（令和2年3月末日現在）

第2 応急対策

施設管理者は、火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、消防署と連絡を密にして、速やかに火薬を安全な場所に移し、監視者をつけ、関係者以外の者に対して立入禁止の措置をとる。また、搬出の余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれがある地域に対して立入禁止の措置をとるとともに、警察署及び消防署の協力を得て危険区域内にいる住民等を避難させる。

第3節 放射線等危険物

第1 施設の現況

放射線等使用施設については、本区内に29施設を有する。（平成31年3月末日現在）

第2 応急対策

警察署及び消防署は第5部第2編第7章「警備、交通規制、警戒区域の設定」（344ページ）及び第9章「救助、救援活動等」（345ページ）により必要な措置を講ずるほか、危険原因の応急的排除措置

を行う。

第4節 高圧ガス等危険物

第1 施設の現況

高圧ガス関係施設（高圧ガス保安法に定める施設）は、本区内に1,372施設を有する。（平成25年3月末日現在）

第2 予防計画

消防署は、以下により事故の未然防止に努める。

- 1 高圧ガス関係施設の消防活動上必要な事項については、火災予防条例第59条に基づく届出により、施設の実態把握を行い、関係者に防災知識の普及を図るとともに消防活動対策資料として活用する。
- 2 施設の立入検査を実施し、管理者等に対して自主防災体制の確立を図るよう指導する。

第3 応急対策

警察署及び消防署は第5部第2編第7章「警備、交通規制、警戒区域の設定」（344ページ）及び第9章「救助、救援活動等」（345ページ）により必要な措置を講ずるほか、以下の活動を行う。

- 1 火気厳禁の広報
- 2 施設の管理者等に対する漏出防止措置の指導
- 3 引火性爆発物品の移動援助

第5節 毒物・劇物等危険物

第1 施設の現況

毒物、劇物の取扱施設については、本区内に1,062施設を有する。（令和2年10月末日現在）

第2 応急対策

警察署及び消防署は第5部第2編第7章「警備、交通規制、警戒区域の設定」（344ページ）及び第9章「救助、救援活動等」（345ページ）により必要な措置を講ずるほか、以下の活動を行う。

- 1 警察署
 - (1) 事故等が波及することにより、危険物等が漏えいするおそれがある場合は、施設管理者と連絡を密にし、漏えい防止上、必要な措置を講じるよう指導する。
 - (2) 移動・搬出が可能であり、あらかじめ移動・搬出しておくことが防災上必要と認められる場合は、施設管理者等をして安全な場所へ移動・搬出させる。
- 2 消防署
 - (1) 施設管理者に対して以下の措置を講ずるよう指導する。
 - ア 危険物等の流出、拡散防止のための設備及び資機材の点検・配置
 - イ 爆発物、毒物等の移動又は応急措置
 - ウ パイプライン等のバルブの閉塞、応急修理等の措置
 - (2) 施設の安全を確保するため、緊急遮断装置等の点検、作動状況の確認等安全対策の指導を行う。

- (3) 危険物が河川、低地等へ流出するおそれがある場合の二次災害防止措置
- (4) タンクローリー等の危険物輸送に関する安全化のため、必要に応じて輸送等の制限又は停止をする。
- (5) 関係機関と連携し、必要に応じて保管場所、危険物の移動等保安措置等について指導する。
- (6) 防護衣を装備した部隊による救出・救護活動を行う。

3 区

工事現場や事故車両等から毒物・劇物等が流出・漏洩した場合、公道上の側溝などから下水道管へ流入のおそれがある。その流入量によっては、下水道管及び下水道施設への大きな影響・危険が想定されるため、区は毒物・劇物等の流出・漏洩を認めたときは、第5部第2編第5章「第1 各機関からの情報収集、各機関への情報伝達」（343ページ）により下水道局へ連絡する。

第6章 海上等における事故、油等流出事故

船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故、河川及び海域への油等の流出又はこれに伴う火災発生時における沿岸区民等への被害防止を図るため、人命救助、油等流出拡散防止及び防除措置、消火活動などの対策を定める。

第1 東京海上保安部

1 災害発生時の作業態勢

- (1) 船艇、航空機による状況確認を実施するとともに、関係各機関との情報連絡体制を密にし、救助・防除態勢を確立する。
- (2) 人命救助
関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。
- (3) 遭難船等に対する災害の局限措置の指導を行う。
 - ア 流出箇所閉鎖
 - イ 原因者が手配した資器材による防除活動
 - ウ 積荷油の抜き取り又は移送
- (4) オイルフェンスの展張
流出油等の拡散防止及び効率的な回収のため、遭難船等の付近への展張の指導を行う。
- (5) 流出油等の回収等、流出油等処理のため、油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油処理作業の指導を行う。
- (6) 消火及び延焼防止
海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。
- (7) 警戒及び立入制限等
 - ア 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止にあたる。
 - イ 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- (8) 応急資器材の調達輸送
油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。
- (9) 遭難船の移動等
遭難船を安全海域へ移動するため、ひき船の手配及びえい航の指導・助言を行う。

- (10) タンカー及びバージによる残油瀨取りの指導・助言を行う。
 - (11) 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、一般社団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。
 - (12) その他の応急処理
原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は防除措置を行う。
- 2 船舶交通の制限
 - (1) 油等が流出した場合又は海上火災が発生した場合、必要に応じ、事故現場海域及びその周辺海域の船舶の航行等を制限又は禁止する。
 - (2) その他必要な交通整理を行う。
 - 3 その他
 - (1) 海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し火気の使用を制限し又は禁止する。
 - (2) 船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を行う。
 - (3) 漁業組合等に対する防災措置の指導、協力要請を行う。

第2 消防署

- 1 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護にあたる。
- 2 流出油の拡散を防止するため、関係機関と協議し、遭難船等の付近へオイルフェンスを展開する。
- 3 火災発生等の防止のため、流出油の処理及び油処理剤等を散布する。
- 4 火災が発生した場合の消火及び延焼防止措置を行う。
- 5 拡散状況の調査及び海面流出油の警戒にあたる。
- 6 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- 7 油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を輸送する。
- 8 状況により遭難船の移動について関係機関に要請する。
- 9 タンカー及びバージによる残油瀨取りを関係機関へ要請する。
- 10 海上及び河川における火気の使用禁止その他必要な広報を行うとともに、関係機関に協力を要請する。

第3 区

- 1 関係機関と協力し、情報収集に努めるとともに資器材等を調達する。
- 2 河川における、流出油の拡散を防止するため、区が対応可能な規模の場合は、区保有のオイルフェンスの展開やオイルマットによる処理を船舶保有の民間会社の協力を得て実施する。

第7章 大規模停電

現代社会生活に欠かすことのできない電力の長時間・広範囲の供給停止により、区民の生活に多大な影響を及ぼす大規模停電を未然に防止するために行う基本的な事項を定める。

第1 東京電力パワーグリッド

1 予防計画

(1) 電力施設の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社が供給力の応援を行うこととなっている。

なお、そのための手順等も整備されている。

(2) 訓練の実施

大規模な停電事故災害を想定して、関係機関と連携した訓練の実施に努める。区は、訓練が実施される場合には、積極的に参加し相互の連携強化を図る。

(3) 訓練の実施

災害対策の核となる施設においては、自家発電装置の定期点検、試運転等による機能維持を図るとともに、停電時に通信可能な通信手段を確保する。

2 応急対策

(1) 停電状況の連絡

区内で大規模な停電が発生した場合、直ちに停電地域及び戸数等の状況について区に報告する。

(2) 災害時の組織、動員態勢

第3部第30編第4章「電気施設応急対策」(291ページ)の活動態勢に準じて対応する。

(3) 広報活動の実施

広報車、テレビ、ラジオ等を通じ、停電地域、戸数、復旧見通し等を周知する。

第2 区

大規模停電など電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、区が行う災害対応業務における電力確保を行うため、民間事業者の協力により給電車両を防災拠点等に配備する。

※災害時における給電車両貸与に関する協定書(トヨタモビリティサービス株式会社)は、別冊資料(443ページ)を参照。

※災害時における給電車両貸与に関する協定書(トヨタモビリティ東京株式会社)は、別冊資料(438ページ)を参照。

第8章 ガス事故

ガス漏れなどの事故は、爆発など二次災害のおそれもある。二次災害を防止するため、東京ガスの行う基本的な事項を定める。

第1 予防計画

1 工事のための巡視、点検及び検査の基準

工事及び工事完了時において、当該工作物がガス工作物の技術上の基準を定める省令(以下「技術基準」という。)に適合しているか否かについて検査を行う。

2 維持のための巡視、点検及び検査の基準

ガス工作物を技術基準に適合するよう維持するため、巡視、点検及び検査を行う。

3 技術基準に適合しない場合の処置

ガス工作物の巡視、点検及び検査を実施した結果、技術基準に適合しない事項を発見した場合

には、臨機に保安確保のための応急措置を講ずるとともに、速やかに技術基準に適合するように改善する。

第2 応急対策

1 通報連絡等

保安統括者があらかじめ定めるところに従い、ガス栓又はメーターガス栓の閉止、火気の使用の禁止、電気スイッチの点滅禁止、窓の開放、近隣への通報、避難誘導等必要と思われる措置を講じるよう通報者に協力要請を要請する。

2 非常災害対策組織

ガス漏えい及び導管事故等の体制は、事故内容に応じてあらかじめ定められた組織による。

なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、24時間緊急出動体制を確立している。

3 事故時の応急措置

- (1) 事故時の応急措置は、現場の状況に応じて適切に実施する。なお、消防機関又は警察機関が現場に出動している場合は、同機関と緊密に連携を保ちつつ実施する。
- (2) 現場の状況に応じ、関係部所への応援依頼を行い、事故内容に応じた体制を組織する。

第9章 放射性物質対策

原子力発電所、放射性物質保有施設、放射性物質運搬車両等が被災し、放射能が大気中に漏れたときは、区民の不安の払しょくに向け、都と連携して放射線量の測定を行っていく。東日本大震災による福島第一原子力発電所のような大事故が発生した場合は、その教訓を踏まえて、国や都と連携し区民等の生命の安全だけでなく、心理的動揺の軽減や混乱の防止に向けた対策の推進に努める。

第1 予防計画

1 情報伝達体制

区は都との連携のもと、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下、「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

2 区民等への情報提供等

区は都との役割分担を明確にしたうえで、区ホームページをはじめとするさまざまな情報伝達手段を用いて必要な情報を迅速に提供する。

なお、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者の支援体制が整備・構築できるような情報提供に努める。

第2 応急対策

1 情報伝達体制

放射性物質等による影響が生じた際に、その事案のレベルに応じた対応組織を迅速に構築し、円滑かつ的確に対応できる区の情報伝達体制を整備する。

2 区民への情報提供等

都との役割分担のもと、放射線量や放射性物質の測定・検査と内容・結果を区民等に対する確かな情報提供・広報を迅速に行う。

3 事故発生時の初動措置

区内にある29の放射線等使用施設や核燃料物質等運搬中の事故等の発生時には、必要に応じた措置を行うとともに、使用者に対して必要な措置を要請する。

なお、警察署及び消防署は第5部第2編第7章「警備、交通規制、警戒区域の設定」(344ページ)及び第9章「救助、救援活動等」(345ページ)により必要な措置を講ずるほか、危険原因の応急的排除措置を行う。

付編 警戒宣言に伴う対応措置

① 対策の考え方	363
② 防災機関業務大綱	366
③ 事前の備え	371
④ 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	381
⑤ 警戒宣言時の応急活動態勢	389
⑥ 区民等のとるべき措置	412

第1章 対策の考え方

第1節 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測態勢の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域（6県167市町村）が「強化地域」として指定された。

さらに、東海地震の新たな震源域による大きな地震動、津波の生じる地域等の見直しを行い、平成14年4月23日中央防災会議により新たな強化地域に96市町村が追加決定され、4月24日告示された。（8都県263市町村。平成24年4月1日現在は8都県157市町村）

一方、島嶼部を除く都の地域は、東海地震が発生した場合、震度5程度と予想されることから、強化地域として指定されなかった。

しかし、震度5程度の揺れであっても局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、東京は首都として政治、経済、文化等の中心であり、高度に人口及び都市機能等が集中しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、東京都防災会議は、平成14年に改訂した都防災計画（震災編）において、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとしたことから、中央区防災会議においては、区防災計画の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

平成29年9月に中央防災会議防災対策実行会議において発表された報告によると、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い予測はできないのが実情である。」とされ、同年11月には、気象庁において東海地震予知情報等の東海地震のみに着目した情報の発表は行わないこととなった。

しかしながら、大震法では、現在も地震予知情報を受けた警戒宣言について定められており、また、国の防災基本計画や都防災計画においても、依然として、警戒宣言や東海地震予知情報等に関する記載が継続されている。

こうしたことから、本区においても国の防災基本計画や都防災計画との整合を図った対策を継続し、今後、国や都において計画を変更した場合は、必要に応じて対策の変更を検討するものとする。

※地震防災対策強化地域は、別冊資料(145ページ)を参照。

第2節 基本的考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、区の都市生活機能は極力平常どおり確保することを基

本としながら

(1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置

(2) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。

2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発令時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

※警戒宣言、地震予知情報について（気象庁）は、別冊資料(146ページ)を参照。

※異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（気象庁）は、別冊資料(149ページ)を参照。

3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、第2部「災害予防計画」及び第3部「災害応急対策計画」で対処する。

4 区内の地域は、強化地域ではないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。

5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。

(1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個の対応をとることとする。

(2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるところから、対策の優先度を配慮する。

(3) 都及び他区並びに関係防災機関と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

1 東海地震が発生した場合、東京の予想震度は震度5弱である。

2 震度別の被害状況等の程度は気象庁震度階級関連解説表のとおりである。

※気象庁震度階級関連解説表は、別冊資料(150ページ)を参照。

3 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。

このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。

ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それに対応するものとする。

第4節 今後の課題

本計画は、現時点において考えられる対策を可能な限り盛り込んだところであるが、具体化に至ら

ない対応措置については、今後の調査、検討等の結果を待って、当区の実状に加味したより充実した計画に改めていくものとする。

第2章 防災機関業務大綱

区及び区の地域における防災関係各機関が、防災に関して実施する事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 区		
企 画 部		1 報道機関との連絡に関する事 2 広報及び広聴に関する事
総務部 区議会議会局 選挙管理委員会事務局 監査事務局		1 区災害対策本部に関する事 2 東海地震対策の連絡調整に関する事 3 地震予知情報等の収集・伝達に関する事 4 区民及び防災区民組織等に対する東海地震対策の指導に関する事 5 職員の服務及び給与並びに給食に関する事 6 私立幼稚園、各種・専修学校の東海地震対策の指導に関する事 7 車両、舟艇及び資機材の調達準備に関する事 8 庁舎等の防災及び点検に関する事 9 他の部に該当しない事項に関する事
区 民 部		1 所管施設の管理及び保全に関する事 2 施設利用者の保護・安全に関する事
福 祉 保 健 部		1 所管施設等の保全に関する事 2 施設利用者及び保育園児の保護・安全に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 災害医療、助産救護の準備に関する事 5 その他保健衛生に関する事
環 境 土 木 部		1 所管施設の保全に関する事 2 清掃に関する事 3 水防に関する事 4 公園施設利用者の保護・安全に関する事 5 河川、道路、橋りょう等の防災及び点検に関する事
都 市 整 備 部		1 建築物等の防災に関する事
会 計 室		1 現金及び物品の出納・保管に関する事
教 育 委 員 会 事 務 局		1 所管施設の保全に関する事 2 区立学校（園）の幼児、児童、生徒の保護・安全に関する事 3 施設利用者の保護・安全に関する事 4 避難所、収容施設等の設営準備に関する事
2 都		
建 設 局 第 一 建 設 事 務 所		1 水防に関する事 2 道路及び橋りょうの保全に関する事
港 湾 局 東 京 港 建 設 事 務 所		1 港湾、海岸保全施設の保全に関する事

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
水 道 局 (中 央 支 所)	1 水道施設の保全に関する事。 2 応急給水の準備に関する事。
下 水 道 局 中 部 下 水 道 事 務 所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処置に関する事。
交 通 局 馬 喰 駅 務 管 理 所 新 橋 駅 務 管 理 所 大 門 駅 務 管 理 所 略 称：都 交 通 局	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 輸送の確保に関する事。
警 察 署 (第 一 方 面 本 部) 久松、中央、築地、 月島、東京湾岸警察署	1 各種情報等の収集及び伝達に関する事。 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 3 交通の混乱等の防止に関する事。
消 防 署 (第 一 消 防 方 面 本 部) 京橋、日本橋、臨港 消 防 署 京橋、日本橋、臨港 消 防 団	1 各種情報等の収集連絡に関する事。 2 災害の予防・警戒に関する事。 3 区民の指導に関する事。 4 消防計画（危険物施設の予防規程を含む。）に関する事。
3 自衛隊	
陸 上 自 衛 隊 (第 1 師 団) 第 1 普 通 科 連 隊)	1 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事。 2 連絡部隊 所在地 〒179-0081 練馬区北町4-1-1 連絡先 時間内 第3科長又は運用訓練幹部 03(3933)1161内503・516 時間外 連隊当直司令 03(3933)1161内734
4 指定地方行政機関	
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東 京 海 上 保 安 部)	1 地震情報等の伝達に関する事。 2 情報の収集に関する事。 3 海上交通安全の確保（危険物の保安措置、海上工事等の中止、航路障害物の発生防止、船舶交通の整理指導）等に関する事。 4 海上における治安の維持に関する事。 5 航路標識等の施設の安全に関する事。
5 指定公共機関	
日 本 郵 便 株 式 会 社 中 央 区 内 所 在 郵 便 局 略 称：日 本 郵 便	1 郵便業務の確保に関する事。 2 窓口業務の確保に関する事。
東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 略 称：N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する事。 2 緊急通報用電話の提供及び気象予警報の伝達に関する事。
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	1 救護班の編成並びに医療及び助産救護に関する事。 2 日赤医療施設の保全に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
首都高速道路株式会社	1 首都高速道路等の保全に関する事 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事
東日本旅客鉄道株式会社 東 京 支 社 略 称：J R 東 日 本	1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事
東京ガス株式会社 中 央 導 管 事 業 部 略 称：東 京 ガ ス	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の保全に関する事
東京電力パワーグリッド株式会社 銀 座 支 社 略称：東 京 電 力パワーグリッド	1 電力需給に関する事 2 電力施設等の建設及び安全確保に関する事
6 指定地方公共機関	
東京地下鉄株式会社 銀 座 駅 務 管 区 略 称：東 京 メ ト ロ	1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事
一 般 社 団 法 人 東 京 都 ト ラ ッ ク 協 会 中 央 支 部	1 災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する事
7 協力機関	
一般財団法人中央区都市整備公社	1 災害時における災害応急活動の協力に関する事
東京都米穀小売商業組合 中 央 支 部	1 災害時における米穀の優先提供に関する事
東京都麺類協同組合 区 内 4 支 部	1 災害時における麺類の優先提供に関する事
一般社団法人日本非常食推進機構	1 災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する事
防 災 拠 点 運 営 委 員 会 防 災 区 民 組 織 会 町 治 会 会	1 避難誘導、避難所内の世話業務の協力に関する事 2 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に関する事 3 防疫活動の協力に関する事 4 その他災害対策業務全般に対する協力に関する事
受水槽を所有する区内40事業所	1 災害時における受水槽の飲料水の供給に関する事
東京都石油商業組合 千代田・中央支部 隅田商事株式会社	1 災害時における石油類等の優先供給に関する事
F - L I N E 株 式 会 社 株 式 会 社 エ コ 配 佐 川 急 便 株 式 会 社 日 本 通 運 株 式 会 社 ヤ マ ト 運 輸 株 式 会 社	1 災害時における救援物資の輸送等に関する事
日立自動車交通株式会社 日の丸自動車興業株式会社	1 災害時におけるバス輸送の協力に関する事

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
区 内 医 師 会 (中央区、日本橋医師会)	1 医療救護活動に関すること。
区 内 歯 科 医 師 会 (京橋、お江戸日本橋歯科医師会)	1 歯科医療活動に関すること。
区 内 薬 剤 師 会 (京橋、日本橋薬剤師会)	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 2 医薬品等の提供に関すること。
公益社団法人東京都柔道整復師会 千代田・中央支部	1 柔道整復師法に規定する業務の範囲内での応急救護活動に関すること。
公益社団法人東京都獣医師会	1 災害時における動物救護活動に関すること。
株式会社スズケン アルフレッサ株式会社 東邦薬品株式会社 株式会社メディセオ	1 災害時における医薬品等の調達業務に関すること。
国立がん研究センター中央病院	1 災害時の医療救護活動に関すること。
東京都環境保全協同組合	1 災害時におけるし尿収集業務に関すること。
東京廃棄物事業協同組合 東京環境保全協会	1 災害時における廃棄物、し尿の収集運搬に関すること。
東京都中小建設業協会 東京都産業資源循環協会	1 災害時における廃棄物の処理、処分等に関すること。
株式会社京薬興業 株式会社太陽油化	1 災害時におけるし尿の処理、処分等に関すること。
中央防災協力会	1 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関すること。
一般社団法人東京都 自動車整備振興会	1 災害時における車両等障害物除去等応急対策業務に関すること。
東京都印刷工業組合 京橋・日本橋支部 東京都製本工業組合 京橋・日本橋支部	1 災害時における応急対策活動支援に関すること。 1 災害時における応急対策業務に関すること。
中央区災害対策建築協力会	1 災害時における応急対策業務に関すること。
晴海総合高校 東京二十三区清掃一部事務組合	1 施設の避難所利用等に関すること。
本願寺 築地警察署	1 災害時における救護活動及び帰宅困難者支援に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
福祉避難所等となる予定施設の運営事業者	1 福祉避難所等の開設・運営に対する協力などに関すること。
東京福祉バス株式会社 大和自動車交通ハイヤー株式会社	1 災害時における福祉避難所等への移送などに関すること。
学校法人聖路加国際大学	1 災害時における福祉避難所への生活相談員の派遣に関すること。
中央エフエム株式会社 東京ベイネットワーク株式会社	1 災害・防災情報等の放送に関すること。
中央区法曹会 東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会	1 災害時における特別法律相談に関すること。
中央区登録手話通訳者の会	1 災害時における聴覚障害者等に対する応急救護活動に関すること。
社会福祉法人中央区社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティア活動等に関すること。
帰宅困難者支援施設運営協議会	1 帰宅困難者の受入れに関すること。
特定非営利活動法人 地域の防災と町づくりを研究する会	1 災害時における清掃・仮復旧、応急救護活動に関すること。
中央区介護サービス事業者 連絡協議会	1 要介護高齢者の安否確認等に関すること。
セツカートン株式会社	1 ダンボールベッド製簡易ベッドの供給に関すること。
トヨタモビリティサービス株式会社 トヨタモビリティ東京株式会社	1 災害時における電力確保に関すること。
株式会社ゼンリン	1 災害時における地図製品等の供給等に関すること。

第3章 事前の備え

第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、区防災計画の災害予防計画に基づき実施しているが、本章では特に予知情報による社会的混乱の防止という見地から、東海地震注意情報の発表、警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備と、従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業を取りあげるものとする。

1 社会的混乱を防止するため緊急に整備すべき事業

(1) 情報連絡体制の整備

機 関	事 業 計 画														
区	<p>1 区防災無線の整備 災害時の情報の収集・伝達体制の確立を図るばかりでなく、警戒宣言及び地震予知情報等を正確かつ迅速に伝達するため、防災行政無線を昭和57年度、地域防災無線を平成3年度に配備した。その後においても、それぞれの無線をデジタル化するなど整備の充実を図っている。</p> <p>ア 地域防災無線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>局 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基地局</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>子局</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 防災行政無線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>局 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基地局</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>屋外受信機</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>戸別受信機</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table>		局 数	基地局	2	子局	300		局 数	基地局	1	屋外受信機	88	戸別受信機	84
	局 数														
基地局	2														
子局	300														
	局 数														
基地局	1														
屋外受信機	88														
戸別受信機	84														
警察署	<p>1 運転者等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するため、横断幕、立看板等の資器材を整備する。</p> <p>2 基礎資料を収集、整備する。</p>														
消防署	<p>1 情報連絡用資器材の整備</p> <p>2 広報印刷物等の配付</p> <p>3 事業所、町会、自治会に対する指導、訓練の実施</p>														
N T T 東 日 本	<p>1 防災関係機関等重要加入電話の整備</p> <p>(1) 災害時優先電話の維持</p> <p>(2) 重要加入者のケーブル2ルート化の維持</p> <p>2 無線(TZ-68)による部内連絡線の追加整備</p>														

2 被害を最小限にとどめるための緊急に整備する事業

(1) 既存建築物の維持管理への指導等

機 関	事 業 計 画
区	<p>1 窓ガラス・屋外広告物・外壁タイル等の落下物防止対策や既存建築物・設備・エレベーターなどの維持管理について、定期報告などのさまざまな機会を活用しながら、既存建築物所有者に対して指導を行う。</p> <p>2 看板等屋外広告物の設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し改善指導を行う。</p> <p>3 分譲マンションの共用部分（壁面、鉄部、防水、給排水管）の修繕工事や防災対策工事（受水槽・高架水槽の耐震型への取替え、地震時対応エレベーターへの変更、防災備蓄倉庫の設置等）を行う管理組合に対し、その設計及び工事費用について助成を行う。</p>

(2) 耐震診断や補強等に対する助成等の実施

機 関	事 業 計 画
区	<p>1 木造住宅の無料簡易耐震診断を実施するとともに、耐震診断、補強工事等費用に対して助成する。また、耐震補強費用の調達が困難である場合、区が必要とする資金の融資あっせんや融資額に対して利子補給を行う。</p> <p>2 分譲マンションに対して、耐震診断、補強設計及び補強工事費用への助成を行う。</p> <p>3 その他の建築物に対して、耐震診断費用への助成を行う。</p> <p>4 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震診断等に対して助成を行う。</p>

(3) 通信施設対策

機 関	事 業 計 画
N T T 東 日 本	<p>1 市外交換機（中継用）を遠隔地に分散設置することにより、被災時の通信サービスの確保を図る。</p> <p>2 行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、ケーブルルートと回線の分散使用を図る。</p> <p>3 N T T事業所相互間を結ぶ地下ケーブルのループ化を推進し、信頼性の向上を図る。</p> <p>また、主要N T T事業所相互間を結ぶ回線を地下ケーブル方式と一部無線方式の両用とし、都以外と連絡する回線については両方式を可能にする。</p> <p>4 耐震・耐火構造のとう道網の建設を推進し、N T T事業所相互間を結ぶケーブル等重要ケーブルを収容する。</p> <p>また、とう道区間のケーブルについては不燃化・難燃化対策を実施するとともに、とう道内でのケーブル接続作業等では火気を使用しない方法を採用する。</p> <p>5 地震・火災等から架空ケーブルの被災を防護するため、必要な区間について地下化を推進する。</p>

(4) 公共施設対策

機 関	事 業 計 画
区	<p>1 区施設における転倒、落下及び倒壊のおそれのある物の点検及び安全対策を行う。</p> <p>2 危険物、火気使用施設の点検・検査及び安全対策を行う。</p>

第2節 広報及び教育

区民及び防災区民組織が、地震予知を前提とした東海地震に適切に対処するために、日頃から広報及び教育を行い、予知型地震に対する正しい理解とその対応の仕方を啓発指導する。

1 広 報

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的流れは、①平常時 ②注意情報発表後の報道開始時から警戒宣言が発せられるまで ③警戒宣言が発せられた時から発災まで ④注意情報が解除された時の4つに区分し、広報する。

(2) 広報内容は下記の事項について実施する。

- ア 東海地震について
- イ 警戒宣言の内容
- ウ 東京の予想震度及び被害程度
- エ 区民のとるべき措置
- オ 事業所のとるべき措置

カ 警戒宣言時に防災機関が行う措置

主な例を示すと次のとおりである。

(ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- a 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- b 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- c その他防災上必要な事項

(イ) 道路交通の混乱防止のための広報

- a 警戒宣言時の交通規制の内容
- b 自動車利用の自粛の呼びかけ
- c その他防災上必要な事項

(ウ) 電話の異常ふくそうによる混乱防止のための広報

- a 警戒宣言時等の異常時の電話利用の自粛
- b 回線のふくそうと規制の内容

(エ) 買出しによる混乱防止のための広報

- a 生活関連物資取扱店の営業
- b 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと

(オ) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報

- a 金融機関の営業状況と急いで引き出しをする必要のないこと

(カ) その他の広報

- a 電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報の方法

ア 印刷物による広報

「区のおしらせ中央」や防災パンフレットをはじめ、各防災機関が各種広報、刊行物により防災知識の普及を図る。

イ 研修会等による広報

区が主催する、防災区民組織、町会・自治会を対象とした研修会等で、防災意識を啓発する。

ウ 防災関係DVDの貸出しによる防災意識の周知

2 教育指導

(1) 児童等に対する教育

学校等においては、次の事項について関係職員及び児童等に対する地震防災教育を実施する。

ア 教育指導事項

- (ア) 地震発生時の安全行動
- (イ) 登下校（園）時等の安全行動等

イ 教育指導方法

- (ア) 児童・生徒に対しては、防災対策副読本「地震と安全」及び小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」を活用し、地震に関する防災教育を行う。
- (イ) 教職員に対しては、防災訓練の実施を通じて地震防災研修を行う。
- (ウ) 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

(2) 防災区民組織のリーダー等に対する指導

防災区民組織の育成強化を図り、万一の大災害に備え「地域ぐるみで立ち向かう行動力」を高めるため防災知識の向上を図る。

第3節 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きい。このため、事業所に対し、消防計画等の作成等の指導を行う。

1 対象事業所

機 関	対 象 事 業 所
消 防 署	1 消防法及び火災予防条例により消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所 3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所

2 事業所指導の内容

(1) 消 防 署

ア 消防計画等に定める事項

- (ア) 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関すること。
- (イ) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関すること。
- (ウ) 火気の取扱いの中止等出火防止措置に関すること。
- (エ) 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- (オ) 従業員の時差退社に関すること。
- (カ) 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。
- (キ) 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること。
- (ク) 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること。
- (ケ) 警戒宣言に関する教育訓練に関すること。
- (コ) その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。

イ 事業所防災計画に定める事項

- (ア) 自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備に関すること。
- (イ) テレビ、ラジオ等による情報の把握に関すること。
- (ウ) 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達に関すること。
- (エ) 本社、支社間等の通信連絡手段の確保に関すること。
- (オ) 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止に関すること。
- (カ) 顧客、従業員等に対する安全の確保に関すること。
- (キ) 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛に関すること。
- (ク) 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策に関すること。
- (ケ) その他消防計画等に定める事項の徹底に関すること。

- (ロ) 火気使用設備器具の使用制限に関すること。
- (ハ) 危険物、薬品等の安全措置に関すること。
- (ニ) 消防用設備等の点検に関すること。
- (ホ) 初期消火態勢の確保に関すること。
- (ヘ) 商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置に関すること。

ウ 予防規程（危険物施設）に定める事項

- (ア) 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関すること。
- (イ) 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関すること。
- (ウ) 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機材の点検、配置、その他の措置に関すること。
- (エ) 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。
- (オ) 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。
- (カ) 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること。
- (キ) 消火のための施設装置の点検、その他の措置に関すること。
- (ク) 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
- (ケ) タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。
- (コ) 地域住民に対する広報に関すること。
- (ク) その他地震防災上必要な措置に関すること。

3 指導方法

- (1) 防災指導等印刷物による指導
- (2) 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- (3) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (4) その他、立入検査等消防行政執行時における指導

第4節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く。合同防災訓練及び防災関係各機関別訓練が必要となり、その実施方法等は次のとおりである。

機 関	内 容
区	<p>警戒宣言時の社会的混乱を防ぐため、防災関係機関や区民等と協力して合同訓練を行う。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 区</p> <p>(2) 防災関係各機関</p> <p>(3) 防災区民組織</p> <p>(4) 区民</p> <p>(5) 事業所</p> <p>(6) ボランティア</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 非常招集訓練</p> <p>(2) 本部運営訓練</p> <p>(3) 情報伝達訓練</p> <p>(4) 現地訓練</p> <p>(5) 要配慮者等避難誘導訓練</p> <p>(6) 津波警報等情報伝達訓練</p>
警 察 署	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係各機関、地域住民及び事業所と協力して合同訓練を行う。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 都</p> <p>(2) 区</p> <p>(3) 地域住民及び事業所等</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 部隊の招集・編成訓練</p> <p>(2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む）</p> <p>(3) 情報収集伝達訓練</p> <p>(4) 通信訓練</p> <p>(5) 部隊配備運用訓練</p> <p>(6) 装備資器材操作訓練</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>

機 関	内 容
消 防 署	<p>1 参加機関</p> <p>(1) 消防団</p> <p>(2) 協定締結等の民間団体</p> <p>(3) 東京消防庁災害時支援ボランティア（京橋・日本橋、臨港各消防ボランティア）</p> <p>(4) その他関係機関</p> <p>2 訓練内容</p> <p>(1) 非常招集命令伝達訓練</p> <p>(2) 参集訓練</p> <p>(3) 初動措置訓練</p> <p>(4) 情報収集訓練</p> <p>(5) 通信運用訓練</p> <p>(6) 震災警防本部等運営訓練</p> <p>(7) 部隊編成及び部隊運用訓練</p> <p>(8) 消防団との連携訓練</p> <p>(9) 協定締結等の民間団体との連携訓練</p> <p>(10) 各種計画、協定等の検証</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
東京海上保安部	<p>防災業務を迅速・的確に実施するため都が行う総合防災訓練に参加するほか、次のとおりの項目を年1回以上訓練する。</p> <p>1 職員の呼集、地震情報の伝達等に関する訓練</p> <p>2 海難救助、消防、排出油の防除、水路の確保、人員又は物資の緊急輸送に関する訓練</p> <p>3 関係機関との通信訓練</p>
水 道 局	<p>1 訓練内容</p> <p>訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。</p> <p>(1) 総合訓練</p> <p>ア 本部運営訓練</p> <p>イ 非常参集訓練</p> <p>(2) 個別訓練</p> <p>ア 情報連絡訓練</p> <p>イ 保安点検訓練</p> <p>ウ 応急給水訓練</p> <p>エ 復旧訓練</p> <p>オ その他</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>総合訓練及び個別訓練は定期的実施するほか、施設の新設、運転方法の変更や職員の異動があった時など、必要に応じて随時行う。</p>

機 関	内 容
東京港建設 事務所	水門、陸こう、逆流防止扉、排水機等の操作訓練を年1回以上実施する。この場合、通信連絡、要員の配置についても同時に実施する。
N T T 東 日 本	<p>1 地震防災訓練を年1回以上下記の内容で実施する。</p> <p>(1) 警戒宣言等の情報伝達</p> <p>(2) 非常招集</p> <p>(3) 警戒宣言時の地震防災応急措置</p> <p>(4) 大規模地震発生時の災害応急対策</p> <p>(5) 避難及び救護</p> <p>(6) その他必要とするもの</p> <p>2 国及び地方自治体等が主催する防災訓練には積極的に参加する。</p>
東 京 ガ ス	<p>地震防災に係る措置を円滑に実施するため地震防災訓練を年に1回以上実施する。</p> <p>訓練内容は次のとおりである。</p> <p>1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること</p> <p>2 非常体制の確立に関すること</p> <p>3 工事の中断等に関すること</p> <p>4 ガス工作物の巡視、点検等に関すること</p> <p>5 防災に関する設備、資機材等の確保、点検等に関すること</p> <p>6 需要家等に対する要請に関すること</p> <p>7 警戒解除宣言に係る措置に関すること</p> <p>8 その他地震災害の発生防止又は軽減を図る措置に関すること</p>
東 京 電 力 パワーグリッド	<p>防災業務計画に定める防災訓練にあたっては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資機材の整備・点検を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>1 非常招集訓練</p> <p>2 非常態勢の確立</p> <p>3 情報連絡訓練</p> <p>4 大規模地震発生時の災害応急対策</p> <p>5 避難及び救護</p> <p>6 その他必要とするもの</p> <p>また、区が実施する地震防災訓練には積極的に参加する。</p>

機 関		内 容
鉄 道 機 関	都 交 通 局 東 京 メ ト ロ J R 東 日 本	<p>1 地震防災応急対策及び災害応急対策に必要な訓練項目は次のとおりである。</p> <p>(1) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達訓練</p> <p>(2) 非常参集訓練</p> <p>(3) 列車の運転規制及び運転再開訓練</p> <p>(4) 駅等における混乱防止訓練及び救護訓練</p> <p>(5) 復旧体制及び災害復旧訓練</p> <p>(6) 消防訓練</p> <p>2 地震総合防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で年1回以上実施するよう努める。</p> <p>3 駅等においては、上記1に定める訓練項目について、総合・部分訓練を年1回以上実施するとともに、地方自治体・防災機関が実施する合同訓練には積極的に参加する。</p>
そ の 他 の 防 災 機 関		警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関及び住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、年1回以上防災訓練を実施する。

第4章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

1 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の対応

(1) 情報名、情報内容及び都・区市町村・防災関係機関の配備態勢

東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報[カラーレベル青] 臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれなくなつたと判断された場合は、その旨が発表される。	連絡要員を確保する態勢

(2) 情報活動

都総合防災部は、「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。

また、区市町村、都各局及び防災関係機関等に一斉連絡を行う。都・区市町村・防災関係機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。都が夜間・休日において東海地震に関連する調査情報(臨時)を受けたときは、夜間防災連絡室において必要な対応を行う。

2 東海地震注意情報発表時の対応

(1) 情報名、情報内容及び都・区市町村・防災関係機関の配備態勢

東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)が発表された場合、都・区市町村・各防災機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

判定会の開催は注意情報のなかで報じられる。また、東海地震発生のおそれなくなつたと判断された場合にも、その旨が注意情報で発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報[カラーレベル黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

(2) 情報活動

注意情報発表時においては、都総合防災部は「情報連絡態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁、関係機関等から情報収集を行う。また区市町村、都各局及び各防災関係機関に一斉連絡を行う。

情報の伝達系統及び伝達方法は、別記「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」のとおりとする。

各機関の内部における情報連絡伝達系統については、各々の機関で定めておくこととする。

(3) 危機管理対策会議の開催

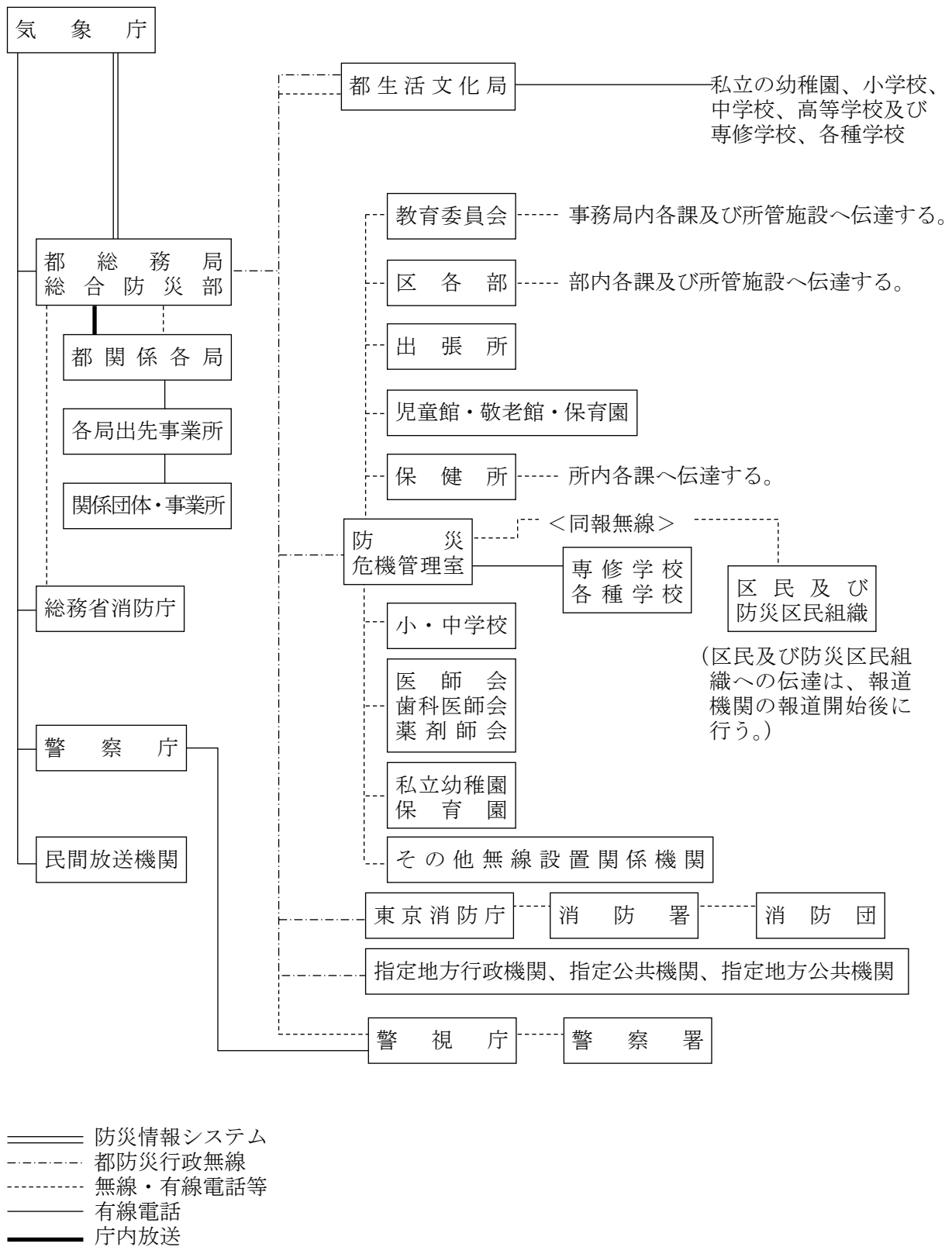
注意情報が発表され、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を講じるための準備行動等を行う必要があると認める場合には、政府は官邸対策室を設置するなど準備行動の実施体制をとることとされている。

都においては、危機管理対策会議を開催し、都各局及び各防災機関と連携をとり情報収集を行う。

(4) 伝達体制

各機関の伝達体制は、次のとおりである。なお、公衆通信は規制される場合があることを考慮しておく。

【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】



警戒宣言に伴う
対応措置

機 関	内 容
区	1 防災危機管理室は、都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、直ちにその旨を各部、教育委員会へ伝達する。 2 防災危機管理室から伝達を受けた区各部及び教育委員会は直ちにその旨を部局内各課、所管施設へ伝達する。 3 区民及び防災区民組織等への伝達は、報道機関の報道開始後に、防災行政無線及び広報車等により行う。 (注) 私立幼稚園、私立保育園、各種・専修学校及び医師会への注意情報発表連絡報の伝達は、報道機関の報道開始後に行う。
警 察 署	各署等は、警視庁から注意情報発表の通報を受けた時は、直ちにその旨を署員及び各出先機関へ電話等により伝達する。
消 防 署	各署等は、東京消防庁から注意情報発表連絡報を受けた時は、直ちにその旨を署内、出張所及び消防団本部へ伝達する。
東京海上保安部	地震に関する情報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、関係事業者に周知する。なお、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やか放送を依頼する。
その他の防災機関	都総務局から注意情報の通報を受けた時は、直ちに部内各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

(5) 伝達事項

ア 区及び各関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとることを合わせて伝達する。

イ 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに連絡する。

(6) 活動体制

機 関	内 容
区	1 本部の設置準備 注意情報発表連絡報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、本部の設置準備にはいる。 2 職員の参集 職員の参集は、第3非常配備態勢とする。なお、動員伝達は、区各部、各課で定める情報伝達経路等により指示するものとする。 3 注意情報発表時の所掌事務 本部が設置されるまでの間、防災危機管理室が防災関係各機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、地震予知情報及びその他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 関係防災機関との連絡調整

警戒宣言に伴う
対応措置

機 関	内 容
警 察 署	<p>1 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、次により、速やかに各級警備本部を設置し、指揮体制を確立する。</p> <p>(1) 方面警備本部 第一方面本部に方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮に当たる。</p> <p>(2) 現場警防本部 各警察署に現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。</p> <p>2 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。</p>
消 防 署	<p>注意情報発表連絡を受けた場合は、平素の消防業務(災害活動を除く。)を停止又は縮小し、震災警戒態勢に移行する。</p> <p>(1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集</p> <p>(2) 震災消防活動部隊の編成</p> <p>(3) 関係機関への職員の派遣</p> <p>(4) 救急医療情報の収集体制の強化</p> <p>(5) 救助・救急資機(器)材の準備</p> <p>(6) 情報受信体制の強化</p> <p>(7) 高所見張員の派遣</p> <p>(8) 出火防止、初期消火等の広報の準備</p> <p>(9) その他消防活動上必要な情報の収集</p>
東京海上保安部	<p>地震に関する情報を受けた時点で次の措置を行う。</p> <p>1 職員の非常呼集 全職員に伝達し非常呼集を行う。</p> <p>2 船艇の対応措置 運用区分に応じ必要な措置を講じる。</p>
下水道局中部 下水道事務所	<p>注意情報発表連絡報を受けたときは、直ちに次の措置を行う。</p> <p>1 緊急通報連絡体制の確保</p> <p>2 職員の参集 非常配備態勢をとり、警戒宣言に備え活動準備態勢をとる。 夜間、休日等の場合は、同態勢要員を非常招集する。 非常招集もしくは注意情報発表を知ったときは、同態勢要員は直ちに参集し、定められた職務に従事する。</p>

機 関	内 容
N T T 東 日 本	注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 1 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） 2 情報連絡室（東海地震注意報が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害等が発生した場合）
首 都 高 速 道 路 株 式 会 社 西 東 京 管 理 局	1 注意情報に接したとき 注意情報に接したときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された役員及び社員の参集を行い、災害対策本部を設置する。 2 警戒宣言が発令されたとき 警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役員及び社員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。
J R 東 日 本	1 注意情報を受けたときは、対策本部を設置する。 2 地震防災対策に係る対策本部要員及び必要な要員を非常招集する。
東 京 メ ト ロ	気象庁が注意情報を発表した場合は、直ちに要員を非常招集して対策本部を設置する。
都 交 通 局	1 注意情報が発表された旨周知を図る。 2 職員を招集するとともに、交通局災害対策本部の設置準備を行う。
そ の 他 防 災 機 関	注意情報の発表連絡報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとるものとする。

(7) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警視庁及び東京消防庁）へ通報し、関係機関は必要な情報等を都民に広報する。

ア 都の広報対応措置

社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、都民等に対し注意情報の内容とその意味について分かりやすく周知するとともに、住民の冷静な対応を呼びかける。

具体的には、旅行の自粛、児童生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元、危険物の管理や家具の転倒防止他の安全対策の実施等である。

また、各防災機関の対応について、適切な情報提供を行うが、この場合、注意情報の主旨について、誤解の招くことのないよう十分に留意する。

なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、都においても迅速に同様の発表を行う。

イ 区の広報対応措置

注意情報が発表されたときは、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。

(8) 混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき、又は、混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。

機 関	内 容
区	<p>1 対応措置の内容</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報を区民に広報する。</p> <p>(2) 各関係機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>2 対応機関</p> <p>防災危機管理室が各部・防災関係各機関の協力を得て対処する。</p>
警 察 署	<p>1 情報の収集と広報</p> <p>注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、都民等に対して注意情報が発表された場合の都民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。</p> <p>2 混乱の未然防止活動</p> <p>駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれのある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。</p>
N T T 東 日 本	<p>注意情報の発表報道に伴い、都民及び事業所等による通話が集中的に発生し電話が著しくかかりにくくなることが想定される。</p> <p>この場合においては、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本に次により措置する。</p> <p>1 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。</p> <p>2 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話(緑色、グレー)からの通話は確保する。</p> <p>3 防災関係機関等の非常・緊急電報は最優先に確保する。</p>
鉄 道 機 関 都 交 通 局	<p>1 旅客に対し以下の内容について、随時伝達</p> <p>(1) 注意情報</p> <p>(2) 混乱防止のための旅客への協力要請</p> <p>(3) 警戒宣言発令時の運行方針等</p> <p>(4) その他東海地震に関する情報</p> <p>2 主要駅(ターミナル、連絡駅等)において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ、旅客の安全確保を図る。</p> <p>(1) 警察署の協力を得て警備体制を確立する。</p> <p>(2) 状況により駅出入口の使用制限を実施する。</p>

機 関		内 容
鉄 道 機 関	東京メトロ	1 職員を非常招集するとともに、状況により警察官の応援を要請する。 2 旅客の安全を図るため、状況に応じて適切な放送を実施し、旅客に協力を要請する。
	JR東日本	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 各支社社員等を派遣するなど、駅要員の増強を図る。 3 旅客の安全と、混乱防止のため次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行 って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、鉄道警察隊の応援を要請する。

第5章 警戒宣言時の応急活動態勢

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な応急措置を講ずる必要がある。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

第1節 活動態勢

1 区の活動態勢

(1) 災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

(2) 本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、区本庁舎3階庁議室とする。

(3) 本部の組織

本部の組織は災害対策基本法、本部条例、本部規則及び本部運営要綱の定めるところによる。

(4) 本部設置の通知

災害対策本部が設置された場合は、直ちに関係防災機関等へ本部設置の連絡を行う。

(5) 本部の所掌事務

ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達

イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定

ウ 防災機関の業務に係る連絡調整

エ 区民への情報の提供

(6) 配備態勢

警戒宣言時における区本部要員の配備態勢及び配備人員は、本部運営要綱第3章第6に定める第3非常配備態勢とする。

2 区の業務等の対応措置

(1) 窓口業務

警戒宣言が発せられた場合でも、区本庁舎、特別出張所及び保健所の窓口業務は平常通り行う。また、警戒宣言が発せられている旨の表示を庁舎入口等に掲示する。

(2) 行事、会議の中止

区が主催又は共催する行事及び会議は、警戒宣言が発せられた場合、実施中又は予定をしているにかかわらず中止又は延期とする。

(3) 区の施設対策

ア 警戒宣言が発令された旨の連絡を受けたときは、利用者に対し警戒宣言が発令された旨を周知するとともに、施設利用の自粛を要請する。

イ 幼児、児童、障害者、高齢者等は、保護者等に連絡をとり引き渡す。それまでは、施設で保護する。

ウ 職員は、施設、設備の点検を行い、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。

エ 警戒解除宣言が発せられた旨の連絡を受けたときは、速やかに通常態勢に戻すものとする。

なお、伊豆高原荘、ヴィラ本栖等区外の施設については、各施設の計画に基づく対応を行うとともに、地元官公署と連絡をとり、その指示に従うこととする。

3 防災機関の活動態勢

(1) 防災関係各機関は、警戒宣言が発せられた場合、区防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。

また、区が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。

(2) 防災関係各機関は、上記(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

4 相互協力

警戒宣言時等において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。

防災機関等の長は、区若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部）に対し、ひとまず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。

第2節 警戒宣言、地震予知情報の伝達

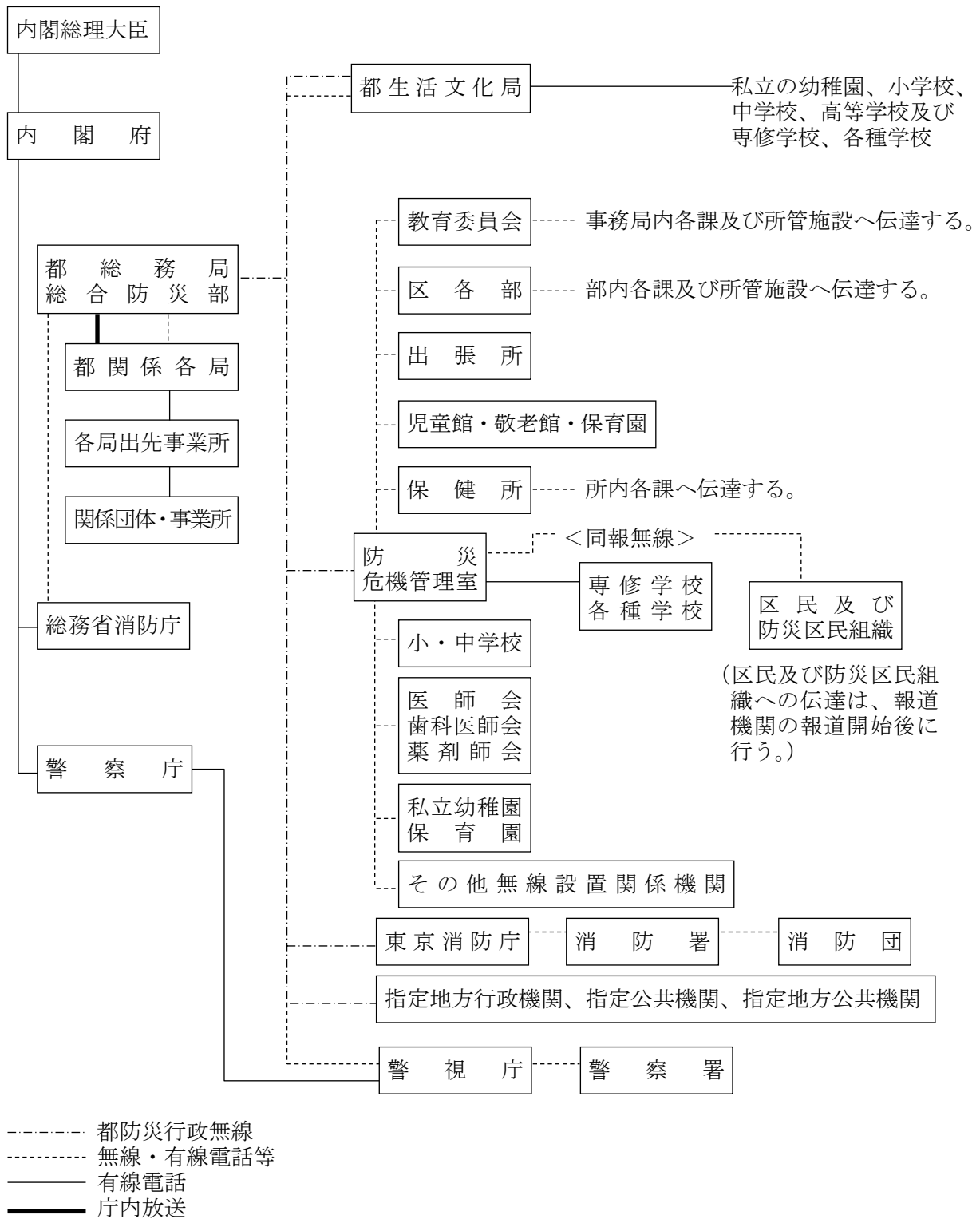
警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

本節ではこのため、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

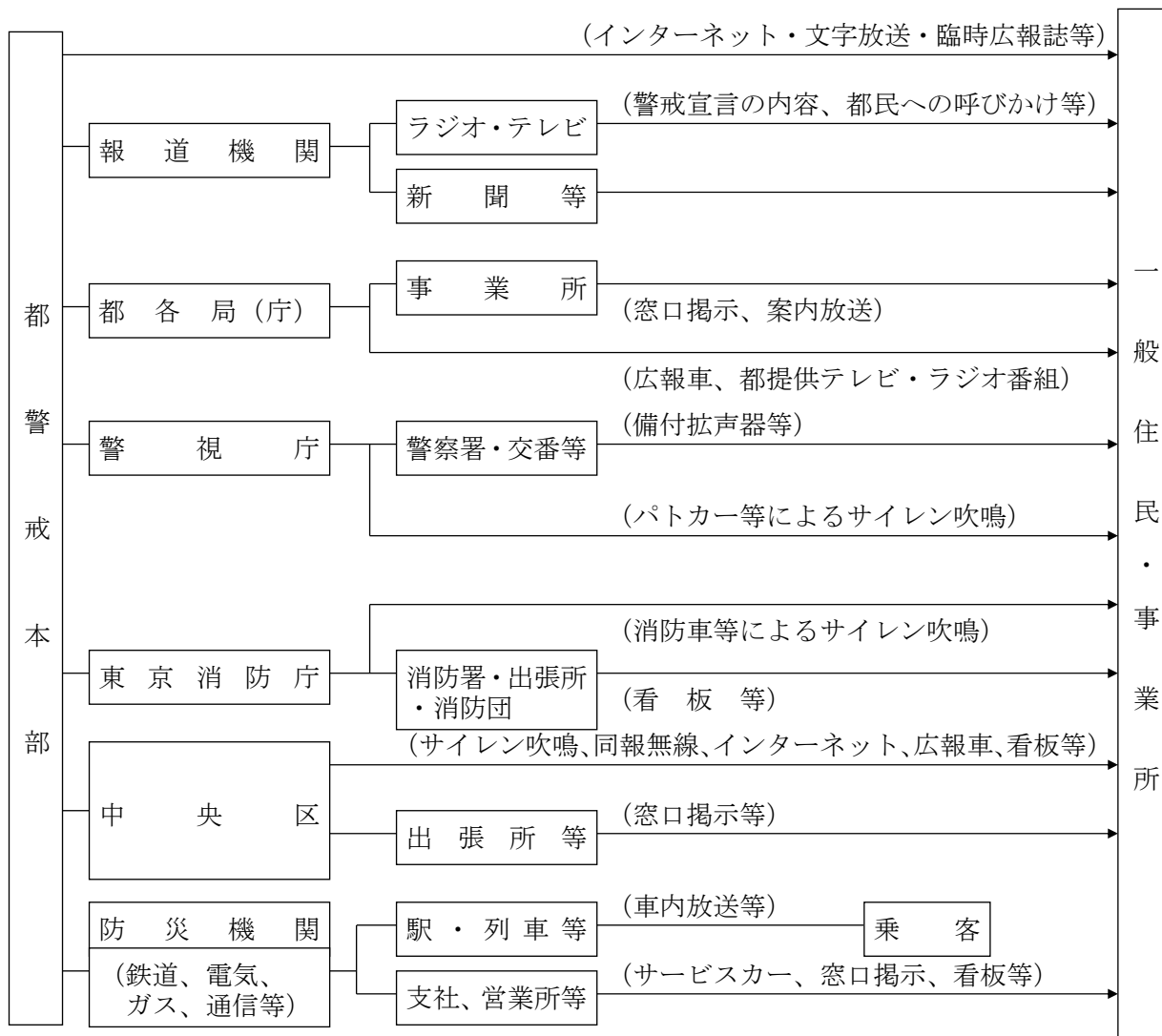
1 警戒宣言等の伝達

(1) 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする。



また、一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段は次のとおりである。



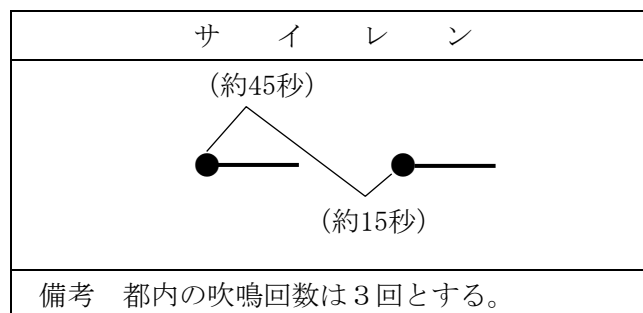
(2) 伝達態勢

機 関	内 容
区	1 防災危機管理室は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部、教育委員会、私立幼稚園、専修学校及び各種学校へ伝達する。 2 防災危機管理室から通報を受けた区各部、教育委員会は直ちにその旨を部局内各課及び所管施設へ伝達する。なお、福祉保健部は私立保育園及び医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会へ伝達する。 3 一般住民に対しては、防災行政無線等によるサイレンの防災信号（図1参照）、音声及び広報車により警戒宣言が発せられたことを伝達する。
警 察 署	1 各警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により、署内及び派出所等へ伝達する。 2 各警察署は、区に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。

警戒宣言に伴う
 対応措置

機 関	内 容
消 防 署	1 各消防署は、東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内、出張所、消防団本部等へ伝達する。 2 各消防署は、区に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
東京海上保安部	地震に関する情報の通報を受けたときは、次の周知活動を行う。 1 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。 2 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF(16ch)156.8MHzにより放送周知する。 3 第三管区海上保安本部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通信により周知する。
そ の 他 の 防 災 機 関	都総務局又は区等から通報を受けたときは、直ちに部内及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

図1 防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 東京での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

(1) 区の広報

区は警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報はあらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と、的確、かつ冷静な対応の呼びかけ

- (ウ) 防災措置の呼びかけ
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、スピーカー付き庁有車、ツイッター、フェイスブック、ホームページへの掲載等により広報活動を行うものとする。

ウ 区民等への広報文

「こちらは、中央区役所です。只今、内閣総理大臣から東海地震の警戒宣言が発せられました。地震が発生した場合の中央区の予想震度は、震度5程度で家屋が倒壊するようなことはほとんどありません。しかし、万一に備え、火元の点検、水のくみおき、家具の転倒防止、ガラスの破損防止などを落ち着いて実行してください。

また、ラジオ、テレビ等の報道に十分注意し、誤った情報に惑わされず、落ち着いて行動して下さい。」

(2) 各防災機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、区に準じて行うものとする。その主なものは次のとおりである。

- (ア) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- (イ) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

- (ア) 各防災機関は従業員、顧客、区民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。
- (イ) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。
- (ウ) 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。
- (エ) 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

第3節 消防、水防、危険物対策

1 消防対策

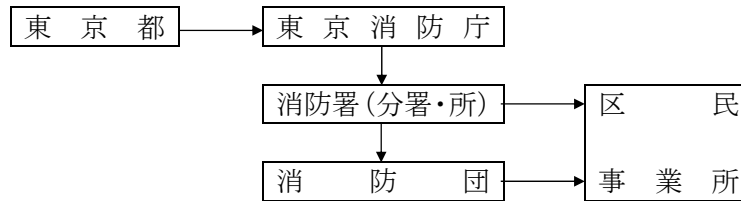
(1) 活動態勢

警戒宣言時は、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、次の措置をとる。

- ア 震災消防部隊の編成強化
- イ 関係防災機関への職員の派遣
- ウ 航空隊運行態勢の確保
- エ 消防資器材及び救急資器材の確保
- オ 高所見張、情報活動隊等による警戒態勢の確保
- カ 特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告
- キ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ク その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 情報連絡態勢の確立

地震予知情報等の伝達ルート等



〔伝達方法〕

他の防災機関と協力し、区民、事業所に対してサイレン、スピーカー付き庁有車などにより情報等を伝達する。

(3) 区民・事業所に対する呼びかけ

区民 に対する 呼びかけ	防災体制の確立	防災区民組織の本部設置、役員の招集及び役割分担の確認
	情報の把握	テレビ、ラジオ、警察、消防、区等からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊及び落下防止措置
事業所 に対する 呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配置
	情報の収集伝達等	1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続、 停止及び退社等	1 劇場、映画館、地下街及び高層ビル等の不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 3 その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び 初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確保
	危害防止	商品、設備器具等の転倒及び落下防止措置

2 水防対策

機 関	内 容
区環境土木部	1 堤防、護岸等危険箇所の点検 2 水防資器材の点検
建設局第一建設事務所	1 水防資器材の点検整備 (1) 備蓄資器材の点検整備を行う。 (2) 水防計画により、関係業者に対し、資器材の緊急輸送の準備指令を出す。 なお、区からの応援要請があった場合は、直ちに対応する。
東京港建設事務所	1 水門等の施設の点検 水門、陸こう、逆流防止扉、排水機等の施設の操作に備え、要員の配置を行うとともに、施設の点検整備を行う。 2 水防資器材の点検整備 水防資器材については、水門及び水防倉庫に備えておき定期的に点検整備を行う。
東京海上保安部	地震に関する情報に基づき次の措置を講じる。 1 海上工事作業等の施工者に対し、工事作業の中止等必要な措置を講じる。 2 次に掲げる物件の所有者又は管理者等に対し、固縛、陸上への引き揚げ又は場所の移動等の流出防止措置を講じるよう指導する。 ア 工事作業現場の資器材等 イ 木材、筏、プレジャーボート、小型漁船等 ウ 沿岸部のドラム缶、コンテナ等 エ その他流出した場合に航路障害物となるもの。 3 港内在泊中の船舶に対し、港外等安全な水域への避難勧告を行う。 4 船舶がふくそうする海域に巡視船艇を配備し、船舶の避難誘導等を行う。

3 危険物対策

機 関	内 容
消 防 署	警戒宣言時の指導事項 1 石油類等危険物の取扱施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。 (1) 操業の制限、停止 (2) 流出拡散防止資器材等の点検、配置 (3) 緊急遮断装置の点検、確認 (4) 火気使用の制限又は禁止 (5) 消火設備等の点検確認 2 化学薬品等取扱施設 学校、病院、研究所等の事業所に対して、次の措置を実施するよう指導する。

警戒宣言に伴う
 対応措置

機 関	内 容
消 防 署	(1) 引火又は混合混触等に関する防災意識の徹底 (2) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 (3) 引火又は混合混触等による出火防止措置 3 危険物輸送 (1) 出荷、受入れを制限するか又は停止する。 (2) 輸送途上における遵守事項を徹底させる。
警 察 署	警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 (1) 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 (2) 危険物及び保管施設に対する警戒強化
下 水 道 局	1 石油類等危険物の取扱い施設 直ちに関連の作業を中止し、下記の措置を講ずるとともに、火気厳禁の指令及び付近住民を近づけないようにする。 (1) 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。 (2) タンクローリーから貯蔵タンクへ移送中の場合は、即時中止する。 2 高圧ガス取扱い施設 塩素ガス等 (1) 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量の確認。 (2) 塩素室の各扉を閉鎖及び外部への漏えいの防止策を講じる。 (3) 状況に応じ塩素ガスポンベの元バルブ閉鎖を行う。
東京海上保安部	地震に関する情報に基づき京浜港東京区及びその周辺海域における危険物輸送等に関して次に掲げる措置を講じる。 1 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な措置を講じる。 2 危険物荷役作業岸壁及び危険物取扱事務所の管理者に対し海上への危険物の流出防止措置をとらせるよう指導するとともに、オイルフェンスその他の排出油防除資器材の準備を指導する。 3 港内外にある船舶に対して、必要な指示又は避難勧告等を行う。

第4節 警備、交通対策

1 警備対策

機 関	内 容
警 察 署	1 警備部隊の編成及び配備 速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱のおそれのあるターミナル駅、地下街、主要交差点、港等に必要により、部隊を配備する。 2 治安維持活動 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪などの未然防止に努める。 3 津波に対する警戒活動 強化地域を管轄する警察署は、津波警報の発令を待つことなく、あらかじめ定めた警戒場所に要員を配置し、調査に当たる。 4 避難誘導活動 強化地域を管轄する警察署は、次の措置をとるものとする。 (1) 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合が多いので、避難の勧告・指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。 (2) 津波避難場所に選定された高台、中高層ビル等への自主的避難を行わせる。 (3) 避難所に当たっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たる。
東京海上保安部	海上における治安を維持するため次に掲げる措置を講じる。 1 警戒 空港、石油類貯蔵施設等重要施設の周辺海域の警戒を実施する。 2 立入検査 警察、消防機関等と密接な連絡をとり、治安情報等の収集に努めるとともに、警戒を実施する海域における挙動不審船に対する立入検査及び職務質問を実施する。

2 交通対策

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

【基本方針】

- | |
|--|
| 1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。
2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
3 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。
4 緊急交通路指定の場合は、優先的にその機能の確保を図る。 |
|--|

ア 交通対策本部等の設置

注意情報が発表された場合、交通管制センター内に交通対策連絡室を開設するほか、警戒宣言が発せられると同時に、これを交通対策本部に切替えて、総合的指揮体制をとる。

イ 運転者等のとるべき措置

(ア) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

- a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
- b カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
- c 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。
- d 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
- e バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- f 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。
- g 現場警察官等の指示に従うこと。

(イ) 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき

津波から避難するために、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

ウ 交通規制

警戒宣言が発令された場合、交通幕僚（交通部長）及び現場警備本部長は、必要に応じ、次の規制を行う。

(ア) 都県境

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

(イ) 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

(ウ) 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記(ア)の交通規制に準ずる。

※警戒宣言時における交通規制図は、別冊資料(154ページ)を参照。

エ 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、交通の状況を把握し、必要により交通検問所を設置する。

オ 緊急通行車両等の確認等

現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

(2) 海上における交通規制

港内における船舶交通の安全を図るため、東京海上保安部は港内の船舶に対し荷役の中止及

び港外又は湾外への避難を勧告する。

3 道路管理者等のとるべき措置

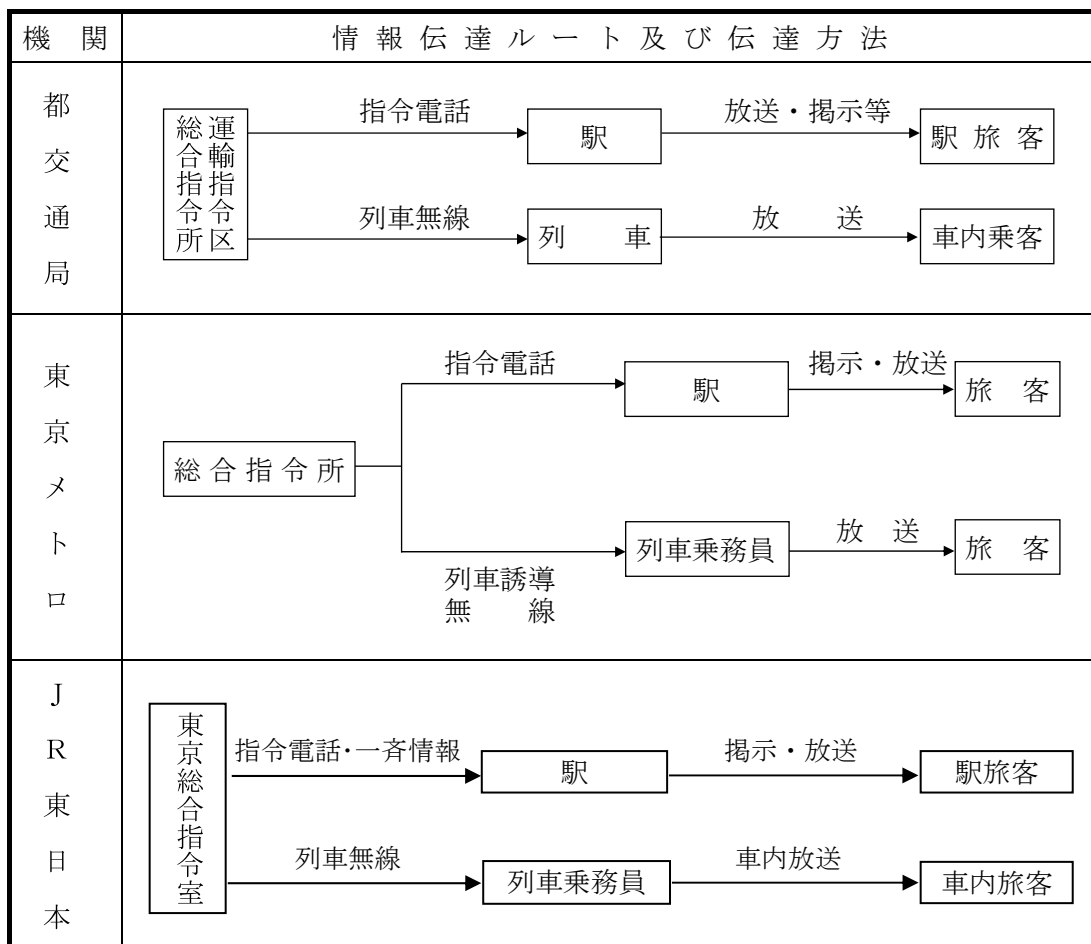
機 関	内 容
区環境土木部	1 危険箇所の点検 避難場所等へ通ずる道路等を重点的に点検する。 2 工事中の道路についての安全対策 原則として工事を中止し、安全対策を講じる。
建設局 第一建設事務所	1 危険箇所の点検 避難道路、緊急障害物除去道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止して安全対策を確立し、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。
首都高速道路株式会社	警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占有物件の整備等の必要な要請を行う。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様等に対して、規制状況等の必要な広報を行う。 3 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

第5節 公共輸送対策

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、各鉄道機関は、あらかじめ定めたルートで無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。



※バス、タクシー等の警戒宣言時の公共輸送対策については、別冊資料(155ページ)を参照。

(2) 列車運行措置

ア 都交通局及び東京メトロ

(ア) 運行方針

防災関係諸機関、報道機関及び他鉄道事業者との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

(イ) 運行措置

機関	警戒宣言当日	翌日以降
都交通局 ・ 東京メトロ	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

イ JR東日本

(ア) 強化地域外周部における線区（(イ)に記載する線区を除く。）は、列車の運転速度45km/h以下で、極力列車の運転を確保する。

(イ) 強化地域に近接する下記線区は、折返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、列車の運転を中止し、次の各駅で折返し運転を行う。

- a 東海道本線 藤沢・茅ヶ崎間は藤沢
- b 中央本線 高尾・上野原間は高尾
- c 青梅線 青梅・奥多摩間は青梅
- d 相模線 橋本・厚木間は橋本

(ウ) 警戒宣言時のJRの運転中止区間（別冊資料(156ページ)を参照。）

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機関	内容
消防署	1 平常時から、区内の全事業所に対して営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
都交通局 東京メトロ JR東日本	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ及び時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅において、放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講ずる。

機 関	内 容
都 交 通 局 東 京 メ ト ロ J R 東 日 本	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

なお、JR東日本においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は発売を停止する。

(5) 主要駅等の警備

警視庁は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、区、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し上記措置をとり、列車運行の確保に努めるものであるが、万一、区民、都民及び事業所の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(7) 長距離旅客等の対応措置

JR東日本は、強化地域を運行する特急列車等各列車は運転を中止する。

(8) その他の措置

機 関	内 容
都 交 通 局	あらかじめ指定した箇所について、電車運転中特別巡回を強化する。
東 京 メ ト ロ	1 工事の中止 列車の運行又は旅客公衆及び従業員の安全に係る工事現場については、警戒宣言が発せられたときは作業を中止するものとし、必要により仮設物の撤去補強等の安全措置をとる。

2 船舶対策

○ 情報伝達

船舶に対する警戒宣言及び予知情報の伝達方法は次のとおり行う。

機 関	伝 達 方 法 及 び 伝 達 ル ー ト
東京海上保安部	1 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇により、適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕、垂れ幕等により周知する。 2 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその付近に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより伝達する。

第6節 学校、社会福祉施設対策

1 学校対策（幼稚園、小学校、中学校等）

(1) 在 校 時

ア 警戒宣言が発せられた場合、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業の措置をとる。

イ 児童等の帰宅にあたり、あらかじめ保護者に伝達してある計画に基づき、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引渡す。保護者に引渡すまでは、学校（園）において保護する。

なお、帰宅が困難な児童等については、学校で保護する。

(2) 校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域の内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、現地の対策本部の指示に従う。

また、校長は、対応状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、現地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童等を在在（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運用や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、速やかに学校へ連絡をとり、近くの安全な場所に避難するなど状況に応じた措置をとる。

強化地域内の場合は、現地の官公署等と連絡をとり、現地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡はアと同様の措置をとる。

ウ 宇佐美学園については、被害が発生した場合は伊東市の警戒本部と連携を図り、速やかに対応する。また、園長は逐次、状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。

(3) 学校（園）におけるその他の対応策

ア 児童等を帰宅させた後、水のくみおき、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

イ 学校（園）に残留し保護する児童等のために必要な飲料水、食料、寝具等が不足する場合は、教育委員会へ報告する。

ウ 残留する児童等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従い措置する。

エ 残留する児童等の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、速やかに教育委員会へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

ア 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、都区市町村の広報等によって得るものとする。

イ 解除後の授業の再開の日時は、別途協議する。

(5) 児童・生徒に対する伝達と指導

学校は、児童・生徒の安全を図る指導にあたるとともに、警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(6) 注意情報発表時の学校等における対応措置の保護者への周知

学校等においては、注意情報発表時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとることとしている。

注意情報発表の報道で保護者が引き取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

宇佐美学園については、保護者に対して対応策を周知徹底し、児童の帰京などに備える。

2 社会福祉施設等

(1) 利用者等への措置

保育所・通所施設においては、施設利用者等を名簿で確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。なお、通園・通所時間中の場合は、経路に沿って施設利用者等を搜索し、保護するものとする。

引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者等については、施設等で保護する。

入所施設においては、施設利用者を施設内で保護する。

(2) 防災措置

保育所・通所施設、入所施設では、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

ア 保育所・通所施設

- (ア) 施設設備の点検
- (イ) ライフラインの確認
- (ウ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- (エ) 食料、飲料水、ミルク等の確保
- (オ) 医薬品の確保

イ 入所施設

- (ア) 施設設備の点検
- (イ) ライフラインの確認
- (ウ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- (エ) 食料、飲料水の確保
- (オ) 医薬品の確保
- (カ) 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- (キ) 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- (ク) 関係機関との緊密な連絡・連携

第7節 病院、診療所対策

(1) 診療態勢

区内の病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行う。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- ア 建物、設備等の点検・防災措置
- イ 危険物の点検・防災措置
- ウ 落下物の防止
- エ 非常用設備、備品の点検及び確保
- オ 職員の分担事務の確認
- カ 備蓄医薬器の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜伝達する。

第8節 百貨店、劇場、高層ビル、地下街等対策

百貨店、劇場、高層ビル、地下街等不特定多数の者の集まる施設については、混乱防止及び安全確保の見地から、消防署は下記の対応措置を講ずる。

付編第3章第3節「事業所に対する指導」(375ページ)による消防計画に基づき実施させるが、特に不特定多数の者を収容する部分については、主として次によるものとする。

対 象	対 応 措 置
百 貨 店	1 顧客へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。
劇 場、映 画 館	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 (ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。) 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
高 層 ビ ル	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対して必要な情報の伝達及び誘導の実施 7 エレベーターの運転中止及び避難時の階段利用

対 象	対 応 措 置
地 下 街	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 地下街店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対して必要な情報の伝達及び従業員による誘導の実施

第9節 電 話 対 策

1 警戒宣言時のふくそう防止措置

機関	内 容
N	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。
T	1 確保する業務
T	(1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
T	(2) 街頭公衆電話からの通話
T	(3) 非常、緊急扱い通話
T	(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供準備
東	2 可能な限りにおいて取り扱う業務
東	(1) 一般加入電話からのダイヤル通話
東	(2) 防災関係機関等から緊急な要請への対応
日	ア 故障修理
日	イ 臨時電話、臨時専用回線等の開通
本	(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

2 広 報

機関	内 容
N	1 警戒宣言発令時に、通信がふくそうし、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。
T	(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
T	(2) お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。)
東	(3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況
日	(4) その他必要とする事項
本	2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。

3 防災措置の実施

機関	内 容
N	警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。
T	1 警戒本部又は情報連絡室を設置
T	2 各対策組織の必要要員を招集
東	3 社外機関との情報連携
日	4 通信サービス利用者の協力を得るための広報
本	5 電源、物資及び人員の確保
	6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保
	7 その他必要な事項

第10節 電気、ガス、上下水道対策

1 東京電力パワーグリッド

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員、資器材の点検確保

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、注意情報又は警戒宣言情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

なお、全ての事務所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

イ 資器材の点検確保

警戒宣言が発せられた場合、非常災害対策支部は、復旧用資器材（工具、車両、発電機車及び変圧器車等）を整備、確保する。

(3) 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」及び隣接する電力会社と締結した「二社融通電力供給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(4) 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

(5) 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

2 東京ガス

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急処置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

(2) 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(3) 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

(4) 人員、資機材の点検確保

ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

イ 資機材の点検確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資材の点検を行う。

(5) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容

ア 広報の内容

(ア) 不使用ガス栓の閉止の確認

(イ) 地震発生時のマイコンメータ自動停止及び身の安全の確保

(ウ) 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

イ 広報の方法

テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体、インターネット等

3 上水道

(1) 警戒宣言時においても、水は平常通り供給する。また、発災に備えて「飲料水をくみおく」よう広報する。

項 目		説 明
広報の内容	飲 料 水	ポリタンク、バケツ、その他の容器を利用する。
	水洗便所等の生活用水	浴槽などを利用する。
	飲 料 水 の 水 質	くみおき水は覆蓋等かける。また、三角バケツ等の水は新しい
	貯留水の流出防止	水にくみかえる。 くみおき容器の転倒防止等くみおき水の流出防止策を講じる。
広報の方法	1	テレビ、ラジオに放送を依頼する。
	2	広報車等をもって実施する。
	3	水道局HPやツイッター等を使用して実施する。

(2) 人員、資器材の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて本部を設置し、各事業所における情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時には速やかに給水対策本部に移行しうる態勢を確立する。

(3) 施設等の保安措置

ア 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。

イ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

ウ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。

また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは原則として埋戻しを行う。

なお、当局施設が他企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じ安全強化措置を講じる。

4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、下水道局は次のとおり対応する。

(1) 施設等の保安措置

ア 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するため、施設の巡視、点検の強化及び整備を行う。

イ 工事現場においては、工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

(2) 危険物に対する保安措置

水再生センター及びポンプ所において、非常配備態勢要員を配置し、危険物に対する保安措置の徹底に努める。

第11節 生活物資対策

食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等については、極力営業を継続するよう要請する。

1 市場の流通確保

東京都中央卸売市場は、生鮮食品の安定供給を確保するため、卸売業者等に対して、在庫品の放出を要請するとともに、卸売業者を通じて産地・出荷者に対し出荷要請を行うこととしている。

2 物資の事前確保

機 関	内 容
区	1 必要な物資の調達計画を策定 2 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 3 地元商工団体及び小売店等に、物資の供給態勢を整えるように依頼 4 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）

第12節 救援、救護対策

1 給水態勢

区は都水道局と相互に密接な連絡を図り、発災後の応急給水が必要となることを考慮して、給水資器材の点検を行うこととする。

2 食料等の供給態勢

(1) 職員の配置

- ア 区は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送及び配分を行うための態勢をとる。
- イ 区は、優先供給等協定を締結している業者等に対し、待機態勢をとるよう要請することとする。

(2) 運搬計画

区は備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため一般社団法人東京都トラック協会中央支部及び協定事業者（物流事業者）に車両の優先利用について要請するとともに、区保有車両を待機させる。

3 医療救護態勢

区は発災時に備えて次の対応を行う。

(1) 医療救護班の編成準備

(2) 医療資器材及び薬品の点検・補充

(3) 地区医師会・歯科医師会・薬剤師会に対し、医療救護班等の編成準備を要請する。

第6章 区民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、区の震度は震度5弱程度と想定されている。

この場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、ブロック塀等の倒壊、落下物、家具類等の転倒などによる被害が予想されている。

また、区では、昼間人口が多いため、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害の発生が危惧されている。

このため、区民及び事業者の果たす役割は極めて大きく、区民一人一人が、また、各事業者が冷静、かつ的確な行動をとることが大切である。

本章においては、平常時から警戒宣言が発せられたときまでのそれぞれの時点で、区民、防災区民組織及び事業者がとるべき基準を示すものとする。

第1節 区民のとるべき措置

1 平常時

(1) 日ごろから出火の防止に努める。

ア 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。

イ ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をして置き、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。

ウ プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などを点検する。

(2) 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置く。

(3) 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。

ア タンス・食器棚・ピアノ等の家具類は固定する。

イ 家具の上に物を置かないようにする。

ウ 窓ガラスに飛散防止フィルム等を貼る。

エ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をする。

(4) ブロック塀等の点検補修をする。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を行う。

(5) 食料や非常持出品を準備しておく。

ア 家族が必要とする最低3日分の食料、飲料水、簡易トイレ等を備蓄しておく。

イ 三角布、ばんそうこう等の医薬品を備蓄しておく。

ウ ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。

エ ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具を備える。

(6) 家族で対応措置を話し合っておく。

ア 注意情報発表時、警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担、避難先及び連絡方法などを取り決めておく。また、地域における応急給水の拠点を確認しておく。

- イ 警戒宣言時は電話がかかりにくくなるので、安否確認方法など行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。
 - (8) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
 - (9) 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えない限り事前に防災区民組織や消防署・警察等に知らせておく。
- 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで
- (1) 情報に注意するとともに、冷静に行動する。
 - ア テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
 - イ あわてた行動をとらないようにする。
 - (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
 - (3) 電話の使用を自粛する。
 - (4) 自動車の利用を自粛する。
- 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで
- (1) 情報の把握を行う。
 - ア 都・区等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - イ 都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
 - (2) 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - イ ガスメーターコックの位置を確認し、避難の際には、ガスメーターコック及び元栓を閉める。
 - ウ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認し、避難の際には、ブレーカーを遮断する。
 - エ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - オ 危険物類の安全防護措置を点検する。
 - (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。
 - (4) テレビや家具類の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
 - (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
 - (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ア 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - イ ベランダの植木鉢等を片付ける。
 - (7) 飲料水、生活用水等のくみおきをする。
 - (8) 食料、医薬品、防災用品等を確認し、非常持出品としてすぐに持ち出せるよう取りまとめておく。
 - (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
 - (10) 電話の使用を自粛する。

特に、区役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。

- (11) 自動車の利用を自粛する。
 - ア 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - ウ 走行中の自動車は、目的地まで走行したら後は使わない。
- (12) 幼児及び児童の行動に注意する。
 - ア 幼児及び児童は、狭い路地やブロック塀などの付近を避ける。
 - イ 幼児、児童及び生徒が登園・登校している場合は、園・学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

第2節 防災区民組織のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ア 区及び防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - イ 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難等各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
- (2) 地区住民に、必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 区からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 防災区民組織本部の設置を行う。
- (3) 地区内住民に区民のとるべき措置（第1節参照）を呼びかける。
- (4) 軽可搬ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 要配慮者の安全に配慮する。
- (7) ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。

- (8) 救急医薬品を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

4 防災区民組織が結成されていない地域の行動

防災区民組織が結成されていない地域にあつては、町会・自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

1 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規程、事業所防災計画等を含む）に基づいて措置し、注意情報発表後の行動に備えておくものとする。また、従業員等に対する防災教育の実施、自衛消防訓練の実施、情報の収集・伝達体制の確立、事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策、水・食料・医薬品その他の必需品の備蓄を平時から行うこと。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。

- (1) 都及び本区の防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄り駅、建築構造及び周辺市街地状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。
- (2) 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとする。
- (3) 責任者の在・不在・夜間の勤務体制等を考慮したものとする。
- (4) 他の防災又は保安等に関する計画規程がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
- (5) 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあつたものとする。
- (6) 地域の防災区民組織との協力体制を図るものとする。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
- (3) 指示、案内等にあつては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。

この場合、身体障害者、乳幼児、妊産婦、高齢者等の要配慮者の安全確保に留意する。

- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等

生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。

- (5) 火気使用設備、器具類等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。

- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。

- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。

- (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。

- (9) バス・タクシー・生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。

- (10) 救助、救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。

- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

- (12) 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤（通学）者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

中央区地域防災計画

昭和 39 年	作	成
昭和 50 年	修	正
昭和 53 年	修	正
昭和 57 年	修	正
平成 2 年度	修	正
平成 4 年度	修	正
平成 8 年	修	正
平成10年度	修	正
平成14年度	修	正
平成18年度	修	正
平成 21 年	修	正
平成 25 年	修	正
平成 27 年	修	正
令和 3 年	修	正

刊行物登録番号
2-115

令和 3 年 2 月作成
令和 3 年 3 月発行

編集発行 中央区防災会議
(事務局) 中央区総務部危機管理課
中央区築地 1-1-1
電話 (3543) 0211 代表

印刷所 株式会社 成光社